

平成27年度調査
駅前放置自転車等の現況と対策

 東京都青少年・治安対策本部

目 次

第1 放置自転車を取り巻く状況

1 駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置状況	
(1) 放置台数・実収容台数・収容能力・乗入台数の推移	3
(2) 放置自転車が100台以上ある駅数の推移	6
(3) 区市町村別駅周辺放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況	7
(4) 駅別放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況	8
(5) 放置台数が多い駅(上位10駅)	22
(6) 区市町村別乗入状況(乗入駅数、乗入台数)	24
(7) 乗入台数が多い駅(上位20駅)	25
(8) 乗入台数・実収容台数・放置台数の推移	26
2 自転車等駐車場の整備状況	
(1) 自転車等駐車場数の推移	28
(2) 収容能力及び実収容台数の推移	28
(3) 設置者別収容能力の推移	29
(4) 料金別公設自転車等駐車場設置数の推移	29
(5) 自転車等駐車場の整備状況(構造、敷地形態、面積、収容能力等)	30
(6) 自転車等駐車場の駅からの距離、料金形態等	38
(7) 駅周辺のレンタサイクル設置状況	46
3 放置自転車等の撤去・返還・処分状況	
(1) 放置自転車等の撤去・返還・処分台数の推移	49
(2) 撤去した自転車等の処分内訳(平成26年度)	49
(3) 区市町村の撤去・返還・処分状況(平成26年度)	50
(4) 処分の内訳(区市町村別)	51
(5) 国内向けリサイクル用自転車の譲渡、売却先	54
(6) 撤去自転車等の保管場所の状況	55

第2 区市町村の担当組織・取組

1 担当組織	59
2 自転車等の駐車対策の推進に関する協議会等の設置等	61
3 放置自転車対策費	
(1) 対策費(歳出額・歳入額)の年度別推移	63
(2) 地域別自転車対策費(歳出額)の年度別推移	64

(3) 区市町村における対策費の概況	65
(4) 放置自転車等対策に係る歳入額の内訳	66
(5) 放置自転車等対策に係る歳出額の内訳	67
4 区市町村における条例制定等	
(1) 制定状況一覧	71
(2) 条例の主な制定内容	72
5 放置禁止区域等の指定状況	83
6 条例による自転車等の駐車場附置義務	85
7 民営自転車駐車場の育成(補助事業)	89
8 放置自転車等に関する調査・研究等実施状況	94
9 放置自転車対策事例	95

第3 財政制度

1 自転車等に関する財政制度	99
2 交通安全対策特別交付金(国庫支出金)	101
3 社会資本整備総合交付金(道路事業)	103
4 特定交通安全施設等整備事業(国庫補助金)	108
5 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業等、道路事業(防災・安全交付金))	109
6 特別区都市計画交付金(都支出金)	111
7 市町村土木費補助事業(都支出金)	114
8 (一財)日本自転車普及協会による自転車駐車場設置事業	115
9 (公財)自転車駐車場整備センターによる自転車駐車場設置事業	117

第4 参 考

1 自転車等の保有・登録・生産状況	129
2 自転車関係団体	136
3 関係法令	139

－ 凡 例 －

1 用語の定義

(1) 自転車等

自転車及び原動機付自転車をいう。

(2) 原動機付自転車

道路交通法第2条に規定する排気量50cc以下の原動機付自転車(以下略記は、「原付」とする。)をいう。

(3) 自転車等の放置

自転車等が自転車等駐車場以外の公共の場所に置かれ、当該自転車等の利用者が当該自転車等から離れて直ちに移動できない状態をいう。

(4) 駅周辺

原則として鉄軌道駅から概ね半径500m以内の区域をいう。

(5) 放置台数

駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車(以下略記は、「自二」とする。)の放置台数をいう。

(6) 収容能力

自転車等駐車場の整備計画上の収容予定台数をいう。ただし、整備計画に台数の定めがない場合は、原則として、自転車は一台当たり幅40cm、原動機付自転車は一台当たり幅60cmで算出した。なお、実収容台数が収容予定台数を上回る場合は、実収容台数を収容能力として採用した。

(7) 実収容台数

調査時において、自転車等駐車場に実際に駐車している台数をいう。

(8) 乗入台数

調査時における放置台数と実収容台数を合わせた台数をいう。

2 調査方法

主として以下の項目について、区市町村へ調査を依頼し、結果を集計した。

(1) 駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置状況

平成27年10月中、晴天の平日のうち任意の一日、概ね午前11時頃の駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置台数

(2) 駅周辺における自転車等駐車場の設置状況等

平成27年8月末現在の自転車等駐車場の設置及び利用状況

(3) 放置自転車等の撤去・返還・処分状況

平成26年度中の撤去・返還・処分状況

なお、撤去台数と「返還台数と処分台数」の合計値は、以下により一致しない。

- ① 返還台数、処分台数には、平成25年度中に撤去した自転車等の返還台数、処分台数が含まれる場合がある。また、平成26年度中に撤去した自転車等の中には、平成27年度中に返還又は処分されるものが含まれる。
- ② 処分台数には、粗大ごみとして収集されたもの及び自転車駐車場内に長期間放置された撤去台数に含まれないものも計上している場合がある。

3 調査対象区域

島しょ地区を除く東京都内区市町村

4 集計方法

(1) 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置台数

東京駅のように、複数の区市町村が関係する駅については、それぞれの区市町村ごとに計上した。

また、小川町駅・淡路町駅のように、異なる路線の複数の駅が近接している場合、複数の駅を一つの駅とみなして調査していることもある(駅名を併記)。

(2) 撤去自転車等の処分台数

廃棄、資源活用、リサイクル用途活用の三つに区分し、それぞれ集計した。

※ 廃棄とは、処分費用を支払い(有償)又は無償で自転車等を処分するものをいう。

※ 資源活用とは、鉄くず等再資源化を前提とした売却及び譲渡をいう。

※ リサイクル用途活用とは、自転車等の機能をとどめたまま売却、譲渡、地方公共団体の自己利用等の形で再利用に供されたものを指す。

第1 放置自転車を取り巻く状況

1 駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置状況

- (1) 放置台数・実収容台数・収容能力・乗入台数の推移
- (2) 放置自転車が100台以上ある駅数の推移
- (3) 区市町村別駅周辺放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況
- (4) 駅別放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況
- (5) 放置台数が多い駅（上位10駅）
- (6) 区市町村別乗入状況（乗入駅数、乗入台数）
- (7) 乗入台数が多い駅（上位20駅）
- (8) 乗入台数・実収容台数・放置台数の推移

2 自転車等駐車場の整備状況

- (1) 自転車等駐車場数の推移
- (2) 収容能力及び実収容台数の推移
- (3) 設置者別収容能力の推移
- (4) 料金別公設自転車等駐車場設置数の推移
- (5) 自転車等駐車場の整備状況（構造、敷地形態、面積、収容能力等）
- (6) 自転車等駐車場の駅からの距離、料金形態等
- (7) 駅周辺のレンタサイクル設置状況

3 放置自転車等の撤去・返還・処分状況

- (1) 放置自転車等の撤去・返還・処分台数の推移
- (2) 撤去した自転車等の処分内訳（平成26年度）
- (3) 区市町村の撤去・返還・処分状況（平成26年度）
- (4) 処分の内訳（区市町村別）
- (5) 国内向けリサイクル用自転車の譲渡、売却先
- (6) 撤去自転車等の保管場所の状況

第1 放置自転車を取り巻く状況

1 駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置状況

(1) 放置台数・実収容台数・収容能力・乗入台数の推移

- ・放置台数は、平成2年の約24.3万台をピークに年々減少傾向にあり、平成27年度の調査では37,004台(前年度比 5,166台減少)となった。
- ・平成23年度までの調査方法(自転車100台以上、原付と自二については合わせて50台以上のみを計上) による放置台数は、19,468台(前年度比 5,410台減少)となった。
- ・駅前放置自転車等実態調査は、昭和52年から総理府(現内閣府)が隔年で全国調査を実施し、全国調査が行われない年は、都が単独で調査を実施している。

－ 調査方法の変更について －

放置台数

きめ細かく放置の実態を把握し、放置自転車を解消するための対策に活かすため、**平成24年度調査から**これまでの全国一律の調査方法(自転車は100台以上、原付・自二はあわせて50台以上の放置がある駅を調査対象とする。)に加え、自転車、原付及び自二各1台以上の放置がある駅を調査対象としている。

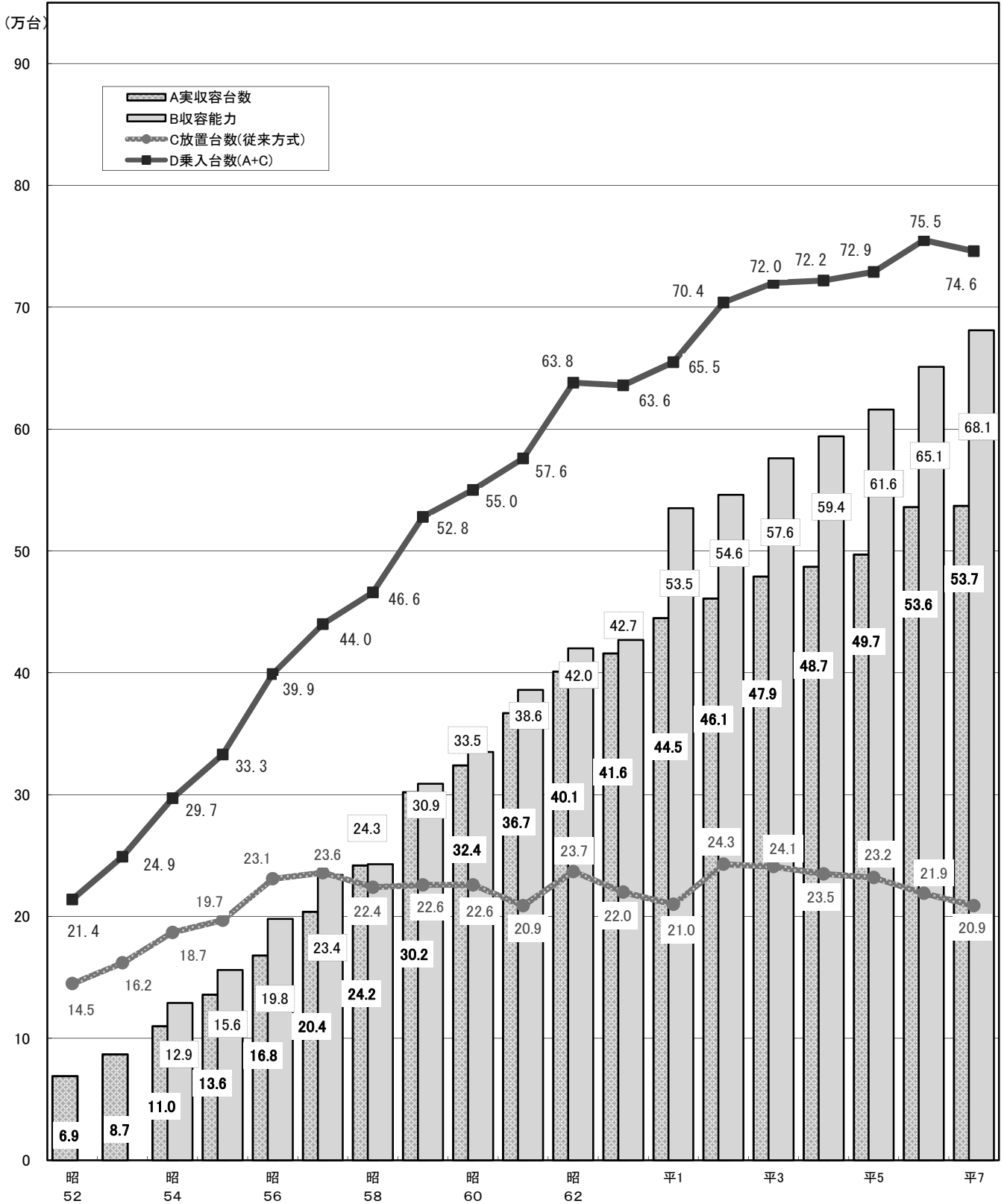
全国調査における原付及び自二の放置台数調査については、前回までの調査(平成23年度全国調査)において調査対象の駅及び放置台数の大幅な減少がみられたことから、内閣府は放置車両対策が十分に進んだと判断し、また、各自治体における作業負担軽減にも考慮し、今回の調査より実施しないこととしている。しかしながら、前述のようにきめ細かく放置の実態を調査する必要性や統計の連続性を考慮し、都では引き続き原付及び自二についても調査対象とした。

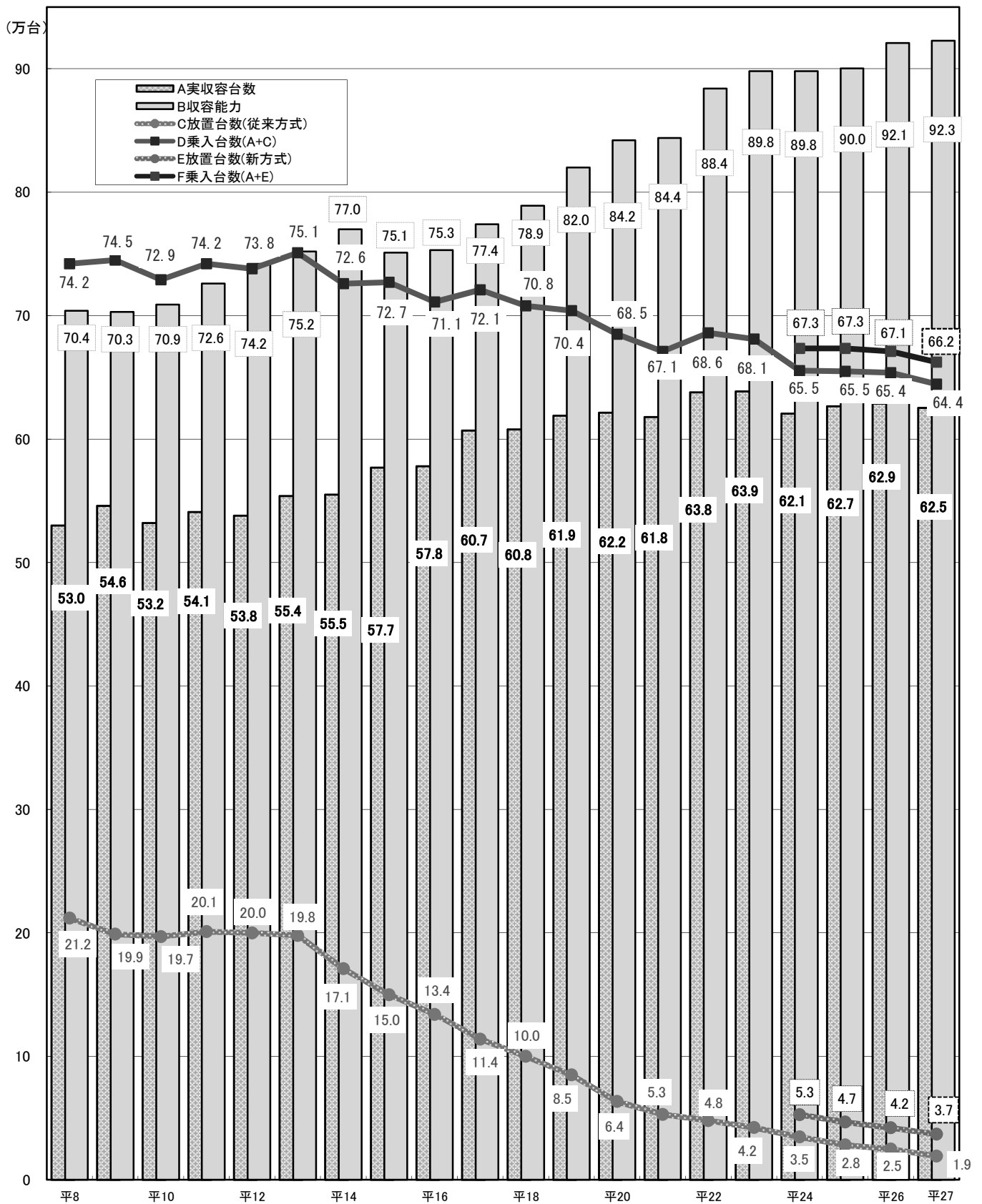
(調査対象となる駅)

	～平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	自転車	原付・自二	自転車	原付・自二	自転車	原付・自二	自転車	原付・自二	自転車	原付・自二
都調査	100台以上	あわせて 50台以上	1台以上	各1台以上	1台以上	各1台以上	1台以上	各1台以上	1台以上	各1台以上
全国調査 (内閣府)					100台以上			100台以上		

<下図の凡例について>

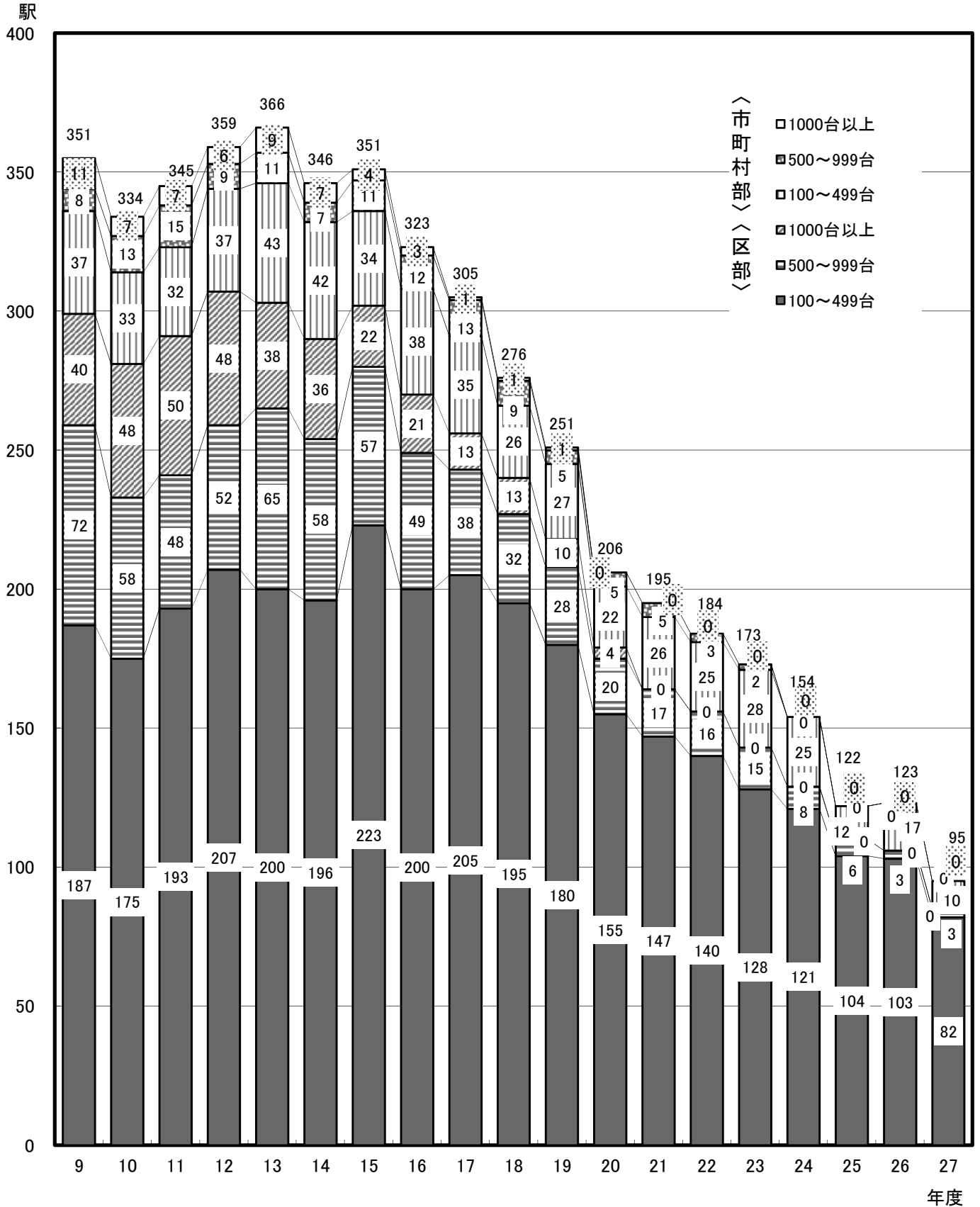
- C 放置台数（従来方式）：自転車100台以上、原付と自二については合わせて50台以上のみを計上
- E 放置台数（新方式）：自転車、原付及び自二各1台から計上





(2) 放置自転車が100台以上ある駅数の推移

- ・駅周辺の放置自転車が100台以上の駅は95駅である。
- ・駅周辺の放置自転車が1000台以上の駅は、平成20年以降存在しない。
- ・放置自転車が100台以上ある駅数はピーク時(平成13年)の約4分の1であり、区部が89.5%を占めている。



(3) 区市町村別駅周辺放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況

	放置台数(台)				放置自転車のある駅数(箇所)				自転車の 放置率 (%)
	自転車	原付	自二	計	1～99 台	100～499 台	500～999 台	計	
合計	33,830	1,918	1,256	37,004	500	92	3	595	5.3
区部計	29,729	1,664	1,158	32,551	385	82	3	470	7.4
千代田区	3,241	159	124	3,524	2	12	1	15	64.7
中央区	1,596	34	15	1,645	16	5		21	53.6
港区	1,881	30	47	1,958	25	6		31	30.9
新宿区	2,393	57	52	2,502	24	7	1	32	33.7
文京区	961	29	16	1,006	17	1		18	25.1
台東区	2,272	77	38	2,387	3	10		13	30.9
墨田区	1,287	166	83	1,536	10	4		14	10.7
江東区	1,511	124	90	1,725	20	5		25	9.1
品川区	1,165	77	27	1,269	23	4		27	12.5
目黒区	330	34	26	390	13			13	5.7
大田区	1,368	91	108	1,567	32	3		35	4.5
世田谷区	2,248	145	144	2,537	35	5		40	5.4
渋谷区	535	30	34	599	18	1		19	8.8
中野区	836	79	75	990	13	1		14	6.1
杉並区	1,187	123	73	1,383	20	2		22	3.9
豊島区	877	48	29	954	15	3		18	7.3
北区	1,525	49	18	1,592	13	2	1	16	8.6
荒川区	502	21		523	8	2		10	5.9
板橋区	2,321	139	109	2,569	15	7		22	10.0
練馬区	655	34	37	726	22			22	1.8
足立区	173	22	13	208	20			20	0.5
葛飾区	618	77		695	10	2		12	2.4
江戸川区	247	19		266	11			11	0.7
市部計	4,079	254	98	4,431	113	10		123	1.7
八王子市	393	65	37	495	14	2		16	2.1
立川市	466	9	10	485	6	2		8	3.4
武蔵野市	153	9	3	165	3			3	0.6
三鷹市	146	6	3	155	3	1		4	1.9
青梅市	19	5		24	3			3	0.5
府中市	127	3	5	135	9			9	0.9
昭島市	9			9	4			4	0.1
調布市	336	12	8	356	8	1		9	2.2
町田市	168	26		194	7			7	0.9
小金井市	52	2		54	2			2	0.8
小平市	67	4		71	5			5	0.5
日野市	301	16	11	328	7			7	3.2
東村山市	455	42	13	510	8	1		9	4.1
国分寺市	38	5		43	3			3	0.4
国立市	81			81	3			3	1.3
福生市	309	16		325	3	1		4	12.0
狛江市	93	9		102	3			3	1.7
東大和市	429			429	3	1		4	5.0
清瀬市	39			39	1			1	0.6
東久留米市	39	4		43	1			1	0.9
武蔵村山市									
多摩市	40	4	4	48	3			3	1.1
稲城市	58	1		59	5			5	1.3
羽村市	8			8	2			2	0.2
あきる野市	29	1		30	3			3	0.6
西東京市	224	15	4	243	4	1		5	1.4
町村部計	22			22	2			2	42.3
瑞穂町									
日の出町	22			22	2			2	100.0
檜原村									
奥多摩町									

(注) 放置率とは、乗入台数に占める放置台数の割合をいう。

(4) 駅別放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況

平成27年度調査 放置自転車台数マップ



この地図は、国土地理院長の承認(平19国地関公第377号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を複製(26都市基交第662号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。



— 区部 —

この地図は、国土地理院長の承認(平19国地関公第377号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を複製(26都市基交第662号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

駅名 (* 放置禁止区域に指定)	放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)	
	自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計	
総数	33,830	1,918	1,256	37,004	606,486	18,812	625,298	885,766	36,986	922,752	662,302	
区部計	29,729	1,664	1,158	32,551	369,347	6,819	376,166	527,126	13,647	540,773	408,717	
千代田区	有楽町駅	261	3		264	118		118	174		174	382
	東京駅	233	1	6	240	121	5	126	244	5	249	366
	* 神田駅	321	18	13	352	176	13	189	195	20	215	541
	* 秋葉原駅	584	8	5	597	593	32	625	765	32	797	1,222
	* 御茶ノ水駅	197	6	4	207	80	10	90	80	10	90	297
	* 水道橋駅	231	19	22	272	96	10	106	127	10	137	378
	* 飯田橋駅	164	10	8	182	252	17	269	270	20	290	451
	* 市ヶ谷駅	67	8	10	85	85	5	90	85	10	95	175
	* 四ツ谷駅	51	2	2	55	102	6	108	160	20	180	163
	* 岩本町駅	156	3		159	27		27	35		35	186
	小川町・淡路町駅	214	14	14	242							242
	神保町駅	160	36	25	221	35		35	60		60	256
	* 九段下駅	160	13	2	175	83	11	94	95	15	110	269
	末広町駅	308	7	4	319							319
半蔵門駅	134	11	9	154							154	
計	3,241	159	124	3,524	1,768	109	1,877	2,290	142	2,432	5,401	
中央区	銀座駅	52	3		55							55
	東銀座駅	37			37							37
	銀座一丁目駅	79			79							79
	* 築地駅	76			76	90	20	110	252	20	272	186
	* 築地市場駅	61	6		67	100	30	130	602	30	632	197
	* 新富町駅	51			51	41	32	73	202	32	234	124
	京橋駅	28			28							28
	宝町駅	20			20							20
	* 八丁堀駅	93	2	1	96	63		63	294		294	159
	茅場町駅	138	6		144	51		51	113		113	195
	新日本橋駅	58			58							58
	小伝馬町駅	36	2		38							38
	三越前駅	103		2	105							105
	日本橋駅	105	2	3	110							110
	水天宮前駅	82			82	197		197	477		477	279
	* 人形町駅	35	2		37	87		87	226		226	124
	* 浜町駅	22			22	49	53	102	300	53	353	124
馬喰町駅・馬喰横山駅・東日本橋駅	53	1		54	49		49	172		172	103	
* 勝どき駅	96	6	2	104	266		266	842		842	370	
* 月島駅	152	3	6	161	388	26	414	1,413	26	1,439	575	
東京駅	219	1	1	221							221	
計	1,596	34	15	1,645	1,381	161	1,542	4,893	161	5,054	3,187	
港区	* 新橋駅	19			19	173	12	185	302	12	314	204
	* 浜松町駅	13		1	14	183	17	200	238	50	288	214
	* 田町駅・三田駅	49	3		52	817	44	861	1,653	58	1,711	913
	* 品川駅	24			24	1,591	54	1,645	2,097	123	2,220	1,669
	芝公園駅	103	2	4	109							109
	御成門駅	37	2		39							39
	内幸町駅	35		3	38							38
	大門駅	50	1		51							51
	泉岳寺駅	61		10	71							71
	高輪台駅	15			15							15
	神谷町駅	43	2		45							45
	* 六本木駅	79	1	1	81	148		148	344		344	229
	広尾駅	255	1		256							256
虎ノ門駅	22			22							22	
* 赤坂見附駅	5			5	61		61	61	52	113	66	

- (注) ・ *印がある駅周辺には自転車等駐車が整備され、放置禁止区域が指定されている。
・ 実収容台数の「自転車」には、一部、「原付」の数値が含まれる場合もある。
・ 収容能力の「原付」は、原則として、専用の駐車スペースが設けられている数値を記載している。
・ 駅の立地によっては、例えば「東京駅」のように複数の区市町村に計上されるものもある。

駅名 (* 放置禁止区域に指定)	放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)	
	自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計	
港区	* 青山一丁目駅	12	2	1	15	92		92	100		100	107
	外苑前駅	260			260							260
	赤坂駅	109	1		110							110
	乃木坂駅	44		1	45	97		97	97		97	142
	* 表参道駅	42			42	117		117	312		312	159
	汐留駅	67	10	23	100							100
	* 芝浦ふ頭駅					18		18	104		104	18
	日の出駅	14	2		16							16
	竹芝駅	8		1	9							9
	お台場海浜公園駅	116			116	217	10	227	217	20	237	343
	台場駅	17			17							17
	溜池山王駅	41		1	42							42
	* 麻布十番駅	99	1		100	293		293	352	30	382	393
	六本木一丁目駅	137	1		138							138
* 白金高輪駅	17	1	1	19	172		172	270		270	191	
白金台駅	9			9	228		228	228		228	237	
赤羽橋駅	79			79							79	
計	1,881	30	47	1,958	4,207	137	4,344	6,375	345	6,720	6,302	
新宿区	* 新宿駅	545	12	4	561	788	102	890	1,308	145	1,453	1,451
	* 新宿西口駅	110	2	1	113	46	6	52	71	7	78	165
	* 西武新宿駅	115		1	116							116
	* 西新宿駅	57			57	173		173	178		178	230
	* 新大久保駅	141	2	1	144	175	18	193	600	65	665	337
	* 大久保駅	70	1	3	74	112	7	119	143	10	153	193
	* 四ツ谷駅	83	7	1	91	349	3	352	405	27	432	443
	* 信濃町駅	21			21	126	4	130	132	12	144	151
	* 四谷三丁目駅	54		1	55	170		170	286		286	225
	* 新宿御苑前駅	47	2	1	50	62	6	68	76	8	84	118
	* 新宿三丁目駅	22	1	3	26							26
	* 曙橋駅	61	4		65	170	46	216	280	78	358	281
	* 市ヶ谷駅	32			32	99	2	101	120	12	132	133
	* 飯田橋駅	104	2		106	152	12	164	188	21	209	270
	* 神楽坂駅	22			22	41		41	90		90	63
	* 早稲田駅	83			83	305	13	318	308	34	342	401
	* 高田馬場駅	180	2	7	189	757	28	785	1,144	113	1,257	974
	* 落合駅	23			23	77		77	99		99	100
	* 下落合駅	6	1		7	12	1	13	88	10	98	20
	* 中井駅	13		1	14	111	3	114	220	30	250	128
	* 都電早稲田駅	17	6	1	24	13		13	18		18	37
	都電面影橋駅	8	2		10							10
	* 都庁前駅	210	6	23	239	201	25	226	261	29	290	465
	* 西新宿五丁目駅	77	1		78	304	7	311	313	16	329	389
	* 落合南長崎駅	20			20	67		67	81	9	90	87
	* 東新宿駅	115	3	2	120	229		229	297		297	349
	* 若松河田駅	9			9	97	14	111	109	14	123	120
* 牛込柳町駅	14	2	2	18	37	5	42	106	14	120	60	
* 牛込神楽坂駅	6	1		7	31		31	45		45	38	
* 国立競技場駅	4			4	6		6	7		7	10	
西早稲田駅	99			99							99	
* 初台駅	25			25							25	
計	2,393	57	52	2,502	4,710	302	5,012	6,973	654	7,627	7,514	
文京区	* 新大塚駅	3			3	40		40	90		90	43
	* 茗荷谷駅	58			58	337		337	460		460	395
	* 後楽園駅	99	10	2	111	402		402	790		790	513
	* 本郷三丁目駅	78			78	240		240	267		267	318
	御茶ノ水駅	46		1	47							47
	湯島駅	17			17	28		28	42		42	45
	* 根津駅	86			86	54		54	55		55	140
	* 千駄木駅	24			24	52		52	77		77	76
	* 護国寺駅	17			17	30		30	150		150	47
	* 江戸川橋駅	81			81	486		486	507		507	567
* 飯田橋駅	27	5		32	106		106	110		110	138	

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
文 京 区	* 東大前駅	17			17	131		131	150		150	148
	* 本駒込駅	25			25	101		101	104		104	126
	* 駒込駅	75			75							75
	* 巣鴨駅											
	* 千石駅	70			70	333		333	417		417	403
	* 白山駅	83	5	4	92	183		183	210		210	275
	* 春日駅	134	9	8	151	183		183	262		262	334
	* 水道橋駅	21		1	22	164		164	198		198	186
計	961	29	16	1,006	2,870		2,870	3,889		3,889	3,876	
台 東 区	* 鶯谷駅	206	8	8	222	646		646	670		670	868
	* 御徒町駅・上野御徒町駅・ 上野広小路駅・仲御徒町駅	253	6	2	261	647		647	1,049		1,049	908
	* 上野駅	342	4	3	349	898	19	917	1,060	23	1,083	1,266
	* 稲荷町駅	26	2	1	29	76		76	76		76	105
	* 入谷駅	204			204	203	11	214	556	22	578	418
	* 三ノ輪駅	78		3	81	299		299	402		402	380
	* 浅草駅	132	9		141	1,238		1,238	1,262		1,262	1,379
	* つくばエクスプレス浅草駅	301	22	8	331	282		282	760		760	613
	* 田原町駅	152	2	3	157							157
	* 浅草橋駅	134	8	2	144	354	13	367	534	75	609	511
	* 蔵前駅	206	11	3	220	144		144	271		271	364
	* 新御徒町駅	232	4	5	241	181		181	680		680	422
* 日暮里駅	6	1		7	117		117	250		250	124	
計	2,272	77	38	2,387	5,085	43	5,128	7,570	120	7,690	7,515	
墨 田 区	* 押上駅	217	32	7	256	2,727	3	2,730	3,080	5	3,085	2,986
	* 小村井駅	7	4	2	13	115		115	379		379	128
	* 鐘ヶ淵駅	28	3	8	39	122	6	128	292	12	304	167
	* 菊川駅	37	14	2	53	181		181	253		253	234
	* 錦糸町駅	449	69	26	544	3,975	20	3,995	5,974	25	5,999	4,539
	* 京成曳舟駅	51		2	53	673	7	680	1,362	20	1,382	733
	* とうきょうスカイツリー駅	51	6		57	513		513	1,920		1,920	570
	* 東あずま駅	7	4	2	13	61		61	102		102	74
	* 東向島駅	19	2		21	296		296	457		457	317
	* 曳舟駅	50	4		54	730	3	733	893	7	900	787
	* 本所吾妻橋駅	134	2	10	146	261		261	347		347	407
	* 森下駅	14			14							14
	* 八広駅	19	4	1	24	457	7	464	684	19	703	488
	* 両国駅	204	22	23	249	611		611	814		814	860
計	1,287	166	83	1,536	10,722	46	10,768	16,557	88	16,645	12,304	
江 東 区	* 東陽町駅	114	3	2	119	836	12	848	1,273	54	1,327	967
	* 亀戸駅	260	13	8	281	2,343	3	2,346	3,613	84	3,697	2,627
	* 亀戸水神駅	5			5	65		65	70		70	70
	* 南砂町駅	42	2		44	2,393	11	2,404	2,716	67	2,783	2,448
	* 新木場駅	25	14	1	40	254	17	271	364	45	409	311
	* 住吉駅	39	3	3	45	746	10	756	757	26	783	801
	* 西大島駅	58	2	2	62	451		451	644		644	513
	* 大島駅	50	5	1	56	677	11	688	692	18	710	744
	* 東大島駅	31	4	1	36	1,287	12	1,299	1,576	25	1,601	1,335
	* 木場駅	69	7	5	81	787		787	1,108		1,108	868
	* 門前仲町駅	167	16	12	195	806	17	823	1,608	34	1,642	1,018
	* 清澄白河駅	77	9	11	97	619	16	635	619	30	649	732
	* 森下駅	117	15	12	144	294	6	300	403	10	413	444
	* 潮見駅	8			8	283	8	291	435	20	455	299
	* 越中島駅	16	1	2	19	266		266	300		300	285
	* 辰巳駅	71	2		73	871		871	1,669		1,669	944
	* 豊洲駅	63	4	2	69	1,831	35	1,866	3,816	46	3,862	1,935
	* 東雲駅	16	3	1	20	195	2	197	238	10	248	217
* 東京レポート 国際展示場駅・有明駅	8			8	65		65	190	10	200	73	
* 新豊洲駅	30	1		31							31	
* 市場前駅	4			4							4	
* 有明テニスの森駅		1	2	3	6		6	80		80	9	

駅名 (* 放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
江東区	国際展示場正門駅	35	4	6	45							45
	青海駅	8	1	1	10							10
	テレコムセンター駅	13	4	1	18							18
	船の科学館駅											
	計	1,511	124	90	1,725	15,075	160	15,235	22,171	479	22,650	16,960
品川区	* 大崎駅	18	2	1	21	1,005	175	1,180	1,168	249	1,417	1,201
	* 大井町駅	107	3	2	112	1,823	157	1,980	2,362	290	2,652	2,092
	* 戸越公園駅	29	2	1	32	102		102	134		134	134
	* 戸越駅	7	1		8	122		122	208		208	130
	* 中延駅	12	1	1	14	406	15	421	550	32	582	435
	* 新馬場駅	24	3	2	29	140	72	212	225	110	335	241
	* 旗の台駅	37	2	1	40	155	21	176	273	52	325	216
	* 五反田駅	190	23	6	219	331	60	391	461	99	560	610
	* 大井競馬場前駅	8	1		9	115	6	121	411	19	430	130
	* 下神明駅	2		2	4	49		49	169		169	53
	* 戸越銀座駅	49			49	59	2	61	114	3	117	110
	* 天王洲アイランド駅	8	5	3	16	167	70	237	314	133	447	253
	* 品川シーサイド駅	37	3	1	41	490	19	509	1,087	32	1,119	550
	* 大森駅	28	3		31	575	15	590	640	26	666	621
	* 西大井駅	34	4		38	421	1	422	527	11	538	460
	* 荏原町駅	32	4		36	158	3	161	253	4	257	197
	* 青物横丁駅	49	4	1	54	181	17	198	442	95	537	252
	* 立会川駅	19	1	1	21	170	44	214	277	87	364	235
	* 荏原中延駅	35	2	1	38	86	18	104	165	20	185	142
	* 西小山駅	67	1		68	478	12	490	1,031	23	1,054	558
	* 武蔵小山駅	179	3	2	184	594	13	607	855	30	885	791
	* 目黒駅	101	7	2	110	277	63	340	324	78	402	450
	* 不動前駅	21			21	180		180	200		200	201
	北品川駅	19	1		20	44	37	81	44	38	82	101
	鮫洲駅	9			9	32	16	48	73	16	89	57
	大森海岸駅	21	1		22							22
大崎広小路駅	23			23							23	
	計	1,165	77	27	1,269	8,160	836	8,996	12,307	1,447	13,754	10,265
目黒区	* 中目黒駅	28	3	5	36	1,327	16	1,343	2,310	40	2,350	1,379
	* 学芸大学駅	89	3	1	93	1,367	30	1,397	1,898	52	1,950	1,490
	* 都立大学駅	25	5	1	31	1,237	27	1,264	2,510	79	2,589	1,295
	* 自由が丘駅	31	3	4	38	105		105	446		446	143
	* 池尻大橋駅	43		4	47	320	12	332	621	30	651	379
	* 駒場東大前駅	18	6	3	27	68	3	71	131	5	136	98
	* 目黒駅	12	1	1	14	56	2	58	100	10	110	72
	* 祐天寺駅	18	5	2	25	419	4	423	860	11	871	448
	* 武蔵小山駅	6			6							6
	* 西小山駅	19	2	4	25	79	3	82	114	3	117	107
	* 洗足駅	17	1		18	192	6	198	391	20	411	216
	* 大岡山駅	1			1	45	1	46	147	5	152	47
	* 緑が丘駅	23	5	1	29	209		209	353	7	360	238
	計	330	34	26	390	5,424	104	5,528	9,881	262	10,143	5,918
大田区	* 大森駅	226	16	19	261	4,240	31	4,271	4,260	36	4,296	4,532
	* 大森海岸駅	9	3	2	14	38		38	138		138	52
	* 平和島駅	31		2	33	1,574	10	1,584	1,620	10	1,630	1,617
	* 大森町駅	18			18	201		201	205		205	219
	* 梅屋敷駅	2	1		3	140		140	140		140	143
	* 馬込駅	11	4	4	19	541	29	570	600	29	629	589
	* 西馬込駅	11	3	2	16	460		460	460		460	476
	* 池上駅	90	8	5	103	430	9	439	661	15	676	542
	* 昭和島駅	83	1	1	85	293		293	293		293	378
	* 北千束駅	2			2	31		31	55		55	33
	* 大岡山駅	24	2	3	29	539	6	545	637	6	643	574
	* 長原駅	42	3	6	51	472	9	481	488	10	498	532
	* 洗足池駅	27	3	5	35	407		407	440		440	442
* 石川台駅	18		4	22	311	5	316	608	10	618	338	
* 雪が谷大塚駅	80	1	4	85	252		252	340		340	337	
* 御嶽山駅	148	5	4	157	130		130	137		137	287	

駅名 (* 放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
大田区	* 久が原駅	33	2		35	216		216	337		337	251
	* 千鳥町駅	14	4	1	19	208		208	254		254	227
	* 田園調布駅	8	2	4	14	420	29	449	467	30	497	463
	* 多摩川駅	6			6	616	15	631	766	27	793	637
	* 沼部駅	10	7	3	20	41		41	50		50	61
	* 鶉の木駅	35	2	1	38	109		109	123		123	147
	* 蒲田駅	320	13	26	359	9,942	107	10,049	12,404	204	12,608	10,408
	* 京急蒲田駅	4			4	1,511		1,511	2,438		2,438	1,515
	* 蓮沼駅	5			5	54	24	78	150	53	203	83
	* 矢口渡駅	5			5	716		716	716		716	721
	* 武蔵新田駅	8			8	569	9	578	1,163	45	1,208	586
	* 下丸子駅	2			2	515	5	520	561	10	571	522
	* 雑色駅	19			19	1,198	13	1,211	1,827	18	1,845	1,230
	* 六郷土手駅	1			1	660	6	666	681	10	691	667
	* 糎谷駅	8			8	742		742	990		990	750
	* 大鳥居駅	14			14	656	17	673	828	23	851	687
	* 穴守稲荷駅	5			5	231		231	361		361	236
	* 天空橋駅	3			3	186	17	203	260	25	285	206
流通センター駅	46	11	12	69	84	18	102	84	18	102	171	
計	1,368	91	108	1,567	28,733	359	29,092	35,542	579	36,121	30,659	
世田谷区	* 池尻大橋駅	25			25	358	8	366	470	30	500	391
	* 三軒茶屋駅	172	7	3	182	2,483	45	2,528	2,993	51	3,044	2,710
	* 駒沢大学駅	143	3	4	150	731	14	745	731	18	749	895
	* 桜新町駅	89	9	10	108	2,105	36	2,141	2,502	67	2,569	2,249
	* 用賀駅	78	7	5	90	2,997	31	3,028	3,340	89	3,429	3,118
	* 二子玉川駅	34	3	7	44	4,022	131	4,153	5,858	191	6,049	4,197
	* 自由が丘駅	9	1	6	16	357	18	375	433	28	461	391
	* 九品仏駅	7	3	1	11	142		142	153		153	153
	* 尾山台駅	39	5	2	46	667	25	692	667	67	734	738
	* 等々力駅	15	1	4	20	331	20	351	331	24	355	371
	* 上野毛駅	4	1	2	7	372		372	433		433	379
	* 奥沢駅	33	3	3	39	149		149	200		200	188
	西太子堂駅	6			6							6
	若林駅	34	5	1	40							40
	松陰神社前駅	38	1	2	41							41
	* 世田谷駅	5	2		7	30		30	60		60	37
	* 上町駅	60	5	7	72	124	2	126	189	6	195	198
	宮の坂駅	27	2		29							29
	* 松原駅	8	2		10	55	5	60	150	14	164	70
	東北沢駅	14			14							14
	* 下北沢駅	194	5	16	215	534	2	536	576	32	608	751
	* 世田谷代田駅	20	3	1	24	43		43	95		95	67
	* 梅ヶ丘駅	98	9	3	110	357	26	383	560	59	619	493
	* 豪徳寺・山下駅	27	4	5	36	408	17	425	597	46	643	461
	* 経堂駅	98	15	8	121	3,228	52	3,280	4,607	137	4,744	3,401
	* 千歳船橋駅	115	6	5	126	2,303	46	2,349	3,081	90	3,171	2,475
	* 祖師ヶ谷大蔵駅	68	3	6	77	2,621	47	2,668	3,726	163	3,889	2,745
* 成城学園前駅	87	3	3	93	4,043	195	4,238	5,025	287	5,312	4,331	
* 喜多見駅	63	5	5	73	2,016	31	2,047	2,077	54	2,131	2,120	
* 池ノ上駅	18	1	2	21	59		59	120		120	80	
* 新代田駅	4			4	61		61	67		67	65	
* 東松原駅	26	3	7	36	68		68	68		68	104	
* 代田橋駅	47	10	5	62	11		11	70		70	73	
* 明大前駅	53			53	809	23	832	996	71	1,067	885	
* 下高井戸駅	23	2	5	30	477	3	480	864	35	899	510	
* 桜上水駅	13	1	2	16	1,466	18	1,484	1,770	55	1,825	1,500	
* 上北沢駅	53	3	1	57							57	
* 八幡山駅	47	2	1	50	584	23	607	1,037	39	1,076	657	
* 芦花公園駅	18		1	19	160	1	161	274	18	292	180	
* 千歳鳥山駅	336	10	11	357	5,562	51	5,613	7,312	135	7,447	5,970	
計	2,248	145	144	2,537	39,733	870	40,603	51,432	1,806	53,238	43,140	

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
渋谷区	* 渋谷駅	124	7	12	143	1,099	246	1,345	1,120	269	1,389	1,488
	神泉駅	19	1	1	21							21
	* 広尾駅	27	2		29	50		50	50		50	79
	* 恵比寿駅	92	13	8	113	1,011	113	1,124	1,097	130	1,227	1,237
	代官山駅	25	1	1	27							27
	* 原宿・明治神宮前駅	8		2	10	95	9	104	117	9	126	114
	* 参宮橋駅	4		1	5	65	28	93	68	28	96	98
	* 代々木駅	21	1		22	186	23	209	190	23	213	231
	* 代々木八幡駅	19		3	22	161	12	173	161	12	173	195
	* 代々木上原駅	18	1	1	20	348	79	427	353	81	434	447
	* 代々木公園駅	9			9	100		100	100		100	109
	* 千駄ヶ谷駅	3			3	182		182	186		186	185
	* 新宿駅	11			11	220	38	258	280	41	321	269
	南新宿駅	12		1	13							13
	* 初台駅	20			20	502	61	563	761	65	826	583
	* 幡ヶ谷駅	30	1	1	32	372	147	519	422	161	583	551
	* 笹塚駅	80	3	3	86	1,107	114	1,221	1,218	159	1,377	1,307
北参道駅	10			10	60	27	87	60	27	87	97	
国立競技場駅	3			3							3	
計	535	30	34	599	5,558	897	6,455	6,183	1,005	7,188	7,054	
中野区	* 中野駅	292	16	41	349	7,331	179	7,510	8,372	197	8,569	7,859
	* 東中野駅	32	4	1	37	1,132		1,132	1,273		1,273	1,169
	* 中野坂上駅	44	1		45	574		574	1,162		1,162	619
	* 新中野駅	79	2		81	199		199	490		490	280
	* 中野新橋駅	68	12	7	87	157		157	159		159	244
	* 中野富士見町駅	6	2		8	82		82	90		90	90
	* 落合駅	5			5	196		196	196		196	201
	* 新江古田駅	18	4	3	25	155	3	158	220	4	224	183
	* 鷲ノ宮駅	49	7	2	58	1,420	20	1,440	2,678	50	2,728	1,498
	* 都立家政駅	20	6	1	27	377		377	640		640	404
	* 野方駅	65	8	5	78	604		604	1,021		1,021	682
	* 沼袋駅	87	8	7	102	429	12	441	737	13	750	543
	* 新井薬師前駅	56	8	7	71	222		222	306		306	293
	* 富士見台駅	15	1	1	17	16		16	30		30	33
計	836	79	75	990	12,894	214	13,108	17,374	264	17,638	14,098	
杉並区	* 下井草駅	15	2	1	18	443	2	445	944	10	954	463
	* 井荻駅	50	3	5	58	881	2	883	1,451	11	1,462	941
	* 上井草駅	18	1	2	21	449	4	453	722	8	730	474
	* 高円寺駅	381	53	22	456	2,702	14	2,716	3,169	93	3,262	3,172
	* 阿佐ヶ谷駅	73	9	8	90	3,138	11	3,149	3,461	43	3,504	3,239
	* 荻窪駅	83	23	14	120	8,627		8,627	9,360		9,360	8,747
	* 西荻窪駅	59	5	4	68	3,226	16	3,242	3,655	40	3,695	3,310
	* 東高円寺駅	13			13	659	2	661	931	10	941	674
	* 新高円寺駅	48	2	1	51	980		980	1,500		1,500	1,031
	* 南阿佐ヶ谷駅	140	10	6	156	723		723	729		729	879
	* 中野富士見町駅	22	5	1	28	160		160	188		188	188
	* 方南町駅	70	2		72	465	7	472	578	10	588	544
	* 永福町駅	67		2	69	898	2	900	1,537	7	1,544	969
	* 西永福駅	7			7	533		533	688		688	540
	* 浜田山駅	51	5	4	60	759	2	761	1,129	10	1,139	821
	* 高井戸駅	33		1	34	1,107		1,107	1,406		1,406	1,141
	* 富士見ヶ丘駅					390		390	588		588	390
	* 久我山駅	5			5	1,802	23	1,825	1,968	27	1,995	1,830
	三鷹台駅											
	* 代田橋駅		2		2	111	3	114	140	20	160	116
明大前駅					517		517	517		517	517	
* 下高井戸駅	2			2							2	
* 桜上水駅	39	1		40	276		276	407		407	316	
上北沢駅	2			2	119		119	200		200	121	
* 八幡山駅	7		1	8	339		339	386	13	399	347	
芦花公園駅	2		1	3							3	
計	1,187	123	73	1,383	29,304	88	29,392	35,654	302	35,956	30,775	

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	
豊 島 区	* 高田馬場駅	8	1	3	12	67		67	67		67	79
	* 目白駅	18			18	966	11	977	1,387	28	1,415	995
	* 池袋駅	298	20	15	333	3,187	14	3,201	4,724	17	4,741	3,534
	* 大塚駅	16	1		17	1,150	20	1,170	1,828	50	1,878	1,187
	* 巣鴨駅	184	5	3	192	1,286	12	1,298	2,004	38	2,042	1,490
	* 駒込駅	43	3	2	48	310	5	315	910	11	921	363
	* 新大塚駅	7			7	108		108	146		146	115
	* 雑司が谷駅	3			3	38		38	68		68	41
	* 東池袋駅	9			9	374	22	396	584	22	606	405
	* 要町駅	103	4		107	719	1	720	927	10	937	827
	* 千川駅	36		1	37	1,401	10	1,411	1,678	30	1,708	1,448
	* 北池袋駅	14	3	1	18	112		112	122		122	130
	* 下板橋駅	7	1		8	181		181	240		240	189
	* 板橋駅	4	1		5							5
	* 椎名町駅	43	2		45	319		319	670		670	364
	* 東長崎駅	41	4	3	48	331		331	759		759	379
* 落合南長崎駅	21		1	22	458	3	461	674	20	694	483	
* 西巣鴨駅	22	3		25	142		142	338		338	167	
計	877	48	29	954	11,149	98	11,247	17,126	226	17,352	12,201	
北 区	* 浮間舟渡駅	23	5		28	192	13	205	454	13	467	233
	* 北赤羽駅	79	1		80	931	16	947	1,375	37	1,412	1,027
	* 赤羽駅	624	16	5	645	4,790	171	4,961	7,344	248	7,592	5,606
	* 十条駅	145	2	3	150	1,515	20	1,535	2,308	44	2,352	1,685
	* 板橋駅	14	1		15	167		167	522		522	182
	* 東十条駅	70	7		77	602	25	627	1,737	100	1,837	704
	* 王子駅	389	11	5	405	3,154	83	3,237	3,664	101	3,765	3,642
	* 上中里駅	7		1	8	105		105	200		200	113
	* 田端駅	37	1		38	2,520	77	2,597	3,128	80	3,208	2,635
	* 駒込駅	47	1		48	373		373	515		515	421
	* 尾久駅	26	2	3	31	535		535	565		565	566
	* 赤羽岩淵駅	22		1	23	116		116	116		116	139
	* 志茂駅	9			9	85		85	100		100	94
	* 王子神谷駅	26	2		28	765	32	797	1,184	45	1,229	825
	* 西ヶ原駅	2			2	72		72	149		149	74
	* 西巣鴨駅	5			5	190		190	371		371	195
計	1,525	49	18	1,592	16,112	437	16,549	23,732	668	24,400	18,141	
荒 川 区	* 南千住駅	17			17	2,732	28	2,760	2,968	35	3,003	2,777
	* 町屋駅	107	2		109	2,671	34	2,705	2,831	34	2,865	2,814
	* 日暮里駅	87	7		94	748		748	1,270		1,270	842
	* 西日暮里駅	43			43	1,358		1,358	2,514		2,514	1,401
	* 三河島駅	26	4		30	188		188	440		440	218
	* 熊野前駅					75		75	300		300	75
	* 赤土小学校前駅	2	2		4	21		21	50		50	25
	* 新三河島駅	16	2		18							18
	* 三ノ輪橋駅	115			115	156		156	193		193	271
	* 小台駅	44	3		47							47
* 荒川車庫駅	45	1		46							46	
計	502	21		523	7,949	62	8,011	10,566	69	10,635	8,534	
板 橋 区	* 板橋駅	80		7	87	633	15	648	877	31	908	735
	* 浮間舟渡駅	50	2	3	55	881	13	894	1,651	56	1,707	949
	* 新板橋駅	140	6	7	153	201	6	207	447	81	528	360
	* 板橋区役所前駅	161	17	5	183	617	34	651	858	147	1,005	834
	* 板橋本町駅	59	2	3	64	792	7	799	870	34	904	863
	* 本蓮沼駅	93	7	11	111	323		323	484	5	489	434
	* 志村坂上駅	59	6	2	67	261	4	265	764	4	768	332
	* 志村三丁目駅	32	1	1	34	1,438	28	1,466	1,780	189	1,969	1,500
	* 蓮根駅	85	9	1	95	841	23	864	957	23	980	959
	* 西台駅	85	2	5	92	629	13	642	1,506	116	1,622	734
	* 高島平駅	94	3	2	99	1,733	33	1,766	2,146	110	2,256	1,865
	* 新高島平駅	31	5	5	41	158	7	165	446	18	464	206
* 西高島平駅	76	3	4	83	751	30	781	1,425	102	1,527	864	
* 小竹向原駅	16	4	2	22	1,111	11	1,122	1,314	61	1,375	1,144	

駅名 (* 放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
板橋区	* 下板橋駅	58	1	3	62	233	6	239	445	38	483	301
	* 大山駅	273	8	7	288	764		764	1,367	40	1,407	1,052
	* 中板橋駅	185	8	10	203	443		443	474		474	646
	* ときわ台駅	208	13	8	229	1,212	13	1,225	1,686	55	1,741	1,454
	* 上板橋駅	162	17	2	181	1,234	22	1,256	2,050	49	2,099	1,437
	* 東武練馬駅	40	2		42	1,506	62	1,568	2,500	121	2,621	1,610
	* 下赤塚駅・地下鉄赤塚駅	71	4	7	82	1,032	15	1,047	1,522	20	1,542	1,129
	* 成増駅・地下鉄成増駅	263	19	14	296	4,145	121	4,266	4,999	200	5,199	4,562
計	2,321	139	109	2,569	20,938	463	21,401	30,568	1,500	32,068	23,970	
練馬区	* 豊島園駅	19	1	1	21	489		489	737	14	751	510
	* 練馬駅	89	5	4	98	2,525	43	2,568	3,179	98	3,277	2,666
	* 江古田駅	62	3	5	70	404	27	431	1,395	65	1,460	501
	* 大泉学園駅	44	3	2	49	5,753	94	5,847	7,646	171	7,817	5,896
	* 中村橋駅	71	2	4	77	1,180	36	1,216	2,200	77	2,277	1,293
	* 桜台駅	89	6	4	99	316	22	338	784	52	836	437
	* 平和台駅	16		3	19	2,672	19	2,691	3,644	74	3,718	2,710
	* 石神井公園駅	29	2	2	33	5,562	79	5,641	7,722	278	8,000	5,674
	* 東武練馬駅	25	2	1	28	170	6	176	390	19	409	204
	* 武蔵関駅	37	1	2	40	1,430		1,430	2,482	14	2,496	1,470
	* 光が丘駅	13			13	5,766	78	5,844	6,604	122	6,726	5,857
	* 練馬高野台駅	24		1	25	1,293	16	1,309	1,451	41	1,492	1,334
	* 上石神井駅	36	5	2	43	1,801	24	1,825	2,987	45	3,032	1,868
	* 富士見台駅	27		2	29	1,092	10	1,102	1,296	44	1,340	1,131
	* 地下鉄赤塚駅	22		2	24	910	15	925	1,039	46	1,085	949
	* 練馬春日町駅	9			9	721	1	722	1,044	10	1,054	731
* 保谷駅	2			2	1,885	35	1,920	2,962	76	3,038	1,922	
* 小竹向原駅	14	1	1	16	767		767	849		849	783	
* 新江古田駅	9	2		11	128		128	186		186	139	
* 氷川台駅	9			9	1,803	16	1,819	2,503	47	2,550	1,828	
* 上井草駅	7			7							7	
* 新桜台駅	2	1	1	4	45		45	231		231	49	
計	655	34	37	726	36,712	521	37,233	51,331	1,293	52,624	37,959	
足立区	* 北千住駅	19	4	3	26	3,865	77	3,942	5,875	83	5,958	3,968
	* 小菅駅	3			3	187		187	462	15	477	190
	* 五反野駅	3			3	1,720	16	1,736	2,988	35	3,023	1,739
	* 梅島駅	9			9	1,116	15	1,131	2,127	35	2,162	1,140
	* 西新井駅	29	1	2	32	4,904	46	4,950	7,705	267	7,972	4,982
	* 竹ノ塚駅	15	5	1	21	7,543	113	7,656	12,334	232	12,566	7,677
	* 大師前駅	5	2		7	112		112	260		260	119
	* 牛田駅・京成関屋駅	1			1	137		137	248		248	138
	* 千住大橋駅	2	1		3	636	9	645	945	15	960	648
	* 綾瀬駅	36	6	2	44	7,803	82	7,885	10,795	192	10,987	7,929
	* 北綾瀬駅	13	1		14	1,341	4	1,345	2,403	43	2,446	1,359
	* 青井駅	1			1	651	2	653	1,911	20	1,931	654
	* 六町駅	5			5	3,439	51	3,490	5,413	132	5,545	3,495
	* 見沼代親水公園駅			1	1	1,124	18	1,142	1,417	28	1,445	1,143
	* 舎人駅	3	1	1	5	508	6	514	686	14	700	519
	* 舎人公園駅	7			7	363		363	648		648	370
	* 谷在家駅	2	1	2	5	782		782	900		900	787
	* 西新井大師西駅	8			8	634		634	990	10	1,000	642
	* 江北駅	8		1	9	482		482	566	29	595	491
* 高野駅					289	4	293	376	5	381	293	
* 扇大橋駅	3			3	390		390	740		740	393	
* 足立小台駅	1			1	30	3	33	123	15	138	34	
* 堀切駅												
計	173	22	13	208	38,056	446	38,502	59,912	1,170	61,082	38,710	

駅名 (*放置禁止区域に指定)	放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)	
	自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計	
葛飾区	* 金町駅・京成金町駅	31			31	6,663	22	6,685	9,382	212	9,594	6,716
	* 亀有駅	55			55	3,532	65	3,597	6,114	145	6,259	3,652
	* 綾瀬駅	12	3		15	22		22	72		72	37
	* 新小岩駅	162	40		202	7,393		7,393	11,017	40	11,057	7,595
	* 柴又駅	5	1		6							6
	* 京成高砂駅	11	1		12	1,745	12	1,757	2,723	68	2,791	1,769
	* 青砥駅	15	2		17	2,216	9	2,225	2,692	24	2,716	2,242
	* お花茶屋駅	74	7		81	892	8	900	2,927	58	2,985	981
	* 堀切菖蒲園駅	91	11		102	593		593	869		869	695
	* 京成立石駅	131	12		143	1,071		1,071	1,585		1,585	1,214
	* 四ツ木駅	24			24	1,413		1,413	1,672		1,672	1,437
	* 新柴又駅	7			7	57		57	470		470	64
計	618	77		695	25,597	116	25,713	39,523	547	40,070	26,408	
江戸川区	* 平井駅	33			33	3,039	30	3,069	4,343	49	4,392	3,102
	* 小岩駅	79	9		88	5,540	77	5,617	8,655	100	8,755	5,705
	* 東大島駅	1			1	297	3	300	1,200	4	1,204	301
	* 瑞江駅	26			26	5,498	26	5,524	7,700	47	7,747	5,550
	* 西葛西駅	18	7		25	4,140	63	4,203	6,150	98	6,248	4,228
	* 篠崎駅	13			13	3,121	11	3,132	3,900	25	3,925	3,145
	* 一之江駅	22			22	3,370	39	3,409	4,636	46	4,682	3,431
	* 船堀駅	2			2	3,023	34	3,057	4,000	47	4,047	3,059
	* 葛西駅	17	2		19	6,459	59	6,518	9,800	89	9,889	6,537
	* 葛西臨海公園駅					1,940	7	1,947	3,170	11	3,181	1,947
	* 京成小岩駅	28	1		29	783	1	784	1,723	4	1,727	813
	京成江戸川駅	8			8							8
計	247	19		266	37,210	350	37,560	55,277	520	55,797	37,826	

【市部】

駅名 (*放置禁止区域に指定)	放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)	
	自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計	
市部計	4,079	254	98	4,431	237,109	11,985	249,094	357,240	23,226	380,466	253,525	
八王子市	* 八王子駅	154	28	7	189	4,579	481	5,060	7,571	1,396	8,967	5,249
	* 西八王子駅	19		3	22	3,727	293	4,020	5,734	644	6,378	4,042
	* 高尾駅	1			1	1,629	292	1,921	2,465	1,054	3,519	1,922
	* 片倉駅	4			4	262	44	306	785	128	913	310
	* 八王子みなみ野駅					1,163	62	1,225	1,520	147	1,667	1,225
	北八王子駅	131	8	10	149	414	42	456	511	44	555	605
	小宮駅					326	28	354	541	55	596	354
	* 京王八王子駅	32	11	8	51	1,752	211	1,963	2,639	400	3,039	2,014
	* 長沼駅	2	1	1	4	71	16	87	122	57	179	91
	* 北野駅	5	1		6	414	114	528	1,082	436	1,518	534
	京王片倉駅	7	1		8	226	31	257	226	31	257	265
	山田駅					98	52	150	178	92	270	150
	* めじろ台駅	1			1	274	83	357	638	317	955	358
	狭間駅	1	7	7	15	112	27	139	254	27	281	154
	高尾山口駅					74	10	84	100	14	114	84
	* 南大沢駅	16	3		19	1,276	128	1,404	2,132	482	2,614	1,423
* 京王堀之内駅	8	1	1	10	1,205	85	1,290	1,888	257	2,145	1,300	
松が谷駅	1			1	98	7	105	268	9	277	106	
大塚・帝京大学駅	4			4	431	8	439	540	15	555	443	
中央大学・明星大学駅	7	4		11	123	2	125	136	2	138	136	
計	393	65	37	495	18,254	2,016	20,270	29,330	5,607	34,937	20,765	
立川市	* 立川駅・立川北駅・立川南駅	72	5	7	84	7,109	190	7,299	11,396	353	11,749	7,383
	* 西国立駅	2			2	383	13	396	1,205	42	1,247	398
	* 西立川駅					295		295	336		336	295
	* 玉川上水駅	5			5	1,854		1,854	3,128		3,128	1,859
	* 武蔵砂川駅	3		1	4	1,202	54	1,256	1,467	136	1,603	1,260

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
立川市	* 西武立川駅					1,081	20	1,101	1,146	31	1,177	1,101
	砂川七番駅	254			254	119		119	119		119	373
	* 泉体育館駅					526		526	590		590	526
	立飛駅	123	4	2	129							129
	* 高松駅	5			5	297		297	380		380	302
	* 柴崎体育館駅	2			2	316	19	335	325	30	355	337
計	466	9	10	485	13,182	296	13,478	20,092	592	20,684	13,963	
武蔵野市	* 吉祥寺駅	68	4	3	75	10,275	158	10,433	14,963	441	15,404	10,508
	* 三鷹駅	29	2		31	6,429	68	6,497	7,746	90	7,836	6,528
	* 武蔵境駅	56	3		59	7,310	126	7,436	11,265	280	11,545	7,495
	計	153	9	3	165	24,014	352	24,366	33,974	811	34,785	24,531
三鷹市	* 三鷹駅	101	3	1	105	6,265	70	6,335	8,204	116	8,320	6,440
	* 三鷹台駅	24	2	2	28	717		717	1,458		1,458	745
	* 井の頭公園駅	13	1		14	181		181	420	15	435	195
	* つつじヶ丘駅	8			8	249	12	261	470	27	497	269
	計	146	6	3	155	7,412	82	7,494	10,552	158	10,710	7,649
青梅市	小作駅					1,589	61	1,650	2,184	89	2,273	1,650
	* 河辺駅	13			13	1,485	85	1,570	3,134	358	3,492	1,583
	* 東青梅駅					463	100	563	630	124	754	563
	* 青梅駅	3	2		5	241	90	331	1,039	186	1,225	336
	宮ノ平駅		3		3	22	6	28	55	6	61	31
	日向和田駅					166	6	172	182	13	195	172
	石神前駅											
	二俣尾駅					30	3	33	60	5	65	33
	軍畑駅	3			3							3
	沢井駅											
御嶽駅					12	7	19	45	9	54	19	
計	19	5		24	4,008	358	4,366	7,329	790	8,119	4,390	
府中市	* 武蔵野台駅	1			1	1,383	35	1,418	1,837	35	1,872	1,419
	* 多磨霊園駅					956	16	972	1,559	43	1,602	972
	* 東府中駅	30		4	34	875	12	887	1,874	20	1,894	921
	* 府中駅	11	2	1	14	2,661	94	2,755	4,818	268	5,086	2,769
	* 分倍河原駅	9	1		10	2,637	51	2,688	4,123	143	4,266	2,698
	* 中河原駅	3			3	1,611	40	1,651	2,704	152	2,856	1,654
	府中競馬正門前駅											
	* 府中本町駅	4			4	874	61	935	1,195	76	1,271	939
	* 北府中駅					964	10	974	1,491	25	1,516	974
	* 多磨駅	2			2	387		387	515	45	560	389
	* 白糸台駅					597	7	604	678	17	695	604
	競艇場前駅	66			66	151	1	152	155	1	156	218
	* 是政駅	1			1	278		278	278	1	279	279
* 西府駅					762	21	783	963	29	992	783	
計	127	3	5	135	14,136	348	14,484	22,190	855	23,045	14,619	
昭島市	* 西立川駅					69	8	77	288	96	384	77
	* 東中神駅	1			1	476		476	922		922	477
	* 中神駅	1			1	1,748	31	1,779	2,168	100	2,268	1,780
	* 昭島駅	6			6	2,589		2,589	5,992		5,992	2,595
	* 拝島駅	1			1	1,608	49	1,657	2,920	110	3,030	1,658
	計	9			9	6,490	88	6,578	12,290	306	12,596	6,587
調布市	* 飛田給駅	27	3	1	31	367	24	391	1,300	55	1,355	422
	* 西調布駅	3			3	1,062	44	1,106	2,176	110	2,286	1,109
	* 調布駅	177	4	7	188	5,504	270	5,774	8,400	473	8,873	5,962
	* 布田駅	4	2		6	363		363	363		363	369
	* 国領駅	8			8	1,035	20	1,055	2,103	30	2,133	1,063
	* 柴崎駅	13			13	635	9	644	1,888	34	1,922	657
	* つつじヶ丘駅	19			19	2,864	67	2,931	3,900	108	4,008	2,950
	* 仙川駅	70	2		72	2,976	41	3,017	4,563	201	4,764	3,089
	* 京王多摩川駅	15	1		16	368	16	384	680	49	729	400
	計	336	12	8	356	15,174	491	15,665	25,373	1,060	26,433	16,021

駅名 (* 放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	
町田市	* 町田駅	38	3		41	8,599	1,856	10,455	9,337	2,477	11,814	10,496
	* 成瀬駅	91	17		108	1,092	192	1,284	1,097	237	1,334	1,392
	* 相原駅	2			2	1,119	145	1,264	1,963	377	2,340	1,266
	* 多摩境駅	5			5	910	96	1,006	1,160	112	1,272	1,011
	* 玉川学園前駅	13	2		15	774	372	1,146	1,090	406	1,496	1,161
	* 鶴川駅	11	3		14	4,124	580	4,704	4,260	587	4,847	4,718
	* 南町田駅	8	1		9	2,012	215	2,227	2,072	234	2,306	2,236
	* すずかけ台駅					253	53	306	253	80	333	306
	* つくし野駅					39	99	138	275	155	430	138
計	168	26		194	18,922	3,608	22,530	21,507	4,665	26,172	22,724	
小金井市	* 武蔵小金井駅	42	2		44	4,527	42	4,569	6,151	68	6,219	4,613
	* 東小金井駅	10			10	2,231	12	2,243	6,172	149	6,321	2,253
	* 新小金井駅					83	3	86	316	7	323	86
	計	52	2		54	6,841	57	6,898	12,639	224	12,863	6,952
小平市	* 東大和市駅					187	9	196	300	30	330	196
	* 小川駅					1,913	33	1,946	3,404	68	3,472	1,946
	* 鷹の台駅	6	4		10	1,110	7	1,117	2,095	14	2,109	1,127
	* 新小平駅	5			5	1,892	106	1,998	3,575	199	3,774	2,003
	* 青梅街道駅					102		102	180		180	102
	* 一橋学園駅	24			24	811	17	828	1,764	87	1,851	852
	* 小平駅	8			8	2,795	45	2,840	4,376	125	4,501	2,848
	* 花小金井駅	24			24	5,052	110	5,162	7,916	190	8,106	5,186
計	67	4		71	13,862	327	14,189	23,610	713	24,323	14,260	
日野市	* 高幡不動駅	53	1	4	58	1,827	137	1,964	3,067	253	3,320	2,022
	* 豊田駅	70	4		74	3,691	244	3,935	5,266	466	5,732	4,009
	* 日野駅	26	1	2	29	1,683	171	1,854	3,061	302	3,363	1,883
	* 百草園駅	9			9	204	29	233	654	31	685	242
	* 南平駅					430	23	453	994	40	1,034	453
	* 平山城址公園駅					298	57	355	578	89	667	355
	* 万願寺駅					209	2	211	652	14	666	211
	* 多摩動物公園駅	95	10	5	110							110
	* 甲州街道駅	43			43	746	17	763	896	17	913	806
	* 程久保駅	5			5	58	18	76	113	18	131	81
計	301	16	11	328	9,146	698	9,844	15,281	1,230	16,511	10,172	
東村山市	* 久米川駅	249	16	6	271	2,118	49	2,167	3,706	76	3,782	2,438
	* 東村山駅	67	8	5	80	3,733	122	3,855	4,543	188	4,731	3,935
	* 新秋津駅	37	1	1	39	1,925	103	2,028	2,731	127	2,858	2,067
	* 秋津駅	35	3	1	39	1,589	46	1,635	2,069	89	2,158	1,674
	* 萩山駅	33	5		38	276	4	280	384	10	394	318
	八坂駅	12	6		18	719		719	719		719	737
	西武遊園地駅	5	2		7	51		51	352		352	58
	西武園駅	6			6	129		129	132		132	135
武蔵大和駅	11	1		12							12	
計	455	42	13	510	10,540	324	10,864	14,636	490	15,126	11,374	
国分寺市	* 国分寺駅	26	2		28	4,566	64	4,630	6,865	228	7,093	4,658
	* 西国分寺駅	5	3		8	2,430		2,430	3,411	70	3,481	2,438
	* 国立駅	7			7	1,755	72	1,827	2,875	124	2,999	1,834
	* 恋ヶ窪駅					390	2	392	803	5	808	392
	計	38	5		43	9,141	138	9,279	13,954	427	14,381	9,322
国立市	* 国立駅	74			74	4,576	35	4,611	7,386	60	7,446	4,685
	* 谷保駅	6			6	858	7	865	1,253	40	1,293	871
	* 矢川駅	1			1	793	19	812	1,152	40	1,192	813
	計	81			81	6,227	61	6,288	9,791	140	9,931	6,369
福生市	* 福生駅	10			10	1,876	100	1,976	3,775	227	4,002	1,986
	* 牛浜駅	2			2	243	12	255	1,123	88	1,211	257
	* 拝島駅					144	41	185	290	57	347	185
	* 熊川駅	1			1	10	1	11	69	7	76	12
	* 東福生駅	296	16		312							312
	計	309	16		325	2,273	154	2,427	5,257	379	5,636	2,752

駅名 (*放置禁止区域に指定)	放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)	
	自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計		
狛江市	* 狛江駅	79	8		87	3,109	77	3,186	3,366	183	3,549	3,273
	* 和泉多摩川駅	10	1		11	1,178	71	1,249	1,320	89	1,409	1,260
	* 喜多見駅	4			4	1,201	23	1,224	1,442	30	1,472	1,228
	計	93	9		102	5,488	171	5,659	6,128	302	6,430	5,761
東大和市	* 東大和市駅	26			26	3,141	13	3,154	3,682	20	3,702	3,180
	* 玉川上水駅	39			39	2,294	80	2,374	2,351	80	2,431	2,413
	* 武蔵大和駅					1,213	20	1,233	1,377	20	1,397	1,233
	* 上北台駅	284			284	1,195	41	1,236	1,195	41	1,236	1,520
	* 桜街道駅	80			80	381	6	387	399	6	405	467
計	429			429	8,224	160	8,384	9,004	167	9,171	8,813	
清瀬市	* 清瀬駅	39			39	5,595	184	5,779	6,364	286	6,650	5,818
	* 秋津駅					479	26	505	983	76	1,059	505
	計	39			39	6,074	210	6,284	7,347	362	7,709	6,323
東久留米市	* 東久留米駅	39	4		43	4,290	262	4,552	5,640	372	6,012	4,595
	計	39	4		43	4,290	262	4,552	5,640	372	6,012	4,595
多摩市	* 永山駅	11			11	1,131	128	1,259	1,856	536	2,392	1,270
	* 多摩センター駅	8	4	3	15	1,063	325	1,388	3,509	795	4,304	1,403
	* 唐木田駅					162	84	246	342	223	565	246
	* 聖蹟桜ヶ丘駅	21		1	22	1,297	125	1,422	2,238	238	2,476	1,444
	計	40	4	4	48	3,653	662	4,315	7,945	1,792	9,737	4,363
稲城市	* 南多摩駅	22			22	788	119	907	829	129	958	929
	* 稲城長沼駅	12			12	1,286	52	1,338	1,372	53	1,425	1,350
	* 矢野口駅	7	1		8	827	68	895	973	83	1,056	903
	* 若葉台駅	11			11	325	59	384	325	60	385	395
	* 稲城駅	6			6	654	123	777	791	180	971	783
	* 京王よみうりランド駅					600	20	620	656	92	748	620
計	58	1		59	4,480	441	4,921	4,946	597	5,543	4,980	
羽村市	* 羽村駅	7			7	2,778	43	2,821	4,175	50	4,225	2,828
	* 小作駅	1			1	1,875	151	2,026	2,228	161	2,389	2,027
	計	8			8	4,653	194	4,847	6,403	211	6,614	4,855
あきる野市	東秋留駅	15			15	1,545	42	1,587	1,656	42	1,698	1,602
	秋川駅	8	1		9	1,217	41	1,258	1,736	68	1,804	1,267
	武蔵引田駅	6			6	918	30	948	989	55	1,044	954
	武蔵増戸駅					398	18	416	854	50	904	416
	武蔵五日市駅					545	37	582	744	83	827	582
計	29	1		30	4,623	168	4,791	5,979	298	6,277	4,821	
西東京市	* 保谷駅	22	1		23	3,848	106	3,954	7,523	227	7,750	3,977
	* ひばりヶ丘駅	37	4	2	43	3,902	106	4,008	5,381	182	5,563	4,051
	* 田無駅	110	8		118	6,067	82	6,149	8,786	172	8,958	6,267
	* 西武柳沢駅	48	2	2	52	1,221	18	1,239	2,764	76	2,840	1,291
	* 東伏見駅	7			7	964	7	971	1,589	21	1,610	978
計	224	15	4	243	16,002	319	16,321	26,043	678	26,721	16,564	

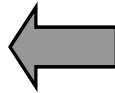
【町部】

駅名 (*放置禁止区域に指定)	放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)	
	自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計		
町 村 部 計	22			22	30	8	38	1,400	113	1,513	60	
瑞穂町	箱根ヶ崎駅							1,287	99	1,386		
	計							1,287	99	1,386		
日の出町	武蔵増戸駅	3			3						3	
	武蔵引田駅	19			19						19	
	計	22			22						22	
奥多摩町	奥多摩駅					10	5	15	25	5	30	15
	白丸駅					5		5	21	2	23	5
	鳩ノ巣駅											
	古里駅					3		3	27	3	30	3
	川井駅					12	3	15	40	4	44	15
計					30	8	38	113	14	127	38	

(5) 放置台数が多い駅(上位10駅)

[単位：台]

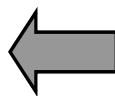
順位	平成27年(1台以上)			
	駅名	路線名	区市	台数
1	赤羽	JR京浜東北線・埼京線・高崎線・宇都宮線	北区	645 (21)
2	秋葉原	JR各線・つくばエクスプレス・メトロ日比谷線	千代田区	597 (13)
3	新宿	JR各線・小田急線・京王線・メトロ丸の内線・都営新宿線	新宿区 渋谷区	572 (16)
4	錦糸町	JR総武線・メトロ半蔵門線	墨田区	544 (95)
5	東京	JR各線・メトロ丸の内線	千代田区 中央区	461 (9)
6	高円寺	JR中央線・総武線	杉並区	456 (75)
7	王子	JR京浜東北線・メトロ南北線・都電荒川線	北区	405 (16)
8	蒲田	JR京浜東北線・東急池上線・東急多摩川線	大田区	359 (39)
9	千歳烏山	京王線	世田谷区	357 (21)
10	神田	JR中央線・山手線・京浜東北線・メトロ銀座線	千代田区	352 (31)



順位	平成26年(1台以上)			
	駅名	路線名	区市	台数
1	秋葉原	JR各線・つくばエクスプレス・メトロ日比谷線	千代田区	872 (32)
2	新宿	JR各線・小田急線・京王線・メトロ丸の内線・都営新宿線	新宿区 渋谷区	677 (38)
3	赤羽	JR京浜東北線・埼京線・高崎線・宇都宮線	北区	663 (27)
4	錦糸町	JR総武線・メトロ半蔵門線	墨田区	597 (111)
5	浅草(TX)	つくばエクスプレス	台東区	514 (34)
6	王子	JR京浜東北線・メトロ南北線・都電荒川線	北区	467 (10)
7	高円寺	JR中央線・総武線	杉並区	442 (82)
8	東京	JR各線・メトロ丸の内線	千代田区 中央区	399 (13)
9	千歳烏山	京王線	世田谷区	388 (17)
10	調布	京王線・相模原線	調布市	381 (27)

(参考)

順位	平成27年(従来方式)			
	駅名	路線名	区市	台数
1	赤羽	JR京浜東北線・埼京線・高崎線・宇都宮線	北区	624 (0)
2	秋葉原	JR各線・つくばエクスプレス・メトロ日比谷線	千代田区	584 (0)
3	新宿	JR各線・小田急線・京王線・メトロ丸の内線・都営新宿線	新宿区 渋谷区	545 (0)
4	錦糸町	JR総武線・メトロ半蔵門線	墨田区	544 (95)
5	高円寺	JR中央線・総武線	杉並区	456 (75)
6	東京	JR各線・メトロ丸の内線	千代田区 中央区	452 (0)
7	王子	JR京浜東北線・メトロ南北線・都電荒川線	北区	389 (0)
8	中野	JR中央線・総武線・メトロ東西線	中野区	349 (57)
9	上野	JR各線・メトロ日比谷線・銀座線・京成本線	台東区	342 (0)
10	千歳烏山	京王線	世田谷区	336 (0)



順位	平成26年(従来方式)			
	駅名	路線名	区市	台数
1	秋葉原	JR各線・つくばエクスプレス・メトロ日比谷線	千代田区	840 (0)
2	赤羽	JR京浜東北線・埼京線・高崎線・宇都宮線	北区	636 (0)
3	新宿	JR各線・小田急線・京王線・メトロ丸の内線・都営新宿線	新宿区 渋谷区	623 (0)
4	錦糸町	JR総武線・メトロ半蔵門線	墨田区	597 (111)
5	浅草(TX)	つくばエクスプレス	台東区	480 (0)
6	王子	JR京浜東北線・メトロ南北線・都電荒川線	北区	457 (0)
7	高円寺	JR中央線・総武線	杉並区	442 (82)
8	東京	JR各線・メトロ丸の内線	千代田区 中央区	386 (0)
9	千歳烏山	京王線	世田谷区	371 (0)
10	上野	JR各線・メトロ日比谷線・銀座線・京成本線	台東区	355 (0)

(注)・台数下段の()内は原付・自二の放置台数を内数で示した。

・平成23年調査までは、従来方式(駅ごとに、自転車100台以上、原付と自二については合わせて50台以上の場合のみ計上)による。

順位	平成25年(1台以上)				平成24年(1台以上)				平成23年			
	駅名	路線名	区市	台数	駅名	路線名	区市	台数	駅名	路線名	区市	台数
1	錦糸町	JR総武線・ メトロ半蔵門線	墨田区	782 (45)	赤羽	JR京浜東北線・ 埼京線・高崎線・ 宇都宮線	北区	813 (32)	赤羽	JR京浜東北線・ 埼京線・高崎線・ 宇都宮線	北区	838 (0)
2	新宿	JR各線・小田急 線・京王線・メトロ丸 の内線・都営新	新宿区 渋谷区	760 (25)	東京	JR各線・ メトロ丸の内線	千代田区 中央区	775 (29)	東京	JR各線・ メトロ丸の内線	千代田区 中央区	830 (0)
3	秋葉原	JR各線・ つくばエクスプレ ス・メトロ日比谷線	千代田区	683 (7)	麻布十番	メトロ南北線・ 都営大江戸線	港区	766 (4)	新小岩	JR総武線	葛飾区	820 (87)
4	赤羽	JR京浜東北線・ 埼京線・高崎線・ 宇都宮線	北区	646 (22)	新宿	JR各線・小田急 線・京王線・ メトロ丸の内線・ 都営新宿線	新宿区 渋谷区	731 (31)	田町・三田	JR山手線・京浜東 北線・都営三田線・ 都営浅草線	港区	793 (0)
5	東京	JR各線・ メトロ丸の内線	千代田区 中央区	602 (29)	秋葉原	JR各線・ つくばエクスプレ ス・メトロ日比谷線	千代田区	684 (12)	王子	JR京浜東北線・ メトロ南北線・ 都電荒川線	北区	756 (0)
6	西新宿	メトロ丸の内線	新宿区	583 (1)	王子	JR京浜東北線・ メトロ南北線・ 都電荒川線	北区	664 (10)	蒲田	JR京浜東北線・ 東急池上線・ 東急多摩川線	大田区	704 (88)
7	王子	JR京浜東北線・ メトロ南北線・ 都電荒川線	北区	547 (10)	西新宿	メトロ丸の内線	新宿区	589 (2)	亀戸	JR総武線 東武亀戸線	江東区	684 (63)
8	浅草 (TX)	つくば エクスプレス	台東区	509 (58)	大森	JR京浜東北線	品川区 大田区	584 (49)	麻布十番	メトロ南北線・ 都営大江戸線	港区	669 (0)
9	押上	京成押上線・都 営浅草線・メトロ 半蔵門線・東武 伊勢崎線	墨田区	480 (50)	新小岩	JR総武線	葛飾区	575 (77)	豊田	JR中央線	日野市	631 (0)
10	高円寺	JR中央線・ 総武線	杉並区	463 (94)	浅草 (TX)	つくば エクスプレス	台東区	534 (3)	秋葉原	JR各線・ つくばエクスプレ ス・メトロ日比谷線	千代田区	590 (0)

順位	平成22年				平成21年				平成20年			
	駅名	路線名	区市	台数	駅名	路線名	区市	台数	駅名	路線名	区市	台数
1	赤羽	JR京浜東北線・ 埼京線・高崎線・ 宇都宮線	北区	922 (0)	立川	JR中央・南武線・ 青梅線・ 五日市線	立川市	983 (65)	大塚	JR山手線 都電荒川線	豊島区	1,867 (0)
2	蒲田	JR京浜東北線・ 東急池上線・ 東急多摩川線	大田区	885 (107)	赤羽	JR京浜東北線・ 埼京線・高崎線・ 宇都宮線	北区	980 (0)	池袋	JR各線・西武線・東 武線・メトロ各線	豊島区	1,156 (72)
3	東京	JR各線・ メトロ丸の内線	千代田区 中央区	878 (0)	新宿	JR各線・小田急 線・京王線・ メトロ丸の内線・ 都営新宿線	新宿区 渋谷区	958 (59)	赤羽	JR京浜東北線・ 埼京線・高崎線・ 宇都宮線	北区	1,081 (0)
4	王子	JR京浜東北線・ メトロ南北線・ 都電荒川線	北区	874 (0)	王子	JR京浜東北線・ メトロ南北線・ 都電荒川線	北区	950 (0)	王子	JR京浜東北線・ メトロ南北線・ 都電荒川線	北区	1,028 (0)
5	府中	京王線	府中市	781 (0)	蒲田	JR京浜東北線・ 東急池上線・ 東急多摩川線	大田区	913 (100)	田町	JR山手線・京浜東 北線・都営三田線・ 都営浅草線	港区	990 (0)
6	新小岩	JR総武線	葛飾区	724 (93)	大森	JR京浜東北線	品川区 大田区	837 (66)	蒲田	JR京浜東北線・ 東急池上線・ 東急多摩川線	大田区	967 (71)
7	麻布十番	メトロ南北線・ 都営大江戸線	港区	698 (0)	吉祥寺	JR中央線 総武線 京王井の頭線	武蔵野市	808 (0)	立川	JR中央・南武線・ 青梅線・ 五日市線	立川市	931 (83)
8	浅草 (TX)	つくば エクスプレス	台東区	696 (59)	新小岩	JR総武線	葛飾区	803 (86)	錦糸町	JR総武線・ メトロ半蔵門線	墨田区	889 (143)
9	立川	JR中央・南武線・ 青梅線・ 五日市線	立川市	693 (67)	池袋	JR各線・西武線・ 東武線・ メトロ各線	豊島区	780 (107)	浅草 (TX)	つくば エクスプレス	台東区	866 (0)
10	大森	JR京浜東北線	品川区 大田区	692 (65)	田町	JR山手線・京浜東 北線・都営三田線・ 都営浅草線	港区	754 (0)	新小岩	JR総武線	葛飾区	845 (138)

(6) 区市町村別乗入状況(乗入駅数、乗入台数)

	乗入駅数 (駅)	乗入台数 (台)	乗入台数別の駅数の内訳(駅)								
			1~99	100~ 499	500~ 999	1,000~ 1,999	2,000~ 2,999	3,000~ 3,999	4,000~ 4,999	5,000~ 9,999	10,000 ~
合計	643	662,302	118	237	108	89	31	19	15	23	3
区部計	479	408,717	100	192	83	53	15	14	7	14	1
千代田区	15	5,401		13	1	1					
中央区	21	3,187	7	13	1						
港区	32	6,302	14	16	1	1					
新宿区	32	7,514	11	19	1	1					
文京区	18	3,876	6	10	2						
台東区	13	7,515		7	4	2					
墨田区	14	12,304	2	6	4		1		1		
江東区	26	16,960	8	6	7	3	2				
品川区	27	10,265	4	16	5	1	1				
目黒区	13	5,918	4	6		3					
大田区	35	30,659	4	15	11	3			1		1
世田谷区	40	43,140	12	11	6	1	5	2	2	1	
渋谷区	19	7,054	7	7	2	3					
中野区	14	14,098	2	6	3	2				1	
杉並区	25	30,775	2	8	8	3		3		1	
豊島区	18	12,201	3	9	2	3		1			
北区	16	18,141	2	6	3	2	1	1		1	
荒川区	11	8,534	5	2	1	1	2				
板橋区	22	23,970		5	8	8			1		
練馬区	22	37,959	2	3	5	7	2			3	
足立区	22	38,710	1	7	5	4		2	1	2	
葛飾区	12	26,408	3		2	3	1	1		2	
江戸川区	12	37,826	1	1	1	1		4	1	3	
市部計	158	253,525	12	45	25	36	16	5	8	9	2
八王子市	20	20,765	2	9	2	4	1		1	1	
立川市	11	13,963		6	1	3				1	
武蔵野市	3	24,531								2	1
三鷹市	4	7,649		2	1					1	
青梅市	9	4,390	4	2	1	2					
府中市	13	14,619		3	6	2	2				
昭島市	5	6,587	1	1		2	1				
調布市	9	16,021		3	1	2	1	1		1	
町田市	9	22,724		2		4	1		1		1
小金井市	3	6,952	1				1		1		
小平市	8	14,260		2	1	2	2			1	
日野市	10	10,172	1	5	1	1	1		1		
東村山市	9	11,374	2	2	1	1	2	1			
国分寺市	4	9,322		1		1	1		1		
国立市	3	6,369			2				1		
福生市	5	2,752	1	3		1					
狛江市	3	5,761				2		1			
東大和市	5	8,813		1		2	1	1			
清瀬市	2	6,323			1					1	
東久留米市	1	4,595							1		
武蔵村山市											
多摩市	4	4,363		1		3					
稲城市	6	4,980		1	4	1					
羽村市	2	4,855					2				
あきる野市	5	4,821		1	2	2					
西東京市	5	16,564			1	1		1	1	1	
町村部計	6	60	6								
瑞穂町											
日の出町	2	22	2								
檜原村											
奥多摩町	4	38	4								

(注) 乗入駅数は駅の立地により、例えば「東京駅」のように複数の区市町村に計上されるものもある。

(7) 乗入台数が多い駅(上位20駅)

[単位：台]

順位	駅名	路線名	関係区市	乗入台数	放置台数		
					自転車	原付 自二	計
1	三鷹駅	J R中央線・総武線	武蔵野市 三鷹市	12,968	130	6	136
2	吉祥寺駅	J R中央線・総武線 京王電鉄井の頭線	武蔵野市	10,508	68	7	75
3	町田駅	J R横浜線 小田急線	町田市	10,496	38	3	41
4	蒲田駅	J R京浜東北線 東急池上線・東急多摩川線	大田区	10,408	320	39	359
5	荻窪駅	J R中央線・総武線 東京地下鉄丸の内線	杉並区	8,747	83	37	120
6	綾瀬駅	J R常磐線 東京地下鉄千代田線	足立区 葛飾区	7,966	48	11	59
7	中野駅	J R中央線・総武線 東京地下鉄東西線	中野区	7,859	292	57	349
8	竹ノ塚駅	東武伊勢崎線	足立区	7,677	15	6	21
9	新小岩駅	J R総武線	葛飾区	7,595	162	40	202
10	武蔵境駅	J R中央線 西武多摩川線	武蔵野市	7,495	56	3	59
11	立川駅、立川北 駅、立川南駅	J R中央線・南武線・青梅線・ 五日市線、多摩モノレール	立川市	7,383	72	12	84
12	金町駅、京 成金町駅	J R常磐線 京成金町線	葛飾区	6,716	31	0	31
13	葛西駅	東京地下鉄東西線	江戸川区	6,537	17	2	19
14	国立駅	J R中央線	国分寺市 国立市	6,519	81	0	81
15	田無駅	西武鉄道新宿線	西東京市	6,267	110	8	118
16	千歳烏山駅	京王電鉄京王線	世田谷区	5,970	336	21	357
17	調布駅	京王電鉄京王線・相模原線	調布市	5,962	177	11	188
18	保谷駅	西武鉄道池袋線	練馬区 西東京市	5,899	24	1	25
19	大泉学園駅	西武鉄道池袋線	練馬区	5,896	44	5	49
20	光が丘駅	都営大江戸線	練馬区	5,857	13	0	13

(8) 乗入台数・実収容台数・放置台数の推移

区 分		平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
全国	(ア)=(イ)+(ロ) 自転車、原付及び自二 乗入台数	-	3,412,064	-	3,801,265	-	3,791,544	-	3,699,298	-	3,495,192
			-		(296,670)		(315,612)		(310,918)		(284,580)
	(イ) 自転車等実収容台数	-	2,637,751	-	3,038,989	-	3,090,299	-	3,086,897	-	2,911,712
			-		(237,734)		(258,611)		(261,157)		(242,260)
	(ロ) 放置台数	-	774,313	-	762,276	-	701,245	-	612,401	-	583,480
			-		(58,936)		(57,001)		(49,761)		(42,320)
都	(ア)=(イ)+(ロ) 自転車、原付及び自二 乗入台数	721,774	729,149	755,141	745,597	742,243	744,358	728,110	741,994	738,167	751,498
		(38,068)	(38,108)	(37,261)	(38,674)	(37,269)	(36,860)	(36,839)	(37,888)	(38,306)	(39,568)
	(イ) 自転車等実収容台数	487,204	497,083	536,150	536,897	530,532	545,999	531,499	540,754	537,850	553,541
	(20,070)	(19,818)	(20,637)	(21,815)	(21,117)	(20,699)	(21,202)	(22,161)	(22,471)	(21,770)	
	(ロ) 放置台数	234,570	232,066	218,991	208,700	211,711	198,359	196,611	201,240	200,317	197,957
		(17,998)	(18,290)	(16,624)	(16,859)	(16,152)	(16,161)	(15,637)	(15,727)	(15,835)	(17,798)
区 部	(ア)=(イ)+(ロ) 自転車、原付及び自二 乗入台数	417,114	422,388	430,319	424,270	418,365	432,012	421,898	438,436	448,466	460,927
		(15,703)	(17,407)	(15,977)	(16,857)	(16,538)	(17,241)	(16,384)	(18,631)	(18,536)	(21,411)
	(イ) 自転車等実収容台数	242,577	245,380	265,964	265,351	250,995	267,865	258,620	267,349	274,582	295,646
	(5,043)	(5,086)	(5,423)	(5,692)	(4,613)	(5,117)	(4,425)	(5,564)	(5,029)	(6,034)	
	(ロ) 放置台数	174,557	177,008	164,355	158,919	167,370	164,147	163,278	171,087	173,884	165,281
		(10,660)	(12,321)	(10,554)	(11,165)	(11,925)	(12,124)	(11,959)	(13,067)	(13,507)	(15,407)
市 部	(ア)=(イ)+(ロ) 自転車、原付及び自二 乗入台数	302,348	304,376	322,502	320,241	322,668	311,136	305,030	302,348	288,358	289,344
		(22,140)	(20,471)	(21,084)	(21,737)	(20,641)	(19,529)	(20,366)	(19,167)	(19,682)	(18,034)
	(イ) 自転車等実収容台数	242,337	249,318	267,866	270,460	278,327	276,924	271,697	272,195	262,077	256,668
		(14,502)	(15,014)	(16,043)	(16,414)	(15,492)	(16,688)	(16,507)	(17,354)	(15,643)	
	(ロ) 放置台数	60,013	55,058	54,636	49,781	44,341	34,212	33,333	30,153	26,281	32,676
		(7,338)	(5,969)	(6,070)	(5,694)	(4,227)	(4,037)	(3,678)	(2,660)	(2,328)	(2,391)
町 村 部	(ア)=(イ)+(ロ) 自転車、原付及び自二 乗入台数	2,310	2,385	2,320	1,086	1,210	1,210	1,182	1,210	1,343	1,227
		(225)	(230)	(200)	(80)	(90)	(90)	(89)	(90)	(88)	(93)
	(イ) 自転車等実収容台数	2,310	2,385	2,320	1,086	1,210	1,210	1,182	1,210	1,191	1,227
	(225)	(230)	(200)	(80)	(90)	(90)	(89)	(90)	(88)	(93)	
	(ロ) 放置台数	0	0	0	0	0	0	0	0	152 (0)	0

(注)・本表の下段()内には、原付・自二を内数で記した。

- ・「全国」の数値は、内閣府調査が隔年実施のため、データがない年は「-」で記した。
- ・「全国」の放置台数は、平成5年まで及び平成25年以降は自転車のみ、平成7年から平成23年までは原付・自二を含む。
- ・平成7年調査から、「旧五日市町」分を「あきる野市」へ算入し、町村部から市部へ移行した。

(単位：台)

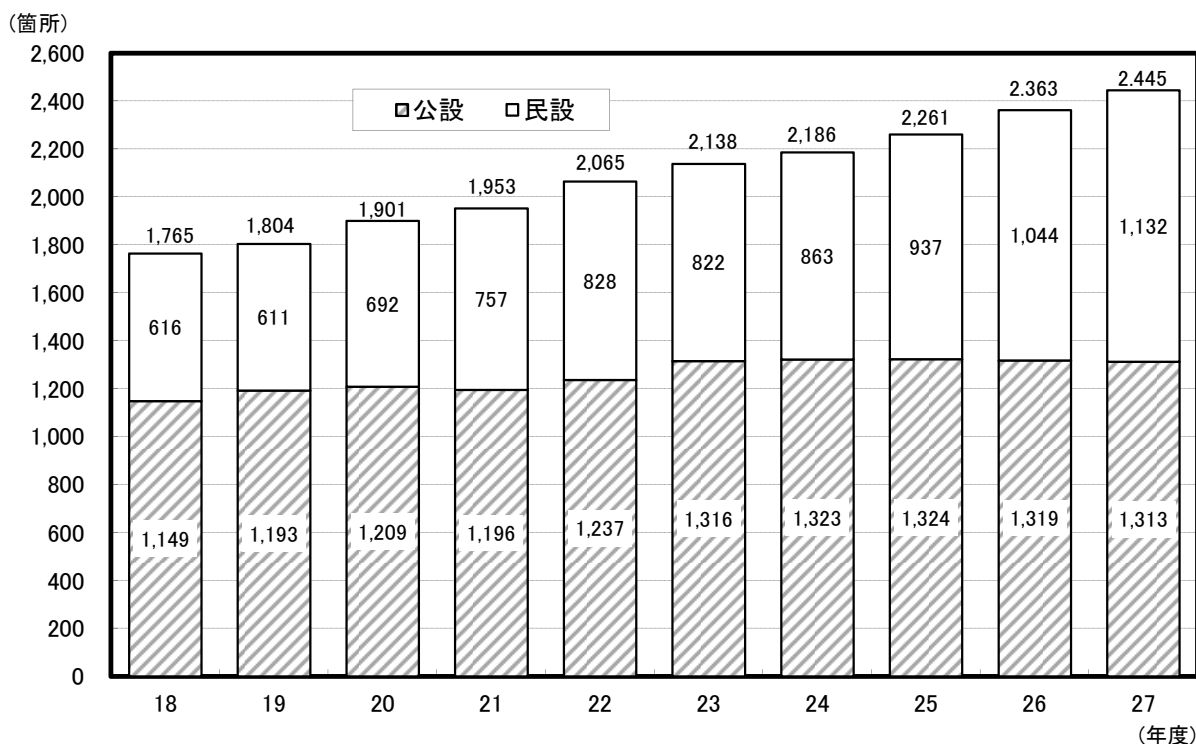
平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
-	3,495,163 (195,024)	-	3,490,719 (193,741)	-	3,591,058 (45,555)	-	3,410,368 (60,532)	-	2,963,118 (226,484)	-	2,955,369 (10,595)	-	未発表
-	3,023,743 (160,425)	-	3,074,724 (164,992)	-	3,249,156 (32,807)	-	3,165,708 (53,564)	-	2,783,277 (223,164)	-	2,832,372 (10,595)	-	未発表
-	471,420 (34,599)	-	415,995 (28,749)	-	341,902 (12,748)	-	244,660 (6,968)	-	179,841 (3,320)	-	122,997 -	-	未発表
725,606 (39,248)	727,387 (-)	711,109 (35,992)	720,588 (-)	707,695 (33,349)	703,873 (-)	685,011 (27,798)	670,795 (26,226)	686,508 (26,709)	680,979 (24,748)	673,403 (25,280)	673,446 (23,622)	671,020 (23,070)	662,302 (21,986)
554,908 (22,883)	577,267 (23,840)	577,576 (22,705)	606,815 (19,361)	607,732 (26,622)	618,791 (-)	621,505 (26,050)	617,888 (24,942)	638,418 (25,529)	638,668 (23,961)	620,691 (20,681)	626,694 (19,854)	628,850 (19,457)	625,298 (18,812)
170,698 (16,365)	150,120 (14,831)	133,533 (13,287)	113,773 (10,013)	99,963 (6,727)	85,082 (4,027)	63,506 (1,748)	52,907 (1,284)	48,090 (1,180)	42,311 (787)	52,712 (4,599)	46,752 (3,768)	42,170 (3,613)	37,004 (3,174)
434,057 (19,257)	424,769 (-)	418,348 (17,253)	431,540 (-)	418,117 (15,090)	423,659 (-)	408,623 (11,110)	392,865 (9,932)	406,421 (10,298)	400,945 (9,483)	405,949 (10,821)	412,245 (10,294)	416,514 (9,976)	408,717 (9,641)
290,179 (5,272)	297,343 (-)	305,814 (5,940)	337,045 (-)	331,834 (8,791)	349,734 (-)	353,891 (9,556)	349,161 (8,713)	366,127 (9,185)	365,339 (8,746)	360,717 (6,880)	371,549 (6,923)	379,946 (6,761)	376,166 (6,819)
143,878 (13,985)	127,426 (12,427)	112,534 (11,313)	94,495 (8,855)	86,283 (6,299)	73,925 (3,741)	54,732 (1,554)	43,704 (1,219)	40,294 (1,113)	35,606 (737)	45,232 (3,941)	40,696 (3,371)	36,568 (3,215)	32,551 (2,822)
290,357 (19,914)	301,771 (-)	292,058 (18,671)	287,889 (-)	288,402 (18,195)	279,294 (-)	275,421 (16,633)	276,953 (16,243)	279,072 (16,363)	279,061 (15,218)	266,199 (14,402)	260,152 (13,283)	253,182 (13,040)	253,525 (12,337)
263,537 (17,534)	279,077 (-)	271,059 (16,697)	268,611 (-)	274,722 (17,767)	268,137 (-)	266,647 (16,439)	267,750 (16,178)	271,276 (16,296)	272,356 (15,168)	258,720 (13,749)	254,100 (12,888)	247,612 (12,642)	249,094 (11,985)
26,820 (2,380)	22,694 (2,404)	20,999 (1,974)	19,278 (1,158)	13,680 (428)	11,157 (286)	8,774 (194)	9,203 (65)	7,796 (67)	6,705 (50)	7,479 (653)	6,052 (395)	5,570 (398)	4,431 (352)
1,192 (77)	847 (-)	703 (68)	1,159 (-)	1,176 (64)	920 (-)	967 (55)	977 (51)	1,015 (48)	973 (47)	1,255 (52)	1,049 (45)	1,324 (54)	60 (8)
1,192 (77)	847 (-)	703 (68)	1,159 (-)	1,176 (64)	920 (-)	967 (55)	977 (51)	1,015 (48)	973 (47)	1,254 (52)	1,045 (43)	1,292 (54)	38 (8)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1 (0)	4 (2)	32 (0)	22 (0)

・ 放置台数について、平成23年までは、「全国」「都」ともに駅ごとに、自転車は100台以上、原付・自二は合わせて50台以上の
場合のみ計上していたが、平成24年以降「都」は、それぞれ1台から計上対象としている。

2 自転車等駐車場の整備状況

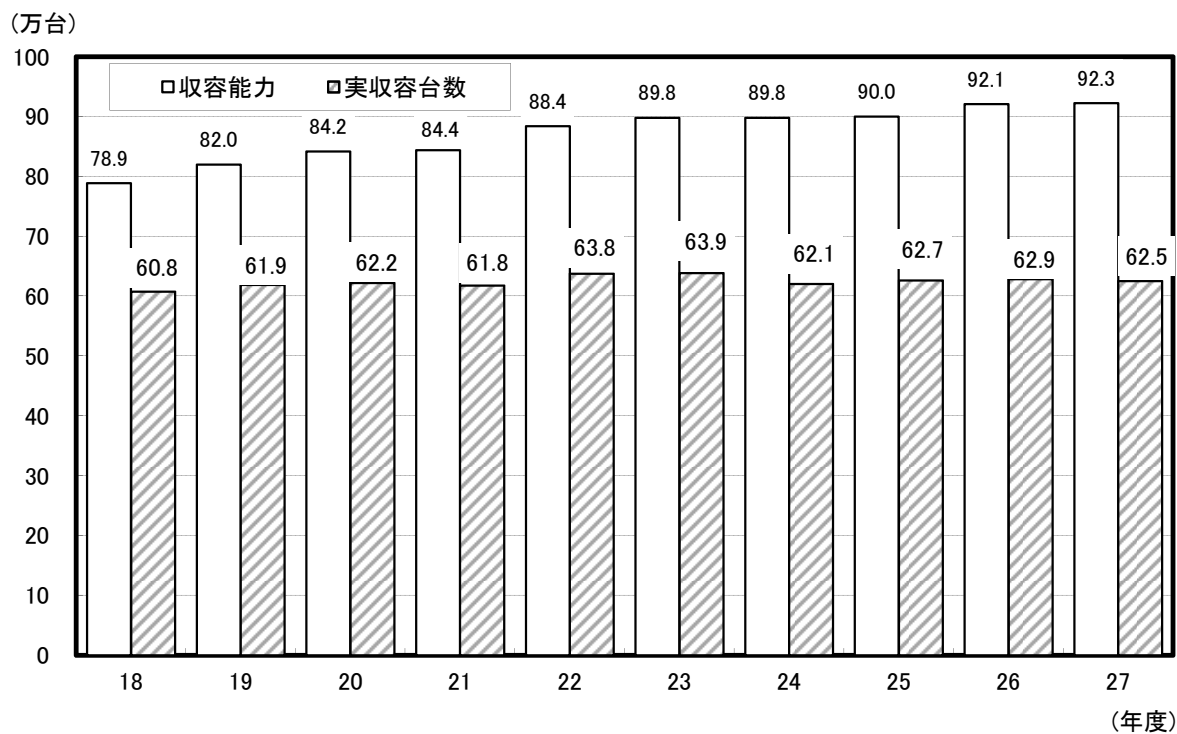
(1) 自転車等駐車場数の推移

- ・自転車等駐車場の設置数は12年連続で増加し、平成27年は2,445箇所(前年度比 82箇所増加)となった。
- ・公設自転車等駐車場は1,313箇所(前年度比 6箇所減少)であり、全体の53.7%を占めている。
- ・民設自転車等駐車場は1,132箇所(前年度比 88箇所増加)であり、全体の46.3%を占めている。



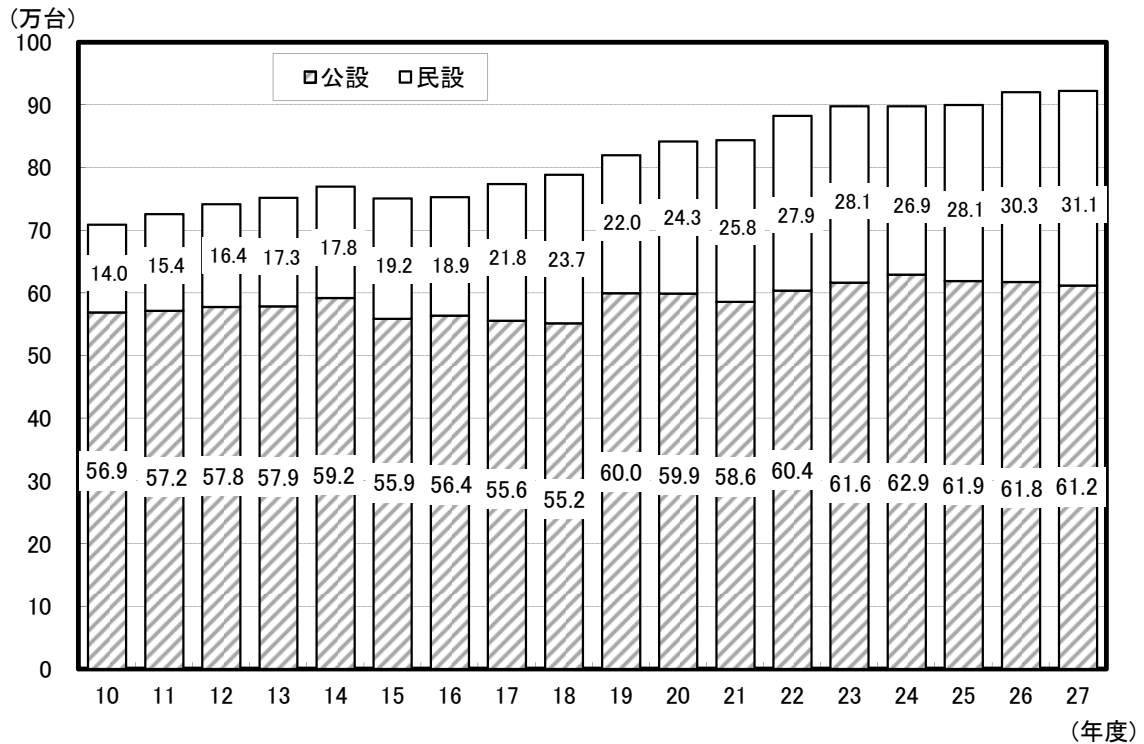
(2) 収容能力及び実収容台数の推移

- ・収容能力は922,752台(前年度比 1,923台増加)、実収容台数は625,298台(前年度比 3,552台増加)であった。



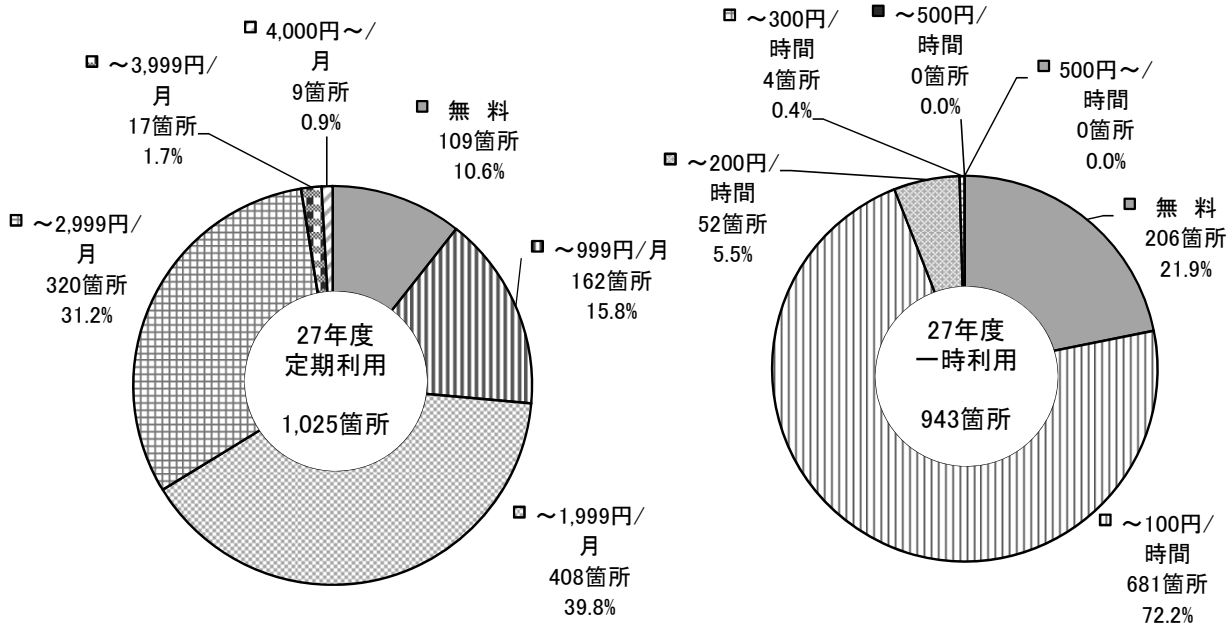
(3) 設置者別収容能力の推移

・収容能力922,752台のうち、公設自転車等駐車場の収容能力は612,250台(66.4%)、民設自転車等駐車場の収容能力は310,502台(33.6%)であった。



(4) 料金別公設自転車等駐車場設置数の推移

- ・定期利用の公設自転車等駐車場は1,025箇所、一時利用の公設自転車等駐車場は943箇所であった。
(定期利用と一時利用を併設している箇所もあるため、合計は設置数と一致しない。)
- ・定期利用において、無料の自転車等駐車場は109箇所(10.6%)であった。
- ・一時利用において、無料の自転車等駐車場は206箇所(21.9%)であった。



(注) 一時利用料金を「最初の〇〇時間まで無料」としている場合は、無料の時間が経過した後の料金形態を回答

(5) 自転車等駐車場の整備状況(構造、敷地形態、面積、収容能力等)

ア 区市町村別整備状況

	設置数			構造						敷地形態					
	計	公設	民設	平面式	立体式		地下式		その 不明・ 他・	道路	公有地	鉄道用地		民有地	不明・ その他
					自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下 以外		
総数	2,445	1,313	1,132	1,984	299	28	113	20	1	356	672	217	193	980	27
区部計	1,588	903	685	1,275	188	20	92	12	1	291	405	163	123	587	19
千代田区	25	25		25						22	1	1			1
中央区	24	24		14	2		7	1		5	15		3	1	
港区	28	12	16	22			4	2		12	11	1	2	2	
新宿区	46	46		45			1			26	11		8	1	
文京区	31	25	6	28		1	2			13	7		5	6	
台東区	32	30	2	25			7			9	21		1	1	
墨田区	50	34	16	43	1		6			15	9	4	7	15	
江東区	52	49	3	41	5		6				41	4	2	5	
品川区	51	26	25	43	4		4			9	9	9	16	8	
目黒区	43	27	16	35	1	1	5	1		1	19	4	5	14	
大田区	87	73	14	66	12		8		1	35	25	3	10	14	
世田谷区	135	51	84	74	46	9	3	3		9	31	24	21	50	
渋谷区	46	46		31	12	2			1	30	9	4	3		
中野区	42	29	13	32	5		4	1		5	24		1		12
杉並区	75	46	29	54	15		6			7	22	15	2	29	
豊島区	57	43	14	45	5	1	6			16	17		8	16	
北区	50	41	9	37	8	3	2			18	9	13	2	3	5
荒川区	39	15	24	35	1		2	1		8	3	5	5	18	
板橋区	141	65	76	131	9		1			13	23	8	10	87	
練馬区	132	68	64	111	16		5			7	35	24	6	60	
足立区	223	48	175	201	20		2			8	33	17	2	162	1
葛飾区	135	40	95	120	10		5			9	21	11	1	93	
江戸川区	44	40	4	17	16	3	6	2		14	9	16	3	2	
市部計	851	404	447	704	110	8	21	8		65	262	54	70	392	8
八王子市	92	17	75	72	17		2	1		7	28	6	17	34	
立川市	39	35	4	34	2	2	1			5	20		5	9	
武蔵野市	64	1	63	47	14	1	1	1		2	18	9		35	
三鷹市	30	24	6	24	2		3	1		1	7		2	19	1
青梅市	12	11	1	9	3						9		3		
府中市	43	22	21	31	11		1			2	24	7	1	9	
昭島市	17	17		15	1		1			2	6		3	5	1
調布市	40	40		32	6		2			3	18	1	1	16	1
町田市	71	12	59	52	15		4				23	1	7	40	
小金井市	22	19	3	18	3		1				8	4	1	9	
小平市	67	26	41	65	2					1	12		8	46	
日野市	70	44	26	64	5			1		17	25		3	23	2
東村山市	43	21	22	38	2	1		2			10		2	31	
国分寺市	18	17	1	14	2		2			4	3	2	3	4	2
国立市	17	17		16	1						5	1	2	9	
福生市	13	7	6	11	1		1				5			8	
狛江市	14	2	12	14						3		8		2	1
東大和市	22	19	3	22						12	3	3	3	1	
清瀬市	23	5	18	19	2		2			1	5		1	16	
東久留米市	17	6	11	16	1									17	
武蔵村山市															
多摩市	15	7	8	10	5					1	6	4	2	2	
稲城市	13	7	6	11	2						10	3			
羽村市	12	12		12						4	2			6	
あきる野市	12	12		12							5	1	4	2	
西東京市	65	4	61	46	13	4		2			10	4	2	49	
町村部計	6	6		5	1						5			1	
瑞穂町	2	2		1	1						2				
日の出町															
檜原村															
奥多摩町	4	4		4							3			1	

	面積 (㎡)		収容能力 (台)	自転車	原付	実収容 台数 (台)	自転車	原付
	敷地	延床						
総数	994,905	1,047,662	922,752	885,766	36,986	625,298	606,486	18,812
区部計	605,273	620,990	540,773	527,126	13,647	376,166	369,347	6,819
千代田区	3,046	3,046	2,432	2,290	142	1,877	1,768	109
中央区	28,575	28,575	5,054	4,893	161	1,542	1,381	161
港区	10,863	10,741	6,720	6,375	345	4,344	4,207	137
新宿区	9,085	9,084	7,627	6,973	654	5,012	4,710	302
文京区	5,501	5,501	3,889	3,889		2,870	2,870	
台東区	14,738	12,224	7,690	7,570	120	5,128	5,085	43
墨田区	19,962	18,741	16,645	16,557	88	10,768	10,722	46
江東区	27,499	9,240	22,650	22,171	479	15,235	15,075	160
品川区	25,079	26,079	13,754	12,307	1,447	8,996	8,160	836
目黒区	13,613	14,059	10,143	9,881	262	5,528	5,424	104
大田区	35,297	41,838	36,121	35,542	579	29,092	28,733	359
世田谷区	61,116	64,238	53,238	51,432	1,806	40,603	39,733	870
渋谷区	9,548	10,618	7,188	6,183	1,005	6,455	5,558	897
中野区	20,940	21,065	17,638	17,374	264	13,108	12,894	214
杉並区	34,237	38,853	35,956	35,654	302	29,392	29,304	88
豊島区	18,104	20,198	17,352	17,126	226	11,247	11,149	98
北区	23,096	9,130	24,400	23,732	668	16,549	16,112	437
荒川区	11,235	6,168	10,635	10,566	69	8,011	7,949	62
板橋区	35,135	38,520	32,068	30,568	1,500	21,401	20,938	463
練馬区	44,449	54,368	52,624	51,331	1,293	37,233	36,712	521
足立区	65,907	72,795	61,082	59,912	1,170	38,502	38,056	446
葛飾区	46,011	51,052	40,070	39,523	547	25,713	25,597	116
江戸川区	42,236	54,856	55,797	55,277	520	37,560	37,210	350
市部計	387,902	423,875	380,466	357,240	23,226	249,094	237,109	11,985
八王子市	37,263	50,219	34,937	29,330	5,607	20,270	18,254	2,016
立川市	24,907	25,244	20,684	20,092	592	13,478	13,182	296
武蔵野市	28,060	39,378	34,785	33,974	811	24,366	24,014	352
三鷹市	12,392	12,477	10,710	10,552	158	7,494	7,412	82
青梅市	6,873	9,724	8,119	7,329	790	4,366	4,008	358
府中市	22,126	27,024	23,045	22,190	855	14,484	14,136	348
昭島市	13,199	13,646	12,596	12,290	306	6,578	6,490	88
調布市	25,248	31,455	26,433	25,373	1,060	15,665	15,174	491
町田市	25,548	30,183	26,172	21,507	4,665	22,530	18,922	3,608
小金井市	16,125	17,016	12,863	12,639	224	6,898	6,841	57
小平市	27,335	1,754	24,323	23,610	713	14,189	13,862	327
日野市	18,733	20,722	16,511	15,281	1,230	9,844	9,146	698
東村山市	13,742	13,742	15,126	14,636	490	10,864	10,540	324
国分寺市	11,510	15,817	14,381	13,954	427	9,279	9,141	138
国立市	9,741	10,804	9,931	9,791	140	6,288	6,227	61
福生市	8,106	8,387	5,636	5,257	379	2,427	2,273	154
狛江市	9,863	10,012	6,430	6,128	302	5,659	5,488	171
東大和市	8,403	8,422	9,171	9,004	167	8,384	8,224	160
清瀬市	7,378	8,751	7,709	7,347	362	6,284	6,074	210
東久留米市	7,519	8,133	6,012	5,640	372	4,552	4,290	262
武蔵村山市								
多摩市	11,261	14,123	9,737	7,945	1,792	4,315	3,653	662
稲城市	7,203	8,000	5,543	4,946	597	4,921	4,480	441
羽村市	6,089	6,089	6,614	6,403	211	4,847	4,653	194
あきる野市	5,453	5,453	6,277	5,979	298	4,791	4,623	168
西東京市	23,824	27,300	26,721	26,043	678	16,321	16,002	319
町村部計	1,731	2,797	1,513	1,400	113	38	30	8
瑞穂町	1,582	2,648	1,386	1,287	99			
日の出町								
檜原村								
奥多摩町	149	149	127	113	14	38	30	8

イ 設置者別整備状況

(7) 区市町村

	設置数	構 造					敷地形態						
		平面式	立体式		地下式		その 他の明 他・	道 路	公 有地	鉄道用地		民 有地	不 明・ その 他
			自 走式	機 械式	自 走式	機 械式				高 架下	高 架下 以 外		
総 数	1,313	1,012	176	21	89	15		333	565	85	93	226	11
区 部 計	903	663	136	19	74	11		284	387	67	62	100	3
千 代 田 区	25	25						22	1	1			1
中 央 区	24	14	2		7	1		5	15		3	1	
港 区	12	6			4	2		6	6				
新 宿 区	46	45			1			26	11		8	1	
文 京 区	25	23			2			13	7		5		
台 東 区	30	24			6			9	21				
墨 田 区	34	31	1		2			15	9	3	4	3	
江 東 区	49	38	5		6				38	4	2	5	
品 川 区	26	20	3		3			8	9	3	5	1	
目 黒 区	27	21	1	1	3	1		1	19	1	3	3	
大 田 区	73	55	12		6			35	25	1	5	7	
世 田 谷 区	51	12	28	9		2		9	30		6	6	
渋 谷 区	46	31	12	2		1		30	9	4	3		
中 野 区	29	21	3		4	1		5	24				
杉 並 区	46	30	11		5			7	21	5		13	
豊 島 区	43	34	3	1	5			16	17		4	6	
北 区	41	30	6	3	2			18	9	10	2		2
荒 川 区	15	11	1		2	1		8	3	2		2	
板 橋 区	65	57	8					13	23	7	4	18	
練 馬 区	68	51	12		5			7	35		3	23	
足 立 区	48	40	7		1			8	28	7	1	4	
葛 飾 区	40	30	6		4			9	20	5	1	5	
江 戸 川 区	40	14	15	3	6	2		14	7	14	3	2	
市 部 計	404	344	39	2	15	4		49	173	18	31	125	8
八 王 子 市	17	16	1						8	1	3	5	
立 川 市	35	30	2	2	1			5	20		2	8	
武 蔵 野 市	1		1							1			
三 鷹 市	24	19	1		3	1		1	7			15	1
青 梅 市	11	8	3						8		3		
府 中 市	22	18	4						11	1	1	9	
昭 島 市	17	15	1		1			2	6		3	5	1
調 布 市	40	32	6		2			3	18	1	1	16	1
町 田 市	12	4	5		3				10			2	
小 金 井 市	19	15	3		1				8	4	1	6	
小 平 市	26	24	2					1	12		4	9	
日 野 市	44	43	1					15	18		1	8	2
東 村 山 市	21	18	1			2			10		2	9	
国 分 寺 市	17	14	1		2			4	3	2	3	3	2
国 立 市	17	16	1						5	1	2	9	
福 生 市	7	5	1		1				5			2	
狛 江 市	2	2						1					1
東 大 和 市	19	19						12	3	2	1	1	
清 瀬 市	5	4			1			1				4	
東 久 留 米 市	6	5	1									6	
武 蔵 村 山 市													
多 摩 市	7	4	3						5	2			
稲 城 市	7	7							7				
羽 村 市	12	12						4	2			6	
あ きの 野 市	12	12							5	1	4	2	
西 東 京 市	4	2	1			1			2	2			
町 村 部 計	6	5	1						5			1	
瑞 穂 町	2	1	1						2				
日 の 出 町													
檜 原 村													
奥 多 摩 町	4	4							3			1	

	面積 (㎡)		収容能力 (台)	実収容台数 (台)		自転車	原付	
	敷地	延床		自転車	原付			
総数	687,155	713,446	612,250	593,788	18,462	417,881	408,117	9,764
区部計	455,256	478,192	398,434	389,110	9,324	281,529	276,652	4,877
千代田区	3,046	3,046	2,432	2,290	142	1,877	1,768	109
中央区	28,575	28,575	5,054	4,893	161	1,542	1,381	161
港区	7,491	7,369	4,989	4,687	302	3,354	3,259	95
新宿区	9,085	9,084	7,627	6,973	654	5,012	4,710	302
文京区	4,574	4,574	2,981	2,981		2,514	2,514	
台東区	11,338	10,676	6,652	6,607	45	4,332	4,302	30
墨田区	12,553	13,521	10,701	10,701		8,464	8,464	
江東区	27,250	9,240	22,443	21,964	479	15,145	14,985	160
品川区	18,905	19,905	8,646	7,677	969	5,836	5,310	526
目黒区	9,515	9,961	7,376	7,149	227	3,918	3,837	81
大田区	30,684	37,225	32,108	31,637	471	26,015	25,714	301
世田谷区	25,832	28,767	24,734	24,061	673	19,957	19,594	363
渋谷区	9,548	10,618	7,188	6,183	1,005	6,455	5,558	897
中野区	19,286	19,411	16,342	16,134	208	11,956	11,781	175
杉並区	27,766	32,154	29,007	28,932	75	24,342	24,302	40
豊島区	15,454	16,879	13,583	13,375	208	8,539	8,444	95
北区	19,223	9,130	21,399	20,741	658	14,258	13,831	427
荒川区	8,177	6,168	8,077	8,052	25	5,528	5,510	18
板橋区	29,074	32,289	22,338	21,081	1,257	16,336	15,953	383
練馬区	34,181	44,460	33,681	32,981	700	22,930	22,670	260
足立区	30,598	34,609	28,681	28,374	307	17,821	17,757	64
葛飾区	34,839	39,647	29,918	29,635	283	20,085	20,012	73
江戸川区	38,263	50,883	52,477	52,002	475	35,313	34,996	317
市部計	230,168	232,457	212,303	203,278	9,025	136,314	131,435	4,879
八王子市	4,831	4,955	3,043	2,754	289	2,109	1,902	207
立川市	23,967	24,304	19,115	18,554	561	12,326	12,050	276
武蔵野市	1,253	954	864	864		597	597	
三鷹市	9,937	10,219	9,006	8,863	143	6,499	6,426	73
青梅市	6,428	9,279	7,810	7,071	739	4,168	3,854	314
府中市	11,532	12,915	11,996	11,800	196	6,938	6,848	90
昭島市	13,199	13,646	12,596	12,290	306	6,578	6,490	88
調布市	25,248	31,455	26,433	25,373	1,060	15,665	15,174	491
町田市	7,346	8,519	6,826	6,257	569	5,532	5,015	517
小金井市	13,287	14,178	10,063	9,889	174	6,059	6,002	57
小平市	20,043	1,754	18,011	17,349	662	10,765	10,459	306
日野市	12,852	13,210	10,236	9,616	620	5,985	5,519	466
東村山市	13,742	13,742	10,338	10,059	279	7,448	7,253	195
国分寺市	9,913	12,591	11,382	11,079	303	7,452	7,386	66
国立市	9,741	10,804	9,931	9,791	140	6,288	6,227	61
福生市	5,863	6,144	4,363	4,031	332	1,772	1,643	129
狛江市	1,675	1,675	702	640	62	626	566	60
東大和市	5,354	5,373	6,762	6,615	147	6,523	6,376	147
清瀬市	5,043	5,043	4,242	3,970	272	3,491	3,344	147
東久留米市	3,796	4,410	3,377	3,091	286	2,545	2,356	189
武蔵村山市								
多摩市	5,800	7,970	5,649	4,535	1,114	2,159	1,724	435
稲城市	3,206	3,206	2,383	2,201	182	2,245	2,074	171
羽村市	6,089	6,089	6,614	6,403	211	4,847	4,653	194
あきる野市	5,453	5,453	6,277	5,979	298	4,791	4,623	168
西東京市	4,569	4,569	4,284	4,204	80	2,906	2,874	32
町村部計	1,731	2,797	1,513	1,400	113	38	30	8
瑞穂町	1,582	2,648	1,386	1,287	99			
日の出町								
檜原村								
奥多摩町	149	149	127	113	14	38	30	8

(イ) 鉄道会社及び関連会社

	設置数	構 造						敷地形態					
		平面式	立体式		地下式		その 不明・ 他・	道路	公有地	鉄道用地		民有地	不明・ その他
			自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下 以外		
総 数	178	150	27		1			1	82	64	30	1	
区 部 計	128	104	23		1				63	49	15	1	
台東区	1	1								1			
墨田区	7	7							1	3	3		
品川区	11	10	1						4	7			
目黒区	5	5							3	1	1		
大田区	7	7							2	5			
世田谷区	39	24	14		1				22	15	2		
中野区	1	1								1			
杉並区	5	2	3						3	2			
豊島区	6	4	2							4	2		
北区	3	1	2						3				
荒川区	5	5							1	4			
板橋区	8	8							1	5	2		
練馬区	14	14							10	1	3		
足立区	11	11							8		2	1	
葛飾区	5	4	1						5				
市 部 計	50	46	4					1	19	15	15		
八王子市	3	3							1		2		
立川市	3	3								3			
武蔵野市	6	5	1					1	5				
町田市	8	7	1							6	2		
小平市	2	2								2			
狛江市	8	8							8				
東大和市	3	3							1	2			
清瀬市	1	1								1			
東久留米市	5	5									5		
多摩市	1	1							1				
稲城市	1	1							1				
西東京市	9	7	2						2	1	6		

(ウ) 公益法人等

	設置数	構 造						敷地形態					
		平面式	立体式		地下式		その 不明・ 他・	道路	公有地	鉄道用地		民有地	不明・ その他
			自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下 以外		
総 数	171	106	56	4	4	1		10	83	26	16	36	
区 部 計	12	10	2					1		10	1		
品川区	1	1						1					
練馬区	11	9	2							10	1		
市 部 計	159	96	54	4	4	1		9	83	16	15	36	
八王子市	42	23	16		2	1		2	20	4	9	7	
武蔵野市	37	26	10		1			2	17	3		15	
府中市	21	13	7		1			2	13	6			
町田市	15	8	7						12	1	1	1	
日野市	12	10	2					2	7		2	1	
清瀬市	2		2						2				
多摩市	6	4	2					1	1	1	2	1	
稲城市	4	2	2						3	1			
西東京市	20	10	6	4					8		1	11	

	面積 (㎡)		収容能力 (台)	自転車	原付	実収容 台数 (台)	自転車	原付
	敷地	延床						
総 数	81,229	80,743	67,301	64,158	3,143	49,444	47,707	1,737
区 部 計	58,033	55,202	47,063	45,404	1,659	33,540	32,724	816
台東区	486	486	429	429		429	429	
墨田区	2,742	2,742	1,096	1,070	26	807	797	10
品川区	4,705	4,705	3,290	3,046	244	2,047	1,882	165
目黒区	2,728	2,728	1,808	1,808		1,173	1,173	
大田区	2,983	2,983	2,893	2,818	75	2,046	2,017	29
世田谷区	26,133	26,220	20,097	19,150	947	14,894	14,420	474
中野区	85	85	40		40	24		24
杉並区	1,864	2,092	1,771	1,658	113	1,079	1,063	16
豊島区	2,193	2,862	2,742	2,742		2,144	2,144	
北区	2,993		1,955	1,955		1,498	1,498	
荒川区	792		783	773	10	783	773	10
板橋区	3,337	3,337	1,983	1,957	26	968	962	6
練馬区			2,684	2,590	94	2,220	2,173	47
足立区	4,302	4,272	3,601	3,531	70	2,123	2,096	27
葛飾区	2,690	2,690	1,891	1,877	14	1,305	1,297	8
市 部 計	23,196	25,541	20,238	18,754	1,484	15,904	14,983	921
八王子市	1,527	1,527	610	385	225	311	227	84
立川市	940	940	1,169	1,138	31	769	749	20
武蔵野市	1,732	4,216	4,038	3,970	68	3,044	2,999	45
町田市	2,047	2,319	2,370	1,764	606	2,247	1,673	574
小平市	560		580	580		291	291	
狛江市	7,445	7,594	5,181	4,946	235	4,613	4,507	106
東大和市	3,049	3,049	2,409	2,389	20	1,861	1,848	13
清瀬市			187	187		121	121	
東久留米市	1,924	1,924	1,366	1,356	10	1,099	1,092	7
多摩市	842	842	303	70	233	78	47	31
稲城市	876	876	356	323	33	220	200	20
西東京市	2,254	2,254	1,669	1,646	23	1,250	1,229	21

	面積 (㎡)		収容能力 (台)	自転車	原付	実収容 台数 (台)	自転車	原付
	敷地	延床						
総 数	103,385	138,137	110,160	99,720	10,440	72,812	67,644	5,168
区 部 計	10,507	10,147	8,204	7,884	320	5,199	5,051	148
品川区	239	239	82	44	38	81	44	37
練馬区	10,268	9,908	8,122	7,840	282	5,118	5,007	111
市 部 計	92,878	127,990	101,956	91,836	10,120	67,613	62,593	5,020
八王子市	27,202	40,034	28,295	23,849	4,446	16,367	14,729	1,638
武蔵野市	22,716	31,849	25,996	25,395	601	19,021	18,729	292
府中市	10,594	14,109	11,049	10,390	659	7,546	7,288	258
町田市	9,953	12,372	9,879	7,121	2,758	8,549	6,540	2,009
日野市	3,692	4,687	3,568	3,157	411	1,910	1,760	150
清瀬市	924	2,297	1,781	1,734	47	1,776	1,734	42
多摩市	4,342	5,034	3,481	3,036	445	1,976	1,780	196
稲城市	1,921	2,718	2,056	1,766	290	1,836	1,606	230
西東京市	11,534	14,890	15,851	15,388	463	8,632	8,427	205

(工) 民間事業者(個人営業含む)

	設置数	構造						敷地形態					
		平面式	立体式		地下式		その明 他・	道路	公有地	鉄道用地		民有地	不明・ その他
			自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下 以外		
総数	772	708	38	2	19	4	1	13	19	24	20	681	15
区部計	534	490	25		17	1	1	6	14	23	11	465	15
港区	16	16						6	5	1	2	2	
文京区	4	4										4	
台東区	1				1							1	
墨田区	9	5			4							9	
江東区	3	3							3				
品川区	13	12			1					2	4	7	
目黒区	11	9			2						1	10	
大田区	7	4			2		1					7	
世田谷区	44	37	4		2	1				2		42	
中野区	12	10	2										12
杉並区	23	21	1		1					7		16	
豊島区	8	7			1							8	
北区	6	6										3	3
荒川区	19	19								2	1	16	
板橋区	68	66	1		1						1	67	
練馬区	39	37	2							4	1	34	
足立区	160	148	11		1				5	2	1	152	
葛飾区	89	85	3		1				1	1		87	
江戸川区	2	1	1							2			
市部計	238	218	13	2	2	3		7	5	1	9	216	
八王子市	30	30						5			5	20	
立川市	1	1										1	
武蔵野市	20	16	2	1		1						20	
三鷹市	6	5	1								2	4	
青梅市	1	1							1				
町田市	36	33	2		1				1			35	
小金井市	3	3										3	
小平市	39	39									2	37	
日野市	14	11	2			1						14	
東村山市	22	20	1	1								22	
国分寺市	1		1									1	
福生市	6	6										6	
狛江市	4	4						2				2	
清瀬市	15	14			1				3			12	
東久留米市	6	6										6	
多摩市	1	1										1	
稲城市	1	1								1			
西東京市	32	27	4			1						32	

(オ) その他

	設置数	構造						敷地形態					
		平面式	立体式		地下式		その明 他・	道路敷	公有地	鉄道用地		民有地	不明・ その他
			自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下 以外		
総数	11	8	2	1					4			7	
区部計	11	8	2	1					4			7	
文京区	2	1		1								2	
世田谷区	1	1							1				
杉並区	1	1							1				
足立区	4	2	2									4	
葛飾区	1	1										1	
江戸川区	2	2							2				

	面積 (㎡)		収容能力 (台)	自転車	原付	実収容 台数 (台)	自転車	原付
	敷地	延床						
総 数	117,412	109,611	128,026	123,306	4,720	82,089	80,072	2,017
区 部 計	75,752	71,725	82,057	79,934	2,123	52,826	51,974	852
港 区	3,372	3,372	1,731	1,688	43	990	948	42
文 京 区	841	841	718	718		288	288	
台 東 区	2,914	1,062	609	534	75	367	354	13
墨 田 区	4,667	2,478	4,848	4,786	62	1,497	1,461	36
江 東 区	250		207	207		90	90	
品 川 区	1,230	1,230	1,736	1,540	196	1,032	924	108
目 黒 区	1,370	1,370	959	924	35	437	414	23
大 田 区	1,630	1,630	1,120	1,087	33	1,031	1,002	29
世 田 谷 区	8,985	9,085	8,378	8,221	157	5,752	5,719	33
中 野 区	1,569	1,569	1,256	1,240	16	1,128	1,113	15
杉 並 区	4,504	4,504	5,018	4,924	94	3,857	3,828	29
豊 島 区	457	457	1,027	1,009	18	564	561	3
北 区	880		1,046	1,036	10	793	783	10
荒 川 区	2,266		1,775	1,741	34	1,700	1,666	34
板 橋 区	2,724	2,894	7,747	7,530	217	4,097	4,023	74
練 馬 区			8,137	7,920	217	6,965	6,862	103
足 立 区	27,110	30,017	25,614	24,963	651	16,505	16,250	255
葛 飾 区	8,362	8,595	8,131	7,881	250	4,193	4,158	35
江 戸 川 区	2,621	2,621	2,000	1,985	15	1,540	1,530	10
市 部 計	41,660	37,886	45,969	43,372	2,597	29,263	28,098	1,165
八 王 子 市	3,703	3,703	2,989	2,342	647	1,483	1,396	87
立 川 市			400	400		383	383	
武 蔵 野 市	2,359	2,359	3,887	3,745	142	1,704	1,689	15
三 鷹 市	2,455	2,258	1,704	1,689	15	995	986	9
青 梅 市	445	445	309	258	51	198	154	44
町 田 市	6,202	6,973	7,097	6,365	732	6,202	5,694	508
小 金 井 市	2,838	2,838	2,800	2,750	50	839	839	
小 平 市	6,732		5,732	5,681	51	3,133	3,112	21
日 野 市	2,189	2,825	2,707	2,508	199	1,949	1,867	82
東 村 山 市			4,788	4,577	211	3,416	3,287	129
国 分 寺 市	1,597	3,226	2,999	2,875	124	1,827	1,755	72
福 生 市	2,243	2,243	1,273	1,226	47	655	630	25
狛 江 市	743	743	547	542	5	420	415	5
清 瀬 市	1,411	1,411	1,499	1,456	43	896	875	21
東 久 留 米 市	1,799	1,799	1,269	1,193	76	908	842	66
多 摩 市	277	277	304	304		102	102	
稲 城 市	1,200	1,200	748	656	92	620	600	20
西 東 京 市	5,467	5,587	4,917	4,805	112	3,533	3,472	61

	面積 (㎡)		収容能力 台数 (台)	自転車	原付	実収容 台数 (台)	自転車	原付
	敷地	延床						
総 数	5,724	5,724	5,015	4,794	221	3,072	2,946	126
区 部 計	5,724	5,724	5,015	4,794	221	3,072	2,946	126
文 京 区	86	86	190	190		68	68	
世 田 谷 区	166	166	29		29			
杉 並 区	103	103	160	140	20	114	111	3
足 立 区	3,897	3,897	3,186	3,044	142	2,053	1,953	100
葛 飾 区	120	120	130	130		130	130	
江 戸 川 区	1,352	1,352	1,320	1,290	30	707	684	23

(6) 自転車等駐車場の駅からの距離、料金形態等
ア 区市町村別の現況(駅からの距離、料金形態等)

	設置数			駅からの距離			管理人		
	計	公設	民設	100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
総数	2,445	1,313	1,132	1,306	955	184	698	718	1,029
区部計	1,588	903	685	944	575	69	435	422	731
千代田区	25	25		24		1			25
中央区	24	24		23	1		8	15	1
港区	28	12	16	23	4	1	6		22
新宿区	46	46		41	3	2	6	40	
文京区	31	25	6	21	10		2	6	23
台東区	32	30	2	23	6	3	12	20	
墨田区	50	34	16	38	9	3	5		45
江東区	52	49	3	42	10		19	27	6
品川区	51	26	25	47	4		18	17	16
目黒区	43	27	16	29	13	1	11	17	15
大田区	87	73	14	51	31	5	30	7	50
世田谷区	135	51	84	82	48	5	37	26	72
渋谷区	46	46		26	13	7		46	
中野区	42	29	13	24	15	3	25	7	10
杉並区	75	46	29	29	44	2	36	10	29
豊島区	57	43	14	29	19	9	16	27	14
北川区	50	41	9	21	25	4	18	16	16
荒川区	39	15	24	35	4		7		32
板橋区	141	65	76	74	63	4	43	17	81
練馬区	132	68	64	62	65	5	12	72	48
足立区	223	48	175	116	99	8	51	30	142
葛飾区	135	40	95	62	67	6	38	17	80
江戸川区	44	40	4	22	22		35	5	4
市部計	851	404	447	356	380	115	263	294	294
八王子市	92	17	75	55	34	3	27	17	48
立川市	39	35	4	23	11	5	9	20	10
武蔵野市	64	1	63	2	40	22	23	27	14
三鷹市	30	24	6	5	17	8	11	17	2
青梅市	12	11	1	9	1	2	4	5	3
府中市	43	22	21	17	17	9	16	27	
昭島市	17	17		7	9	1	12	5	
調布市	40	40		15	20	5	11	12	17
町田市	71	12	59	44	25	2	29	38	4
小金井市	22	19	3	1	15	6	15		7
小平市	67	26	41	26	34	7	19	13	35
日野市	70	44	26	25	24	21	14	13	43
東村山市	43	21	22	17	22	4	10	17	16
国分寺市	18	17	1	4	13	1	11	6	1
国立市	17	17		7	8	2	4	9	4
福生市	13	7	6	8	5		3	4	6
狛江市	14	2	12	8	3	3	4	5	5
東大和市	22	19	3	16	6		1	2	19
清瀬市	23	5	18	20	2	1	13		10
東久留米市	17	6	11	5	11	1	1	15	1
多摩市	15	7	8	4	8	3	8	6	1
稲城市	13	7	6	6	7		3	10	
羽村市	12	12			10	2		12	
あきる野市	12	12		10	2				12
西東京市	65	4	61	22	36	7	15	14	36
町村部計	6	6		6				2	4
瑞穂町	2	2		2				2	
奥多摩町	4	4		4					4

	料金形態											
	定期利用						一時利用					
	無料	～999円/月	～1,999円/月	～2,999円/月	～3,999円/月	4,000円～/月	無料	～100円/時間	～200円/時間	～300円/時間	～500円/時間	500円～/時間
総数	109	162	478	526	165	36	242	1,425	125	32	4	3
区部計	8	158	322	327	102	21	68	997	67	4	2	2
千代田区		25						10				
中央区			19			5		3				
港区	3		11				3	18	5			
新宿区		22	12					27	1			
文京区			19	2				11				
台東区		11	5	9				19				
墨田区		29	3					21				
江東区		1	37	3				33	4			
品川区			3	25	2	3		19	26			
目黒区		9		15				26				
大田区		16	28	10			14	46	6			
世田谷区			28	27	2	4	2	113	4		1	
渋谷区			5	3	1			39				
中野区		7	16	5	1	1		30	5			
杉並区	2		1	47			2	69	2			
豊島区		5	3	26	3		1	42				
北区		17	14	2				21	3			
荒川区		11		7	7		2	17	1			
板橋区	3	4	8	40	5	4	37	88		1	1	
練馬区			33	24				108				
足立区			8	67	29	1	2	150	5	3		2
葛飾区		1	29	15	52	3	5	43	5			
江戸川区			40					44				
市部計	101	4	156	197	63	15	170	426	58	28	2	1
八王子市			3	21	12	6	17	33	13	15	2	1
立川市			15	5			14	20				
武蔵野市			14	13				44	3	2		
三鷹市			1	13	2	1	2	17				
青梅市	7				5		7			5		
府中市			5	15			17	23				
昭島市			10	5				10	1			
調布市	13		10	12		2	13	12	8			
町田市			11	7	15	2	3	41	17	2		
小金井市			15	4			2	12				
小平市		2	18	14	3		4	44				
日野市	20	1	19	16	7	2	34	14	6	4		
東村山市	4	1	4	19	2			21	1			
国分寺市			2	7	4		2	8	4			
国立市			10				1	11				
福生市				8				12				
狛江市	2			6			2	9				
東大和市	19		1				19	3				
清瀬市			4	2	8			15	3			
東久留米市			3	1				13				
多摩市	2		7	4	2		2	9				
稲城市	7		3	1		2	7	5	1			
羽村市	12						12					
あきる野市	12						12					
西東京市	3		1	24	3			50	1			
町村部計				2			4	2				
瑞穂町				2				2				
奥多摩町							4					

イ 設置者別の現況(駅からの距離、料金形態等)

(ア) 区市町村

	設置数	駅からの距離			管理人		
	計	100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
総数	1,313	709	477	127	464	521	328
区部計	903	547	305	51	344	373	186
千代田区	25	24		1			25
中央区	24	23	1		8	15	1
港区	12	11	1		6		6
新宿区	46	41	3	2	6	40	
文京区	25	16	9		2	4	19
台東区	30	21	6	3	11	19	
墨田区	34	27	6	1	3		31
江東区	49	40	9		19	27	3
品川区	26	26			13	13	
目黒区	27	15	11	1	11	15	1
大田区	73	41	29	3	27	7	39
世田谷区	51	29	19	3	24	25	2
渋谷区	46	26	13	7		46	
中野区	29	18	9	2	22	7	
杉並区	46	16	29	1	34	10	2
豊島区	43	22	14	7	13	25	5
北区	41	17	20	4	15	14	12
荒川区	15	14	1		4		11
板橋区	65	31	32	2	35	12	18
練馬区	68	28	35	5	5	63	
足立区	48	26	19	3	29	15	4
葛飾区	40	15	19	6	24	11	5
江戸川区	40	20	20		33	5	2
市部計	404	156	172	76	120	146	138
八王子市	17	16	1				17
立川市	35	19	11	5	8	20	7
武蔵野市	1		1		1		
三鷹市	24	3	14	7	8	16	
青梅市	11	8	1	2	4	4	3
府中市	22	8	6	8	5	17	
昭島市	17	7	9	1	12	5	
調布市	40	15	20	5	11	12	17
町田市	12	9	2	1	10		2
小金井市	19	1	12	6	13		6
小平市	26	4	15	7	11	11	4
日野市	44	15	10	19	2	2	40
東村山市	21	7	11	3	8	9	4
国分寺市	17	4	12	1	10	6	1
国立市	17	7	8	2	4	9	4
福生市	7	4	3		3	4	
狛江市	2			2			2
東大和市	19	13	6				19
清瀬市	5	2	2	1	5		
東久留米市	6		5	1	1	5	
多摩市	7		6	1	3	4	
稲城市	7	4	3			7	
羽村市	12		10	2		12	
あきる野市	12	10	2				12
西東京市	4		2	2	1	3	
町村部計	6	6				2	4
瑞穂町	2	2				2	
奥多摩町	4	4					4

	料金形態											
	定期利用						一時利用					
	無料	～999円 /月	～1,999 円/月	～2,999 円/月	～3,999 円/月	4,000円 ～/月	無料	～100円 /時間	～200円 /時間	～300円 /時間	～500円 /時間	500円～ /時間
総数	109	162	408	320	17	9	206	681	52	4		
区部計	8	158	302	232	4	7	33	535	35			
千代田区		25						10				
中央区			19			5		3				
港区	3		8				3	3	5			
新宿区		22	12					27	1			
文京区			19	1				6				
台東区		11	4	9				17				
墨田区		29	3					5				
江東区		1	37	3				30	4			
品川区			3	17	2				21			
目黒区		9		15				10				
大田区		16	27	8			14	36	2			
世田谷区			26	11			2	39				
渋谷区			5	3	1			39				
中野区		7	16	3		1		21	2			
杉並区	2			43			2	42				
豊島区		5	1	25	1		1	28				
北区		17	14					15				
荒川区		11		4			2	4				
板橋区	3	4	6	40		1	3	52				
練馬区			30	15				52				
足立区			3	33			1	35				
葛飾区		1	29	2			5	21				
江戸川区			40					40				
市部計	101	4	106	86	13	2	169	144	17	4		
八王子市							17					
立川市			13	5			14	17				
武蔵野市			1					1				
三鷹市			1	11	1		2	14				
青梅市	7				4		7			4		
府中市				5			17	5				
昭島市			10	5				10	1			
調布市	13		10	12		2	13	12	8			
町田市			4	4	2		2	5	4			
小金井市			13	3			2	11				
小平市		2	18	1			4	18				
日野市	20	1	14	7	1		34	6				
東村山市	4	1		15	1			7	1			
国分寺市			2	7	3		2	8	3			
国立市			10				1	11				
福生市				7				6				
狛江市	2						2					
東大和市	19						19					
清瀬市			4	1				5				
東久留米市			3	1				2				
多摩市	2		3	1	1		2	3				
稲城市	7						7					
羽村市	12						12					
あきる野市	12						12					
西東京市	3			1				3				
町村部計				2			4	2				
瑞穂町				2				2				
奥多摩町							4					

(イ) 鉄道会社及び関連会社

	設置数	駅からの距離			管理人		
		100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
総数	178	120	55	3	39	37	102
区部計	128	91	35	2	26	13	89
台東区	1	1				1	
墨田区	7	6	1				7
品川区	11	11			5	3	3
目黒区	5	4	1			2	3
大田区	7	6	1		3		4
世田谷区	39	22	16	1	8		31
中野区	1			1			1
杉並区	5	3	2				5
豊島区	6	4	2		2	2	2
北区	3	1	2		2	1	
荒川区	5	5					5
板橋区	8	7	1		2		6
練馬区	14	7	7			1	13
足立区	11	10	1		4		7
葛飾区	5	4	1			3	2
市部計	50	29	20	1	13	24	13
八王子市	3	3			1		2
立川市	3	3					3
武蔵野市	6	1	4	1	2	2	2
町田市	8	5	3		3	5	
小平市	2	1	1		1		1
狛江市	8	5	3		4	4	
東大和市	3	3			1	2	
清瀬市	1	1					1
東久留米市	5	3	2			5	
多摩市	1	1			1		
稲城市	1		1			1	
西東京市	9	3	6			5	4

(ウ) 公益法人等

	設置数	駅からの距離			管理人		
		100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
総数	171	57	94	20	95	72	4
区部計	12	4	8		5	6	1
品川区	1		1				1
練馬区	11	4	7		5	6	
市部計	159	53	86	20	90	66	3
八王子市	42	21	21		24	17	1
武蔵野市	37	1	23	13	15	22	
府中市	21	9	11	1	11	10	
町田市	15	9	6		12	3	
日野市	12	4	6	2	6	6	
清瀬市	2	2			2		
多摩市	6	3	2	1	4	1	1
稲城市	4	1	3		3	1	
西東京市	20	3	14	3	13	6	1

	料金形態											
	定期利用						一時利用					
	無 料	～999円 /月	～1,999 円/月	～2,999 円/月	～3,999 円/月	4,000円 ～/月	無 料	～100円 /時間	～200円 /時間	～300円 /時間	～500円 /時間	500円～ /時間
総 数			9	42	5	3		144	18	2		1
区 部 計			5	33	3	1		105	16			1
台 東 区								1				
墨 田 区								7				
品 川 区				7				7	4			
目 黒 区								5				
大 田 区			1	2				4	3			
世 田 谷 区			1	15	1	1		33	3			
中 野 区									1			
杉 並 区				1				5				
豊 島 区			2	1	1			6				
北 区				2					3			
荒 川 区								5				
板 橋 区			1		1			7				
練 馬 区				1				14				
足 立 区				4				8				1
葛 飾 区								3	2			
市 部 計			4	9	2	2		39	2	2		
八 王 子 市						1		1		1		
立 川 市			1					2				
武 蔵 野 市			1					5				
町 田 市			1	2	2			4	2	1		
小 平 市				1				1				
狛 江 市				5				6				
東 大 和 市			1					3				
清 瀬 市								1				
東 久 留 米 市								5				
多 摩 市				1				1				
稲 城 市						1		1				
西 東 京 市								9				

	料金形態											
	定期利用						一時利用					
	無 料	～999円 /月	～1,999 円/月	～2,999 円/月	～3,999 円/月	4,000円 ～/月	無 料	～100円 /時間	～200円 /時間	～300円 /時間	～500円 /時間	500円～ /時間
総 数			38	78	25	6		98	21	15	1	
区 部 計			3	7				12				
品 川 区								1				
練 馬 区			3	7				11				
市 部 計			35	71	25	6		86	21	15	1	
八 王 子 市			3	19	11	5		11	10	12	1	
武 蔵 野 市			12	13				24				
府 中 市			5	10				18				
町 田 市			5	1	8	1		6	6	1		
日 野 市			3	7	2			5	3	2		
清 瀬 市					2			2				
多 摩 市			3	2	1			5				
稲 城 市			3	1				3	1			
西 東 京 市			1	18	1			12	1			

(工) 民間事業者(個人営業含む)

	設置数	駅からの距離			管理人		
		100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
総数	772	413	326	33	96	86	590
区部計	534	295	224	15	56	28	450
港区	16	12	3	1			16
文京区	4	3	1				4
台東区	1	1			1		
墨田区	9	5	2	2	2		7
江東区	3	2	1				3
品川区	13	10	3			1	12
目黒区	11	10	1				11
大田区	7	4	1	2			7
世田谷区	44	30	13	1	5	1	38
中野区	12	6	6		3		9
杉並区	23	10	12	1	1		22
豊島区	8	3	3	2	1		7
北区	6	3	3		1	1	4
荒川区	19	16	3		3		16
板橋区	68	36	30	2	6	5	57
練馬区	39	23	16		2	2	35
足立区	160	77	79	4	17	15	128
葛飾区	89	43	46		14	3	72
江戸川区	2	1	1				2
市部計	238	118	102	18	40	58	140
八王子市	30	15	12	3	2		28
立川市	1	1			1		
武蔵野市	20		12	8	5	3	12
三鷹市	6	2	3	1	3	1	2
青梅市	1	1				1	
町田市	36	21	14	1	4	30	2
小金井市	3		3		2		1
小平市	39	21	18		7	2	30
日野市	14	6	8		6	5	3
東村山市	22	10	11	1	2	8	12
国分寺市	1		1		1		
福生市	6	4	2				6
狛江市	4	3		1		1	3
清瀬市	15	15			6		9
東久留米市	6	2	4			5	1
多摩市	1			1		1	
稲城市	1	1				1	
西東京市	32	16	14	2	1		31

(才) その他

	設置数	駅からの距離			管理人		
		100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
総数	11	7	3	1	4	2	5
区部計	11	7	3	1	4	2	5
文京区	2	2				2	
世田谷区	1	1					1
杉並区	1		1		1		
足立区	4	3		1	1		3
葛飾区	1		1				1
江戸川区	2	1	1		2		

	料金形態											
	定期利用						一時利用					
	無料	～999円/月	～1,999円/月	～2,999円/月	～3,999円/月	4,000円～/月	無料	～100円/時間	～200円/時間	～300円/時間	～500円/時間	500円～/時間
総数			23	85	116	17	36	492	34	11	3	2
区部計			12	54	93	12	35	335	16	4	2	1
港区			3					15				
文京区				1				3				
台東区			1					1				
墨田区								9				
江東区								3				
品川区				1		3		11	1			
目黒区								11				
大田区								6	1			
世田谷区			1	1	1	2		40	1		1	
中野区				2	1			9	2			
杉並区			1	2				21	2			
豊島区					1			8				
北区								6				
荒川区				3	7			8	1			
板橋区			1		4	3	34	29		1	1	
練馬区				1				31				
足立区			5	30	28	1	1	103	5	3		1
葛飾区				13	51	3		19	3			
江戸川区								2				
市部計			11	31	23	5	1	157	18	7	1	1
八王子市				2	1			21	3	2	1	1
立川市			1					1				
武蔵野市								14	3	2		
三鷹市				2	1	1		3				
青梅市					1					1		
町田市			1		3	1	1	26	5			
小金井市			2	1				1				
小平市				12	3			25				
日野市			2	2	4	2		3	3	2		
東村山市			4	4	1			14				
国分寺市						1				1		
福生市				1				6				
狛江市				1				3				
清瀬市				1	6			7	3			
東久留米市								6				
多摩市			1									
稲城市						1		1				
西東京市				5	2			26				

	料金形態											
	定期利用						一時利用					
	無料	～999円/月	～1,999円/月	～2,999円/月	～3,999円/月	4,000円～/月	無料	～100円/時間	～200円/時間	～300円/時間	～500円/時間	500円～/時間
総数				1	2	1		10				
区部計				1	2	1		10				
文京区								2				
世田谷区						1		1				
杉並区				1				1				
足立区					1			4				
葛飾区					1							
江戸川区								2				

(7) 駅周辺のレンタサイクル設置状況

平成27年8月末現在

区市町村	名称	最寄駅	設置主体	運営主体	設置年月	稼働能力(台)	料金	損害賠償責任保険	交通ルールの説明
千代田区	千代田区コミュニティサイクル事業実証実験	九段下、秋葉原、大手町、東京、飯田橋など区内全域	1	5	平成26年10月	300	150円/回 1,500円/日 2,000円/月	自動加入	説明あり
港区	自転車シェアリング	新橋駅、六本木駅、品川駅など	5	5	平成26年8月	295	100円/30分	自動加入	説明なし
文京区	文京区レンタサイクル	春日駅	1	6	平成16年7月	60	500円/回	自動加入	説明なし
台東区	台東区レンタサイクル	浅草駅	1	1	平成9年11月	50	4時間まで200円 300円/日	自動加入	説明あり
	台東区レンタサイクル	つくばエクスプレス浅草駅	1	1	平成18年5月	55	4時間まで200円 300円/日	自動加入	説明あり
	台東区レンタサイクル	新御徒町駅	1	1	平成12年12月	70	4時間まで200円 300円/日	自動加入	説明あり
	台東区レンタサイクル	仲御徒町駅	1	1	平成17年3月	69	4時間まで200円 300円/日	自動加入	説明あり
墨田区	レンタサイクル「eチャリ」錦糸町店	錦糸町駅	5	5	平成23年4月	3	1日(初日)3,000円、1日(2日目以降)1,300円、1週間9,300円	自動加入	説明あり
	エクストレモ	錦糸町駅	5	5	平成16年	25	3時間1,010円、6時間1,550円、12時間2,060円、追加1時間310円、当日キャンセル料1,010円	自動加入	説明あり
	シェアサイクルコギコギ	とうきょうスカイツリー駅・押上駅・両国駅・錦糸町駅	4	5	平成24年7月	100	登録料756円 540円/月 最初の30分無料以降、1時間108円	自動加入	説明あり
	エスシティ	両国駅・錦糸町駅	5	5	平成22年2月	10	1時間110円から1日最大530円 ※一部、5時間500円の貸出場所がある。	任意加入	説明あり
江東区	江東区臨海部コミュニティサイクル	豊洲駅・東雲駅・国際展示場駅・東京テレポート駅など計22か所	1	5	平成24年11月	330	個人向けプラン ・一回会員 基本料0円(最初の30分:150円/回。※以降100円/30分) ・一日パス 基本料1,500円/1日分 ・月額会員2,000円/月(最初の30分:0円※以降30分100円) ・法人向けプラン 2,000円/月(制限時間有) 4,000円/月(定額)	自動加入	説明あり
世田谷区	世田谷区・IHIコミュニティサイクル 桜上水南レンタサイクルポート	桜上水駅	1	3	平成6年3月	353	200円/回 2,000円/月	自動加入	説明あり
	三軒茶屋北レンタサイクルポート	三軒茶屋駅	1	3	平成8年5月	130	200円/回 2,000円/月	自動加入	説明あり
	三軒茶屋中央レンタサイクルポート	三軒茶屋駅	1	3	平成10年4月	238	200円/回 2,000円/月	自動加入	説明あり
	成城北第二レンタサイクルポート	成城学園前駅	1	3	平成14年1月	195	200円/回 2,000円/月	自動加入	説明あり
	世田谷区・IHIコミュニティサイクル 経堂駅前レンタサイクルポート	経堂駅	1	3	平成19年3月	259	200円/回 2,000円/月	自動加入	説明あり
	世田谷区・IHIコミュニティサイクル 桜新町レンタサイクルポート	桜新町駅	1	3	平成21年3月	370	200円/回 2,000円/月	自動加入	説明あり

・設置主体、運営主体は以下のとおり

- 1：地方公共団体 2：区市町村出資の公社・第三セクター 3：その他の公益法人
4：鉄道事業者及び関連会社 5：その他の民間事業者 6：その他

区市町村	名 称	最寄駅	設置 主体	運営 主体	設置年月	稼働 能力 (台)	料 金	損害 賠償 責任 保険	交通 ルー ルの 説明
世田谷区	世田谷区・IHIコミュニティサイ クル 等々力レンタサイクルポート	等々力駅	1	3	平成23年4月	35	200円/回	自動 加入	説明 あり
	サイクルシェア	二子玉川駅	4	4	平成24年3月	50	310円/回 3,090円/月	自動 加入	説明 あり
渋谷区	サイカパーク恵比寿	恵比寿駅	5	5	平成17年8月	10	4,000円/月	自動 加入	説明 あり
	サイカパーク初台	初台駅	5	5	平成22年4月	10	4,000円/月	自動 加入	説明 あり
練馬区	練馬タウンサイクル	練馬駅	1	2	平成4年4月	400	200円/日 2,000円/月	用意 なし	説明 なし
	東武練馬タウンサイクル	東武練馬駅	1	2	平成4年4月	200	200円/日 2,000円/月	用意 なし	説明 なし
	石神井公園タウンサイクル	石神井公園駅	1	2	平成6年7月	400	200円/日 2,000円/月	用意 なし	説明 なし
	大泉学園駅北口タウンサイクル	大泉学園駅	1	2	平成4年8月	600	200円/日 2,000円/月	用意 なし	説明 なし
	上石神井タウンサイクル	上石神井駅	1	2	平成5年8月	400	200円/日 2,000円/月	用意 なし	説明 なし
	練馬春日町タウンサイクル	練馬春日町駅	1	2	平成8年8月	200	200円/日 2,000円/月	用意 なし	説明 なし
	大泉学園駅南口タウンサイクル	大泉学園駅	1	2	平成14年11月	500	200円/日 2,000円/月	用意 なし	説明 なし
足立区	レンタサイクル	北千住駅	1	1	平成25年4月	10	2,500円/月	自動 加入	説明 あり
	電動自転車レンタサイクル事業	北千住駅	1	2	平成26年7月	20	24,000円/年	自動 加入	説明 あり
	あだちやり（足立区コミュニ ティサイクル）	竹の塚駅	1	1	平成26年12月	10	200円/日	自動 加入	説明 あり
	あだちやり（足立区コミュニ ティサイクル）	大師前駅	1	1	平成26年12月	10	200円/日	自動 加入	説明 あり
	あだちやり（足立区コミュニ ティサイクル）	舎人公園駅下	1	1	平成26年12月	10	200円/日	自動 加入	説明 あり
江戸川区	江戸川区レンタサイクル	葛西駅	1	1	平成21年9月	200	210円/日 2,060円/月	用意 なし	説明 なし
	江戸川区レンタサイクル	西葛西駅	1	1	平成21年9月	200	210円/日 2,060円/月	用意 なし	説明 なし
	江戸川区レンタサイクル	葛西臨海公園駅	1	1	平成21年8月	200	210円/日 2,060円/月	用意 なし	説明 なし
	江戸川区レンタサイクル	船堀駅	1	1	平成23年7月	80	210円/日 2,060円/月	用意 なし	説明 なし
	江戸川区レンタサイクル	一之江駅	1	1	平成23年7月	40	210円/日 2,060円/月	用意 なし	説明 なし
	江戸川区レンタサイクル	瑞江駅	1	1	平成25年4月	60	210円/日 2,060円/月	用意 なし	説明 なし
	江戸川区レンタサイクル	篠崎駅	1	1	平成25年4月	55	210円/日 2,060円/月	用意 なし	説明 なし
	江戸川区レンタサイクル	小岩駅	1	1	平成25年4月	80	210円/日 2,060円/月	用意 なし	説明 なし
	江戸川区レンタサイクル	平井駅	1	1	平成25年4月	40	210円/日 2,060円/月	用意 なし	説明 なし
	江戸川区レンタサイクル	東大島駅	1	1	平成25年4月	20	210円/日 2,060円/月	用意 なし	説明 なし
	江戸川区レンタサイクル	京成小岩駅	1	1	平成25年4月	25	210円/日 2,060円/月	用意 なし	説明 なし
立川市	立川市レンタサイクル	高松駅	1	1	平成22年9月	20	0円	用意 なし	説明 あり
武蔵野市	吉祥寺大通り東レンタサイクル	吉祥寺駅	3	3	平成12年4月	43	200円/日 2,500円/月	自動 加入	説明 あり
三鷹市	すずかけ駐輪場	三鷹駅	5	5	平成20年10月	52	300円/日 3,000円/月	任意 加入	説明 なし
調布市	調布市シルバー人材センター レンタサイクル	調布駅	3	3	平成16年6月	6	300円/日	自動 加入	説明 なし
	調布市シルバー人材センター レンタサイクル	飛田給駅	3	3	平成16年6月	6	300円/日	自動 加入	説明 なし
	調布市シルバー人材センター レンタサイクル	仙川駅	3	3	平成16年6月	3	300円/日	自動 加入	説明 なし

区市町村	名称	最寄駅	設置主体	運営主体	設置年月	稼働能力(台)	料金	損害賠償責任保険	交通ルールの説明
小金井市	suicle	東小金井駅	4	4	平成25年11月	75	一時利用 最初の30分100円 以降1時間毎100円 定期利用 月額2,500円	自動加入	説明あり
東村山市	秋津駅第1駐輪場サイクルシェアリング(社会実験)	秋津駅	3	3	平成23年4月	18	一般 2,000円/月 学生 1,500円/月	用意なし	説明なし
	レンタサイクル	東村山駅	6	6	平成27年6月	4	200円/1日	用意なし	説明なし
	レンタサイクル	久米川駅	6	6	平成27年6月	4	200円/1日	用意なし	説明なし
福生市	たっけー☆☆サイクル(サイクルシェアリング事業・電動アシスト自転車利用)	拝島駅	1	1	平成24年2月	35	50円/15分、6時間まで500円、9時間まで1,000円、12時間まで2,000円、24時間まで3,500円 (最初の30分は無料、その後15分毎に50円)	自動加入	説明なし
		牛浜駅	1	1	平成24年2月			自動加入	説明なし
		福生駅	1	1	平成24年2月			自動加入	説明あり
多摩市	-	永山駅	3	3	平成9年10月	20	200円/日	用意なし	説明なし
あきる野市	グリーンチャージ	武蔵五日市駅	5	5	平成22年5月	28	300~600円/時間 900~2,000円/半日(4時間) 1,400~3,000円/日(8時間)	自動加入	説明あり
西東京市	-	西武柳沢駅	3	3	平成22年3月	10	200円/日	自動加入	説明なし
瑞穂町	レンタサイクル事業	箱根ヶ崎駅	5	5	平成24年4月	11	軽快車 200円/日 電動アシスト付き 400円/日	自動加入	説明なし
奥多摩町	トレックリング	奥多摩駅	5	5	平成23年4月	20	2,500円/回	自動加入	説明あり

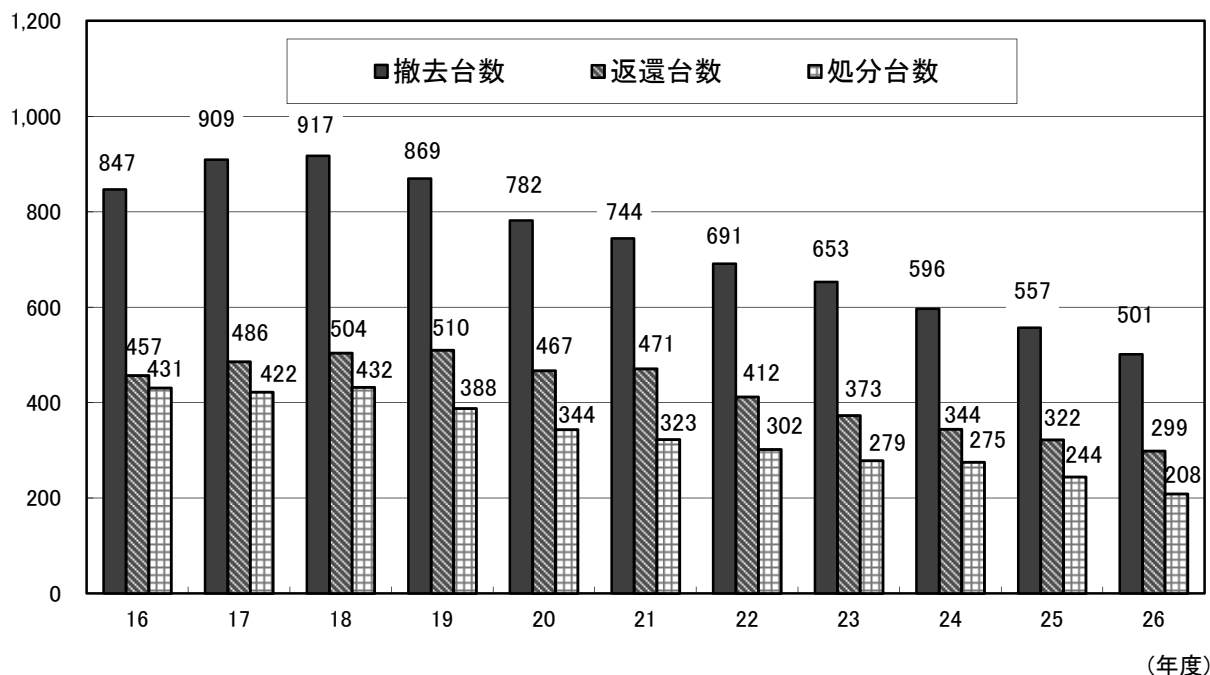
(注) レンタサイクル：貸し出すことを目的として設置する自転車。(シェアリング目的、コミュニティサイクルを含む。)
対象は、駅周辺におけるレンタサイクルとし、マンションの住民用など特定の者に利用が限定するものは除く。

3 放置自転車等の撤去・返還・処分状況

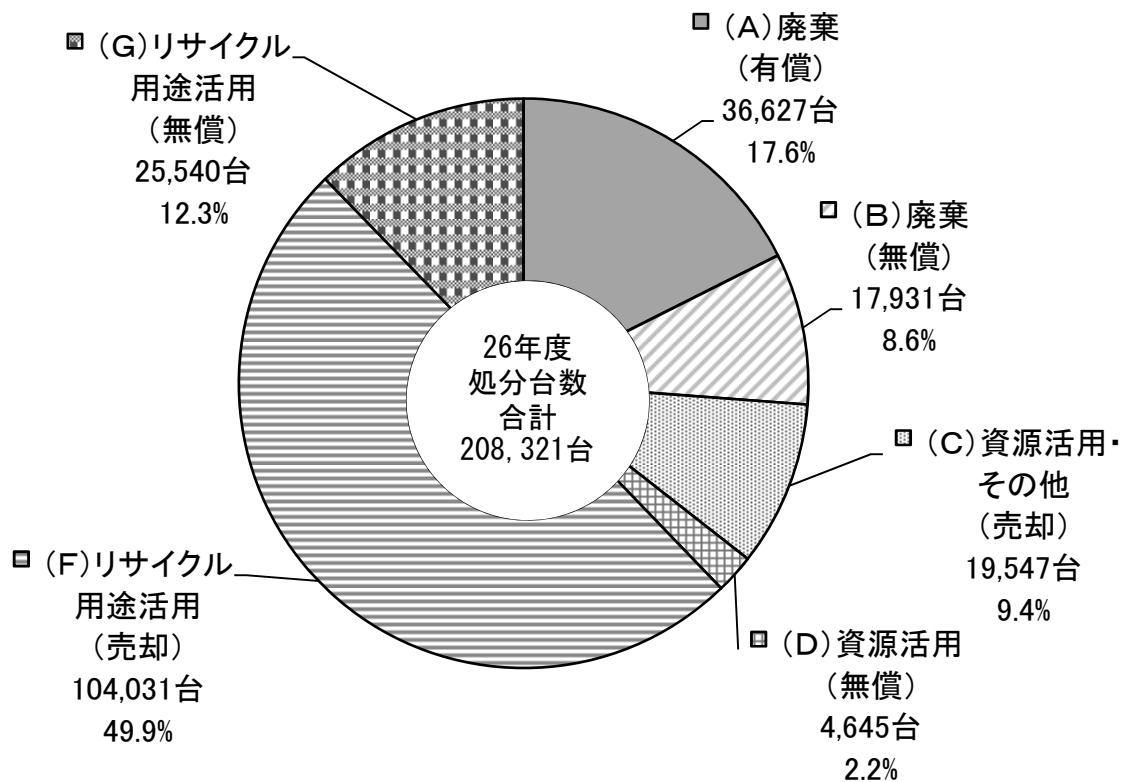
(1) 放置自転車等の撤去・返還・処分台数の推移

・撤去台数と処分台数は、平成18年度をピークに徐々に減少している。

(千台)



(2) 撤去した自転車等の処分内訳(平成26年度)



(3) 区市町村の撤去・返還・処分状況(平成26年度)

	撤去台数			返還台数			処分台数			(参考) 返還率
	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	自転車	原付	
総数	500,901	496,691	4,210	298,743	295,381	3,362	208,321	207,416	905	59.6%
区部計	413,368	410,658	2,710	247,330	245,255	2,075	168,657	168,046	611	59.8%
千代田区	4,838	4,776	62	2,463	2,422	41	2,375	2,354	21	50.9%
中央区	4,666	4,666	0	1,113	1,113	0	3,005	3,005	0	23.9%
港区	9,635	9,574	61	4,481	4,458	23	5,154	5,116	38	46.5%
新宿区	17,374	17,238	136	7,173	7,116	57	6,970	6,970	0	41.3%
文京区	9,107	9,107	0	6,258	6,258	0	2,999	2,999	0	68.7%
台東区	10,404	10,404	0	5,306	5,306	0	5,098	5,098	0	51.0%
墨田区	13,366	13,366	0	7,418	7,418	0	3,346	3,346	0	55.5%
江東区	22,996	22,877	119	12,170	12,106	64	11,663	11,602	61	52.9%
品川区	14,389	14,237	152	9,124	9,038	86	5,453	5,368	85	63.4%
目黒区	14,924	14,657	267	10,412	10,190	222	4,651	4,615	36	69.8%
大田区	36,818	36,451	367	24,057	23,707	350	12,761	12,744	17	65.3%
世田谷区	38,536	38,017	519	26,391	25,952	439	12,063	12,011	52	68.5%
渋谷区	20,353	20,117	236	14,870	14,684	186	4,529	4,493	36	73.1%
中野区	15,236	15,236	0	8,555	8,555	0	7,238	7,238	0	56.1%
杉並区	24,595	24,557	38	14,811	14,808	3	9,091	9,045	46	60.2%
豊島区	33,731	33,681	50	21,122	21,105	17	12,609	12,576	33	62.6%
北区	18,620	18,620	0	10,192	10,192	0	9,353	9,353	0	54.7%
荒川区	7,354	7,306	48	2,743	2,716	27	4,686	4,686	0	37.3%
板橋区	18,066	17,722	344	10,201	9,881	320	10,872	10,784	88	56.5%
練馬区	18,250	17,947	303	10,042	9,802	240	8,510	8,437	73	55.0%
足立区	8,505	8,497	8	3,963	3,963	0	5,009	4,984	25	46.6%
葛飾区	18,557	18,557	0	11,753	11,753	0	9,503	9,503	0	63.3%
江戸川区	33,048	33,048	0	22,712	22,712	0	11,719	11,719	0	68.7%
市部計	87,297	85,806	1,491	51,354	50,069	1,285	39,424	39,137	287	58.8%
八王子市	6,363	5,979	384	3,151	2,815	336	4,394	4,298	96	49.5%
立川市	7,866	7,730	136	5,206	5,079	127	2,660	2,651	9	66.2%
武蔵野市	6,979	6,947	32	4,419	4,391	28	2,651	2,645	6	63.3%
三鷹市	2,756	2,714	42	1,502	1,473	29	1,365	1,356	9	54.5%
青梅市	364	362	2	108	108	0	675	669	6	29.7%
府中市	7,894	7,894	0	4,765	4,765	0	3,246	3,246	0	60.4%
昭島市	1,379	1,368	11	612	604	8	851	851	0	44.4%
調布市	11,807	11,696	111	8,332	8,235	97	3,399	3,381	18	70.6%
町田市	3,516	3,420	96	1,817	1,736	81	1,699	1,684	15	51.7%
小金井市	5,032	4,984	48	3,310	3,270	40	1,825	1,819	6	65.8%
小平市	4,317	4,254	63	2,152	2,099	53	2,142	2,126	16	49.8%
日野市	2,825	2,714	111	1,838	1,728	110	2,116	2,088	28	65.1%
東村山市	1,502	1,491	11	499	497	2	966	957	9	33.2%
国分寺市	5,126	5,112	14	2,829	2,819	10	2,230	2,230	0	55.2%
国立市	3,654	3,654	0	2,375	2,375	0	1,279	1,279	0	65.0%
福生市	904	897	7	607	601	6	344	344	0	67.1%
狛江市	1,157	1,130	27	764	739	25	636	627	9	66.0%
東大和市	538	526	12	331	321	10	153	152	1	61.5%
清瀬市	1,021	990	31	495	469	26	641	641	0	48.5%
東久留米市	1,289	1,276	13	796	790	6	521	513	8	61.8%
武蔵村山市	344	344	0	0	0	0	344	344	0	0.0%
多摩市	3,305	3,030	275	1,878	1,629	249	1,405	1,377	28	56.8%
稲城市	762	749	13	292	286	6	595	589	6	38.3%
羽村市	1,486	1,482	4	568	567	1	893	891	2	38.2%
あきる野市	515	514	1	158	158	0	335	334	1	30.7%
西東京市	4,596	4,549	47	2,550	2,515	35	2,059	2,045	14	55.5%
町村部計	236	227	9	59	57	2	240	233	7	25.0%
瑞穂町	236	227	9	59	57	2	177	170	7	25.0%
日の出町	0	0	0	0	0	0	63	63	0	-
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
奥多摩町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-

※ 撤去台数の値と、返還台数と処分台数の合計値が一致しない理由は、「凡例 2調査方法 (3)撤去自転車等の撤去・返還・処分状況」に記載している。

(4) 処分の内訳(区市町村別)

	処分台数合計 〈A+B+C+D+E〉			〈A〉 廃棄 (有償)			〈B〉 廃棄 (無償)		
	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	自転車	原付
総数	208,321	207,416	905	36,627	36,357	270	17,931	17,837	94
区部計	168,657	168,046	611	29,241	29,064	177	14,356	14,289	67
千代田区	2,375	2,354	21	2,303	2,282	21	0	0	0
中央区	3,005	3,005	0	2,393	2,393		0	0	0
港区	5,154	5,116	38				0	0	0
新宿区	6,970	6,970	0				0	0	0
文京区	2,999	2,999	0	2,849	2,849		0	0	0
台東区	5,098	5,098	0	92	92				
墨田区	3,346	3,346	0	848	848				
江東区	11,663	11,602	61				8,023	7,973	50
品川区	5,453	5,368	85	145	111	34			
目黒区	4,651	4,615	36						
大田区	12,761	12,744	17				6,333	6,316	17
世田谷区	12,063	12,011	52						
渋谷区	4,529	4,493	36						
中野区	7,238	7,238	0						
杉並区	9,091	9,045	46	2,145	2,099	46			
豊島区	12,609	12,576	33	9,635	9,602	33			
北区	9,353	9,353	0	4,822	4,822				
荒川区	4,686	4,686	0						
板橋区	10,872	10,784	88	3,845	3,802	43			
練馬区	8,510	8,437	73						
足立区	5,009	4,984	25	164	164				
葛飾区	9,503	9,503	0						
江戸川区	11,719	11,719	0						
市部計	39,424	39,137	287	7,323	7,230	93	3,531	3,504	27
八王子市	4,394	4,298	96						
立川市	2,660	2,651	9	154	154				
武蔵野市	2,651	2,645	6	875	875				
三鷹市	1,365	1,356	9						
青梅市	675	669	6	453	453				
府中市	3,246	3,246	0						
昭島市	851	851	0	50	50				
調布市	3,399	3,381	18				592	590	2
町田市	1,699	1,684	15	680	665	15			
小金井市	1,825	1,819	6						
小平市	2,142	2,126	16				1,455	1,439	16
日野市	2,116	2,088	28	1,790	1,762	28			
東村山市	966	957	9						
国分寺市	2,230	2,230	0						
国立市	1,279	1,279	0						
福生市	344	344	0	327	327				
狛江市	636	627	9				551	542	9
東大和市	153	152	1	132	131	1			
清瀬市	641	641	0	373	373				
東久留米市	521	513	8						
武蔵村山市	344	344	0	344	344				
多摩市	1,405	1,377	28	28		28	933	933	
稲城市	595	589	6	502	496	6			
羽村市	893	891	2						
あきる野市	335	334	1	259	258	1			
西東京市	2,059	2,045	14	1,356	1,342	14			
町村部計	240	233	7	63	63	0	44	44	0
瑞穂町	177	170	7				44	44	
日の出町	63	63	0	63	63				
檜原村	0	0	0						
奥多摩町	0	0	0						

	＜C＞ 資源活用・その他（売却）			＜D＞ 資源活用（無償）			＜E＞ リサイクル用途活用 ＜E＞ = (F)+(G) = (H)+(I)			リサイクル用途活用の内訳①		
	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	自転車	原付	（F） 売却		
										計	自転車	原付
総数	19,547	19,456	91	4,645	4,605	40	129,571	129,161	410	104,031	103,660	371
区部計	16,890	16,808	82	4,346	4,315	31	103,824	103,570	254	85,243	85,027	216
千代田区							72	72	0	72	72	
中央区							612	612	0	612	612	
港区							5,154	5,116	38	0		
新宿区							6,970	6,970	0	5,970	5,970	
文京区							150	150	0	0		
台東区							5,006	5,006	0	4,253	4,253	
墨田区							2,498	2,498	0	2,297	2,297	
江東区	1,272	1,261	11				2,368	2,368	0	0		
品川区	4,695	4,644	51				613	613	0	0		
目黒区	235	215	20				4,416	4,400	16	4,416	4,400	16
大田区							6,428	6,428	0	5,897	5,897	
世田谷区							12,063	12,011	52	11,959	11,907	52
渋谷区				907	876	31	3,622	3,617	5	3,588	3,583	5
中野区				1,218	1,218		6,020	6,020	0	5,220	5,220	
杉並区							6,946	6,946	0	6,135	6,135	
豊島区							2,974	2,974	0	1,250	1,250	
北区							4,531	4,531	0	4,202	4,202	
荒川区							4,686	4,686	0	3,986	3,986	
板橋区							7,027	6,982	45	6,643	6,598	45
練馬区							8,510	8,437	73	8,352	8,279	73
足立区							4,845	4,820	25	3,358	3,333	25
葛飾区				2,221	2,221		7,282	7,282	0	7,033	7,033	
江戸川区	10,688	10,688					1,031	1,031	0	0		
市部計	2,657	2,648	9	299	290	9	25,614	25,465	149	18,655	18,507	148
八王子市							4,394	4,298	96	4,394	4,298	96
立川市							2,506	2,497	9	1,769	1,760	9
武蔵野市							1,776	1,770	6	1,576	1,570	6
三鷹市	977	977		299	290	9	89	89	0	89	89	
青梅市							222	216	6	61	55	6
府中市	1,671	1,671					1,575	1,575	0	423	423	
昭島市							801	801	0	801	801	
調布市							2,807	2,791	16	2,442	2,426	16
町田市							1,019	1,019	0	663	663	
小金井市							1,825	1,819	6	1,672	1,667	5
小平市							687	687	0	349	349	
日野市							326	326	0	0		
東村山市	9		9				957	957	0	803	803	
国分寺市							2,230	2,230	0	2,230	2,230	
国立市							1,279	1,279	0	0		
福生市							17	17	0	17	17	
狛江市							85	85	0	85	85	
東大和市							21	21	0	0		
清瀬市							268	268	0	0		
東久留米市							521	513	8	348	340	8
武蔵村山市							0	0	0	0		
多摩市							444	444	0	0		
稲城市							93	93	0	0		
羽村市							893	891	2	893	891	2
あきる野市							76	76	0	40	40	
西東京市							703	703	0	0		
町村部計	0	0	0	0	0	0	133	126	7	133	126	7
瑞穂町							133	126	7	133	126	7
日の出町							0	0	0	0		
檜原村							0	0	0	0		
奥多摩町							0	0	0	0		

	リサイクル用途活用の内訳①			リサイクル用途活用の内訳②							
	(G) 無償			(H) 自転車				(I) 原付			
	計	自転車	原付	計	国内向け	国外向け	不明	計	国内向け	国外向け	不明
総数	25,540	25,501	39	129,161	35,475	93,346	340	410	38	364	8
区部計	18,581	18,543	38	103,570	28,625	74,945	0	254	25	229	0
千代田区	0			72	72			0			
中央区	0			612	612			0			
港区	5,154	5,116	38	5,116	355	4,761		38		38	
新宿区	1,000	1,000		6,970		6,970		0			
文京区	150	150		150		150		0			
台東区	753	753		5,006	753	4,253		0			
墨田区	201	201		2,498	2,365	133		0			
江東区	2,368	2,368		2,368	1,093	1,275		0			
品川区	613	613		613	613			0			
目黒区	0			4,400		4,400		16		16	
大田区	531	531		6,428	6,228	200		0			
世田谷区	104	104		12,011	104	11,907		52		52	
渋谷区	34	34		3,617	34	3,583		5		5	
中野区	800	800		6,020	6,020			0			
杉並区	811	811		6,946	811	6,135		0			
豊島区	1,724	1,724		2,974	2,144	830		0			
北区	329	329		4,531	329	4,202		0			
荒川区	700	700		4,686	600	4,086		0			
板橋区	384	384		6,982	384	6,598		45		45	
練馬区	158	158		8,437	8	8,429		73		73	
足立区	1,487	1,487		4,820	4,820			25	25		
葛飾区	249	249		7,282	249	7,033		0			
江戸川区	1,031	1,031		1,031	1,031			0			
市部計	6,959	6,958	1	25,465	6,724	18,401	340	149	6	135	8
八王子市	0			4,298		4,298		96		96	
立川市	737	737		2,497	737	1,760		9		9	
武蔵野市	200	200		1,770		1,770		6		6	
三鷹市	0			89	89			0			
青梅市	161	161		216	55	161		6	6		
府中市	1,152	1,152		1,575	423	1,152		0			
昭島市	0			801	801			0			
調布市	365	365		2,791	165	2,626		16		16	
町田市	356	356		1,019	752	267		0			
小金井市	153	152	1	1,819	440	1,379		6		6	
小平市	338	338		687	687			0			
日野市	326	326		326	326			0			
東村山市	154	154		957	154	803		0			
国分寺市	0			2,230		2,230		0			
国立市	1,279	1,279		1,279	633	646		0			
福生市	0			17	17			0			
狛江市	0			85	40	45		0			
東大和市	21	21		21	21			0			
清瀬市	268	268		268	268			0			
東久留米市	173	173		513	173		340	8			8
武蔵村山市	0			0				0			
多摩市	444	444		444	367	77		0			
稲城市	93	93		93		93		0			
羽村市	0			891	209	682		2		2	
あきる野市	36	36		76	76			0			
西東京市	703	703		703	291	412		0			
町村部計	0	0	0	126	126	0	0	7	7	0	0
瑞穂町	0			126	126			7	7		
日の出町	0			0				0			
檜原村	0			0				0			
奥多摩町	0			0				0			

(5) 国内向けリサイクル用自転車の譲渡、売却先

	計	<A> 自転車商組合、 自転車販売業者	 その他の 民間事業者	<C> 社会福祉法人、シ ルバー人材センター等	<D> 一般住民	<E> その他
総 数	35,475	11,729	13,004	8,914	389	1,439
区部計	28,625	9,047	12,006	6,397	389	786
千代田区	72	72				
中央区	612	612				
港区	355				355	
新宿区	0					
文京区	0					
台東区	753			633		120
墨田区	2,365	68	2,297			
江東区	1,093			1,093		
品川区	613	218		375		20
目黒区	0					
大田区	6,228	771	5,126	251		80
世田谷区	104			100		4
渋谷区	34				34	
中野区	6,020	5,220		800		
杉並区	811		0	811		
豊島区	2,144	500	1,250			394
北区	329			329		
荒川区	600			600		
板橋区	384			384		
練馬区	8					8
足立区	4,820	1,359	3,333			128
葛飾区	249	227				22
江戸川区	1,031			1,021		10
市部計	6,724	2,645	909	2,517	0	653
八王子市	0					
立川市	737			737		
武蔵野市	0					
三鷹市	89	89				
青梅市	55	55				
府中市	423	423				
昭島市	801	159	642			
調布市	165			165		
町田市	752	396	267	89		
小金井市	440			440		
小平市	687	349		338		
日野市	326			326		
東村山市	154			154		
国分寺市	0					
国立市	633					633
福生市	17	17				
狛江市	40	40				
東大和市	21	21				
清瀬市	268			268		
東久留米市	173	173				
武蔵村山市	0					
多摩市	367	360				7
稲城市	0					
羽村市	209	209				
あきる野市	76	63				13
西東京市	291	291				
町村部計	126	37	89	0	0	0
瑞穂町	126	37	89			
日の出町	0					
檜原村	0					
奥多摩町	0					

(6) 撤去自転車等の保管場所の状況

	設置数	収容予定台数(台)	敷地面積(m ²)
総数	154	157,048	216,181
区部計	114	108,756	150,923
千代田区	4	1,996	1,778
中央区	2	1,500	2,143
港区	5	2,150	3,246
新宿区	2	2,700	4,729
文京区	2	1,086	1,119
台東区	6	5,300	8,745
墨田区	4	5,000	5,552
江東区	2	5,399	7,726
品川区	2	6,000	5,778
目黒区	3	3,635	4,900
大田区	8	7,466	9,512
世田谷区	9	8,100	16,594
渋谷区	5	2,980	3,915
中野区	4	2,440	2,694
杉並区	6	6,356	9,667
豊島区	6	5,580	7,688
北区	7	5,170	6,937
荒川区	4	2,400	2,999
板橋区	8	5,271	7,951
練馬区	4	7,980	11,230
足立区	5	5,960	7,282
葛飾区	5	6,127	8,778
江戸川区	11	8,160	9,960
市部計	39	48,192	65,178
八王子市	3	4,225	5,483
立川市	1	6,088	15,524
武蔵野市	3	5,500	7,470
三鷹市	1	700	1,486
青梅市	1	600	826
府中市	4	3,260	3,260
昭島市	1	700	993
調布市	3	3,484	3,689
町田市	1	2,100	2,567
小金井市	1	1,900	1,937
小平市	1	1,300	1,190
日野市	1	1,380	1,500
東村山市	1	1,460	1,843
国分寺市	1	2,500	2,574
国立市	1	1,045	1,150
福生市	1	640	696
狛江市	1	750	1,365
東大和市	2	1,000	1,012
清瀬市	1	1,000	918
東久留米市	1	350	416
武蔵村山市	1	200	200
多摩市	2	1,330	2,057
稲城市	1	2,000	1,820
羽村市	2	580	1,250
あきる野市			
西東京市	3	4,100	3,952
町村部計	1	100	80
瑞穂町	1	100	80
日の出町			
檜原村			
奥多摩町			

第2 区市町村の担当組織・取組

1 担当組織

2 自転車等の駐車対策の推進に関する協議会等の設置等

3 放置自転車対策費

- (1) 対策費（歳出額・歳入額）の年度別推移
- (2) 地域別自転車対策費（歳出額）の年度別推移
- (3) 区市町村における対策費の概況
- (4) 放置自転車等対策に係る歳入額の内訳
- (5) 放置自転車等対策に係る歳出額の内訳

4 区市町村における条例制定等

- (1) 制定状況一覧
- (2) 条例の主な制定内容

5 放置禁止区域等の指定状況

6 条例による自転車等の駐車場附置義務

7 民営自転車駐車場の育成(補助事業)

8 放置自転車等に関する調査・研究等実施状況

9 放置自転車対策事例

- (1) 秋葉原駅放置自転車対策会議の設置（実施主体：千代田区）
- (2) 八王子市における広報活動及び駐輪スペース確保の取組

第2 区市町村の担当組織・取組

1 担当組織

区市町村	組 織 名	電 話 番 号
千代田区	環境まちづくり部 交通施策推進課 放置自転車対策係	03-3264-2111(代) 内2764 03-5211-4345(直)
中央区	環境土木部 環境政策課 交通対策係	03-3543-0211(代) 内5443 03-3546-5443(直)
港区	街づくり支援部 土木課 交通対策係	03-3578-2111(代) 内2262 03-3578-2262(直)
新宿区	みどり土木部 交通対策課 交通企画係	03-3209-1111(代) 内4653 03-5273-4265(直)
文京区	土木部 管理課 交通安全係	03-3812-7111(代) 内3008～3010 03-5803-1244(直)
台東区	都市づくり部 交通対策課 自転車対策担当	03-5246-1111(代) 内3443 03-5246-1305(直)
墨田区	都市整備部 土木管理課 交通安全担当	03-5608-1111(代) 内5036 03-5608-6203(直)
江東区	土木部 交通対策課 自転車対策係	03-3647-9111(代) 内6496 03-3647-4789(直)
品川区	防災まちづくり部 土木管理課 自転車対策係	03-3777-1111(代) 内5430～5431 03-5742-6786(直)
目黒区	都市整備部 道路管理課 自転車撤去担当	03-3715-1111(代) 内3133 03-5722-9569(直)
大田区	都市基盤整備部 都市基盤管理課 地域交通対策担当 (上記ほか各まちなみ維持課に自転車対策担当有り)	03-5744-1111(代) 内3155 03-5744-1315(直)
世田谷区	交通政策担当部 交通安全自転車課 交通安全自転車担当係	03-5432-1111(代) 内2573 03-5432-2573(直)
渋谷区	土木清掃部 管理課 管理交通係	03-3463-1211(代) 内2638 03-3463-2774(直)
中野区	都市基盤部 防災・都市安全分野 自転車対策担当	03-3389-1111(代) 内5721 03-3228-5528(直)
杉並区	都市整備部 交通対策課 自転車対策係	03-3312-2111(代) 内3556 03-5307-0663(直)
豊島区	都市整備部 交通対策課(庶務・交通安全グループ、自転車対策グループ、自転車計画グループ、駐輪場整備グループ、放置自転車対策事務所)	03-3981-1111(代) 内2688 03-3981-4847(直)
北区	土木部 施設管理課 自転車対策係	03-3908-1111(代) 内2986 03-3908-9218(直)
荒川区	防災都市づくり部 交通対策課 自転車対策係	03-3802-3111(代) 内2716～2717 03-3802-4420(直)
板橋区	土木部 交通安全課 自転車グループ	03-3964-1111(代) 内2513 03-3579-2513(直)
練馬区	土木部 交通安全課 自転車対策係・交通施設係	03-3993-1111(代) 内8319 03-5984-1993(直)
足立区	都市建設部 交通対策課 自転車係	03-3880-5111(代) 内2282 03-3880-5914(直)
葛飾区	都市整備部 道路管理課 交通安全対策係	03-3695-1111(代) 内2514 03-5654-8386(直)
江戸川区	土木部 施設管理課 駐輪対策係	03-3652-1151(代) 内2672 03-5662-1997(直)

区市町村	組 織 名	電 話 番 号
八王子市	道路交通部 交通事業課 自転車対策担当	042-626-3111(代) 内3478~3480 042-620-7257(直)
立川市	まちづくり部 交通対策課 自転車対策係	042-523-2111(代) 内2285 042-528-4360
武蔵野市	都市整備部 交通対策課 自転車対策係	0422-51-5131(代) 内2734 0422-60-1860
三鷹市	都市整備部 道路交通課 都市交通係	0422-45-1151(代) 内2884 0422-29-9709(直)
青梅市	生活安全部 市民安全課 市民安全係	0428-22-1111(代) 内2311
府中市	生活環境部 地域安全対策課 施設管理係	042-364-4111(代) 内3614 042-335-4069
昭島市	都市整備部 交通対策課 交通安全係	042-544-5111(代) 内2509
調布市	都市整備部 交通対策課 自転車対策係	042-481-7111(代) 内7420 042-481-7420(直)
町田市	建設部 交通安全課	042-722-3111(代) 内3932 042-724-1136(直)
小金井市	都市整備部 交通対策課 交通対策係	042-383-1111(代) 内3424 042-387-9850(直)
小平市	都市開発部 交通対策課 自転車対策担当	042-341-1211(代) 内2623 042-346-9549(直)
日野市	まちづくり部 道路課 管理係	042-585-1111(代) 内3322
東村山市	環境安全部 地域安全課 地域安全係	042-393-5111(代) 内2412
国分寺市	都市建設部 事業計画課 事業計画担当	042-325-0111(代) 内506
国立市	都市整備部 交通課 交通係	042-576-2111(代) 内355
福生市	総務部 安全安心まちづくり課 地域安全係	042-551-1511(代) 内2325 042-551-1691(直)
狛江市	都市建設部 道路交通課 交通対策係	03-3430-1111(代) 内2521
東大和市	都市建設部 土木課 交通安全対策係	042-563-2111(代) 内1213
清瀬市	都市整備部 道路交通課 交通安全係	042-492-5111(代) 内376 042-497-2096(直)
東久留米市	都市建設部 管理課 管理調整担当	042-470-7777(代) 内2740 042-470-7764(直)
武蔵村山市	都市整備部 道路下水道課 維持補修グループ	042-565-1111(代) 内263
多摩市	都市整備部 道路交通課 交通係	042-375-8111(代) 内2753 042-338-6826
稲城市	都市建設部 管理課 交通対策係	042-378-2111(代) 内313
羽村市	市民生活部 防災安全課 交通・防犯係	042-555-1111(代) 内215
あきる野市	総務部 地域防災課 防災安全係	042-558-1111(代) 内2343
西東京市	都市整備部 道路管理課 駐輪駐車対策係	042-464-1311(代) 内2454 042-438-4057(直)
瑞穂町	住民部 地域課 安全係	042-557-0501(代) 内5330 042-557-7610(直)
日の出町	生活安全安心課 地域安全安心係	042-597-0511(代) 内331
檜原村	総務課 総務係	042-598-1011(代)
奥多摩町	総務課 交通防災係	0428-83-2111(代) 内204 0428-83-2349

2 自転車等の駐車対策の推進に関する協議会等の設置等

区市町村	名称	協議会等													総合計画等							
		発足 (策定) 年月	2 6 年度 開催 回数	構成員						協議対象事項				根拠			総合 計画 の策定	根拠				
				区 市 町 村	国 ・ 都 道 管 理 者	警 察 署	鉄 道 事 業 者	商 店 会	自 転 車 等 利 用 者	其 他	放 置 禁 止 区 域 の 設 定	自 転 車 駐 車 場 の 整 備	放 置 自 転 車 等 の 撤 去 ・ 処 分	広 報 ・ 啓 発 活 動	其 他	自 転 車 法 に 基 づ く 条 例		知 事 あ て 通 達 に よ る もの	其 他	自 転 車 法 に 基 づ く もの	知 事 あ て 通 達 に よ る もの	任 意 に よ る もの
新宿区	新宿区自転車等駐輪対策協議会	H18.10	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
台東区	台東区自転車総合施策検討会	H21.5	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
墨田区	墨田区放置自転車対策協議会	S57.7	0	○	○	○	○					○		○	○							
	錦糸町駅周辺放置自転車対策協議会	H14.7	0	○	○	○	○							○	○							
	押上駅周辺放置自転車対策連絡会	H16.3	0	○	○	○	○							○	○							
	東あずま駅周辺放置自転車対策連絡会	H16.3	0	○	○	○	○							○	○							
江東区	江東区放置自転車対策連絡協議会	S55.1	1	○	○	○	○						○	○	○							
目黒区	学芸大学駅自転車対策協議会	H3.8	0	○		○	○	○		○	○	○	○								○	
	自由が丘駅周辺自転車対策協議会	H6.5	0	○		○	○	○		○	○	○	○								○	
	都立大学駅周辺自転車等駐車場増設促進協議会	H15.6	0	○		○	○	○		○	○	○	○								○	
大田区	大田区自転車等駐車対策協議会	H21.7	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○
世田谷区	世田谷区自転車等駐車対策協議会	S59.4	2	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○					○	○
中野区	中野区自転車等駐車対策協議会	S56.8	0	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○						○	○
杉並区	杉並区自転車等駐車対策協議会	H7.6.1	1	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○						○	○
豊島区	豊島区自転車等駐車対策協議会	H16.6	2		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○						○	○
板橋区	板橋区放置自転車対策情報連絡会	H22.3	0				○					○		○							○	
練馬区	練馬区自転車駐車対策協議会	H10.2	2		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○						○	○
	光が丘駅自転車対策協議会	H2.4	1	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○							

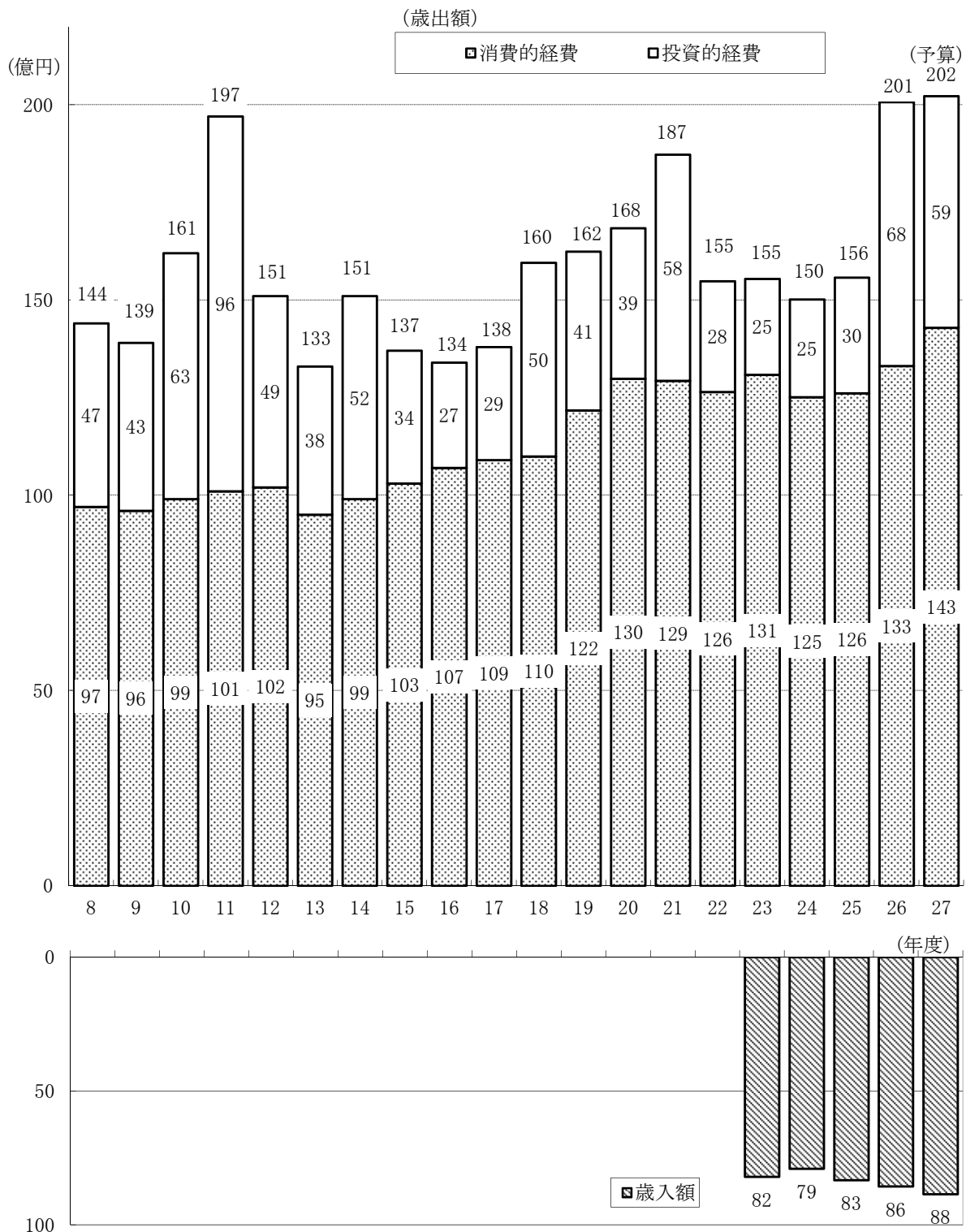
区市町村	名称	協議会等													総合計画等												
		発足 (策定) 年月	26 年度 開催 回数	構成員					協議対象事項					根拠			総合 計画 の策定	根拠									
				区市町村	国・都 道管理 者	警察 署	鉄 道事 業 者	商 店 会	自 転 車 等 利 用 者	その他	放 置 禁 止 区 域 の 設 定	自 転 車 駐 車 場 の 整 備	放 置 自 転 車 等 の 撤 去 ・ 処 分	広 報 ・ 啓 発 活 動	その他	自 転 車 法 に 基 づく 条 例		知 事 あ て 通 達 に よ る もの	その他	自 転 車 法 に 基 づく もの	知 事 あ て 通 達 に よ る もの	任 意 に よ る もの					
葛飾区	金町駅周辺放置自転車及び路上駐車対策等連絡協議会	S57.4	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
	堀切菖蒲園駅周辺自転車対策連絡協議会	S57.9	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
	新小岩駅周辺放置自転車及び路上駐車対策連絡協議会	S57.10	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
	青砥駅周辺自転車対策連絡協議会	S57.12	0	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
	お花茶屋駅周辺交通対策連絡協議会	S59.5	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
	クリーン亀有連絡協議会	S60.1	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
	高砂駅周辺自転車対策連絡協議会	H1.2	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
八王子市	八王子市自転車駐車問題対策協議会	S57.6	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												
立川市	立川市自転車等駐車対策協議会	H24.10	4		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○	○			
武蔵野市	武蔵野市自転車等駐車対策協議会	H7.6	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○	○			
三鷹市	三鷹市自転車等駐車対策協議会	H6.11	0	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											○	
府中市	府中市自転車対策審議会	S58.6	0	○						○	○											○					
調布市	調布市自転車等駐車対策協議会	H12.8	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○	○			
小金井市	小金井市駅周辺放置自転車対策協議会	S58.10	1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								○				
国分寺市	交通安全対策協議会	S41	1	○		○	○	○	○	○	○																
東大和市	東大和市自転車等駐車対策協議会	H7.10	1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○	○			
東久留米市	東久留米市自転車等放置防止審議会	S63.4	0	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								○			○	
西東京市	西東京市自転車等駐車対策協議会	H13.4	0		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											

<参考>

都は、都内の駅前放置自転車の約4割を占める都心6区（千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区）と駅前放置自転車対策に係る協議会を設置しました。社会全体で放置自転車を削減するため、都と6区が連携して事業者へ働きかけるほか、各区のノウハウ・情報を共有化し、自転車駐車場稼働率向上、放置自転車の撤去強化・効率化等を図ります。

3 放置自転車対策費

(1) 対策費(歳出額・歳入額)の年度別推移



(注) ・26年度までは決算額、27年度は予算額
 ・歳入額は、24年度から調査を実施

投資的経費は、自転車等駐車場の建設、増・改築に要する経費
 消費的経費は、放置自転車等の整理・撤去・返還、自転車等駐車場の維持管理、普及啓発等に要する経費

(2) 地域別自転車対策費(歳出額)の年度別推移

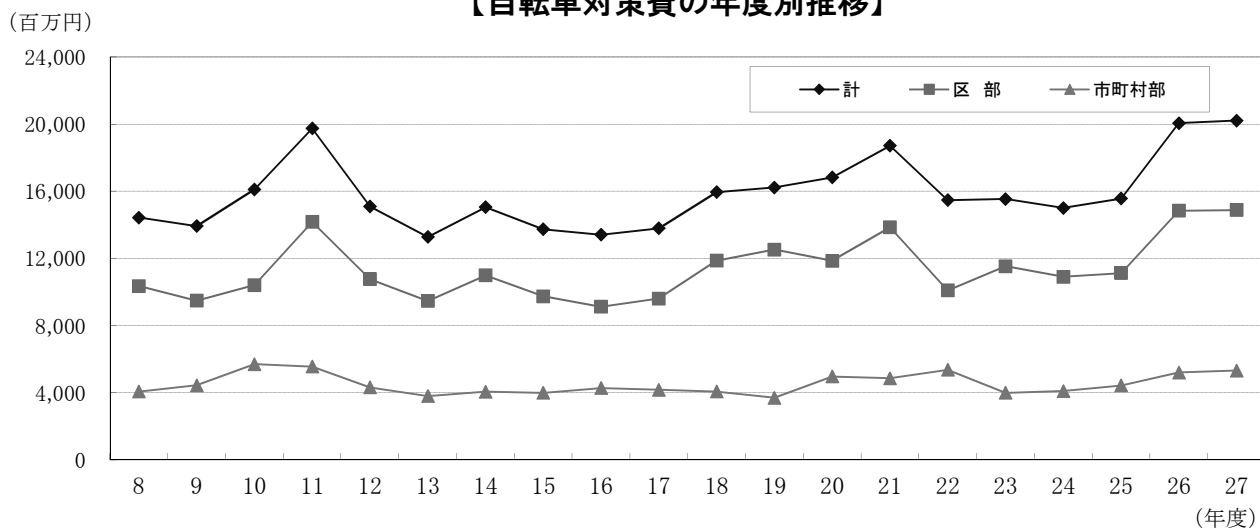
(単位：千円)

種別	地域	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
自転車対策費 計	計	15,095,826	13,286,732	15,063,174	13,744,949	13,416,765	13,798,597	15,953,940	16,236,407
	区部	10,768,785	9,478,313	10,997,418	9,747,670	9,130,508	9,616,969	11,878,701	12,534,821
	市部	4,314,821	3,792,793	4,053,681	3,983,728	3,968,122	4,165,933	4,058,518	3,684,772
	町村部	12,220	15,626	12,075	13,551	318,135	15,695	16,721	16,814
(投資的経費) 自転車等駐車場 整備費	計	4,929,337	3,826,988	5,165,705	3,434,708	2,676,568	2,900,577	4,959,717	4,065,454
	区部	4,214,365	3,261,162	4,416,618	2,772,044	1,747,777	2,181,304	4,158,968	3,881,922
	市部	714,972	563,233	749,087	660,837	623,871	719,273	800,749	183,532
	町村部	0	2,593	0	1,827	304,920	0	0	0
(消費的経費) 自転車等駐車場 管理費・撤去費 ・広報費等	計	10,166,489	9,459,744	9,897,469	10,310,241	10,740,197	10,898,020	10,994,223	12,170,953
	区部	6,554,420	6,217,151	6,580,800	6,975,626	7,382,731	7,435,665	7,719,733	8,652,899
	市部	3,599,849	3,229,560	3,304,594	3,322,891	3,344,251	3,446,660	3,257,769	3,501,240
	町村部	12,220	13,033	12,075	11,724	13,215	15,695	16,721	16,814

種別	地域	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
自転車対策費 計	計	16,838,333	18,722,564	15,478,806	15,543,267	15,014,053	15,573,826	20,065,506	20,220,250
	区部	11,865,243	13,856,280	10,107,031	11,538,499	10,910,595	11,132,407	14,854,674	14,891,716
	市部	4,956,094	4,849,506	5,353,804	3,983,580	4,087,762	4,425,702	5,206,841	5,313,168
	町村部	16,996	16,778	17,971	21,188	15,696	15,717	3,991	15,366
(投資的経費) 自転車等駐車場 整備費	計	3,851,350	5,791,997	2,836,397	2,456,946	2,501,242	2,960,407	6,756,524	5,930,417
	区部	2,531,465	4,510,922	1,265,392	2,110,805	1,929,265	2,041,860	5,207,835	4,335,638
	市部	1,319,885	1,281,075	1,571,005	344,141	571,977	918,547	1,548,689	1,594,779
	町村部	0	0	0	2,000	0	0	0	0
(消費的経費) 自転車等駐車場 管理費・撤去費 ・広報費等	計	12,986,983	12,930,567	12,642,409	13,086,321	12,512,811	12,613,419	13,308,982	14,289,833
	区部	9,333,778	9,345,358	8,841,639	9,427,694	8,981,330	9,090,547	9,646,839	10,556,078
	市部	3,636,209	3,568,431	3,782,799	3,639,439	3,515,785	3,507,155	3,658,152	3,718,389
	町村部	16,996	16,778	17,971	19,188	15,696	15,717	3,991	15,366

(注) 平成26年度までは決算額、27年度は予算額

【自転車対策費の年度別推移】



(3) 区市町村における対策費の概況

(単位:千円)

区市町村	平成 27 年度 予算				平成 26 年度 決算			
	計	歳出額		歳入額	計	歳出額		歳入額
		投資的経費	消費的経費			投資的経費	消費的経費	
総計	20,220,250	5,930,417	14,289,833	8,845,762	20,065,506	6,756,524	13,308,982	8,561,254
区部計	14,891,716	4,335,638	10,556,078	6,755,283	14,854,674	5,207,835	9,646,839	6,570,360
千代田区	133,060	0	133,060	65,237	102,844	0	102,844	44,819
中央区	194,567	35,833	158,734	77,278	155,535	28,358	127,177	14,284
港区	1,018,195	664,253	353,942	6,939	351,942	3,146	348,796	9,930
新宿区	615,769	168,608	447,161	170,004	610,713	236,080	374,633	126,437
文京区	130,671	0	130,671	96,920	89,182	0	89,182	77,003
台東区	324,429	0	324,429	166,383	310,103	119	309,984	168,660
墨田区	286,876	1,584	285,292	117,457	253,865	3,165	250,700	141,466
江東区	186,402	0	186,402	48,575	2,326,754	2,156,602	170,152	52,348
品川区	723,258	388,000	335,258	313,821	364,213	29,268	334,945	313,561
目黒区	194,867	64,422	130,445	62,609	125,030	2,060	122,970	54,644
大田区	2,624,732	1,414,226	1,210,506	737,366	1,402,241	414,418	987,823	732,400
世田谷区	691,608	247,189	444,419	303,241	326,109	7,884	318,225	295,842
渋谷区	66,842	1,000	65,842	82,415	66,448	703	65,745	106,661
中野区	441,285	19,320	421,965	329,165	399,323	0	399,323	316,063
杉並区	932,923	6,550	926,373	776,217	908,016	42,841	865,175	724,876
豊島区	893,817	265,260	628,557	398,358	1,051,149	469,636	581,513	377,040
北区	321,112	62,607	258,505	409,579	227,823	25,056	202,767	398,167
荒川区	151,152	17,810	133,342	40,379	148,496	31,586	116,910	46,507
板橋区	927,527	43,518	884,009	563,446	904,960	78,914	826,046	560,965
練馬区	1,522,395	610,775	911,620	199,140	2,296,076	1,459,550	836,526	227,834
足立区	804,219	210,646	593,573	460,770	750,704	175,550	575,154	483,434
葛飾区	325,802	20,000	305,802	158,263	308,898	12,454	296,444	153,986
江戸川区	1,380,208	94,037	1,286,171	1,171,721	1,374,250	30,445	1,343,805	1,143,433
市部計	5,313,168	1,594,779	3,718,389	2,090,336	5,206,841	1,548,689	3,658,152	1,990,774
八王子市	183,270	44,020	139,250	15,427	269,656	134,895	134,761	16,520
立川市	562,893	111,724	451,169	278,685	500,777	79,159	421,618	285,807
武蔵野市	683,748	181,400	502,348	34,159	612,486	92,000	520,486	67,377
三鷹市	224,330	11,488	212,842	7,151	232,645	24,455	208,190	5,202
青梅市	69,204	0	69,204	60,384	18,942	0	18,942	10,503
府中市	166,329	720	165,609	81,939	169,155	0	169,155	83,003
昭島市	221,494	55,000	166,494	155,549	1,184,110	1,029,618	154,492	138,643
調布市	276,811	22,632	254,179	269,390	245,902	9,968	235,934	225,362
町田市	180,940	134,940	46,000	5,648	58,516	10,000	48,516	4,271
小金井市	215,839	6,502	209,337	124,418	215,878	3,942	211,936	127,893
小平市	323,813	41,404	282,409	225,484	362,565	56,049	306,516	215,836
日野市	19,897	0	19,897	3,702	17,006	0	17,006	3,786
東村山市	194,609	0	194,609	240,099	194,602	0	194,602	213,746
国分寺市	339,072	0	339,072	320,791	349,455	0	349,455	328,297
国立市	951,471	781,229	170,242	163,258	183,308	29,565	153,743	142,469
福生市	51,849	21,789	30,060	700	28,018	0	28,018	735
狛江市	20,259	0	20,259	2,743	20,752	0	20,752	2,494
東大和市	30,071	7,000	23,071	414	22,674	0	22,674	325
清瀬市	27,431	0	27,431	24,128	30,755	0	30,755	25,805
東久留米市	93,673	0	93,673	59,069	101,068	5,696	95,372	76,666
武蔵村山市	1,521	0	1,521	0	1,141	0	1,141	0
多摩市	124,913	54,925	69,988	5,617	161,049	73,342	87,707	3,774
稲城市	2,248	0	2,248	828	2,179	0	2,179	526
羽村市	18,200	0	18,200	1,597	18,145	0	18,145	1,205
あきる野市	133,897	120,006	13,891	890	13,531	0	13,531	876
西東京市	195,386	0	195,386	8,266	192,526	0	192,526	9,653
町村部計	15,366	0	15,366	143	3,991	0	3,991	120
瑞穂町	12,532	0	12,532	143	1,331	0	1,331	120
日の出町	2,801	0	2,801	0	2,632	0	2,632	0
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	33	0	33	0	28	0	28	0

(4) 放置自転車等対策に係る歳入額の内訳

(単位:千円)

区市町村	平成27年度予算					平成26年度決算				
	計	撤去自転車等の返還手数料	売却による収入	公営の自転車等駐車場の利用料	その他の収入	計	撤去自転車等の返還手数料	売却による収入	公営の自転車等駐車場の利用料	その他の収入
総計	8,845,762	1,062,392	191,332	7,404,386	187,652	8,561,254	948,055	215,328	7,203,769	194,102
区部計	6,755,283	938,064	164,913	5,472,722	179,584	6,570,360	838,727	191,362	5,355,856	184,415
千代田区	65,237	12,642	0	52,595	0	44,819	12,779	0	32,040	0
中央区	77,278	4,266	300	72,652	60	14,284	0	259	13,991	34
港区	6,939	6,939	0	0	0	9,930	9,930	0	0	0
新宿区	170,004	43,990	7,344	118,550	120	126,437	22,078	10,015	93,429	915
文京区	96,920	26,776	0	70,144	0	77,003	24,342	0	52,661	0
台東区	166,383	27,210	5,400	133,773	0	168,660	26,050	7,595	135,015	0
墨田区	117,457	16,000	400	101,017	40	141,466	14,504	3,996	122,920	46
江東区	48,575	42,300	6,275	0	0	52,348	47,908	3,245	0	1,195
品川区	313,821	27,600	7,460	273,761	5,000	313,561	27,013	9,254	272,294	5,000
目黒区	62,609	34,846	10,878	10,728	6,157	54,644	31,207	10,116	9,960	3,361
大田区	737,366	77,843	10,200	649,323	0	732,400	70,302	12,282	649,816	0
世田谷区	303,241	105,235	24,190	170,666	3,150	295,842	77,822	22,707	192,171	3,142
渋谷区	82,415	26,720	8,974	0	46,721	106,661	30,272	8,795	0	67,594
中野区	329,165	46,656	9,000	273,509	0	316,063	39,285	9,752	267,026	0
杉並区	776,217	64,165	5,312	695,234	11,506	724,876	48,154	11,000	651,879	13,843
豊島区	398,358	96,802	3,000	257,912	40,644	377,040	102,138	4,383	252,312	18,207
北区	409,579	61,760	5,714	337,105	5,000	398,167	50,960	6,092	336,115	5,000
荒川区	40,379	14,785	3,532	8,532	13,530	46,507	12,617	6,703	13,300	13,887
板橋区	563,446	43,880	13,564	501,274	4,728	560,965	40,854	14,063	496,342	9,706
練馬区	199,140	30,588	18,000	150,536	16	227,834	38,876	15,826	173,116	16
足立区	460,770	15,575	7,200	436,316	1,679	483,434	11,003	16,922	453,674	1,835
葛飾区	158,263	47,076	10,934	99,760	493	153,986	34,110	11,016	108,367	493
江戸川区	1,171,721	64,410	7,236	1,059,335	40,740	1,143,433	66,523	7,341	1,029,428	40,141
市部計	2,090,336	124,288	26,316	1,931,664	8,068	1,990,774	109,278	23,896	1,847,913	9,687
八王子市	15,427	7,670	6,393	0	1,364	16,520	9,510	5,627	0	1,383
立川市	278,685	9,847	3,433	265,360	45	285,807	10,026	1,090	274,667	24
武蔵野市	34,159	12,648	1,622	19,889	0	67,377	12,854	2,948	51,575	0
三鷹市	7,151	4,896	2,255	0	0	5,202	3,524	1,678	0	0
青梅市	60,384	137	21	59,765	461	10,503	75	33	9,909	486
府中市	81,939	10,378	1,275	70,286	0	83,003	9,522	1,280	72,201	0
昭島市	155,549	1,700	738	153,100	11	138,643	1,254	729	136,648	12
調布市	269,390	30,750	5,640	233,000	0	225,362	20,320	4,557	200,485	0
町田市	5,648	4,948	700	0	0	4,271	3,608	663	0	0
小金井市	124,418	5,072	1,404	117,942	0	127,893	4,890	2,111	120,892	0
小平市	225,484	4,116	168	221,200	0	215,836	4,132	179	211,525	0
日野市	3,702	3,702	0	0	0	3,786	3,786	0	0	0
東村山市	240,099	408	1,101	238,584	6	213,746	380	1,207	212,153	6
国分寺市	320,791	5,260	991	312,621	1,919	328,297	5,560	1,327	319,491	1,919
国立市	163,258	5,448	0	157,631	179	142,469	4,604	0	137,698	167
福生市	700	529	24	0	147	735	572	17	0	146
狛江市	2,743	2,650	93	0	0	2,494	2,283	211	0	0
東大和市	414	364	50	0	0	325	325	0	0	0
清瀬市	24,128	1,128	0	23,000	0	25,805	894	0	24,911	0
東久留米市	59,069	780	0	58,139	150	76,666	735	0	75,758	173
武蔵村山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多摩市	5,617	4,470	0	1,147	0	3,774	3,774	0	0	0
稲城市	828	828	0	0	0	526	526	0	0	0
羽村市	1,597	1,209	388	0	0	1,205	989	216	0	0
あきる野市	890	0	20	0	870	876	0	23	0	853
西東京市	8,266	5,350	0	0	2,916	9,653	5,135	0	0	4,518
町村部計	143	40	103	0	0	120	50	70	0	0
瑞穂町	143	40	103	0	0	120	50	70	0	0
日の出町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(5) 放置自転車等対策に係る歳出額の内訳

ア 平成27年度予算

(単位:千円)

区市町村	投資的経費				
	計	①公営の自転車等駐車場(②の保管所を除く。)の建設、増・改築に要する経費	②撤去した放置自転車等の公営保管所の建設、増・改築に要する経費	③民間の自転車等駐車場の①に準じる経費に対する補助金	④その他
総計	5,930,417	5,505,584	266,769	66,001	92,063
区部計	4,335,638	4,090,634	202,558	35,500	6,946
千代田区	0	0	0	0	0
中央区	35,833	21,965	13,868	0	0
港区	664,253	664,253	0	0	0
新宿区	168,608	0	167,320	0	1,288
文京区	0	0	0	0	0
台東区	0	0	0	0	0
墨田区	1,584	1,584	0	0	0
江東区	0	0	0	0	0
品川区	388,000	388,000	0	0	0
目黒区	64,422	64,422	0	0	0
大田区	1,414,226	1,414,226	0	0	0
世田谷区	247,189	245,189	0	2,000	0
渋谷区	1,000	0	1,000	0	0
中野区	19,320	0	19,320	0	0
杉並区	6,550	0	1,050	5,500	0
豊島区	265,260	265,260	0	0	0
北区	62,607	62,607	0	0	0
荒川区	17,810	17,810	0	0	0
板橋区	43,518	37,860	0	0	5,658
練馬区	610,775	610,775	0	0	0
足立区	210,646	202,646	0	8,000	0
葛飾区	20,000	0	0	20,000	0
江戸川区	94,037	94,037	0	0	0
市部計	1,594,779	1,414,950	64,211	30,501	85,117
八王子市	44,020	43,766	0	0	254
立川市	111,724	47,513	64,211	0	0
武蔵野市	181,400	138,000	0	100	43,300
三鷹市	11,488	11,488	0	0	0
青梅市	0	0	0	0	0
府中市	720	720	0	0	0
昭島市	55,000	55,000	0	0	0
調布市	22,632	12,574	0	1	10,057
町田市	134,940	124,940	0	10,000	0
小金井市	6,502	3,402	0	0	3,100
小平市	41,404	40,904	0	500	0
日野市	0	0	0	0	0
東村山市	0	0	0	0	0
国分寺市	0	0	0	0	0
国立市	781,229	781,229	0	0	0
福生市	21,789	19,798	0	0	1,991
狛江市	0	0	0	0	0
東大和市	7,000	7,000	0	0	0
清瀬市	0	0	0	0	0
東久留米市	0	0	0	0	0
武蔵村山市	0	0	0	0	0
多摩市	54,925	8,610	0	19,900	26,415
稲城市	0	0	0	0	0
羽村市	0	0	0	0	0
あきる野市	120,006	120,006	0	0	0
西東京市	0	0	0	0	0
町村部計	0	0	0	0	0
瑞穂町	0	0	0	0	0
日の出町	0	0	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0

*千円未満は四捨五入しているため、合計値と内訳があわないことがあります。

(単位:千円)

区市町村	消費的経費							
	計	①公営の自転車等駐車場(③の保管所を除く。)の維持管理経費	②放置自転車等の撤去、移送及び所有者への連絡に要する経費	③放置自転車等の保管所の維持管理経費	④放置自転車等の処分・リサイクルに要する経費	⑤放置防止のための広報・啓発に要する経費	⑥民間の自転車駐車場等の①に準じる経費に対する補助金	⑦その他
総計	14,289,833	9,182,686	2,493,208	1,634,708	44,179	727,337	25,854	181,861
区部計	10,556,078	6,615,250	1,926,624	1,354,010	32,833	543,711	8,923	74,727
千代田区	133,060	89,739	41,199	957	901	0	264	0
中央区	158,734	130,307	0	25,609	2,818	0	0	0
港区	353,942	88,158	253,265	12,179	169	111	0	60
新宿区	447,161	143,022	47,685	58,090	0	198,364	0	0
文京区	130,671	68,355	44,342	9,605	1,458	0	0	6,911
台東区	324,429	187,568	94,856	36,820	1,969	3,196	0	20
墨田区	285,292	176,005	78,086	24,202	800	1,715	0	4,484
江東区	186,402	36,056	80,818	61,721	432	3,382	0	3,993
品川区	335,258	252,311	(※1) 616	70,313	152	11,866	0	0
目黒区	130,445	32,467	46,321	28,106	371	17,289	0	5,891
大田区	1,210,506	736,902	155,356	136,224	3,711	146,230	0	32,083
世田谷区	444,419	93,208	152,976	180,742	324	17,169	0	0
渋谷区	65,842	0	(※2) 65,013	(※3) 559	270	0	0	0
中野区	421,965	277,334	90,129	47,938	0	1,690	0	4,874
杉並区	926,373	703,860	20,825	172,625	209	15,671	1,194	11,989
豊島区	628,557	376,981	151,721	88,681	11,094	80	0	0
北区	258,505	(※4) 14,245	(※5) 141,688	92,613	1,890	7,019	1,050	0
荒川区	133,342	39,083	0	91,187	1,776	1,296	0	0
板橋区	884,009	593,363	94,021	72,432	1,286	118,485	0	4,422
練馬区	911,620	650,502	(※6) 228,789	30,778	1,551	0	0	0
足立区	593,573	(※7) 586,186	0	0	972	0	6,415	0
葛飾区	305,802	75,294	117,051	112,629	680	148	0	0
江戸川区	1,286,171	1,264,304	21,867	0	0	0	0	0
市部計	3,718,389	2,552,154	566,531	280,698	11,315	183,626	16,931	107,134
八王子市	139,250	59,889	50,852	15,544	0	1,227	0	11,738
立川市	451,169	369,008	4,361	20,245	14	57,094	0	447
武蔵野市	502,348	257,366	207,373	18,171	3,306	2,802	0	13,330
三鷹市	212,842	129,049	342	(※8) 73,740	0	0	(※9) 7,000	2,711
青梅市	69,204	63,866	3,412	973	78	0	0	875
府中市	165,609	70,707	69,880	18,009	4,128	100	0	2,785
昭島市	166,494	153,616	7,345	4,580	54	879	0	20
調布市	254,179	(※10) 254,179	0	0	0	0	0	0
町田市	46,000	10,899	7,903	15,234	806	1,207	9,931	20
小金井市	209,337	155,927	16,130	28,209	0	6,518	0	2,553
小平市	282,409	242,508	10,453	7,804	267	21,377	0	0
日野市	19,897	6,974	6,392	5,548	5	231	0	747
東村山市	194,609	155,800	1,708	3,268	1	33,832	0	0
国分寺市	339,072	312,665	6,875	4,964	0	14,203	0	365
国立市	170,242	139,729	(※11) 30,045	468	0	0	0	0
福生市	30,060	15,743	10,651	3,627	2	27	0	10
狛江市	20,259	1,645	3,260	5,254	0	9,949	0	151
東大和市	23,071	20,919	1,062	889	201	0	0	0
清瀬市	27,431	14,605	892	11,735	199	0	0	0
東久留米市	93,673	63,249	5,741	6,999	0	11,625	0	6,059
武蔵村山市	1,521	1,345	0	0	176	0	0	0
多摩市	69,988	(※12) 17,117	(※13) 20,710	9,557	441	21,441	0	722
稲城市	2,248	0	403	1,048	547	195	0	55
羽村市	18,200	(※14) 18,200	0	0	0	0	0	0
あきる野市	13,891	13,523	78	0	290	0	0	0
西東京市	195,386	3,626	100,663	24,832	800	919	0	64,546
町村部計	15,366	15,282	53	0	31	0	0	0
瑞穂町	12,532	12,500	32	0	0	0	0	0
日の出町	2,801	2,749	21	0	31	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	33	33	0	0	0	0	0	0

(※1)撤去移送経費は③に分類。(※2)③(光熱水費除く)⑤⑦を含む。(※3)光熱水費のみ。(※4)指定管理者を除く。(※5)自転車整理委託(路上整理)を含む。(※6)③⑤を含む。(※7)②③を含む。(※8)②を含む。(※9)③を含む。(※10)②③④⑤を含む。(※11)③⑤を含む。(※12)②③⑤を含む。(※13)③⑤⑦を含む。(※14)②③を含む。

イ 平成26年度決算

(単位:千円)

区市町村	投資的経費				
	計	①公営の自転車等駐車場(②の保管所を除く。)の建設、増・改築に要する経費	②撤去した放置自転車等の公営保管所の建設、増・改築に要する経費	③民間の自転車等駐車場の①に準じる経費に対する補助金	④その他
総計	6,756,524	6,333,631	320,257	48,757	53,879
区部計	5,207,835	4,877,540	266,875	15,369	48,051
千代田区	0	0	0	0	0
中央区	28,358	23,606	4,752	0	0
港区	3,146	0	0	0	3,146
新宿区	236,080	0	234,873	0	1,207
文京区	0	0	0	0	0
台東区	119	119	0	0	0
墨田区	3,165	3,165	0	0	0
江東区	2,156,602	2,156,602	0	0	0
品川区	29,268	29,268	0	0	0
目黒区	2,060	2,060	0	0	0
大田区	414,418	414,418	0	0	0
世田谷区	7,884	7,884	0	0	0
渋谷区	703	0	703	0	0
中野区	0	0	0	0	0
杉並区	42,841	0	601	1,305	40,935
豊島区	469,636	469,636	0	0	0
北区	25,056	25,056	0	0	0
荒川区	31,586	31,122	0	464	0
板橋区	78,914	50,205	25,946	0	2,763
練馬区	1,459,550	1,459,550	0	0	0
足立区	175,550	174,404	0	1,146	0
葛飾区	12,454	0	0	12,454	0
江戸川区	30,445	30,445	0	0	0
市部計	1,548,689	1,456,091	53,382	33,388	5,828
八王子市	134,895	134,232	0	0	663
立川市	79,159	25,777	53,382	0	0
武蔵野市	92,000	92,000	0	0	0
三鷹市	24,455	24,455	0	0	0
青梅市	0	0	0	0	0
府中市	0	0	0	0	0
昭島市	1,029,618	1,029,618	0	0	0
調布市	9,968	9,447	0	0	521
町田市	10,000	0	0	10,000	0
小金井市	3,942	0	0	0	3,942
小平市	56,049	46,211	0	9,838	0
日野市	0	0	0	0	0
東村山市	0	0	0	0	0
国分寺市	0	0	0	0	0
国立市	29,565	29,565	0	0	0
福生市	0	0	0	0	0
狛江市	0	0	0	0	0
東大和市	0	0	0	0	0
清瀬市	0	0	0	0	0
東久留米市	5,696	5,696	0	0	0
武蔵村山市	0	0	0	0	0
多摩市	73,342	59,090	0	13,550	702
稲城市	0	0	0	0	0
羽村市	0	0	0	0	0
あきる野市	0	0	0	0	0
西東京市	0	0	0	0	0
町村部計	0	0	0	0	0
瑞穂町	0	0	0	0	0
日の出町	0	0	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0

・千円未満は四捨五入しているため、合計値と内訳があわないことがあります。

(単位:千円)

区市町村	消費的経費							
	計	①公営の自転車等駐車場(③の保管所を除く。)の維持管理経費	②放置自転車等の撤去、移送及び所有者への連絡に要する経費	③放置自転車等の保管所の維持管理経費	④放置自転車等の処分・リサイクルに要する経費	⑤放置防止のための広報・啓発に要する経費	⑥民間の自転車駐車場等の①に準じる経費に対する補助金	⑦その他
総計	13,308,982	8,661,517	2,327,684	1,430,420	29,988	679,126	28,039	152,208
区部計	9,646,839	6,157,916	1,773,611	1,140,519	19,997	502,440	6,719	45,637
千代田区	102,844	89,428	12,112	614	427	0	263	0
中央区	127,177	58,320	49,304	17,678	1,875	0	0	0
港区	348,796	85,688	251,215	11,355	169	123	0	246
新宿区	374,633	136,931	42,532	49,507	0	145,663	0	0
文京区	89,182	49,176	33,109	4,909	142	0	0	1,846
台東区	309,984	189,144	80,126	34,863	782	5,069	0	0
墨田区	250,700	147,431	73,239	18,381	138	1,944	0	9,567
江東区	170,152	37,556	70,349	51,761	0	6,956	0	3,530
品川区	334,945	251,629	(※1) 320	70,567	89	12,340	0	0
目黒区	122,970	30,566	41,077	28,398	0	15,295	0	7,634
大田区	987,823	563,206	152,118	123,746	2,339	143,704	0	2,710
世田谷区	318,225	84,418	120,468	73,367	1,890	38,082	0	0
渋谷区	65,745	0	(※2) 65,077	(※3) 668	0	0	0	0
中野区	399,323	253,492	89,163	50,759	0	1,077	0	4,832
杉並区	865,175	672,565	20,190	140,309	140	20,111	528	11,332
豊島区	581,513	370,334	118,074	86,443	6,582	80	0	0
北区	202,767	(※4) 13,360	(※5) 111,780	72,791	455	4,308	73	0
荒川区	116,910	26,108	0	87,904	1,596	1,302	0	0
板橋区	826,046	554,923	90,895	69,171	848	106,269	0	3,940
練馬区	836,526	586,801	(※6) 217,156	31,036	1,533	0	0	0
足立区	575,154	(※7) 568,755	0	0	544	0	5,855	0
葛飾区	296,444	64,218	115,369	116,292	448	117	0	0
江戸川区	1,343,805	1,323,867	19,938	0	0	0	0	0
市部計	3,658,152	2,499,654	554,042	289,901	9,978	176,686	21,320	106,571
八王子市	134,761	58,848	51,655	11,437	0	1,221	0	11,600
立川市	421,618	338,154	3,942	27,500	87	51,264	0	671
武蔵野市	520,486	275,251	207,994	16,699	2,719	760	0	17,063
三鷹市	208,190	122,058	110	(※8) 72,815	0	0	(※9) 10,732	2,475
青梅市	18,942	14,139	3,137	971	88	0	0	607
府中市	169,155	72,999	71,057	18,435	4,077	44	0	2,543
昭島市	154,492	142,319	6,974	4,534	13	632	0	20
調布市	235,934	(※10) 235,934	0	0	0	0	0	0
町田市	48,516	12,059	8,640	15,012	888	1,309	10,588	20
小金井市	211,936	156,423	16,026	30,177	0	6,824	0	2,486
小平市	306,516	267,597	10,209	7,503	0	21,207	0	0
日野市	17,006	6,925	4,517	4,585	2	231	0	746
東村山市	194,602	156,437	1,670	3,201	1	33,293	0	0
国分寺市	349,455	327,156	5,455	4,808	0	11,846	0	190
国立市	153,743	123,318	(※11) 29,958	467	0	0	0	0
福生市	28,018	15,013	9,295	3,625	1	0	0	84
狛江市	20,752	1,594	3,376	5,240	0	10,346	0	196
東大和市	22,674	21,111	547	875	141	0	0	0
清瀬市	30,755	13,072	805	16,767	111	0	0	0
東久留米市	95,372	66,827	6,113	6,420	0	11,618	0	4,394
武蔵村山市	1,141	996	0	0	145	0	0	0
多摩市	87,707	37,253	12,465	11,977	379	24,966	0	667
稲城市	2,179	0	267	1,048	625	219	0	20
羽村市	18,145	(※12) 18,145	0	0	0	0	0	0
あきる野市	13,531	13,244	55	0	232	0	0	0
西東京市	192,526	2,782	99,775	25,805	469	906	0	62,789
町村部計	3,991	3,947	31	0	13	0	0	0
瑞穂町	1,331	1,300	31	0	0	0	0	0
日の出町	2,632	2,619	0	0	13	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	28	28	0	0	0	0	0	0

(※1)撤去移送経費は③に分類。(※2)③(光熱水費除く)⑤⑦を含む。(※3)光熱水費のみ。(※4)指定管理者を除く。(※5)自転車整理委託(路上整理)を含む。(※6)③⑤を含む。(※7)②③を含む。(※8)②を含む。(※9)③を含む。(※10)②③④⑤を含む。(※11)③⑤を含む。(※12)②③を含む。

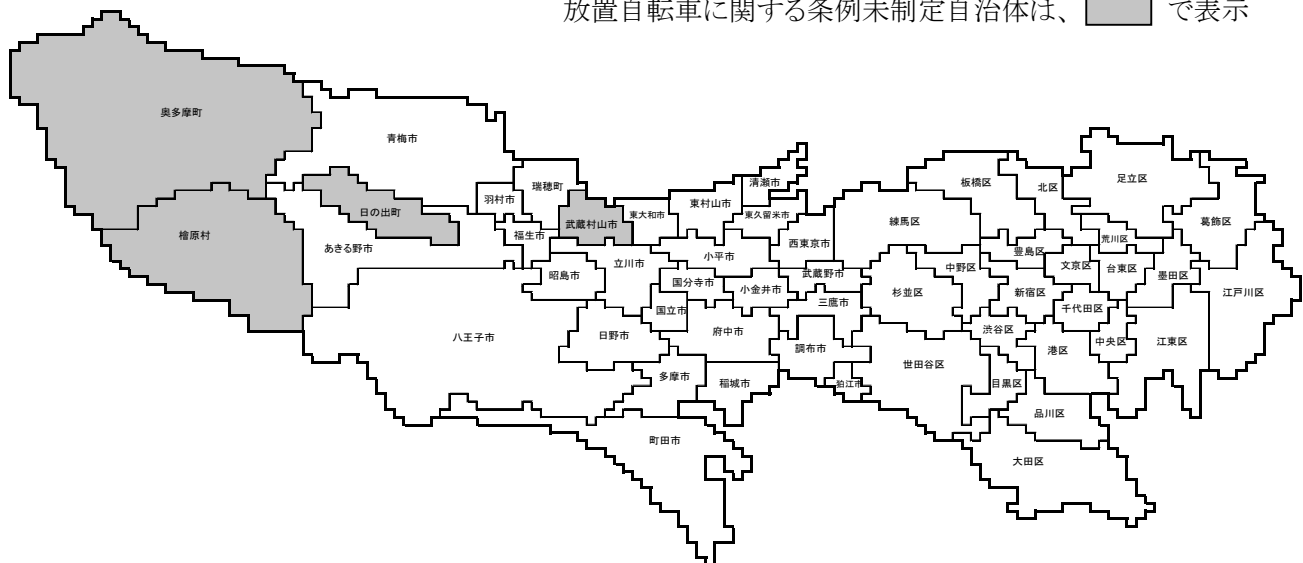
4 区市町村における条例制定等

(1) 制定状況一覧

公布年	区 部	市 部	町村部	
昭和56年		国立市		
57年	葛飾区	武蔵野市		
58年	北区 足立区	板橋区 府中市 小金井市	町田市 小平市	
59年	台東区 世田谷区	墨田区 杉並区	立川市 多摩市	瑞穂町
60年	江東区 練馬区	荒川区	国分寺市 稲城市	
61年	中野区			
62年	豊島区	江戸川区	三鷹市	
63年	中央区	大田区	東久留米市	
平成元年	目黒区			
2年	渋谷区	東村山市 八王子市	清瀬市 昭島市	
3年		羽村市		
4年		青梅市	日野市	
6年		福生市		
7年	新宿区 文京区	東大和市		
9年		調布市 あきる野市	狛江市	
11年	千代田区 港区			
13年	品川区	西東京市		
計	23	25	1	

※ 放置自転車に関する条例を制定していない自治体は、区域内に駅がない武蔵村山市、日の出町、檜原村と、放置自転車が極めて少ない奥多摩町の4市町村である。

放置自転車に関する条例未制定自治体は、 で表示



(2) 条例の主な制定内容

平成27年6月末現在

名称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の手続、撤去料	民営駐車場への助成																														
					自転車	原付	自二																																			
千代田区 東京都千代田区自転車等の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例	H11・3・26	H11・4・1	H25・10・18	H25・10・18	○	○	—	放置禁止区域	—	<p>■登録料(有料)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区民</td> <td>年間</td> <td>3,000円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>年間</td> <td>6,000円</td> <td>7,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 区外・自転車は学割あり</p> <p>■機械式駐車場使用料等 自転車 2時間まで無料、10時間まで100円、以後5時間ごとに100円加算 原付 2時間まで無料、10時間まで200円、以後5時間ごとに200円加算</p>			自転車	原付	区民	年間	3,000円	3,500円	その他	年間	6,000円	7,000円	<p>■手続 警告→撤去→告示→保管→処分</p> <p>■撤去料 ○自転車 4,000円 ○原付車 6,000円</p>																			
		自転車	原付																																							
区民	年間	3,000円	3,500円																																							
その他	年間	6,000円	7,000円																																							
中央区 東京都中央区自転車等の放置防止に関する条例	S63・12・1	H11・4・1	H26・10・17	H27・4・1	○	—	—	放置禁止区域	努力義務	<p>■定期登録制(有料) 区民・一般 1,500円/月、区民・学生 1,000円/月、区外 2,000円/月</p>	<p>■手続 撤去→保管(30日間)→告示→処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分</p> <p>■撤去料 ○自転車 3,000円</p>	無																														
港区 東京都港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例	H11・9・27	H12・4・1	H25・3・22	H25・4・1	○	○	—	放置禁止区域	義務付 立入検査措置命令	<p>■承認制(有料) 定期利用使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>1か月</td> <td>1,800円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>1か月</td> <td>1,300円</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1日利用</td> <td>150円</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>			自転車	原付	一般	1か月	1,800円	2,700円	学生	1か月	1,300円	2,200円	1日利用		150円	200円	<p>■手続 警告→撤去→告示→保管→処分</p> <p>■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円</p>															
		自転車	原付																																							
一般	1か月	1,800円	2,700円																																							
学生	1か月	1,300円	2,200円																																							
1日利用		150円	200円																																							
新宿区 新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐車場の整備に関する条例	H7・6・19	H7・12・1	H26・12・25	H27・4・1	○	○	○	放置禁止区域	義務付 立入検査措置命令	<p>■承認制(有料) (条例上の上限金額) 駐輪場定期利用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>1か月</td> <td>2,500円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>7,000円</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学生</td> <td>1か月</td> <td>2,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>5,500円</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1日利用</td> <td>150円</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1時間利用</td> <td></td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 原付の1時間利用には、自二を含む</p> <p>整理区画(1年間の整理手数料)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table>			自転車	原付	一般	1か月	2,500円	5,000円	3か月	7,000円	14,000円	学生	1か月	2,000円	4,000円	3か月	5,500円	11,000円	1日利用		150円	400円	1時間利用			200円	自転車	原付	5,000円	8,000円	<p>■手続 警告→撤去→保管(30日)→処分</p> <p>■撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付車 5,000円 ○自動二輪車 8,000円</p>	
		自転車	原付																																							
一般	1か月	2,500円	5,000円																																							
	3か月	7,000円	14,000円																																							
学生	1か月	2,000円	4,000円																																							
	3か月	5,500円	11,000円																																							
1日利用		150円	400円																																							
1時間利用			200円																																							
自転車	原付																																									
5,000円	8,000円																																									
文京区 文京区自転車等の放置防止に関する条例	H7・3・22	H7・7・1	H25・9・27	H26・4・1	○	○	—	放置禁止区域	努力義務	<p>■一時利用制 2時間まで無料 2時間後以降10時間ごとに自転車100円</p> <p>■定期利用制 年額24,000円(自転車)※経過措置有 ※文京シビックセンター幼児2人同乗用自転車駐車場(新設)は経過措置対象外</p>	<p>■手続 撤去→公示→保管(40日)→処分</p> <p>■撤去料 ○自転車 4,000円 ○原付車 6,000円</p>																															
文京区 文京区自転車等駐車場条例	H7・7・11	H7・10・1	H25・9・27	H26・4・1	○	○	—	—	—	—																																

名称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の手続、撤去料	民営駐車場への助成																								
					自転車	原付	自二																													
台東区 東京都台東区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例	S 59 ・ 12 ・ 15	S 60 ・ 2 ・ 1	H 25 ・ 6 ・ 26	H 26 ・ 3 ・ 25	○	—	—	指導 整理 区域	努力義務	■有料制 <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">自転車</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">隅田公園 鶯谷第5 御徒町駅 TX浅草駅</td> <td rowspan="3">1か月</td> <td>区内一般</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>区内高校生以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>区外一般</td> <td>2,500円</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">自転車</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">上記以外</td> <td rowspan="3">1か月</td> <td>区内一般</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>区内高校生以下</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>区外一般</td> <td>3,000円</td> </tr> </table>			自転車		隅田公園 鶯谷第5 御徒町駅 TX浅草駅	1か月	区内一般	1,500円	区内高校生以下	1,000円	区外一般	2,500円			自転車		上記以外	1か月	区内一般	2,000円	区内高校生以下	1,500円	区外一般	3,000円	■手続 移送→告示→1ヶ月→処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分 ■移送料 ○自転車 5,000円	
		自転車																																		
隅田公園 鶯谷第5 御徒町駅 TX浅草駅	1か月	区内一般	1,500円																																	
		区内高校生以下	1,000円																																	
		区外一般	2,500円																																	
		自転車																																		
上記以外	1か月	区内一般	2,000円																																	
		区内高校生以下	1,500円																																	
		区外一般	3,000円																																	
墨田区 墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例	S 59 ・ 11 ・ 30	S 60 ・ 4 ・ 1	H 26 ・ 6 ・ 30	H 26 ・ 10 ・ 1	○	—	—	放置 禁止 区域	義務付 立入検査 措置命令 公表罰 金 〔10万円〕 〔3万円〕	■登録制 ・身体障害者手帳若しくは愛の手帳の交付を受けている者又はこれに準ずる者 ・住居又は勤務先等が駅からおおむね700メートルを超える距離にある者 <table border="1"> <tr> <td>年間</td> <td>2,000円</td> </tr> </table> ■使用料(条例上の上限金額) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の範囲内で規則で定める額を納付しなければならない <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>使用料</th> </tr> <tr> <td>定期利用</td> <td>1台につき月額3,000円</td> </tr> <tr> <td>当日利用</td> <td>1台につき1日150円</td> </tr> </table> ■時間利用可能な自転車駐車場の使用料 2時間まで無料、以降1時間ごとに100円加算、ただし、24時間までごとに300円を上限とし、72時間までの利用	年間	2,000円	種別	使用料	定期利用	1台につき月額3,000円	当日利用	1台につき1日150円	■手続 撤去・保管→通知又は告示→相当の期間→処分 ※利用者等を確認できない機能喪失車は、直ちに処分 ■撤去費用 ○自転車1台につき2,000円																	
年間	2,000円																																			
種別	使用料																																			
定期利用	1台につき月額3,000円																																			
当日利用	1台につき1日150円																																			
江東区 江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例	S 60 ・ 10 ・ 11	S 60 ・ 11 ・ 1	H 26 ・ 7 ・ 15	H 27 ・ 4 ・ 1	○	○	—	放置 禁止 区域	義務付 立入検査 措置命令 金 〔10万円〕 〔3万円〕	■有料制(条例上の上限) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td>1か月</td> <td>2,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>150円</td> <td>300円</td> </tr> </table>		自転車	原付	1か月	2,000円	4,000円	1日	150円	300円	■手続 移送→告示又は通知→保管(30日) ただし、機能喪失車は直ちに処分 ■撤去料 ○自転車 4,000円 ○原付車 5,000円																
	自転車	原付																																		
1か月	2,000円	4,000円																																		
1日	150円	300円																																		
品川区 品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例	H 13 ・ 4 ・ 1	H 13 ・ 10 ・ 1	H 25 ・ 12 ・ 9	H 26 ・ 2 ・ 1	○	○	○	放置 禁止 区域	義務付 立入検査 措置命令	■有料制(条例上の上限) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td>1か月</td> <td>2,500円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>150円</td> <td>250円</td> </tr> </table>		自転車	原付	1か月	2,500円	3,500円	1日	150円	250円	■手続 警告→撤去→告示→保管(30日) ただし、機能喪失車は直ちに処分 ■撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付車 5,000円																
	自転車	原付																																		
1か月	2,500円	3,500円																																		
1日	150円	250円																																		
目黒区 目黒区自転車等放置防止条例	H 1 ・ 12 ・ 1	H 2 ・ 4 ・ 1			○	○	—	放置 禁止 区域	義務付 立入検査 措置命令 公表	■登録制(減免措置あり) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td>年間</td> <td>3,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </table>		自転車	原付	年間	3,000円	3,000円	■手続 撤去→通知又は告示→相当期間経過後処分 ■撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付車 4,500円																			
	自転車	原付																																		
年間	3,000円	3,000円																																		
目黒区 目黒区立自転車等駐車場条例	H 10 ・ 3 ・ 31	H 10 ・ 4 ・ 1			○	○	○			■有料制 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> <td>自動二輪</td> </tr> <tr> <td>1か月</td> <td>2,000～2,600円</td> <td>3,000～3,900円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>100円</td> <td>150円</td> <td>300円</td> </tr> </table> 学割制あり：半額、その他減免あり		自転車	原付	自動二輪	1か月	2,000～2,600円	3,000～3,900円	6,000円	1日	100円	150円	300円		○												
	自転車	原付	自動二輪																																	
1か月	2,000～2,600円	3,000～3,900円	6,000円																																	
1日	100円	150円	300円																																	

名 称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																											
					自転車	原付	自二																																
大田区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場整備に関する条例	S 63 ・ 3 ・ 18	S 63 ・ 10 ・ 1	H 25 ・ 3 ・ 15	※	○	○	○	放置禁止区域	義務付 (新築分) 立入検査 措置命令 公 表	■有料制 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> <td>自動二輪</td> </tr> <tr> <td>1か月</td> <td>500～ 2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>100～ 200円</td> <td>200円</td> <td>300円</td> </tr> </table> ■登録制 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> <td>自動二輪</td> </tr> <tr> <td>年間</td> <td>3,000円</td> <td>4,000円</td> <td>8,000円</td> </tr> </table>		自転車	原付	自動二輪	1か月	500～ 2,000円	3,000円	4,000円	1日	100～ 200円	200円	300円		自転車	原付	自動二輪	年間	3,000円	4,000円	8,000円	■手続 撤去→保管(30日)→ 処分 ■撤去手数料 ○自転車 3,000円 ○原付車 5,000円 ○自動二輪 10,000円 (ただし、自転車等駐 車場の不適正使用の 場合に適用) ※H25・4・1 うち、一部ただし書き H25・10・1	○							
	自転車	原付	自動二輪																																				
1か月	500～ 2,000円	3,000円	4,000円																																				
1日	100～ 200円	200円	300円																																				
	自転車	原付	自動二輪																																				
年間	3,000円	4,000円	8,000円																																				
世田谷区自転車条例	S 59 ・ 3 ・ 13	S 59 ・ 4 ・ 1	H 25 ・ 6 ・ 17	H 25 ・ 10 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	義務付 立入検査 措置命令 公 表	■有料制 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td>1か月</td> <td>1,300～ 2,000円</td> <td>2,500～ 3,000円</td> </tr> </table> ※ それぞれ学割あり		自転車	原付	1か月	1,300～ 2,000円	2,500～ 3,000円	■手続 撤去→保管→法令に 基づき処理 ■撤去手数料 ○自転車 3,000円 ○原付車 4,000円	○																					
	自転車	原付																																					
1か月	1,300～ 2,000円	2,500～ 3,000円																																					
世田谷区立レンタルサイクルポート条例	H 5 ・ 11 ・ 12	H 6 ・ 1 ・ 10	H 23 ・ 3 ・ 8	H 23 ・ 4 ・ 1	○	—	—	—	—	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>1か月 3,000円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>1か月 2,700円</td> </tr> <tr> <td>1日利用</td> <td>300円</td> </tr> </table> ※ 1日利用は1回当たりの料金		自転車	一般	1か月 3,000円	学生	1か月 2,700円	1日利用	300円																					
	自転車																																						
一般	1か月 3,000円																																						
学生	1か月 2,700円																																						
1日利用	300円																																						
渋谷区自転車等の放置防止等に関する条例	H 2 ・ 9 ・ 25	H 3 ・ 4 ・ 1	H 25 ・ 4 ・ 1	H 25 ・ 4 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	努力義務	■手続 撤去(公示)→保管 (1ヶ月)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円																													
中野区自転車駐車場条例	S 61 ・ 3 ・ 31	S 61 ・ 4 ・ 1			○	○	—	放置 規制 区域	義務付 立入検査 措置命令 公 表 罰 金 [10万円] [3万円]	■有料制 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>100円</td> <td>200～</td> </tr> <tr> <td>1か月</td> <td>900～ 2,500円</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>2400～ 6900円</td> <td>なし</td> </tr> </table> ※ 杉山公園地下自転車駐車場、東中野駅 前広場地下自転車駐車場における自転車の の1日利用料金は150円 ■登録制 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> </tr> <tr> <td>年間</td> <td>7,200円</td> </tr> </table> ■整理区画 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> </tr> <tr> <td>年間</td> <td>7,200円、9,600円</td> </tr> </table>		自転車	原付	1日	100円	200～	1か月	900～ 2,500円	なし	3か月	2400～ 6900円	なし		自転車	年間	7,200円		自転車	年間	7,200円、9,600円	■手続 撤去→公示→保管 (1ヶ月)→売却→処分 ■撤去料 ○自転車 5,000円	○							
	自転車	原付																																					
1日	100円	200～																																					
1か月	900～ 2,500円	なし																																					
3か月	2400～ 6900円	なし																																					
	自転車																																						
年間	7,200円																																						
	自転車																																						
年間	7,200円、9,600円																																						
中野区自転車等放置防止条例	S 63 ・ 3 ・ 3	S 63 ・ 10 ・ 1																																					
杉並区自転車の放置防止及び自転車等駐車場整備に関する条例	S 59 ・ 9 ・ 29	S 60 ・ 4 ・ 1	H 26 ・ 3 ・ 18	H 27 ・ 1 ・ 1	○	—	—	放置禁止区域	義務付 立入検査 措置命令 罰 金 [10万円] [3万円]	■登録制(有料) 年間4,000円 ■有料制 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一般</td> <td>1か月</td> <td>1,000～ 2,600円</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>2,900～ 7,400円</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>6か月</td> <td>4,800～ 12,500円</td> <td>20,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">学生 等</td> <td>1か月</td> <td>800～ 2,400円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>2,300～ 6,800円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>6か月</td> <td>3,600～ 11,300円</td> <td>17,800円</td> </tr> <tr> <td>1日利用</td> <td>100円</td> <td>200円</td> <td></td> </tr> </table> ※1回使用(機械ゲート、個別電磁ロック式ラック)は24時間まで100円、入庫から最初の1時間は無料		自転車	原付	一般	1か月	1,000～ 2,600円	4,200円	3か月	2,900～ 7,400円	12,000円	6か月	4,800～ 12,500円	20,200円	学生 等	1か月	800～ 2,400円	3,800円	3か月	2,300～ 6,800円	10,800円	6か月	3,600～ 11,300円	17,800円	1日利用	100円	200円		■手続 撤去→保管(30日)→ 告示→処分 ただし、機能喪失車は 直ちに処分 ■撤去料 ○自転車 5,000円	○
	自転車	原付																																					
一般	1か月	1,000～ 2,600円	4,200円																																				
	3か月	2,900～ 7,400円	12,000円																																				
	6か月	4,800～ 12,500円	20,200円																																				
学生 等	1か月	800～ 2,400円	3,800円																																				
	3か月	2,300～ 6,800円	10,800円																																				
	6か月	3,600～ 11,300円	17,800円																																				
1日利用	100円	200円																																					
杉並区自転車駐車場条例	H 5 ・ 9 ・ 30	H 6 ・ 4 ・ 1	H 27 ・ 6 ・ 16	H 27 ・ 10 ・ 1	○	○	—	—	—																														

名称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の手続、撤去料	民営駐車場への助成																																																				
					自転車	原付	自二																																																									
豊島区 豊島区自転車等の放置防止に関する条例 豊島区立自転車等駐車場条例	S 62・10・14	S 63・4・1	H 19・3・19	H 26・6・20	○	○	—	放置禁止区域	義務付立入検査措置命令表	■有料制 <table border="1"> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>100～150円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>1か月</td> <td>650～3,000円</td> <td>1,200～4,500円</td> </tr> </table> ※自転車は、コイン式時間制で6時間毎に100円		自転車	原付	1日	100～150円	200円	1か月	650～3,000円	1,200～4,500円	■手続 撤去→告示→保管(30日)→処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分 ■撤去・保管手数料 ○自転車 5,000円 ○原付 8,000円																																												
		自転車	原付																																																													
1日	100～150円	200円																																																														
1か月	650～3,000円	1,200～4,500円																																																														
北区 東京都北区自転車等の放置防止に関する条例 東京都北区自転車等駐車場条例	S 58・12・12	S 59・4・1			○	—	—	整理区域	努力義務	■登録制(有料) 駅からの直線距離が800m以上の者 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">区民</th> <th>年間</th> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <th>その他</th> <td>8,000円</td> </tr> </table> ■有料制 学割あり、一部駐車場は下記より低額設定あり <table border="1"> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">区民</th> <th>1か月</th> <td>1,500円</td> <td>2,300円</td> </tr> <tr> <th>その他</th> <td>2,200円</td> <td>3,400円</td> </tr> <tr> <th colspan="2">1日利用</th> <td>100円</td> <td>150円</td> </tr> </table>	区民	年間	4,000円	その他	8,000円			自転車	原付	区民	1か月	1,500円	2,300円	その他	2,200円	3,400円	1日利用		100円	150円	■手続 移送→通知又は告示→1ヶ月→処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分 ■移送料・手数料 ○自転車 5,000円	○																																
	区民	年間	4,000円																																																													
その他		8,000円																																																														
		自転車	原付																																																													
区民	1か月	1,500円	2,300円																																																													
	その他	2,200円	3,400円																																																													
1日利用		100円	150円																																																													
荒川区 荒川区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例 荒川区自転車等駐車場条例	S 60・12・10	S 61・4・1	H 25・3・21	H 25・4・1	○	○	—	放置禁止区域	義務付立入検査措置命令表	■登録制(自転車のみ) 駅からの直線距離が700m以上の者 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">区民</th> <th>年間</th> <td>3,300円</td> </tr> <tr> <th>その他</th> <td>6,600円</td> </tr> </table> ■有料制 <table border="1"> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">自転車</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">区民</th> <th rowspan="2">1か月</th> <th>一般</th> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <th>学生</th> <td>1,400円</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">その他</th> <th rowspan="2">1か月</th> <th>一般</th> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <th>学生</th> <td>2,800円</td> </tr> <tr> <th rowspan="3">1日利用</th> <th colspan="2">2時間以内</th> <td>無料</td> </tr> <tr> <th colspan="2">2時間超～8時間以内</th> <td>100円</td> </tr> <tr> <th colspan="2">8時間超</th> <td>200円</td> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">原付</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">区民</th> <th colspan="2">1か月</th> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <th colspan="2">その他</th> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <th rowspan="3">1日利用</th> <th colspan="2">2時間以内</th> <td>無料</td> </tr> <tr> <th colspan="2">2時間超～8時間以内</th> <td>100円</td> </tr> <tr> <th colspan="2">8時間超</th> <td>200円</td> </tr> </table>	区民	年間	3,300円	その他	6,600円			自転車		区民	1か月	一般	2,000円	学生	1,400円	その他	1か月	一般	4,000円	学生	2,800円	1日利用	2時間以内		無料	2時間超～8時間以内		100円	8時間超		200円			原付		区民	1か月		3,000円	その他		6,000円	1日利用	2時間以内		無料	2時間超～8時間以内		100円	8時間超		200円	■手続 撤去→告示→2ヶ月→処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分 ■移送料・手数料 ○自転車 5,000円 ○原付 7,500円	○
	区民	年間	3,300円																																																													
その他		6,600円																																																														
		自転車																																																														
区民	1か月	一般	2,000円																																																													
		学生	1,400円																																																													
その他	1か月	一般	4,000円																																																													
		学生	2,800円																																																													
1日利用	2時間以内		無料																																																													
	2時間超～8時間以内		100円																																																													
	8時間超		200円																																																													
		原付																																																														
区民	1か月		3,000円																																																													
	その他		6,000円																																																													
1日利用	2時間以内		無料																																																													
	2時間超～8時間以内		100円																																																													
	8時間超		200円																																																													

名称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																																												
					自転車	原付	自二																																																	
板橋区 自転車等の駐 車場の整備及 び放置の防止 に関する条例	S 58 ・ 12 ・ 1	S 59 ・ 4 ・ 1				○	○	○	放置 禁止 区域	義務付 立入検査 措置命令 公表	■登録制 駅からの直線距離が700m以上の者 <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">区 民</td> <td>6か月</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>12か月</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>6か月</td> <td>2,650円</td> </tr> <tr> <td>12か月</td> <td>5,300円</td> </tr> </table> ■有料制（当日利用） <table border="1"> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">自転車</td> <td colspan="2">バイク</td> </tr> <tr> <td>125cc以下</td> <td>125cc超</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>100円</td> <td>200円</td> <td>300円</td> </tr> </table> ※ コイン式自転車駐車場については、場所により、24時間80円または12時間100円の設定もあり。 ■有料制（定期利用） ：駐車場により異なる <table border="1"> <tr> <td colspan="2">自 転 車</td> </tr> <tr> <td>1か月</td> <td>2,000円(ほか1,500、1,000、500円)</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>5,900円(ほか4,200、2,700、1,400円)</td> </tr> <tr> <td>6か月</td> <td>10,400円(ほか7,800、5,000、2,600円)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">原付、125cc以下の自動二輪車</td> </tr> <tr> <td>1か月</td> <td>4,000円(ほか 3,000、2,000、1,000円)</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>11,200円(ほか 8,400、5,400、2,800円)</td> </tr> <tr> <td>6か月</td> <td>20,800円(ほか15,600、10,000、5,200円)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">125cc超の自動二輪車</td> </tr> <tr> <td>1か月</td> <td>6,000円(ほか 4,500、1,500円)</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>16,800円(ほか12,600、4,200円)</td> </tr> <tr> <td>6か月</td> <td>31,200円(ほか23,400、7,800円)</td> </tr> </table>	区 民	6か月	2,000円	12か月	4,000円	その他	6か月	2,650円	12か月	5,300円		自転車	バイク		125cc以下	125cc超	1日	100円	200円	300円	自 転 車		1か月	2,000円(ほか1,500、1,000、500円)	3か月	5,900円(ほか4,200、2,700、1,400円)	6か月	10,400円(ほか7,800、5,000、2,600円)	原付、125cc以下の自動二輪車		1か月	4,000円(ほか 3,000、2,000、1,000円)	3か月	11,200円(ほか 8,400、5,400、2,800円)	6か月	20,800円(ほか15,600、10,000、5,200円)	125cc超の自動二輪車		1か月	6,000円(ほか 4,500、1,500円)	3か月	16,800円(ほか12,600、4,200円)	6か月	31,200円(ほか23,400、7,800円)	○
区 民	6か月	2,000円																																																						
	12か月	4,000円																																																						
その他	6か月	2,650円																																																						
	12か月	5,300円																																																						
	自転車	バイク																																																						
		125cc以下	125cc超																																																					
1日	100円	200円	300円																																																					
自 転 車																																																								
1か月	2,000円(ほか1,500、1,000、500円)																																																							
3か月	5,900円(ほか4,200、2,700、1,400円)																																																							
6か月	10,400円(ほか7,800、5,000、2,600円)																																																							
原付、125cc以下の自動二輪車																																																								
1か月	4,000円(ほか 3,000、2,000、1,000円)																																																							
3か月	11,200円(ほか 8,400、5,400、2,800円)																																																							
6か月	20,800円(ほか15,600、10,000、5,200円)																																																							
125cc超の自動二輪車																																																								
1か月	6,000円(ほか 4,500、1,500円)																																																							
3か月	16,800円(ほか12,600、4,200円)																																																							
6か月	31,200円(ほか23,400、7,800円)																																																							
練馬区自転車 の適正利用に 関する条例	S 60 ・ 12 ・ 12	S 61 ・ 7 ・ 1	H 18 ・ 4 ・ 1	H 18 ・ 4 ・ 1		○	○	-	放置 禁止 区域	義務付 立入検査 措置命令 公表	■手続 撤去→告示→1ヶ月→ 法令の定めるところに より処理 ■撤去手数料 ○自転車 4,000円 ○原付 7,000円																																													
練馬区立ねり またウンサイク ル条例	H 3 ・ 12 ・ 12	H 4 ・ 4 ・ 6	H 17 ・ 10 ・ 1	H 17 ・ 10 ・ 1		○	-	-	-	-	■有料制 学割あり <table border="1"> <tr> <td colspan="5">自 転 車 ・ 一 般</td> </tr> <tr> <td>半日</td> <td>1日</td> <td>1か月</td> <td>3か月</td> <td>6か月</td> </tr> <tr> <td>100円</td> <td>200円</td> <td>2,000円</td> <td>5,700</td> <td>9,600円</td> </tr> </table> ※半日は4時間以内、1日は24時間以内	自 転 車 ・ 一 般					半日	1日	1か月	3か月	6か月	100円	200円	2,000円	5,700	9,600円																														
自 転 車 ・ 一 般																																																								
半日	1日	1か月	3か月	6か月																																																				
100円	200円	2,000円	5,700	9,600円																																																				
練馬区 練馬区立自転 車駐車場条例	H 4 ・ 3 ・ 19	H 4 ・ 7 ・ 16	H 27 ・ 4 ・ 1	H 27 ・ 4 ・ 1		○	○	-	-	-	■有料制 <table border="1"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2"></td> <td colspan="2">自 転 車</td> </tr> <tr> <td>屋根付</td> <td>屋根無</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一般</td> <td>1か月</td> <td>1,000～ 2,200円</td> <td>1,000～ 1,700円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>2,800～ 6,200円</td> <td>2,800～ 4,800円</td> </tr> <tr> <td>6か月</td> <td>4,800～ 10,500円</td> <td>4,800～ 8,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">学生</td> <td>1か月</td> <td>500～ 1,700円</td> <td>600～ 1,300円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>1,400～ 4,800円</td> <td>1,700～ 3,700円</td> </tr> <tr> <td>6か月</td> <td>2,400～ 8,100円</td> <td>2,800～ 6,200円</td> </tr> <tr> <td>1回利用</td> <td>自転車</td> <td>100円</td> <td>原付 50ccまで 200円</td> </tr> </table> ※時間制利用導入施設あり <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">原付 (50ccまで)</td> <td>1か月</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>6か月</td> <td>16,000円</td> </tr> </table>			自 転 車		屋根付	屋根無	一般	1か月	1,000～ 2,200円	1,000～ 1,700円	3か月	2,800～ 6,200円	2,800～ 4,800円	6か月	4,800～ 10,500円	4,800～ 8,100円	学生	1か月	500～ 1,700円	600～ 1,300円	3か月	1,400～ 4,800円	1,700～ 3,700円	6か月	2,400～ 8,100円	2,800～ 6,200円	1回利用	自転車	100円	原付 50ccまで 200円	原付 (50ccまで)	1か月	3,000円	3か月	8,000円	6か月	16,000円								
		自 転 車																																																						
		屋根付	屋根無																																																					
一般	1か月	1,000～ 2,200円	1,000～ 1,700円																																																					
	3か月	2,800～ 6,200円	2,800～ 4,800円																																																					
	6か月	4,800～ 10,500円	4,800～ 8,100円																																																					
学生	1か月	500～ 1,700円	600～ 1,300円																																																					
	3か月	1,400～ 4,800円	1,700～ 3,700円																																																					
	6か月	2,400～ 8,100円	2,800～ 6,200円																																																					
1回利用	自転車	100円	原付 50ccまで 200円																																																					
原付 (50ccまで)	1か月	3,000円																																																						
	3か月	8,000円																																																						
	6か月	16,000円																																																						

名称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成															
					自転車	原付	自二																				
足立区自転車等の駐車秩序及び自転車等駐車場の整備に関する条例	S 58 ・ 3 ・ 19	S 58 ・ 4 ・ 1	H 25 ・ 3 ・ 28	H 25 ・ 4 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	義務付立入検査措置罰金〔10万円〕〔3万円〕 ■承認制 駅からの直線距離が800m以上の者 ■有料制 障害者・高齢者(70歳以上)減額又は免除 学生割引や階層割引あり <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日</td> <td>120円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>1か月</td> <td>2,100円</td> <td>3,500円</td> </tr> </tbody> </table> ※自転車の1日利用は、一部で50円、100円もあり		自転車	原付	1日	120円	200円	1か月	2,100円	3,500円	■手続 移送→告示→1ヶ月→処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分 ■撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円	○							
	自転車	原付																									
1日	120円	200円																									
1か月	2,100円	3,500円																									
葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例	S 57 ・ 3 ・ 11	S 57 ・ 5 ・ 10	H 27 ・ 3 ・ 27	H 27 ・ 6 ・ 1	○	—	—	整理区域	■承認制 限定駐車場は駅からの直線距離が1,000m又は800m以上の者 その他は制限無し ■有料制 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月</td> <td>900～2,400円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>		自転車	原付	1か月	900～2,400円	3,000円	■手続 撤去→通知又は告示→保管(2ヶ月)→自転車法等により処分 ただし、機能喪失車は廃棄物処理法等により直ちに処分 又、程度のよいものは再利用 告示の日から規定で定める保管期間を経過してもなお保管自転車を返還することができない場合、当該保管自転車を売却することができる ■撤去料 ○自転車 3,000円	○										
	自転車	原付																									
1か月	900～2,400円	3,000円																									
江戸川区自転車等の駐車秩序に関する条例	S 62 ・ 3 ・ 25	S 62 ・ 9 ・ 1	H 25 ・ 12 ・ 20	H 26 ・ 4 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	努力義務 ■有料制 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> <th>自動二輪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>1か月 1,850円</td> <td>3,700円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>1か月 1,030円</td> <td>3,090円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1日利用</td> <td>100円</td> <td>210円</td> <td>310円</td> </tr> </tbody> </table>		自転車	原付	自動二輪	一般	1か月 1,850円	3,700円		学生	1か月 1,030円	3,090円		1日利用	100円	210円	310円	■手続 撤去→告示→保管(15日)→処分 ■撤去料 自転車 3,000円 原付 3,500円	
	自転車	原付	自動二輪																								
一般	1か月 1,850円	3,700円																									
学生	1か月 1,030円	3,090円																									
1日利用	100円	210円	310円																								
江戸川区自転車駐車場条例	H 11 ・ 12 ・ 20	H 12 ・ 4 ・ 1	H 26 ・ 3 ・ 20	H 26 ・ 4 ・ 1	○	○	○																				

名 称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																														
					自転車	原付	自二																																			
八王子市 八王子市自転車等の放置の防止に関する条例	H 3・4・12	H 3・10・1	-	-	○	○	-	自転車等放置禁止区域	義務付	-	■手続 通告又は警告→撤去→保管(60日)→処分 ■撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付車 5,000円																															
立川市 立川市自転車等放置防止条例	S 59・3・31	S 59・11・10	H 26・3・25	H 26・7・1	○	○	○	放置禁止区域	義務付	■有料制 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>1か月</td> <td>1000～2,600円</td> <td>2,700～5,200円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>1か月</td> <td>600～1,500円</td> <td>1,600～3,100円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1日利用</td> <td>70～130円</td> <td>160～260円</td> </tr> </tbody> </table> ※自転車の1日利用は、最初の3時間は無料、3時間を超え5時間まで50円、5時間を超え24時間まで上記1日利用料金、24時間を超え24時間まで毎上記1日利用料金 ※一部、自転車の1日利用は、最初の3時間は無料、3時間を超え5時間まで50円、4時間毎に100円			自転車	原付	一般	1か月	1000～2,600円	2,700～5,200円	学生	1か月	600～1,500円	1,600～3,100円	1日利用		70～130円	160～260円	■手続 移送→保管→告示及び通知→告示した日から2月経過後、売却→売却できなかった自転車は、廃棄物処理法その他の法律に基づく措置 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 4,000円 ○普通二輪車 6,000円 ○大型二輪車 8,000円															
		自転車	原付																																							
一般	1か月	1000～2,600円	2,700～5,200円																																							
学生	1か月	600～1,500円	1,600～3,100円																																							
1日利用		70～130円	160～260円																																							
武蔵野市 武蔵野市有料自転車駐車場条例	S 57・4・1	S 57・4・1			○	○	-	放置禁止区域	義務付	■有料制 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月</td> <td></td> <td>1,000～1,500円</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> ■利用登録制 (駅から直線距離500m以上の者) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市民</td> <td>一般</td> <td>6か月</td> <td>3,000円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>6か</td> <td>2,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>一般</td> <td>6か月</td> <td>4,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>6か月</td> <td>3,000円</td> <td>4,500円</td> </tr> </tbody> </table>			自転車	原付	1か月		1,000～1,500円	なし			自転車	原付	市民	一般	6か月	3,000円	4,500円	学生	6か	2,000円	6,000円	その他	一般	6か月	4,000円	3,000円	学生	6か月	3,000円	4,500円	■手続 撤去→告示→30日→条例に基づき処分 ■撤去料 (撤去及び保管手数料) ○自転車 3,000円 ○原付車 5,000円	○
		自転車	原付																																							
1か月		1,000～1,500円	なし																																							
		自転車	原付																																							
市民	一般	6か月	3,000円	4,500円																																						
	学生	6か	2,000円	6,000円																																						
その他	一般	6か月	4,000円	3,000円																																						
	学生	6か月	3,000円	4,500円																																						
三鷹市 三鷹市自転車等の放置防止に関する条例	S 62・10・2	S 63・1・25	H 25・12・24	H 26・6・1	○	○	-	放置禁止区域	義務付	※下記の種類の駐輪場あり ・定期利用駐輪場 ・一時利用駐輪場 ・無料駐輪場(サイクル・アンド・バスライドを含む)	■手続 撤去→通知又は告示→保管(2ヶ月)→処分(売却含む) ■撤去料 ○自転車 2,500円 ○原付車 4,000円	○																														
青梅市 青梅市自転車等の放置防止に関する条例	H 4・3・31	H 4・10・1	H 24・6・28	H 25・4・1	○	○	-	自転車等放置禁止区域	努力義務	【定期利用】 …1ヵ月単位 東青梅駅北口自転車等駐車場 自転車1階:2,000円 自転車2階:1,800円 原付1階:3,000円 青梅駅自転車等駐車場 自転車1階:2,000円 自転車2階:1,600円 自転車3階:1,200円 原付1階:3,000円 河辺駅北口自転車等駐車場 自転車1階:2,000円 自転車2階:1,800円 自転車3階:1,600円 原付1階:3,000円 普通自動二輪(総排気量0.125ℓ以下) 2,700円 河辺駅南口自転車等駐車場 自転車:1,800円 原付:2,700円 普通自動二輪(総排気量0.125ℓ以下) 2,700円 普通自動二輪(総排気量0.250ℓ以下) 3,200円 【一時利用】 …1日単位 東青梅駅北口、河辺駅北口、南口、青梅駅 共通 自転車:150円 原付:250円	■手続 移動→通知(告示)→60日→売却→廃棄物処理法により処分 ■撤去料 ○自転車 1,000円 ○原付車 2,000円																															
青梅市 青梅市有料自転車等駐車場条例	H 24・6・28	H 25・4・1	H 26・6・30	H 27・4・1	○	○	-	-	-	-																																

府中市	昭島市	調布市	町田市	小金井市	小平市	名称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																
											自転車	原付	自二																					
府中市						府中市自転車の放置防止に関する条例	S58・6・30	S58・10・1			○	—	—	放置禁止区域	義務付	■有料制 割引制度あり <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> <th>自動二輪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月(定期)</td> <td>800～2,000円</td> <td>2,500円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>一時使用</td> <td>100円</td> <td>150円</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>		自転車	原付	自動二輪	1か月(定期)	800～2,000円	2,500円	3,000円	一時使用	100円	150円	200円	■手続 撤去→告示→60日→処分 ■撤去料 2,000円 ■保管料 14日まで無料 15日以降1日50円 限度1,000円					
							自転車	原付	自動二輪																									
1か月(定期)	800～2,000円	2,500円	3,000円																															
一時使用	100円	150円	200円																															
府中市立自転車駐車場条例	H3・3・22	H3・3・22			○	○	○	—	—																									
昭島市						昭島市自転車等の放置防止等に関する条例	H3・9・24	H4・4・1	H19・12・21	H20・1・1	○	○	—	自転車等放置禁止区域	義務付	■承認制(有料) 学生割引あり <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日</td> <td>100円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>1か月</td> <td>1,000～2,000円</td> <td>1,500～2,500円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>1,600～5,000円</td> <td>3,500～6,500円</td> </tr> <tr> <td>6か月</td> <td>3,200～10,000円</td> <td>7,000～13,000円</td> </tr> </tbody> </table>		自転車	原付	1日	100円	200円	1か月	1,000～2,000円	1,500～2,500円	3か月	1,600～5,000円	3,500～6,500円	6か月	3,200～10,000円	7,000～13,000円	■手続 警告→撤去→保管→告示→60日→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 4,000円		
							自転車	原付																										
1日	100円	200円																																
1か月	1,000～2,000円	1,500～2,500円																																
3か月	1,600～5,000円	3,500～6,500円																																
6か月	3,200～10,000円	7,000～13,000円																																
昭島市自転車等駐車場条例	H10・10・1	H11・7・31	H27・3・4	H27・4・1	○	○	—	—																										
調布市						調布市自転車等の駐車対策の総合的推進に関する条例	H9・12・18	H10・4・1			○	○	—	放置禁止区域	義務付	■有料制 学生等割引制度あり <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> <th>自動二輪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月</td> <td>700～2,200円</td> <td>2,500～3,200円</td> <td>4,000～4,200円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>1,900～6,300円</td> <td>7,000～9,100円</td> <td>11,300～11,900円</td> </tr> <tr> <td>6か月</td> <td>3,400～12,000円</td> <td>13,200～17,400円</td> <td>21,300～22,500円</td> </tr> </tbody> </table>		自転車	原付	自動二輪	1か月	700～2,200円	2,500～3,200円	4,000～4,200円	3か月	1,900～6,300円	7,000～9,100円	11,300～11,900円	6か月	3,400～12,000円	13,200～17,400円	21,300～22,500円	■手続 移送→告示→30日→条例により処理 ■移送料 ○自転車 2,500円 ○バイク 5,000円	○
							自転車	原付	自動二輪																									
1か月	700～2,200円	2,500～3,200円	4,000～4,200円																															
3か月	1,900～6,300円	7,000～9,100円	11,300～11,900円																															
6か月	3,400～12,000円	13,200～17,400円	21,300～22,500円																															
調布市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例	H11・12・22	H12・4・1																																
町田市						町田市自転車等の放置防止に関する条例	S58・4・1	S58・4・1	H16・3・31	H16・7・1	○	○	—	放置禁止区域	義務付 立入検査	■有料制、許可制 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月</td> <td>1,200円～1,800円</td> <td>2,500円～3,000円</td> </tr> </tbody> </table>		自転車	原付	1か月	1,200円～1,800円	2,500円～3,000円	■手続 移送→表示→2ヶ月→告示→自転車法により処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 4,000円	○										
							自転車	原付																										
1か月	1,200円～1,800円	2,500円～3,000円																																
町田市自転車等駐車場条例	S58・9・30	S58・9・30	H22・10・8	H23・1・5					努力義務																									
小金井市						小金井市自転車等の駐車秩序に関する条例	S58・10・8	S58・12・15	H10・3・30	H10・3・30	○	○	—	放置禁止区域	努力義務	■有料制、承認制 学生割引あり <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月</td> <td>1,200～2,000円</td> <td>2,400～3,000円</td> </tr> </tbody> </table>		自転車	原付	1か月	1,200～2,000円	2,400～3,000円	■手続 撤去→2ヶ月→告示→処分 ■撤去料 ○自転車 1,500円 ○原付車 3,000円	○										
							自転車	原付																										
1か月	1,200～2,000円	2,400～3,000円																																
小金井市有料自転車駐車場条例	S58・10・8	S59・12・1	H26・3・24	H26・4・1																														
小平市						小平市自転車等の放置防止に関する条例	S58・10・8	S58・12・15	H26・12・25	H27・2・1	○	○	—	放置禁止区域	努力義務	■有料制、承認制 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月</td> <td>500～2,500円</td> <td>2,000～2,700円</td> </tr> <tr> <td>一時利用</td> <td>100円</td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table> ※ 自転車:(1か月)は学割あり、(一時利用)は小平駅南口のみ150円		自転車	原付	1か月	500～2,500円	2,000～2,700円	一時利用	100円	150円	■手続 撤去→告示→保管(2ヶ月)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 4,000円	○							
	自転車	原付																																
1か月	500～2,500円	2,000～2,700円																																
一時利用	100円	150円																																

名 称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																			
					自転車	原付	自二																								
日野市 日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例	H 4 ・ 6 ・ 30	H 4 ・ 9 ・ 1	H 22 ・ 9 ・ 30	H 22 ・ 10 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	義務付 立入検査	<p>■有料制(2か所)、その他は無料</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td>1か月</td> <td>500～ 3,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>100円</td> <td>150円</td> </tr> </table>		自転車	原付	1か月	500～ 3,000円	3,000円	1日	100円	150円	<p>■手続 撤去→公示→保管 (2ヶ月)→条例により 処理</p> <p>■撤去手数料 ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円</p>											
	自転車	原付																													
1か月	500～ 3,000円	3,000円																													
1日	100円	150円																													
東村山市 東村山市有料自転車等駐輪場条例	H 20 ・ 12 ・ 26	H 21 ・ 6 ・ 1	H 26 ・ 3 ・ 31	H 26 ・ 10 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	努力義務	<p>■有料制(有料駐輪場は「年間登録制駐輪場」1か所を含め、全19か所)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td>一般 1か月</td> <td>1,600～ 2,000円</td> <td rowspan="2">3,000円</td> </tr> <tr> <td>学生 1か月</td> <td>1,200～ 1,500円</td> </tr> <tr> <td>1日利用</td> <td>100円</td> <td>150円</td> </tr> </table> <p>■年間登録制駐輪場</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>9,600円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>7,200円</td> </tr> </table>		自転車	原付	一般 1か月	1,600～ 2,000円	3,000円	学生 1か月	1,200～ 1,500円	1日利用	100円	150円		自転車	一般	9,600円	学生	7,200円	<p>■手続 撤去→告示→保管 (60日)→処分</p> <p>■撤去料 ○自転車 1,100円 ○原付車 2,200円</p>			
	自転車	原付																													
一般 1か月	1,600～ 2,000円	3,000円																													
学生 1か月	1,200～ 1,500円																														
1日利用	100円	150円																													
	自転車																														
一般	9,600円																														
学生	7,200円																														
東村山市 東村山市自転車等の放置防止に関する条例	H 2 ・ 12 ・ 13	H 2 ・ 12 ・ 13	H 25 ・ 12 ・ 27	H 26 ・ 7 ・ 1	○	○	—																								
国分寺市 国分寺市自転車等の放置防止に関する条例	S 60 ・ 3 ・ 30	S 61 ・ 7 ・ 1			○	○	—	放置 規制 区域	努力義務	<p>■承認制(有料)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td>1か月</td> <td>1,200円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>100円</td> <td>120～</td> </tr> </table> <p>※自転車の1か月は学割あり</p>		自転車	原付	1か月	1,200円	2,000円	1日	100円	120～	<p>■手続 撤去→告示(14日)→ 保管(60日)→処分</p> <p>■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円</p>	○										
	自転車	原付																													
1か月	1,200円	2,000円																													
1日	100円	120～																													
国分寺市 国分寺市有料自転車等駐輪場条例	H 17 ・ 3 ・ 30	H 17 ・ 4 ・ 15																													
国立市 国立市自転車安全利用促進条例	S 56 ・ 3 ・ 25	S 56 ・ 5 ・ 20	H 27 ・ 7 ・ 1	H 27 ・ 7 ・ 1	○	—	—	整理 区域	義務付	<p>■承認制</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> <td>自動二輪</td> </tr> <tr> <td>市内居住者 1ヶ月</td> <td>1,500円</td> <td>1,800円</td> <td rowspan="2">3,500～4,500円</td> </tr> <tr> <td>市外居住者 1ヶ月</td> <td>2,000円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>市内居住者 1日</td> <td>100円</td> <td>150円</td> <td>250～300円</td> </tr> <tr> <td>市外居住者 1日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※3階にある自転車駐輪場、屋根のない自転車駐輪場その他特別な理由により利用率が低いと市長が認めた自転車駐輪場は表の額に100分の80を乗じて得た額(1ヶ月の自転車使用料にのみ適用) ※使用料の50/100減額、免除制度あり。</p>		自転車	原付	自動二輪	市内居住者 1ヶ月	1,500円	1,800円	3,500～4,500円	市外居住者 1ヶ月	2,000円	2,400円	市内居住者 1日	100円	150円	250～300円	市外居住者 1日				<p>■手続 撤去→告示(14日)→ 保管(2ヶ月)→処分</p> <p>■撤去料 ○自転車 2,000円</p>	
	自転車	原付	自動二輪																												
市内居住者 1ヶ月	1,500円	1,800円	3,500～4,500円																												
市外居住者 1ヶ月	2,000円	2,400円																													
市内居住者 1日	100円	150円	250～300円																												
市外居住者 1日																															
福生市 福生市自転車等の放置防止等に関する条例	H 6 ・ 9 ・ 30	H 7 ・ 4 ・ 1			○	○	—	放置 禁止 区域	努力義務	<p>■承認制(有料)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td>1か月</td> <td>1,600～ 2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>100円</td> <td>150円</td> </tr> </table>		自転車	原付	1か月	1,600～ 2,000円	3,000円	1日	100円	150円	<p>■手続 警告→撤去→告示→ 保管(3ヶ月)→所有権 取得→処分</p> <p>■撤去保管料 ○自転車 1,000円 ○原付 2,000円</p>											
	自転車	原付																													
1か月	1,600～ 2,000円	3,000円																													
1日	100円	150円																													
福生市 福生市自転車等駐輪場条例	H 9 ・ 12 ・ 24	H 9 ・ 12 ・ 24																													
狛江市 狛江市自転車等の放置防止等に関する条例	H 9 ・ 10 ・ 1	H 9 ・ 10 ・ 1	H 25 ・ 3 ・ 29	H 25 ・ 4 ・ 1	○	○	—	自転車等 放置 禁止 区域	努力義務	<p>—</p>	<p>■手続 警告→撤去→保管→ 告示→通知→処分</p> <p>■撤去保管料 ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円</p>	—																			
東大和市 東大和市自転車等放置防止等に関する条例	H 7 ・ 3 ・ 28	H 7 ・ 10 ・ 1			○	○	—	放置 禁止 区域	努力義務	<p>■無料 800m(自粛範囲)</p>	<p>■手続 撤去→公示→返還→ 保管(6ヶ月)→処分</p> <p>■移送料・手数料 ○自転車 1,000円 ○原付 2,000円</p>																				

名 称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																																												
					自転車	原付	自二																																																	
清瀬市自転車等の放置防止に関する条例	H 2 ・ 10 ・ 1	H 3 ・ 1 ・ 10			○	○	—	放置禁止区域	努力義務	■無料 800m(自粛範囲) ■有料制 清瀬駅北口地下駐輪場(原付利用不可) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">自転車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>1か月</td> <td>1,800～</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>4,600～</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学生</td> <td>1か月</td> <td>1,600～</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>4,200～</td> <td>4,800円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1時利用</td> <td colspan="2">100円</td> </tr> </tbody> </table> その他の駐輪場 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>6か月</td> <td>7,200円</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>年間</td> <td>14,000円</td> <td>24,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学生</td> <td>6か月</td> <td>5,000円</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>年間</td> <td>10,000円</td> <td>24,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一時利用</td> <td>100円</td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table> ※一時利用は、1日1回当たりの料金			自転車		一般	1か月	1,800～	2,000円	3か月	4,600～	5,400円	学生	1か月	1,600～	1,800円	3か月	4,200～	4,800円	1時利用		100円				自転車	原付	一般	6か月	7,200円	12,000円	年間	14,000円	24,000円	学生	6か月	5,000円	12,000円	年間	10,000円	24,000円	一時利用		100円	150円	■手続 警告→撤去→保管 (60日)→処分・リサイクル ■移送料 ○自転車 2,000円 ○原付 4,000円	
		自転車																																																						
一般	1か月	1,800～	2,000円																																																					
	3か月	4,600～	5,400円																																																					
学生	1か月	1,600～	1,800円																																																					
	3か月	4,200～	4,800円																																																					
1時利用		100円																																																						
		自転車	原付																																																					
一般	6か月	7,200円	12,000円																																																					
	年間	14,000円	24,000円																																																					
学生	6か月	5,000円	12,000円																																																					
	年間	10,000円	24,000円																																																					
一時利用		100円	150円																																																					
清瀬市有料自転車等駐輪場条例	H 7 ・ 7 ・ 1	H 7 ・ 9 ・ 22			○	○	—																																																	
東久留米市自転車等の放置防止に関する条例	S 63 ・ 3 ・ 31	S 63 ・ 4 ・ 1	H 16 ・ 12 ・ 27	H 16 ・ 12 ・ 27	○	○	—	放置禁止区域	義務付	■登録制(年間) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">自転車</th> <th colspan="2">原付</th> </tr> <tr> <th>屋根付</th> <th>屋根無</th> <th>屋根付</th> <th>屋根無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>24,000円</td> <td>20,400円</td> <td>30,000円</td> <td>25,200円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>14,400円</td> <td>12,240円</td> <td>18,000円</td> <td>15,120円</td> </tr> </tbody> </table> ■有料制(1日利用) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>バイク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>100円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>50円</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>		自転車		原付		屋根付	屋根無	屋根付	屋根無	一般	24,000円	20,400円	30,000円	25,200円	学生	14,400円	12,240円	18,000円	15,120円		自転車	バイク	一般	100円	200円	学生	50円	100円	■手続 撤去→告示→保管 (2ヶ月)→処分・リサイクル ■撤去料 ○自転車 1,000円 ○原付 2,000円																	
	自転車		原付																																																					
	屋根付	屋根無	屋根付	屋根無																																																				
一般	24,000円	20,400円	30,000円	25,200円																																																				
学生	14,400円	12,240円	18,000円	15,120円																																																				
	自転車	バイク																																																						
一般	100円	200円																																																						
学生	50円	100円																																																						
多摩市自転車等の放置防止に関する条例	S 59 ・ 12 ・ 27	S 60 ・ 4 ・ 1	H 17 ・ 6 ・ 27	H 17 ・ 6 ・ 27	○	○	—	放置禁止区域	義務付	■有料制 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">一般</th> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> <th>バイク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月</td> <td>1,800円</td> <td>3,200円</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>5,100円</td> <td>9,300円</td> <td>12,300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学生</td> <td>1か月</td> <td>800円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>2,100円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">1日利用</td> <td>100円</td> <td>150円</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>	一般		自転車	原付	バイク	1か月	1,800円	3,200円	4,200円	3か月	5,100円	9,300円	12,300円	学生	1か月	800円			3か月	2,100円			1日利用		100円	150円	200円	■手続 撤去→告示→保管 (60日)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円																		
一般		自転車	原付	バイク																																																				
	1か月	1,800円	3,200円	4,200円																																																				
3か月	5,100円	9,300円	12,300円																																																					
学生	1か月	800円																																																						
	3か月	2,100円																																																						
1日利用		100円	150円	200円																																																				
多摩市営駐輪場条例	H 8 ・ 10 ・ 14	H 9 ・ 4 ・ 1	H 27 ・ 3 ・ 31	H 27 ・ 4 ・ 1	○	○	○	—	—																																															
稲城市自転車等の放置防止に関する条例	S 60 ・ 4 ・ 1	S 60 ・ 4 ・ 1	H 24 ・ 3 ・ 29	H 24 ・ 6 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	義務付	■手続 警告→撤去→保管→告示(60日)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円	○																																													
羽村市自転車等の放置防止に関する条例	H 3 ・ 3 ・ 26	H 3 ・ 10 ・ 1	H 22 ・ 9 ・ 15	H 22 ・ 10 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	義務付	■手続 撤去→保管→告示 (60日)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円	○																																													
あきる野市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例	H 9 ・ 12 ・ 24	H 9 ・ 12 ・ 24	H 22 ・ 6 ・ 21	H 22 ・ 8 ・ 1	○	○	—	—	—	■手続 撤去→告示(通知)→60日 →条例に基づき処分 ただし、機能喪失車は 直ちに処分																																														

名 称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成												
					自転車	原付	自二																	
西 東 京 市 西 東 京 市 自 転 車 等 の 放 置 防 止 に 関 す る 条 例	H 13 ・ 1 ・ 21	H 13 ・ 1 ・ 21			○	○	—	放置 禁止 区域	義 務 付	—	■手続 警告→撤去→保管 (60日)→告示→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付車 3,000円													
瑞 穂 町 瑞 穂 町 自 転 車 等 の 安 全 利 用 に 関 す る 条 例	S 59 ・ 12 ・ 14	S 60 ・ 4 ・ 1			○	○	—	—	義 務 付	■有料制、許可制 それぞれ学割あり <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町 民</td> <td>1か月</td> <td>1,500円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td></td> <td>2,000円</td> <td>2,400円</td> </tr> </tbody> </table>			自転車	原付	町 民	1か月	1,500円	1,800円	そ の 他		2,000円	2,400円	■手続 撤去→告示(14日)→保管 ■保管手数料 ○自転車 1,000円 ○原付車 1,500円	
		自転車	原付																					
町 民	1か月	1,500円	1,800円																					
そ の 他		2,000円	2,400円																					

5 放置禁止区域等の指定状況

平成27年6月末現在

区分	指定区域の名称	箇所(駅)数	指定区域(駅名)
総数		536	
区部		407	
千代田区	放置禁止	9	飯田橋、秋葉原、市ヶ谷、神田、水道橋、御茶ノ水、四ツ谷、九段下、岩本町
中央区	放置禁止	8	築地、新富町、月島、浜町、築地市場、勝どき、八丁堀、人形町
港区	放置禁止	11	田町(東口・西口)、品川(港南口・高輪口)、白金高輪、浜松町、青山一丁目駅周辺(南青山一丁目1番及び2番、芝浦ふ頭駅周辺(海岸三丁目19番、22番及び23番の一部)、六本木、表参道、麻布十番、赤坂見附、新橋
新宿区	放置禁止	30	新大久保、曙橋、新宿、信濃町、高田馬場、市ヶ谷、大久保、新宿三丁目、早稲田、西新宿五丁目、神楽坂、落合南長崎、飯田橋、新宿御苑前、都庁前、中井、若松河田、牛込柳町、落合、下落合、四ツ谷、四谷三丁目、西武新宿、初台、新宿西口、東新宿、国立競技場、都電早稲田、牛込神楽坂、西新宿
文京区	放置禁止	17	後楽園、東大前、根津、茗荷谷、護国寺、江戸川橋、本郷三丁目、千駄木、本駒込、春日、駒込、白山、千石、巣鴨、新大塚、水道橋、飯田橋
台東区	放置禁止	12	鶯谷、御徒町、浅草橋、三ノ輪、浅草、入谷、上野、日暮里、新御徒町、蔵前、浅草(つくばエクスプレス)、稲荷町
墨田区	放置禁止	14	押上、小村井、鐘ヶ淵、菊川、錦糸町、京成曳舟、とうきょうスカイツリー、東あずま、東向島、曳舟、本所吾妻橋、森下、八広、両国
江東区	放置禁止	20	亀戸、東陽町、西大島、辰巳、大島、東大島、住吉、潮見、新木場、南砂町、門前仲町、木場、東雲、森下、清澄白河、越中島、豊洲、東京テレポート、亀戸水神、有明テニスの森
品川区	放置禁止	23	大井町、荏原町、大崎、戸越公園、不動前、青物横町、立会川、戸越、中延、武蔵小山、新馬場、旗の台、五反田、大森、西大井、西小山、大井競馬場前、荏原中延、下神明、戸越銀座、目黒、天王洲アイル、品川シーサイド
目黒区	放置禁止	13	池尻大橋、都立大学、緑が丘、洗足、祐天寺、学芸大学、中目黒、駒場東大前、自由が丘、大岡山、西小山、武蔵小山、目黒
大田区	放置禁止	34	大森、蒲田、田園調布、大岡山、石川台、長原、平和島、京急蒲田、矢口渡、池上、千鳥町、馬込、穴守稲荷、天空橋、武蔵新田、西馬込、多摩川、下丸子、糀谷、蓮沼、久が原、大鳥居、梅屋敷、昭和島、北千束、御嶽山、雪が谷大塚、六郷土手、雑色、大森町、洗足池、沼部、鶴の木、大森海岸
世田谷区	放置禁止	35	駒沢大学、成城学園前、下北沢、桜新町、千歳烏山、豪徳寺、用賀、経堂、喜多見、等々力、池尻大橋、三軒茶屋、祖師ヶ谷大蔵、千歳船橋、梅ヶ丘、二子玉川、尾山台、八幡山、下高井戸、桜上水、九品仏、明大前、上北沢、芦花公園、上野毛、東松原、松原、池ノ上、代田橋、奥沢、新代田、自由が丘、上町、世田谷代田、世田谷
渋谷区	放置禁止	15	渋谷、恵比寿、笹塚、幡ヶ谷、初台(北口・南口)、参宮橋、代々木、千駄ヶ谷、代々木上原、代々木八幡、代々木公園、原宿、広尾、新宿(南口)、西新宿五丁目
中野区	放置規制	14	中野、鷲ノ宮、富士見台、沼袋、新江古田、都立家政、落合、東中野、中野坂上、中野新橋、中野富士見町、野方、新井薬師前、新中野
杉並区	放置禁止	22	阿佐ヶ谷、荻窪、西荻窪、上井草、井荻、久我山、富士見ヶ丘、高井戸、西永福、東高円寺、新高円寺、南阿佐ヶ谷、高円寺、下井草、八幡山、方南町、永福町、代田橋、浜田山、桜上水、下高井戸、中野富士見町
豊島区	放置禁止	17	池袋(東口・西口)、東長崎、要町、椎名町、千川、駒込、落合南長崎、西巣鴨、巣鴨、目白、高田馬場、下板橋、東池袋、板橋、雑司が谷、大塚、新大塚
北区	整理	16	赤羽、王子、北赤羽、浮間舟渡、十条、東十条、田端、駒込、尾久、上中里、赤羽岩淵、志茂、王子神谷、板橋、西巣鴨、西ヶ原
荒川区	放置禁止	7	南千住、町屋、日暮里、西日暮里、三河島、熊野前、赤土小学校前
板橋区	放置禁止	22	板橋、ときわ台、成増・地下鉄成増、志村坂上、志村三丁目、西台、高島平、本蓮沼、蓮根、板橋本町、浮間舟渡、下赤塚・地下鉄赤塚、東武練馬、小竹向原、中板橋、大山、板橋区役所前、上板橋、下板橋、西高島平、新高島平、新板橋

区 分	指定区域 の名称	箇所 (駅)数	指 定 区 域 (駅 名)
練馬区	放置禁止	22	江古田、桜台、練馬、富士見台、石神井公園、大泉学園、保谷、上井草、上石神井、武蔵関、氷川台、平和台、小竹向原、新桜台、東武練馬、地下鉄赤塚、中村橋、練馬高野台、練馬春日町、新江古田、光が丘、豊島園
足立区	放置禁止	23	綾瀬、千住大橋、京成関屋、牛田、竹ノ塚、北千住、西新井、梅島、大師前、五反野、小菅、北綾瀬、青井、六町、足立小台、扇大橋、高野、江北、西新井大師西、谷在家、舎人公園、舎人、見沼代親水公園
葛飾区	整 理	12	金町、堀切菖蒲園、新小岩、青砥、お花茶屋、亀有、四ツ木、京成高砂、綾瀬、京成立石、柴又、新柴又
江戸川区	放置禁止	11	小岩、平井、京成小岩、葛西、西葛西、一之江、瑞江、船堀、篠崎、東大島、葛西臨海公園
市 部		129	
八王子市	放置禁止	11	八王子、京王八王子、西八王子、高尾、北野、南大沢、京王堀之内、長沼、片倉、めじろ台、八王子みなみ野
立川市	放置禁止	9	立川、武蔵砂川、西武立川、西立川、西国立、玉川上水、高松、泉体育館、柴崎体育館
武蔵野市	放置禁止	3	武蔵境、吉祥寺、三鷹
三鷹市	放置禁止	4	三鷹、井の頭公園、つつじヶ丘、三鷹台
青梅市	放置禁止	3	青梅、河辺、東青梅
府中市	放置禁止	12	東府中、府中本町、中河原、分倍河原、多磨霊園、府中、北府中、多磨、白糸台、是政、西府、武蔵野台
昭島市	放置禁止	5	拝島、昭島、中神、東中神、西立川
調布市	放置禁止	9	仙川、つつじヶ丘、柴崎、調布、西調布、飛田給、京王多摩川、布田、国領
町田市	放置禁止	8	町田、成瀬、南町田、玉川学園前、相原、すずかけ台、多摩境、鶴川
小金井市	放置禁止	3	武蔵小金井、東小金井、新小金井
小平市	放置禁止	8	小川、鷹の台、新小平、青梅街道、一橋学園、小平、花小金井、東大和市
日野市	放置禁止	10	日野、豊田、高幡不動、百草園、南平、平山城址公園、甲州街道、万願寺、程久保、多摩動物公園
東村山市	放置禁止	5	秋津、東村山、萩山、新秋津、久米川駅北口
国分寺市	放置禁止	4	国分寺、西国分寺、恋ヶ窪、国立
国立市	整 理	3	国立、谷保、矢川
福生市	放置禁止	4	福生、牛浜、熊川、拝島
狛江市	放置禁止	3	狛江、和泉多摩川、喜多見
東大和市	放置禁止	5	東大和市、玉川上水、武蔵大和、上北台、桜街道
清瀬市	放置禁止	2	秋津、清瀬
東久留米市	放置禁止	1	東久留米
多摩市	放置禁止	4	聖蹟桜ヶ丘、多摩センター、永山、唐木田
稲城市	放置禁止	6	稲城長沼、矢野口、京王よみうりランド、稲城、南多摩、若葉台
羽村市	放置禁止	2	羽村、小作
西東京市	放置禁止	5	田無、保谷、ひばりヶ丘、東伏見、西武柳沢

6 条例による自転車等の駐車場附置義務

遊技場、百貨店・スーパーマーケット等大規模小売店舗を新設する場合の自転車駐車場の附置義務は下表のとおり

【区 部】

平成27年6月末現在

	遊 技 場 等		百貨店、スーパーマーケット、 その他の大規模小売店舗	
	規制対象面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合	規制対象面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合
	店舗面積		店舗面積	
港 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台 ※床面積が5,000㎡を超える 部分は床面積30㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台 ※床面積1,200㎡を超える部分 は60㎡、5,000㎡を超える部 分は120㎡毎に1台
新 宿 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を超える 部分は床面積30㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台 ※床面積1,200㎡を超える部分 は60㎡、5,000㎡を超える部 分は120㎡毎に1台
墨 田 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	200㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
江 東 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
品 川 区	200㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
目 黒 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
大 田 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	200㎡を超えるもの	15㎡毎に1台
世 田 谷 区	150㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	200㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
澁 谷 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を超える 部分は床面積30㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を超える部分 は40㎡毎に1台
中 野 区	150㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	200㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
杉 並 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台
豊 島 区	150㎡以上	15㎡毎に1台	スーパーマーケット等 200㎡以上	20㎡毎に1台
			上記以外 400㎡以上	40㎡毎に1台
北 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
荒 川 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台
板 橋 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台
練 馬 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
足 立 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
葛 飾 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台
江 戸 川 区	300㎡を超えるもの	25㎡毎に1台以上	300㎡を超えるもの	25㎡毎に1台以上

	銀行等金融機関		スポーツ、体育、健康増進施設	学習、教養、趣味等の施設	備考
	規制対象面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合			
	店舗面積				
港区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を超える部分は50㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	
新宿区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を超える部分は50㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	
墨田区	400㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	※店舗面積5,000㎡を超える部分は、基準面積の2倍毎に1台 ※病院及び診療所は、300㎡を超えるもの15㎡毎に1台、5,000㎡を超える部分は30㎡毎に1台
江東区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
品川区	300㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 50㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
目黒区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台 ※飲食店400㎡を超えるものは20㎡毎に1台
大田区	200㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	200㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	200㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
世田谷区	250㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	200㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
渋谷区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を超える部分は50㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を超える部分は50㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を超える部分は30㎡毎に1台	※渋谷区土地利用調整条例 平成26年4月2日公布、 平成26年10月1日施行
中野区	250㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	250㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	150㎡を超えるもの 15㎡毎に1台※	※200台を超える部分は、基準面積の2倍毎に1台 ※病院、診療所等の医療を提供する施設、150㎡を超えるものは15㎡毎に1台
杉並区	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は算定した自転車駐車場の規模の1/2
豊島区	250㎡以上	25㎡毎に1台	400㎡以上 40㎡毎に1台	150㎡以上 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
北区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	600㎡を超えるもの 30㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
荒川区	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
板橋区	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	
練馬区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
足立区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台 ※対象は商業地域及び近隣商業地域
葛飾区	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台 ※対象は商業地域及び近隣商業地域
江戸川区	300㎡を超えるもの	25㎡毎に1台以上	施設用途による必要台数(1台以上)	施設用途による必要台数(1台以上)	

【市 部】

	遊 技 場 等		百貨店、スーパーマーケット、 その他の大規模小売店舗	
	規制対象面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合	規制対象面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合
	店舗面積		店舗面積	
八王子市	300㎡を超えるもの	35㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	35㎡毎に1台
立川市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
武蔵野市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
三鷹市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
青梅市	300㎡を超えるもの	30㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	40㎡毎に1台
府中市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
昭島市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
調布市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
町田市	300㎡を超えるもの	20㎡毎に1台	500㎡を超えるもの	30㎡毎に1台
小金井市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
小平市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	500㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
日野市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
東村山市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
国分寺市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
国立市	建築延面積が 500㎡以上のもの	遊技場:延床面積15㎡毎に1台	建築延べ面積が 500㎡以上のもの	延床面積10㎡毎に1台
福生市	建築延面積が 500㎡以上のもの	15㎡毎に1台以上	建築延床面積が 500㎡以上のもの	10㎡毎に1台
清瀬市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
東久留米市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
武蔵村山市				
多摩市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
稲城市	建築延面積が 300㎡以上のもの	20㎡毎に1台	建築延べ面積が 300㎡以上のもの	10㎡毎に1台
羽村市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
西東京市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
瑞穂町	500㎡を超えるもの	設置義務のみ	500㎡を超えるもの	設置義務のみ

	銀行等金融機関		スポーツ、体育、健康増進施設	学習、教養、趣味等の施設	備 考
	規制対象面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合			
	店舗面積				
八王子市	300㎡を超えるもの	35㎡毎に1台	300㎡を超えるもの、35㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 35㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台、店舗面積10,000㎡を超える部分は基準面積の4倍毎に1台
立川市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
武蔵野市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台		300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台 ※官公署その他左記の用途に分類されないものは、延面積が900㎡を超えるもの45㎡毎に1台
三鷹市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える施設(混合用途施設を除く)は、店舗面積が5,000平方メートルまでの部分については左記の規定により算定した自転車等駐車場の規模に店舗面積が5,000平方メートルを超える部分については、左記の方法で算出した自転車等駐車場の規模に2分の1を乗じて得た台数とする
青梅市	500㎡を超えるもの	50㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
府中市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
昭島市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
調布市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台		300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
町田市	500㎡を超えるもの	40㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台 ※左記の用途に分類されない施設は店舗面積500㎡を超えるもの40㎡毎に1台
小金井市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
小平市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			1台あたりの面積は1㎡以上とする
日野市	500㎡を超えるもの	50㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台 ※左記の用途に分類されない施設は店舗面積200㎡を超えるもの20㎡毎に1台
東村山市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			1台あたりの面積は1㎡以上とする
国分寺市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			
国立市	建築延面積が500㎡以上のもの	延床面積20㎡毎に1台			左記の用途に分類されない施設は延床面積20㎡毎に1台
福生市	建築延床面積が500㎡以上のもの	20㎡毎に1台以上			
清瀬市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			1台あたりの面積は1㎡以上とする
東久留米市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
武蔵村山市					「まちづくり条例」に延べ面積500㎡以上の集客建築物の延べ面積200㎡毎に1台
多摩市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
稲城市	建築面積が300㎡以上のもの	20㎡毎に1台			左記の用途に分類されない施設は店舗面積20㎡につき1台
羽村市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			1台あたりの面積は1㎡以上とする。 店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積で計算した台数の2分の1
西東京市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
瑞穂町	500㎡を超えるもの	設置義務のみ			

7 民営自転車駐車場の育成(補助事業)

[種別] A-建設・維持管理補助 B-低利融資 C-税の減免 D-その他

	事業名	発足年度	補助対象・補助率(額)・その他	種別	実績				
					発足からの累計		26年度		
					対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)	対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)	
目黒区	民営自転車等駐車場に対する助成	平成2年度	【補助対象】 以下の者には助成しない ・鉄道事業者 ・国又は他の公共団体から寄付又は補助を受けで設置し、又は経営している者 【補助条件】 ・駅から概ね200m以内 ・継続して3年以上運営すること ・自転車が概ね50台(原付は概ね40台)以上収容できること	A					
大田区	大田区民営自転車等駐車場育成補助	昭和63年度 平成25年3月に改正	【補助対象】 ●対象事業 ①駅から概ね300m以内 ②収容能力が概ね30台以上 ③平地式は5年、立体自走式(地上式)は7年、立体自走式(地下式)及び立体機械式は10年以上運営されること ④設備や構造が利用者の安全を確保できるものであること ※駐車場の設置・経営を目的とする財団法人で、国その他の公共団体から寄付・補助金を受ける者が設置・経営する駐車場、条例の附置義務の適用を受けて設置される駐車場、遊技場、百貨店、スーパーマーケットその他事業者等がその利用者及び従業員等のために設置する駐車場は対象外 ●交付対象 ・駐車場の設置者(借地権者または借家人が駐車場を設置した場合における当該土地の所有者を除く) 【補助条件】 ●建設費補助金 次のうち低い方の額 ①建設費の1/2の額 ②1台あたりの基準単価(別表)に収容台数を乗じて得た金額の1/2の額 ●維持管理補助金 初年度交付から5年間交付 敷地及び立体構造で単独かつ専用施設である建物の固定資産税及び都市計画相当税額 ※鉄道事業者は対象外【補助額】	A	11	2,969(台)	0	88,033(千円)	0
世田谷区	世田谷区民営自転車等駐車場育成事業	昭和59年度	【補助対象】 ・民営自転車等駐車場を設置しようとするもので、当該事業において他の補助金の交付を受けていないもの 【補助条件】 ・平置き3年又は5年、立体自走式7年、立体機械式10年以上運営。 【補助額】 ・建設費の1/3以内。ただし平置き500万円、立体自走式1,000万円を限度。 【その他】 ・対象箇所数は交付実績。収容台数は既に廃止になっているものを除く10箇所の収容可能台数。	A	20	1,644(台)	0	40,865(千円)	0
中野区	中野区民営自転車駐車場設置補助	平成元年度	【補助対象】 ・鉄道駅から概ね300m以内で主な利用者は通勤通学者 ・収容台数:平置き50台・立体式又は機械式100台以上で2分の1以上を自転車利用に充てるもの 【補助条件】 ・運営期間:平置き3年・立体式又は機械式5年以上	A	2	232(台)	0	8,300(千円)	0

杉並区	杉並区民営自転車駐車場育成補助	昭和60年度	<p>(1) 自転車駐車場の位置が条例で定める放置禁止区域内にあること</p> <p>(2) 自転車駐車場の構造及び設備が利用者の安全を確保することができ、自転車が有効に駐車できるものであること</p> <p>(3) 自転車の収容能力がおおむね30台以上である駐車場であること</p> <p>(4) 主として通勤又は通学等であるため、一般区民の利用する自転車を受容する施設であること</p> <p>(5) 当該自転車駐車場が継続して5年以上運営されること</p> <p>※ただし、次に掲げる自転車駐車場は、補助の対象としない。</p> <p>(1) 鉄道事業者又は財団法人が設置し、運営する自転車駐車場</p> <p>(2) 条例第21条及び第24条の規定の適用を受けて設置される自転車駐車場(附置義務)</p> <p>【建設費補助金】 補助金の交付額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 建設費 標準建設費(収容台数1台につき、単価110,000円を乗じて得た額)又は建設に要した経費のいずれか低い額の2分の1以内とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、補助金の交付限度額は1,000万円とする。</p> <p>(2) 管理費 自転車の年間駐車実績台数を供用した日数で除して得た台数又は収容台数のいずれか低い台数に単価3,000円を乗じて得た額とする。</p>	A	8	1,145 (台)	43 (台)
			30,309 (千円)			1,305 (千円)	
北区	北区民営自転車駐車場助成	昭和61年度	<p>【対象・条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民営自転車駐車場の設置者 ・継続して6年以上運営すること。 ・自転車駐車場の設置が自転車の放置防止に寄与すると認められること。 ・自転車駐車場の位置が鉄道駅からおおむね300メートル以内の地域にあること。 ・自転車駐車場の構造及び設備が利用者の安全を確保することができ自転車が有効に駐車できること。 ・自転車の収容能力がおおむね50台以上あり主として通勤または通学のため、住居と自転車駐車場との往復に利用する。 	A			
荒川区	民営自転車駐車場育成補助	昭和61年度	<p>【対象・条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の位置が鉄道駅から概ね300m以内の地域であること。 ・構造・設備が利用の安全を確保でき、自転車が有効に駐車できるものであること。 ・駐車場の収容能力が50台以上あり、通勤通学用の利用者の自転車を主に収容するものであること。 ・継続して3年以上運営すること。 <p>【補助額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○標準建設費または建設に要した経費のいずれか低い額の2分の1以内 ※標準建設費計算式 ①平置き駐車場 収容台数×21,000円 ②立体式駐車場 収容台数×42,000円 ○標準建設費または建設に要した経費が30万円未満の場合は、補助金の対象としない。 ○交付限度額 ①平置き駐車場 200万円 ②立体式駐車場 400万円 	A	12	1,246 (台)	0
			9,382 (千円)	0			
板橋区	民営自転車駐車場助成	昭和60年度	<p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年連続して放置台数が100台を超える鉄道駅から概ね200m以内 <p>【補助条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①収容台数が10台以上又は通路部分を除いた駐車場の規模が20㎡以上 ②3年以上継続経営 	A			

足立区	民営自転車駐車場設置補助	昭和58年度	<p>【対象・条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の設置(増改築を含む。)の目的が公共の用に供すると認められること。 ・駐車場の位置が鉄道駅から概ね300m以内の地域であり、かつ近隣の自転車収容台数に余裕があると認められないこと。 ・駐車場の構造及び設備が利用者の安全を確保することができ、自転車等が有効に駐車できるものであること。 ・駐車場の収容能力が30台以上あること(原動機付自転車1台は自転車1.5台として換算する。)ただし、増改築の場合は、自転車等の収容能力が概ね30台以上増加すること。 ・増改築の場合は、補助金の交付を受けてから3年を経過していること。 <p>【補助額】</p> <p>(1)設置費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準建設費または建設に要した経費のいずれか低い額の3分の1以内 ※標準建設費計算式 ①平置き式駐車場 収容台数×40,000円(原付60,000円) ②立体式駐車場 収容台数×70,000円(原付100,000円) ・交付限度額 ①平置き式駐車場 500万円 ②立体式駐車場 1000万円 <p>(2)管理費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の敷地に係る固定資産税及び都市計画税に相当する額(借地は除く) ・駐車場の収容台数のうち、時間単位の貸出し部分が1/2以上で、一回の利用につき2時間以上無料で利用させる時(無料部分が20台以上)は、収容台数1台につき年度ごと3,000円。ただし600,000円を限度とする。 ・交付期間 駐車場として税が賦課される初年度から3年間。 	A	96	20,589 (台)	86 (台)	1	296,876 (千円)	115 (千円)
葛飾区	葛飾区民営自転車等駐車場整備補助(要綱)	平成23年度	<p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車等駐車場の構造及び施設が利用者の安全を確保し、自転車等が有効に駐車でき、用件を備えた一般公共用自転車駐車場であること <p>【補助条件】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①駐車場の位置が鉄道駅から300m以内の地域にあること ②5年以上継続して運営されること ③自転車等駐車場の収容台数が30台以上であること ④増改築の場合は、補助金の交付を受けてから3年を経過していること 	A	15	2,344 (台)	486 (台)	3	53,173 (千円)	12,454 (千円)
武蔵野市	民営自転車等駐車場設置費補助金	平成22年度	<p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設費及び駐車用機械器具等整備費 <p>【補助条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅から500m以内、約50台以上、10年以上設置継続 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長が別に定める 	A						

三鷹市	三鷹市民営等自転車等駐車場育成補助金	昭和63年度	<p>【補助対象】</p> <p>1 補助金の交付対象となる駐車場は、新設、増設又は改築を行う、次に掲げる要件を備えている駐車場で、市長が適当と認めるものとする。</p> <p>(1)一般市民の利用に供されるものであること</p> <p>(2)鉄道駅から概ね300m以内にあること</p> <p>(3)駐車場に供する面積が、概ね20㎡以上で、かつ、自転車等の収容能力が40台以上のものであること</p> <p>(4)設置する施設が継続して5年以上運営されるものであること</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する駐車場は、補助金の交付対象としない。</p> <p>(1)鉄道事業者が設置し、経営するもの</p> <p>(2)条例第4章の規定の適用を受けて設置されたもの</p> <p>(3)本要綱の規定による補助金を受けてから5年を経過しないもの</p> <p>【補助条件】</p> <p>(1)駐車場の敷地に係る固定資産税及び都市計画税に相当する額</p> <p>(2)駐車場の新設、増設又は改築のために要する経費の3分の1に相当する額。ただし、500万円を限度とする。</p> <p>(3)駐車場の整理等運営管理に要する経費で次に掲げるもの。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始の日(12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。)の整理等運営管理に要する経費を除く。</p> <p>ア 自転車等の収容能力が40台以上200台未満の駐車場については、1日当たり自転車等整理員1人3時間分の別に定める賃金に相当する額を限度とする。</p> <p>イ 自転車等の収容能力が200台以上の駐車場については、1日当たり自転車等整理員2人3時間分の別に定める賃金に相当する額を限度とする。</p> <p>※条例第4章 三鷹市自転車等の放置防止に関する条例第4条・・・鉄道事業者は、鉄道利用者のために自ら自転車等駐車場の設置に努めなければならない。</p>	A	8	3,367 (台)	869 (台)
調布市	民営自転車駐車場設置費補助	昭和59年度	<p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平置式(簡易舗装、フェンス囲、屋根、ラック付) ・立体式(ラック付) <p>【補助条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主として通勤・通学の利用者に供するために設置されるものであること。 ・自転車を100台以上収容できるものであること。 ・自転車等の利用者が有効に駐車できる構造及び設備を有するものであること。 ・自転車等放置禁止区域内若しくはその付近又は自転車等駐車場が必要と認められる地域に位置するものであること。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置に要した費用の額が基準に満たない場合は、その額に収容台数を乗じた額の1/4を補助する。 	A	1	169 (台)	0
町田市	民営自転車等駐車場助成事業	平成3年度	<p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅から概ね300m以内に鉄道事業者以外の者が設置する不特定多数の者の用に供されるもの。 <p>【補助条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収容台数がおおむね50台以上で継続して5年以上運営される見込みであるもの。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置費は設置台数により1,200万円を上限に経費の2分の1と比較して少ない方。 ・管理費は固定資産税と都市計画税を5年分。 	A	11	1,814 (台)	0
小金井市	小金井市民営自転車駐車場補助金交付要綱	昭和63年度	<p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民営自転車駐車場の新設又は増設に係る事業で、自転車等の放置防止に寄与するもの <p>【補助条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自走式自転車駐車場の平面式で3年、立体式で5年、機械式で10年以上の補助事業を行うこと。 	A	1	200 (台)	0

小平市	小平市民営自転車等 駐車場補助	平成 20年度	<p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設費補助金:自転車駐車場建設に係る建設費の2分の1(消費税、解体費、用地購入費を除く) ・運営費補助金:建設費補助金を受けた施設の固定資産税相当額を、最初の賦課から3年間 <p>【補助条件】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)主に通勤・通学者を対象とした自転車等駐車場を設置する場合で、自転車等の収容台数が概ね30台以上(原付は1.5台で換算)であること。 (2)立地条件として、鉄道駅から概ね300m以内であること。 (3)継続して5年以上運営すること。 (4)車種は、自転車及び原動機付自転車とする。 	A ・ C	10	1,548 (台)	2	327 (台)
国分寺市	民営自転車等駐車場の 育成 (国分寺市自転車等の 放置防止に関する条 例)	昭和 59年度	<p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通勤又は通学等の利用者を対象とした民営有料自転車等駐車場を放置禁止区域内に設置しようとする者に対し、必要に応じて、一定の助成措置を講ずることができる。 <p>【補助条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該自転車等駐車場用地に係る固定資産税 ・都市計画税の税額に相当する額を当該自転車等駐車場の建設費の範囲内で設置した年度から3箇年に限り行うことができる。 	C				
稲城市	民間自転車等駐車場の 育成等	昭和 59年度	<p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の設置 <p>【補助条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放置自転車禁止区域内に50台以上の駐車場を設置 	C				
羽村市	民営有料自転車駐車 場補助金	平成 3年度	<p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車等放置禁止区域内に設置する民営有料自転車駐車場 <p>【補助条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●通勤、通学者の利用に供するために設置されるもの ●自転車等を100台以上収容できる規模を有するもの ●利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できる構造及び設備を有するもの 	A				

8 放置自転車等に関する調査・研究等実施状況

調査対象：平成26年度

	調査名	調査時期	調査対象	調査項目・内容
港区	駅前自転車等乗入台数調査	年2回 (5月10月)	駅周辺の自転車等の乗入調査	1放置台数調査 2駐輪場内停車台数調査 ※各自転車・自動二輪・原動機付自転車
新宿区	放置自転車台数調査	毎年5月・10月	駅周辺の放置自転車台数調査	5月：自転車・第一種原動機付自転車 10月：自転車・第一種原動機付自転車・自動二輪車
江東区	駅周辺自転車台数調査	年2回 (5・10月)	放置自転車禁止区域内の乗入自転車・原付・自動二輪	①放置台数 ②公営駐輪場収容台数
杉並区	駅周辺自転車台数調査	年5回 (4・6・9・11・2月)	区内駅及び区隣接駅周辺	①駐輪場等置場内乗入台数(自転車) ②駐輪場等置場外乗入台数(自転車・バイク)
練馬区	放置自転車実態調査	5月・11月	放置禁止区域内の自転車(原付含む)と大型バイク	①乗入台数 ②放置台数 ③自転車駐輪場利用台数 ④自転車駐輪場整備台数
葛飾区	放置自転車実態調査	毎月1回 奇数月午前 偶数月午後	放置自転車整理区域内の乗入自転車・原付車	①放置台数 ②公営駐輪場収容台数 ③民間駐輪場収容台数
江戸川区	駐輪場利用台数調査	毎年 5月・10月	自転車駐輪場内の自転車や原付車	駐輪場別利用台数
	駅別放置自転車等台数調査		区内12駅の自転車や原付車	放置自転車・原付の状況調査(駅周辺の各地点毎に調査)
八王子市	自転車等台数調査	毎年 6月・10月・2月	自転車 原動機付自転車 自動二輪車	①駅周辺の自転車等駐輪場の利用状況 ②駅周辺道路の放置自転車等の状況
	自転車駐輪場の状況調査	平成26年8月	自転車 原動機付自転車 自動二輪車	駅からの距離に応じた自転車駐輪場の設置状況及び利用率について
立川市	実態調査	毎月25日前後(平日)	自転車 原動機付自転車 自動二輪車	①駅周辺の自転車等駐輪場の利用状況 ②駅周辺道路の放置自転車等の状況
三鷹市	自転車等駐輪台数調査	5月・10月	自転車、原動機付自転車、自動二輪車	①駅周辺に設置された自転車等駐輪場の利用状況 ②駅周辺道路の放置自転車等の状況
青梅市	各駅乗入台数調査	毎月 中旬～下旬	市内駐輪場	駐輪場ごとの自転車・バイクの駐輪台数
府中市	駅周辺自転車駐輪場台数調査	毎年10月	市内14駅周辺に駐輪又は放置している自転車及び自動二輪車	駅周辺毎に昼間及び夜間の台数調査
町田市	町田駅周辺放置自転車実態調査	6月・11月	自転車、原動機付自転車、自動二輪車	自転車・原付・バイクの放置禁止区域内、外それぞれの放置台数
日野市	駅周辺自転車台数調査	年2回 (6・10月)	駅周辺の放置自転車等、民間を含め市内の駐輪場台数調査	自転車・原付の放置台数、駐輪場の駐輪台数
狛江市	駅周辺自転車等乗入調査	毎月上旬	駅周辺の放置自転車等、民間を含め市管理の駐輪場	自転車・原付の放置台数、駐輪場の駐輪台数
多摩市	放置自転車等台数調査	毎年 10月	市内4駅周辺における駐輪場利用台数及び放置台数の調査	自転車・原付(50ccまで) 小型・中型・大型バイクの駐輪箇所・台数調査

9 放置自転車対策事例

(1) 秋葉原駅放置自転車対策会議の設置(実施主体:千代田区)

街ぐるみで放置自転車対策を推進

秋葉原駅周辺放置自転車対策会議

秋葉原駅周辺での放置自転車の状況は、周辺区からの流入等が要因で年々増加傾向が続いていたため、千代田区は駅周辺での自転車駐車場整備を進めている。

また、昭和62年度にJR京浜東北・山手線高架の東側を、平成18年には同高架下西側を放置禁止区域に指定し、即時撤去を可能とする等の各種対策を推進してきたが、自転車利用者の増加等により、平成26年度の実態調査では840台となり、都内ワースト1位を記録した。

千代田区は、電気街やアニメ等のカルチャーを誇る秋葉原が、「放置自転車の街」になってはいけないという思いから、地元の鉄道関係者・警察署・商業施設・住民等に呼びかけ、地域ぐるみで問題解決にあたるため、関係団体からなる秋葉原駅周辺放置自転車対策会議を平成27年4月に設置した。

対策会議により街ぐるみで放置自転車を減らそうという機運も高まり、集客施設事業者等では、誘導員等により自転車を放置する利用者に声を掛け、付近駐輪場へ誘導する等の取組等を推進したところ、駐輪場を利用する利用者も増え、平成27年度調査では、放置自転車台数が前年度に比べ275台減少した。

今回の取組のポイント

●行政だけではなく、鉄道事業者や地元商業施設等が協力して、放置自転車対策の検討段階から参加し、推進することで効果をあげている。

●駐輪場の整備や放置自転車の撤去強化を実施するにあわせ、自転車総量の削減を狙いコミュニティサイクル(ちよくる)の活用を促進する等取組を実施

●地元商業施設等と連携して街頭ビジョンやSNSを活用した情報発信等も実施する予定

秋葉原駅周辺における放置台数の推移

調査年	放置台数	都内順位
平成25年	683台(7台)	3位
平成26年	872台(32台)	1位
平成27年	597台(13台)	2位

・()内は原付・自二の放置台数を内数で表示



1. 秋葉原駅での合同キャンペーン
2. アニメを活用した放置自転車防止の啓発看板
3. キャンペーンでのコミュニティサイクル(ちよくる)のPR

秋葉原駅周辺放置自転車対策会議

目的：放置自転車対策を検討し、各関係者の役割を明確にし、具体的な対策を決定

設置：平成27年4月30日(第一回会議)

構成団体：千代田区・鉄道事業者3団体・集客施設事業者2団体・地域団体1団体
東京都・万世橋警察署(オブザーバー)

主な対策：自転車利用者への注意喚起・合同キャンペーンの実施・街頭ビジョン等の活用
警告撤去の強化・自転車駐車場の整備等・コミュニティサイクルの活用促進

(2)八王子市における広報活動及び駐輪スペース確保の取組

創意工夫と地域連携で推進、八王子市の放置自転車対策

①独自のマスコットキャラクター「放置ダメ象」を活用した広報活動

八王子市では、年間約6,000台（平成26年度）の放置自転車が撤去されている。市内には多くの大学や短大・専門学校などがあり、自転車通学をする学生が多い。市が、自転車を撤去された市民を対象にアンケート調査を実施したところ、約8割が30歳までの若い世代だった。

そこで、市では、若い世代に親しみを感じてもらえる放置自転車抑制のための啓発方法として、独自のマスコットキャラクターを考案した。「放置自転車はだめだぞー」というメッセージを込めて「放置ダメ象」と名付け、元保育園勤務の職員がデザインを担当。市条例の放置自転車禁止標識をベースに、職員の子供の意見も取り入れながら、親しみやすさと同時に放置自転車を抑制する意図が伝わるようなデザインを意識した。

第32回駅前放置自転車クリーンキャンペーン時には、のぼり旗やベストに「放置ダメ象」を用いてPRを行ったところ、興味をもった市民から「あれは何ですか」といった問い合わせもあり、手応えをつかんだ。

今後、市内のキャンパスや学校に通う学生に対する広報啓発活動のツールとしても活用していく予定である。

①の取組のポイント

- 放置自転車の問題について、放置＝警告札＝高圧的というイメージを払拭するため、親しみをもってもらえるマスコットキャラクターを作成した。
- マスコットキャラクターを職員自ら作成することで、コストを最小限に抑えている。



「放置ダメ象」



マスコットキャラクターを活用した街頭広報活動



商店前に設置された可動式駐輪器具



歩道上の自転車駐輪帯

②可動式駐輪器具や自転車駐輪帯を活用した放置自転車対策

八王子市の顔ともいえるJR八王子駅からすぐの西放射線ユーロードは、以前は放置自転車が溢れ、通行機能を阻害していた。商店が立ち並び、自転車で買い物をする市民が店舗の近くに停めようとしても、店舗に駐輪スペースがないため、自転車が放置されていた。

さらに、週末にはイベント等が行われ、常設の自転車駐輪場を設置することができない状況もあった。

そこで、市は、事業者や商店街と検討を重ね、平成23年5月に可動式駐輪器具（サインラック）を導入。市がラックを購入し、協定を結んだ商店街に無償貸与、商店街から希望する商店に渡して設置している。利用時間は各商店の営業時間内に限り、それ以外の時間は店舗内に収納されている。利用者は商店から利用札を自転車に付けてもらい、ラックに駐輪。利用時間を定め（30分～1時間）、不正利用があった際は、市が放置自転車として対応する。

また、市では、八王子駅北口をはじめとして、歩道上に買い物等短時間利用者向けの自転車駐輪帯を10か所計約450台分設置している。料金体系は2時間まで無料、以降2時間毎に100円の料金設定（一部異なる）で、サインラックと併せて駐輪スペースを確保している。

②の取組のポイント

- 「買い物等を目的とした短時間利用」という駐輪需要に対し、歩道上に駐輪場の設置場所を確保することで、スペースの創出を図った。
- 市、事業者、商店街の三者が連携することで駐輪課題の解決に取り組んだ。

放置自転車の撤去・保管情報

八王子市では、自転車を撤去された人の約8割を占める30歳までの若い世代に向けて、HP等を活用した情報発信が重要と考えている。平成27年2月からは、放置自転車の撤去・保管情報を市HP上に掲載し、毎日更新。インターネット検索で「自転車 撤去 八王子」等と入力すると検索でき、撤去場所や防犯登録番号、特徴などから自分の自転車か把握することができる。

【撤去保管自転車等一覧URL】<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/seikatsu/604/049773.html>

第3 財政制度

- 1 自転車等に関する財政制度
- 2 交通安全対策特別交付金(国庫支出金)
- 3 社会資本整備総合交付金(道路事業)
- 4 特定交通安全施設等整備事業(国庫補助金)
- 5 社会資本整備総合交付金
(都市再生整備計画事業等、道路事業(防災・安全交付金))
- 6 特別区都市計画交付金(都支出金)
- 7 市町村土木費補助事業(都支出金)
- 8 (一財)日本自転車普及協会による自転車駐車場設置事業
- 9 (公財)自転車駐車場整備センターによる自転車駐車場設置事業

第3 財政制度

1 自転車等に関する財政制度

(1) 財 源

○は区または市町村に適用
◎は区市町村・民営に適用

使途が特定されない財源

- 地方税等 ————— 地方税、地方譲与税、地方交付税 ほか
- 特別区財政調整交付金 (普通交付金) ————— 都と区、区相互の財源均衡を図るための交付金

使途が特定されている財源

- 国庫支出金
交通安全対策特別交付金 ————— 交通安全施設（自転車駐車場を含む）の整備に
充当
- 国庫補助金
特定交通安全施設等整備事業 (都市計画事業を除く) ——— 道路の附属物として整備する自転車駐車場が対象
- 社会資本整備総合交付金
 - ①道路事業 ————— 都市計画自転車駐車場が対象
 - ②都市再生整備計画事業等 ————— 市町村(特別区を含む)が作成した都市再生整備計
画等に位置付けられている自転車駐車場が対象
 - ③都市・地域交通戦略推進事業 ——— 市町村(特別区を含む)が作成した総合交通戦略な
どに位置付けられている自転車駐車場が対象
 - ④道路事業（防災・安全交付金） ——— 道路の附属物として整備する自転車駐車場が対象
- 都支出金
 - ①特別区都市計画交付金 ————— 特別区の都市計画事業に対して交付
 - ②市町村土木補助 ————— 道路の附属物として整備する自転車駐車場に対し
て支給
- 地方債
- 東京都区市町村振興基金条例に
よる貸付 ————— 区市町村が整備する駐輪場
(区市町村が行う貸付けに係る事業を含む) に
対して融資

他の団体からの補助等

- (一財)日本自転車普及協会による
自転車駐車場設置事業 ————— 区市町村に無償貸与（期間満了後無償譲渡）
- ◎(公財)自転車駐車場整備センターに
よる自転車駐車場設置事業 ————— センターが一定期間有料で運営
(期間満了後、区市町村に無償譲渡)

(2) 補助制度等の概要(国庫支出金を除く)

主体	事業名	条件等	補助率等	備考
国	社会資本整備総合交付金(道路事業)	都市計画事業として設置する自転車駐車場	施設費及び用地費の5.5/10以内	平成22年度開始
	特定交通安全施設等整備事業	道路の附属物として整備する自転車駐車場	施設費及び用地費の1/2以内	昭和61年度から平成21年度まで
	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)等)	都市再生整備計画等に位置づけられている自転車駐車場(市町村が取得する場合に限り、購入を含む)	交付対象事業費の約40%	平成16年度開始 予算科目 一般会計・ 社会資本総合整備事業費・ 社会資本整備総合交付金
	社会資本整備総合交付金(都市・地域交通戦略推進事業(旧都市交通システム整備事業))	立地適正化計画、交通結節機能高度化計画、総合交通戦略及び歴史的風致維持向上計画のいずれかに定められた又は定められることが確実と見込まれる区域における自転車駐車場 全体事業費1億円以上 駐車台数200台以上(ただし、交通戦略等の要件を満たす場合は、50台以上)	設計費、施設整備費の1/3 (ただし、総合交通戦略の区域に該当し、環境モデル都市に該当する地区は1/2)	平成19年度開始
	社会資本整備総合交付金(道路事業(防災・安全交付金))	道路の附属物として整備する自転車駐車場	施設費及び用地費の5.5/10以内	平成22年度開始
都	特別区の都市計画事業	都市計画事業にかかる道路の附属物として整備する自転車駐車場	特別区の都市計画事業に要する一般財源の概ね25%	都費補助要綱(単年度要綱)に基づく
	市町村の土木補助事業	道路の附属物として整備する自転車駐車場	事業費の1/2以内 (ただし、補助の対象は事業費の25%とし、75%は起債充当額である)	昭和48年度から59年度まで 補助率1/2
財 団 法 人	(一財)日本自転車普及協会による自転車駐車場設置事業	①区市町村からの要望による ②設置対象地は、放置自転車約300台以上ある〔見込まれる〕駅周辺 ③建設用地は8年以上使用可能なこと ④収容規模300台以上 ⑤施設の建設事業主体は、協会とする	建設費総額(設計料を含む)の1/2を協会が負担 ※負担限度額: ①収容台数が300台以上600台未満の駐車場にあたっては2,000万円を限度として建設費の1/2に相当する金額 ②収容台数が600台以上1,000台未満の駐車場にあたっては3,000万円を限度として建設費の1/2に相当する金額 ③収容台数が1,000台以上1,500台未満の駐車場にあたっては、4,000万円を限度として建設費の1/2に相当する金額 ④収容台数が1,500台以上の駐車場にあたっては、5,000万円を限度として建設費の1/2に相当する金額 ※本会負担額を越える費用については、すべて当該地方公共団体が分担金として負担する ※建設費には、土地買収や整地造園等に要する経費を含まない	①完成後の施設は区市町村に6年間無償貸与し、貸与期間満了後無償譲渡 ②上記「貸与期間」中の駐輪場運営・維持管理は全て区市町村が行い、経費は当該区市町村の負担
	(公財)自転車駐車場整備センターによる自転車駐車場の設置	①区市町村等からの要請 ②500台程度以上の放置自転車があること	センター負担額は、施設の規模・運営方法等により異なるので、協議により決定	施設完成後、センターが一定期間直接管理運営(直営)するか、又は設置希望者に有償で貸与。期間満了後、区市町村に無償で譲渡

2 交通安全対策特別交付金(国庫支出金)

(総務省自治財政局、東京都総務局行政部区政課財政担当・市町村課交付税係所管)

(1) 根 拠

法律 道路交通法附則第16～21条
政令 交通安全対策特別交付金等に関する政令
省令 交通安全対策特別交付金の算定に関する省令

(2) 趣 旨

交通安全対策の一環として、道路交通安全施設（昭和49年度から自転車駐車場を含む。）の設置及び管理に要する費用に充てるため、都道府県及び区市町村に交付するものである。原資は、道路交通法第128条により納付された反則金等である。

(3) 発足年度

昭和43年度

(4) 交付額

①都の基準額

$$\begin{aligned} & \text{交付時期ごとの} \\ & \text{交付金の総額} \times \left\{ \frac{\text{都の交通事故発生件数}}{\text{全国の交通事故発生件数}} \times \frac{2}{4} + \frac{\text{都の人口集中地区人口}}{\text{全国の人口集中地区人口}} \times \frac{1}{4} \right. \\ & \left. + \frac{\text{都内の改良済道路の延長}}{\text{全国の改良済道路の延長}} \times \frac{1}{4} \right\} \end{aligned}$$

②都分交付額

都の基準額 - 都内区市町村交付額の合算額

③区市町村分交付額

$$\begin{aligned} & \text{都の} \\ & \text{基準額} \times \frac{1}{3} \times \left\{ \frac{\text{当該区市町村の交通事故発生件数}}{\text{都の交通事故発生件数}} \times \frac{2}{4} + \frac{\text{当該区市町村の人口集中地区人口}}{\text{都の人口集中地区人口}} \right. \\ & \left. \times \frac{1}{4} + \frac{\text{当該区市町村が管理する改良済道路の延長}}{\text{都内の区市町村が管理する改良済道路の延長}} \times \frac{1}{4} \right\} \end{aligned}$$

なお、道路法第17条第2項及び第3項の規定により一般国道若しくは都道の管理を行う区市又は町村においては、上記算定とは別に算定した額を加算し交付する（交通安全対策特別交付金等に関する政令第4条第4項）。

【交通事故の発生件数】

当該年度の初日の属する年の前年及び前々年に発生した道路交通法第2条第1項第17号に規定する車両等の交通により人の死傷が生じた交通事故の件数を合算したものの2分の1に相当する数値をいう。

【人口集中地区人口】

最近の国勢調査の結果による人口集中地区人口をいう。

【改良済道路の延長】

当該年度の初日の属する年の前年の4月1日以前において道路法第18条第2項の規定による供用の開始があった道路（総務省令で定めるものを除く。）のうち、道路構造令の規定による基準に適合するもの又はこれに準ずるものの延長として総務省令で定めるところにより算定したものをいう。

④最低交付限度基準額

区市町村に交付すべき9月期の交付額が、25万円に満たない場合は、その年度は交付しない。

(5) 交付時期

毎年度9月、3月に交付する。

(6) 交付状況(過去10か年の決算額)

(単位:百万円)

		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
東京都		4,584	4,787	4,684	4,141	4,103	3,854	3,724	3,663	3,451	2,968
区市町村	特別区	1,538	1,599	1,563	1,379	1,365	1,280	1,235	1,214	1,137	974
	市町村	754	794	778	691	686	646	625	617	586	509
	小計	2,291	2,393	2,341	2,069	2,051	1,926	1,861	1,831	1,723	1,482
合計		6,876	7,180	7,025	6,210	6,154	5,780	5,585	5,494	5,174	4,450

※ 端数整理の関係で「合計」と「内訳の合計値」は必ずしも一致しない。

3 社会資本整備総合交付金(道路事業)

(国土交通省都市・地域整備局、東京都建設局道路建設部街路課事業計画担当、 東京都都市整備局都市基盤部交通企画課交通施設係所管)

※平成22年度より都市計画自転車駐車場整備事業から社会資本整備総合交付金に移行

(1) 根 拠

法律 都市計画法第11条 (昭和53年度発足)

要綱 社会資本整備総合交付金交付要綱 (平成27年4月9日最終改正)

(2) 採択基準 (参考)

都市計画自転車駐車場で、次の各号のすべてに該当し、事業費500,000千円以上のもの。
(ただし、交通連携推進事業に該当するものを除く。)

- ① 三大都市圏 (東京圏概ね50km圏、京阪神圏概ね50km圏、名古屋圏概ね40km圏) 又は人口10万以上の都市圏 (通勤圏) の市町村に存在する鉄道駅等の周辺における通勤通学目的に利用する自転車 (原動機付自転車を含む。以下同様) の駐車場であるもの。又は、人口10万人以上の都市の中心市街地における公共の用に供する自転車駐車場であるもの。
- ② 自転車の駐車需要に関する「自転車駐車施設整備計画」を策定し、その一環として整備する自転車駐車場であるもの。
- ③ 放置自転車台数 (又は、5年後の推定放置台数) が500台以上のもの。ただし、鉄道駅等の交通結節施設と合築される等一体的に整備される自転車駐車場については、本要件を適用しない。
- ④ 自転車駐車場の敷地面積が100㎡以上、駐車台数が200台以上のもの。ただし、鉄道駅等から概ね200m以内に位置する複数の自転車駐車場を一体的に整備する場合には、1箇所100台以上を限度に、その合計が100㎡以上、200台以上のもの。(道路改築と一体的に整備する場合に限る。)
- ⑤ 自転車駐車場に関する附置義務条例若しくは自転車放置禁止条例が定められた地区、又は定めることが確実な地区にあること。
なお、「都市計画自転車駐車場整備事業の取扱い」(昭和54年5月1日付街路課事務連絡)によれば、自転車駐車場は道路の附属物 (道路法第2条、道路法施行令第34条の3) として行うので道路の区域決定を行うこと、とされている。

(3) 補助率

5.5/10 (用地費・工事費とも)

(4) 参 考 : 建設省都市局通達等

- ① 次に掲げる自転車駐車場で地上一層の構造を有し、かつ道路と一体としての機能を有すると認められるものについては、「道路」に含めて都市計画決定することができる。
 - イ 面積 100㎡以下の自転車駐車場
 - ロ 交通広場内に設ける自転車駐車場
- ② 「道路附属物」である自転車駐車場は無料公開が原則であるが、地方自治法第227条の「手数料」を徴収することができる。

自転車駐車場の都市計画決定までのフロー(例)

区市町村の駐車場状況の把握（既存資料等による）



区市町村における自転車駐車場整備についての基本的考え方の整理

- ・ 地区ごとの駐車問題の把握
- ・ 自転車駐車場整備の全体的方針
- ・ 放置駐輪対策の基本的考え方



整備する地区の選定



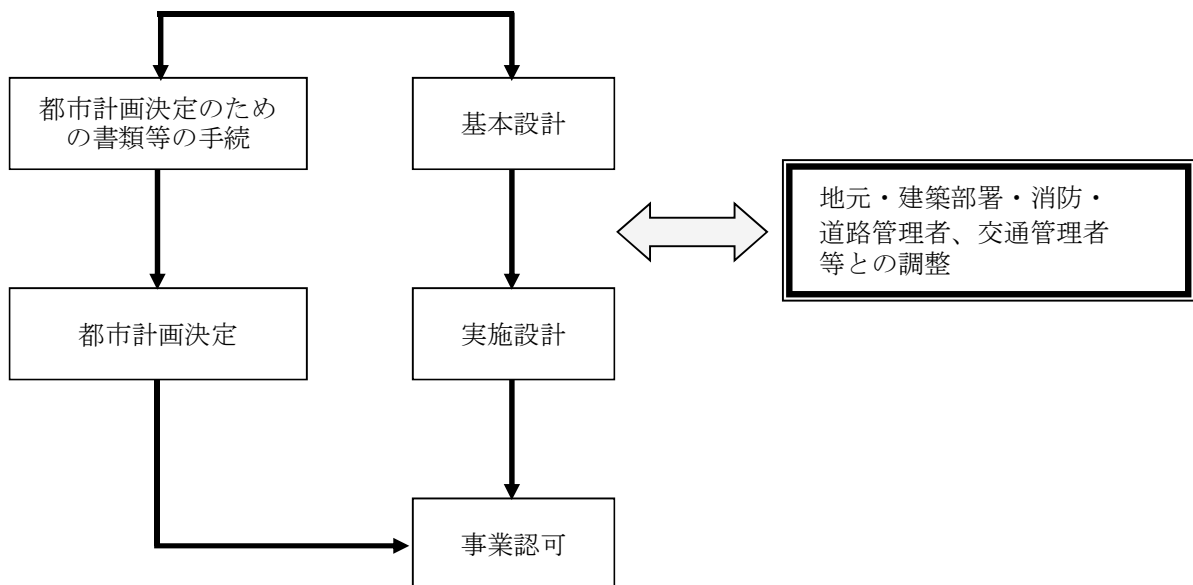
○自転車駐車施設整備計画の策定○

【盛り込むべき内容】

- ・ 自転車駐車場整備についての基本的な考え方
- ・ 自転車駐車場を整備すべき区域
- ・ 整備区域における将来自転車駐車需要台数
- ・ 今後整備すべき自転車駐車場の台数
- ・ 整備区域内道路における自転車放置の規制の方針
- ・ 地方公共団体における自転車駐車場の管理体制
- ・ 整備区域内の自転車（歩行者）道路整備の方針
- ・ 自転車駐車場が整備されるまでの自転車駐車に対する暫定処理方針

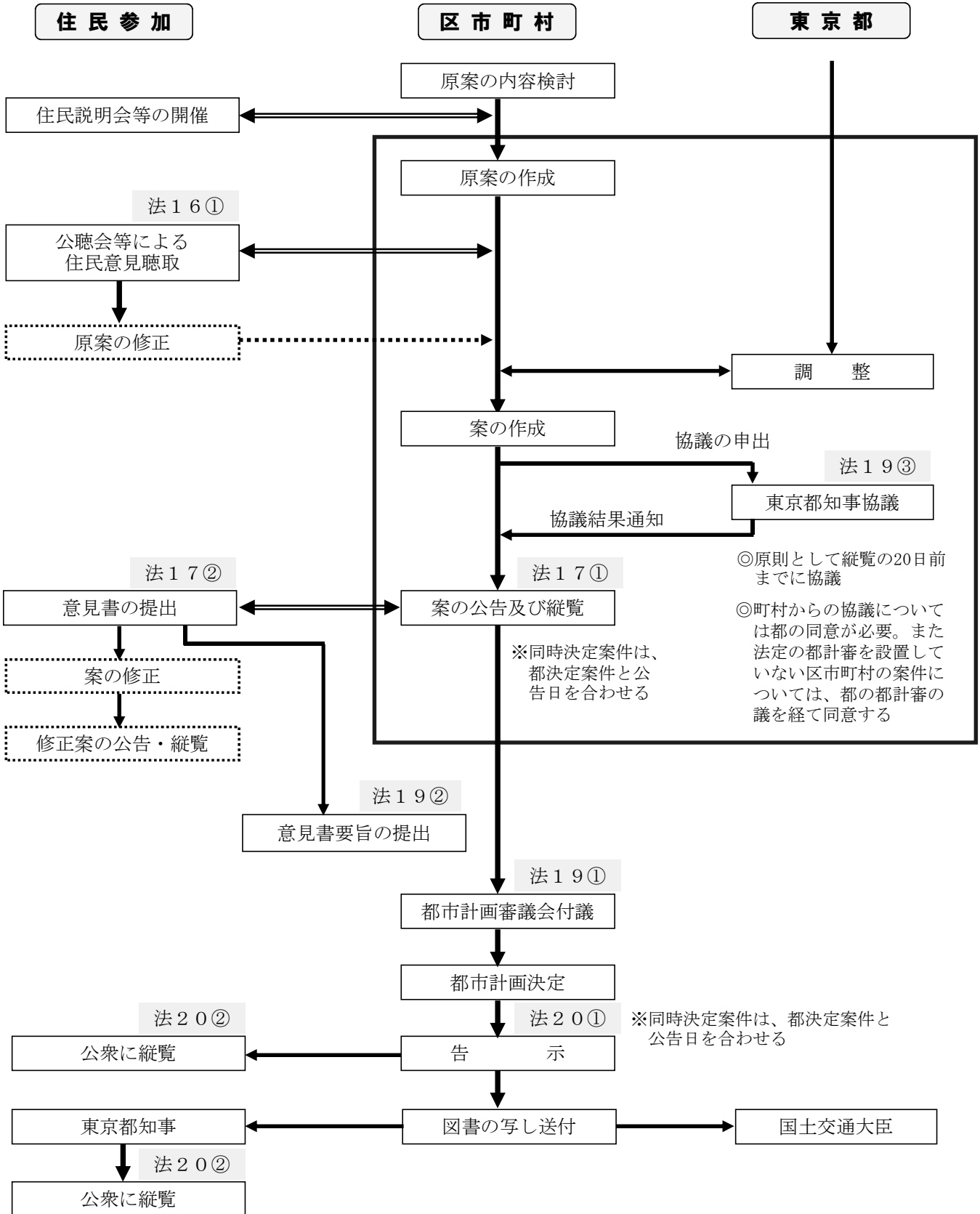
【その他】

自転車駐車場の概略設計図、資金計画



都市計画決定手続 (区市町村が定める都市計画)

[都市計画手続]



(5) 実 績

都市計画自転車駐車場一覧

平成27年9月30日現在

名 称		位 置	計画決定 年 月 日	面 積 (㎡)	構 造	計画 台数	管 理 者	事業年度	事業費 百万円 (万円/台)	供 用	備 考
番 号	駐車場名										
板橋 1	志村	志村3	S54.1.16	1,840	上1	1,000	区	53~56	33(3)	○	都営三田線
国立 1	国立駅南第1	北1	S54.3.22	900	上3	1,700	市	54	156(9)	○	JR
多摩 1	多摩センター駅東	大字落合 字長久保	S54.4.2	2,560	上2	1,200	市	54~55	22(2)	○	小田急線・ 京王線
板橋 2	高島平駅第1	高島平3	S55.1.23	1,200	上1	1,650	区	56	30(2)	○	都営三田線
板橋 3	高島平駅第2	高島平3	S55.1.23	850	上1	850	区			○	都営三田線
足立 1	谷中	谷中4	S55.3.4	520	上1	450	区			未	池袋千代田線
荒川 1	南千住	南千住2	S57.6.30	290	上1	210	区	57	51(24)	○	JR
江戸川1	船堀	船堀2	S58.1.11	1,300	上2	2,300	区	58	82(4)	○	都営新宿線
江戸川2	小松川	小松川1	S58.11.30	1,010	上1	500	区	63~1	12(2)	○	都営新宿線
練馬 1	小竹町	小竹町2	S59.11.15	680	上1	510	区	59~60	55(11)	○	池袋有楽町線
板橋 4	小竹・向原	向原1	S59.11.27	490	上1	400	区	59~60	5(1)	○	池袋有楽町線
荒川 3	西日暮里	西日暮里5	S60.6.14	650	上1	790	区	60	43(5)	○	JR
北 1	王子北口	王子1	S60.6.13	660	上1	650	区	60	50(8)	○	JR
北 2	王子南口	栄町	S60.6.13	390	上2	460	区	60	48(10)	○	JR
北 3	王子・中央口	王子1	S61.3.18	850	上2	1,090	区	61	124(11)	○	JR
板橋 5	成増駅北口	成増3	S61.8.12	260	上2下 1	440	区	61~2	88(20)	○	東武東上線
豊島 1	池袋西	西池袋3	S62.3.31	2,820	下1	1,900	区	62	596(31)	○	JR
杉並 1	新高円寺地下	梅里1, 松ノ木3	H2.1.26	2,500	下1	1,800	区	3~11	1,772(98)	○	池袋丸の内線
台東 1	隅田川公園	花川戸1	H4.2.1	1,400	下1	1,000	区	3~6	1,390(139)	○	東武伊勢崎線 (浅草)
大田 1	西蒲田公園	西蒲田8	H4.3.4	1,500	下1	1,550	区	4~5	937(60)	○	JR・ 東急線
杉並 2	井荻南	下井草5	H4.11.9	1,200	下1	700	区	5~9	282(40)	○	西武新宿線
杉並 3	井荻北	井草3	H4.11.9	600	下1	300	区	5~9	166(55)	○	西武新宿線
江戸川3	平井北	平井5	H5.3.1	2,800	下1	3,000	区	5~6	1,600(53)	○	JR
中央 1	浜町公園	日本橋 浜町2	H5.10.27	710	下1	300	区	5~7	360(120)	○	都営新宿線
清瀬 1	清瀬駅北口	元町1	H6.3.4	2,500	下1	2,500	市	6~7	1,230(49)	○	西武池袋線
墨田 1	錦糸町駅北口	錦糸2, 3	H6.3.17	3,400	下1	3,000	区	6~8	1,492(50)	○	JR・ 池袋半蔵門線
台東 2	元浅草駅	小島2, 元浅草1	H7.3.28	990	上1下 1	680	区	7~12	1,851(272)	○	TX・ 都営大江戸線
八王子1	八王子駅北口	旭町	H7.3.22	1,500	下1	1,000	市	7~10	928(93)	○	JR
港 1	麻布十番	麻布十番1	H7.3.24	1,800	下1	450	区		600(133)	未	都営大江戸線・ 池袋南北線
世田谷1	三軒茶屋北	太子堂2	H7.8.10	220	上6	520	区	7~8	200(38)	○	東急田園都市線
豊島 2	駒込駅北	駒込2	H7.8.15	1,000	下1	850	区	7~9	730(85)	○	JR・ 池袋南北線
台東 3	新浅草第1	浅草1, 西浅草2	H7.11.8	1,200	下1	460	区	15~17	935(203)	○	TX
台東 4	新浅草第2	浅草2, 西浅草3	H7.11.8	960	下1	300	区	15~17	765(255)	○	TX
江東 1	森下駅	森下1, 2	H7.11.24	1,100	下1	570	区	8~11	510(89)	○	都営大江戸線・ 都営新宿線
江東 2	清澄駅	清澄3,白河 1,三好1	H7.11.24	1,200	下1	280	区	8~11	539(193)	○	都営大江戸線
中央 2	月島駅	月島1, 2, 3, 4	H8.1.5	2,200	下1	750	区	8~11	580(77)	○	都営大江戸線・ 池袋有楽町線
中央 3	勝どき駅	勝どき1, 2, 3, 4	H8.1.5	2,100	下1	500	区	8~11	642(128)	○	都営大江戸線
中央 4	築地駅	築地5	H8.1.5	1,400	下1	500	区	8~11	550(110)	○	都営大江戸線
中野 1	東中野駅	東中野3, 4	H8.7.4	1,700	下1	1,030	区	8~10	933(91)	○	都営大江戸線・ JR

名 称		位 置	計画決定 年 月 日	面 積 (㎡)	構造	計画 台数	管 理 者	事業年度	事業費 百万円 (万円/台)	供 用	備 考
番 号	駐車場名										
中野 2	中野坂上駅	中央1, 2	H8. 7. 4	1, 700	下1	1, 130	区	8～10	945(84)	○	都営大江戸線・ 丸の内線
港 2	品川駅東口	港南2	H8. 7. 22	1, 900	下1	1, 000	区	8～12	1, 600(160)	○	J R
足立 2	青井駅	青井3	H9. 1. 10	2, 400	下1	2, 000	区	9～16	1, 040(52)	○	T X
江戸川 4	西葛西駅南	西葛西6	H9. 1. 14	2, 400	下1	2, 000	区	9～11	3, 600(80)	○	丸の内線
江戸川 5	西葛西駅北	西葛西3, 5	H9. 1. 14	2, 600	下1	2, 500	区	9～11		○	
葛飾 1	亀有駅南口公園下	亀有3	H9. 10. 31	2, 000	下1	1, 000	区	9～11	878(88)	○	J R
豊島 3	巣鴨駅北	巣鴨2	H10. 1. 21	450	上機	1, 220	区	12～13	1, 129(93)	○	J R・ 都営三田線
豊島 4	池袋駅東	東池袋1	H10. 1. 21	800	下1	590	区	10～11	550(93)	○	J R
調布 1	飛田給駅北	飛田給1	H10. 2. 26	2, 700	下1	1, 300	市	10～11	896(69)	○	京王線
大田 2	大森町駅	大森西3	H11. 3. 8	300	上2	310	区	25～26	87(28)	事	京急線
大田 3	梅屋敷駅	大森西6	H11. 3. 8	400	上2	480	区	25～26	148(31)	事	京急線
大田 4	京急蒲田駅西口	蒲田4	H11. 3. 8	500	上2	710	区	25～26	146(21)	事	京急線
大田 5	京急蒲田駅東口	南蒲田1	H11. 3. 8	400	上2	540	区	25～26	102(19)	事	京急線
大田 6	雑色駅	仲六郷2, 3	H11. 3. 8	1, 000	上2	1, 390	区	31～32	313(26)	事	京急線
大田 7	糞谷駅	西糞谷4	H11. 3. 8	600	上2	840	区	25～26	99(12)	事	京急線
葛飾 2	お花茶屋駅北口	お花茶屋 1、白鳥2	H11. 8. 4	2, 600	下1	1, 600	区	11～15	2, 098(131)	○	京成線
江東 3	住吉駅	住吉2	H11. 10. 27	1, 700	下1	620	区	12～14	1, 116(180)	○	丸の内線・ 都営新宿線
江戸川 6	瑞江駅南	瑞江2	H12. 3. 1	2, 400	下2	4, 000	区	13～17	3, 400(85)	○	都営新宿線
墨田 2	錦糸町駅南口	江東橋3, 4	H12. 8. 1	1, 200	下1	600	区	13～14	700(120)	○	丸の内線・ J R
杉並 4	高円寺北	高円寺北3	H12. 9. 11	1, 300	上3	2, 500	区	13～15	1, 445(57)	○	J R
品川 1	天王洲アイル駅	東品川2	H12. 11. 20	1, 000	下1	520	区	13～14	665(127)	○	りんかい線
荒川 4	南千住駅東口	南千住4	H12. 12. 20	1, 000	上3下1	1, 500	区	13	424(28)	○	丸の内線 (荒川2廃止)
江戸川 7	一之江駅西	春江町4	H13. 3. 1	3, 000	下1	2, 500	区	14～16	1, 200(48)	○	都営新宿線
大田 8	大岡山駅	北千束1	H13. 3. 5	800	下1	500	区	16～17	470(94)	○	東急目黒線
荒川 5	日暮里駅前	西日暮里2	H13. 12. 10	1, 900	下2	1, 300	区	14～19	1, 207(95)	○	J R
東村山 1	久米川駅北口地下	栄町	H15. 6. 16	1, 900	下1	1, 500	市	17～20	646(43)	○	西武新宿線
江戸川 8	葛西駅地下	中葛西5、 東葛西6	H15. 7. 4	5, 700	下1	9, 400	区	16～20	7, 260(77)	○	丸の内線
葛飾 3	新小岩東北	東新小岩1	H16. 4. 7	1, 100	上2	1, 500	区	16～21	1, 492(99)	○	J R
東村山 2	東村山駅西口地下	野口1	H16. 10. 20	2, 200	下1	1, 500	市	16～20	791(53)	○	西武新宿線
板橋 6	上板橋駅南口	上板橋1, 2	H16. 11. 15	2, 600	下1	1, 500	区			未	東武東上線
江戸川 9	船堀駅地上機械式	船堀4	H17. 3. 30	500	上機	1, 500	区	17～18	384(26)	○	都営新宿線
国分寺 1	国分寺駅北口地下	本町3	H19. 3. 7	2, 600	下1	3, 000	市			未	J R
練馬 2	平和台駅地下	平和台4、 北町6	H22. 3. 31	2, 900	下2	1, 900	区	22～27	2, 239(118)	事	丸の内線
昭島 1	拝島駅南口	松原町4, 5	H24. 5. 22	3, 400	下1	2, 450	市	24～26	1, 467(60)	○	J R・ 西武拝島線
北 4	十条駅西口地下	上十条2	H24. 10. 2	4, 100	下1	1, 200	区			未	J R
中野 3	東中野駅前広場地下	東中野1	H24. 11. 26	400	下1	220	区	25～27	413(187)	○	都営大江戸線・ J R
江東 4	豊洲駅	豊洲2	H24. 12. 27	2, 600	下1	2, 000	区	25～27	2, 267(113)	○	丸の内線・ ゆりかもめ
渋谷 1	渋谷駅東口地下	渋谷2	H26. 6. 16	1, 800	下1	700	区			未	J R・東急東横 線・丸の内副都心線
江戸川10	小岩駅南地下	南小岩6	H26. 10. 24	2, 000	上機	3, 000	区			未	J R
国立 2	国立駅南第1	中1	H27. 4. 7	1, 300	上3	2, 600	市	27～29	1371(53)	事	
合 計	79箇所					103, 060					

※ 供用台数 83,990台

※ ○……供用中 事……事業中 未……事業未着工 廃……廃止

4 特定交通安全施設等整備事業(国庫補助金)

(国土交通省道路局・東京都建設局道路管理部安全施設課施設計画係所管)

※平成22年度より社会資本整備総合交付金に移行

(1) 根 拠

「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に基づき実施する事業（昭和51年度開始）

(2) 採択基準

自転車駐車場

道路上に自転車が多数放置されており通行の安全を阻害されている。または、阻害するおそれのある箇所に自転車駐車場（都市計画自転車駐車場を除く。）を設置することができる。

補助率 1/2（用地費・工事費とも）

(3) 実 績

年 度	補 助 事業者	駐 車 場 名	敷地面積 (㎡)	構 造	収 容 可能台数 (台)	工事費 総 額 (千円)	補 助 基本額 (千円)
平成5年度	練馬区	上石神井駅北第4自転車駐車場	369	地上2階3層	639	371,000	371,000
		石神井南自転車駐車場	765	地上3階3層	890	1,050,600	639,000
平成5～8年度	中央区	浜町公園地下自転車駐車場	415	地上1階1層	300	324,000	296,000
平成9・10年度	なし						
平成11年度	練馬区	江古田駅自転車駐車場	500	地上3階 地下1階 4層	880	196,560	186,000
平成12年度	練馬区	江古田駅第二自転車駐車場	313	地上1階1層	178	214,252	156,000
平成13年度	中央区	八丁堀駅自転車駐車場	381	地上1階1層	128	11,970	10,000
	町田市	原町田四丁目自転車駐車場	362	地上2階 地下1階 3層	656	259,247	259,000
平成14～16年度	なし						
平成17年度	三鷹市	すずかけ自転車駐車場	664	立体機械式 地上1階 地下10層	1,700	809,375	732,000
平成17・18年度	練馬区	大泉学園駅北第三自転車駐車場	850	地上3階	1,524	682,144	632,000
平成19年度	足立区	見沼代親水公園駅自転車駐車場	1,035	ラック式	791	293,266	217,000
平成19年度	足立区	谷在家駅東自転車駐車場	227	ラック式	152	172,758	51,000
平成19年度	足立区	西新井大師西駅第3自転車駐車場	57	ラック式	40	12,692	1,700
平成19年度	足立区	高野駅東自転車駐車場	180	ラック式	206	66,348	43,000
平成19年度	足立区	扇大橋駅東自転車駐車場	428	ラック式	263	382,059	131,300
平成20年度	なし						
平成21年度	目黒区	都立大学駅呑川柿の木坂支流駐輪場 (仮)	660	ラック式	140	24,675	10,000
平成21年度	港区	こうなん星の公園自転車駐車場	625	立体機械式 地下12層	1,020	753,500	460,000
平成21年度	大田区	石川台駅前自転車駐車場	142	地上2階 地下1階	250	233,500	204,000
平成21年度	練馬区	練馬春日町駅自転車駐車場	1,509	ラック式	1,004	824,118	812,000
平成21年度	立川市	立川駅南口第一タワー有料自転車駐車場	285	立体機械式 地上14層	794	378,774	366,000
平成21年度	立川市	立川駅南口第二タワー有料自転車駐車場	218	立体機械式 地上13層	414	207,327	202,000
合計		20か所	9,985		11,969	7,268,165	5,779,000

5 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業等) (国土交通省都市局、東京都都市整備局市街地整備部企画課補助係補助担当所管)

(1) 根 拠

法 律 都市再生特別措置法第47条
要 綱 社会資本整備総合交付金交付要綱

(2) 要 件

- ① 交付対象は、区市町村。
- ② 区市町村が作成する都市再生特別措置法に基づく都市再生整備計画に自転車駐車が位置付けられており、また都市再生整備計画が国土交通大臣の採択を得ていること。
- ③ 自転車駐車の施設の整備に要する費用（区市町村が取得する場合に限り、購入費を含む。）
- ④ 交付金は、交付対象事業費の約40%。なお、交付金を整備計画に位置付けられたどの事業にどれだけ充当するかは区市町村の自由裁量となる。

(3) 実 績

年 度	補 助 事業者	駐 車 場 名	敷地面積 (㎡)	構 造	収納可 能台数 (台)	工事費 総 額 (千円)	補 助 基本額 (千円)
平成16年度	北区	音無親水公園自転車駐車場	100.00	地上1階1層	104	10,080	6,880
平成17年度	大田区	大岡山自転車駐車場	800.00	地下1階	500	387,846	274,139
平成18年度	目黒区	自由が丘駅南口駐輪場	175.00	機械式地下立体	288	175,823	175,823
平成18年度	稲城市	南多摩駅西自転車等駐車場	397.00	地上1階1層	400	4,182	3,000
平成19年度	足立区	足立小台駅自転車駐輪場	332.31	地上1階1層	123	30,762	5,000
平成19年度	江戸川区	篠崎駅西駐輪場	3,559.00	地下2階	2800	2,278,500	2,278,500
平成20年度	目黒区	池尻大橋駅北口駐輪場	635.60	地上1階	390	64,547	63,753
平成20年度	八王子市	八王子駅南口自転車駐車場	200.00	地下タワー型4基	816	350,000	350,000
平成20年度	調布市	国領北自転車駐車場	272.00	地上1階1層	196	39,564	39,500
平成20年度	東村山市	東村山駅西口地下自転車駐車場	2,146.36	地下1階	1500	756,513	720,500
平成21年度	目黒区	池尻大橋駅東口駐輪場	486.25	地下自走式	231	46,647	39,375
平成21年度	北区	尾久駅前自転車駐車場	412.00	地上2階	565	124,950	84,485
平成21年度	江戸川区	瑞江駅北駐輪場	775.00	鉄骨造2階2層	1200	111,596	100,000
平成22年度	北区	新田端大橋中央自転車駐車場	1,308.00	地上2階	1004	89,901	56,450
平成23年度	墨田区	押上駅前自転車駐車場	3,080.36	鉄骨造地上2階	2620	924,951	924,951
平成23年度	練馬区	石神井南自転車駐車場	133.74	地上1階	116	64,117	45,910
平成25年度	練馬区	練馬駅北地下自転車駐車場	1,088.75	地下1階	700	150,045	146,000
平成26年度	江東区	豊洲駅地下自転車駐車場	2,600.00	地下1階	2000	1,403,865	1,362,362
平成26年度	練馬区	東大泉自転車駐車場	808.32	地下1階	440	142,116	103,000
平成26年度	練馬区	大泉学園駅北第四自転車駐車場	345.47	地上3階地下1階	500	397,736	385,000
			19,655.16		16,493	7,553,741	7,164,628

5 社会資本整備総合交付金(道路事業(防災・安全交付金)) (国土交通省道路局・東京都建設局道路管理部安全施設課施設計画係所管)

※平成22年度より特定交通安全施設等整備事業から移行

※平成24年度補正予算より、社会資本整備総合交付金内「防災・安全交付金」による交付金事業

(1) 根 拠

法律：「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」

要綱：「社会資本整備総合交付金交付要綱」（平成22年度開始）

(2) 採択基準

「特定交通安全施設等整備事業」の採択基準に準ずるものとする。

道路上に自転車が多数放置されており通行の安全を阻害されている。または、阻害するおそれのある箇所に自転車駐車場（都市計画自転車駐車場を除く。）を設置することができる。

補助率 5.5/10（用地費・工事費とも）

(3) 実 績

年 度	補 助 事業者	駐 車 場 名	敷地 面積 (㎡)	構 造	収 容 可能台数 (台)	工事費 総 額 (千円)	補 助 基本額 (千円)
平成22・23年度							
平成24年度	青梅市	東青梅駅北口自転車等駐車場	497	平置き・ ラック併用	原付73 自転車372	83,611.5	80,000
	台東区	御徒町南口駅前広場自転車駐車場	916	平置き	自転車200	90,569	70,000
	足立区	高野駅西自転車駐車場	446.85	平置き・ ラック併用	原付 5 自転車155	工事費 45,453,450 用地費 57,898,000	24,000
平成26年度	三鷹市	三鷹台第4駐輪場	484.83	平置き	自転車347	用地費 154,930 (281.69㎡)	用地費 134,000 (249.54㎡)
	国分寺市	国分寺駅北口地下自転車駐車場 (事業1年目)	約2780	地下自走式	自転車3000	設計費 15,422	設計費 13,400

6 特別区都市計画交付金(都支出金)

(東京都総務局行政部区政課財政担当所管)

(1) 対象等

特別区の都市計画事業に要する一般財源(起債財源を含む)のおおむね25%を交付する。
(昭和56年度発足)

(2) 自転車駐車場(道路附属物)交付実績

(単位：千円)

年度	区名	駐車場名	交付対象経費	交付金額
平成8年度	中央	月島駅駐輪場	22,557	2,257
		勝どき駅駐輪場	22,660	2,060
		築地駅駐輪場	27,192	2,492
	台東	元浅草駅駐輪場	2,472	372
	墨田	錦糸町駅北口駐輪場	543,840	42,140
	江東	森下駅駐輪場	85,490	6,690
		清澄駅駐輪場	20,600	1,900
	中野	東中野駅駐輪場	52,210	7,910
		中野坂上駅駐輪場	52,210	7,910
	杉並	新高円寺駐輪場	9,600	1,500
		井荻駐輪場	19,081	2,181
豊島	駒込駅北駐輪場	400,083	44,483	
江戸川	西葛西駅駐輪場	123,000	18,500	
平成9年度	中央	月島駅駐輪場	139,812	15,512
		勝どき駅駐輪場	78,620	8,720
		築地駅駐輪場	145,668	16,468
	台東	元浅草駅駐輪場	541	141
	江東	森下駅駐輪場	95,047	10,347
		清澄駅駐輪場	46,522	6,722
	中野	東中野駅駐輪場	568,515	61,615
		中野坂上駅駐輪場	711,678	77,178
	杉並	新高円寺駐輪場	89,389	11,789
		井荻駐輪場	170,000	21,900
	豊島	駒込駅北駐輪場	39,270	5,570
足立	青井駅駐輪場	102,829	16,629	
葛飾	亀有駅南口公園下駐輪場	10,099	2,099	
江戸川	西葛西駅駐輪場	568,793	67,293	
平成10年度	中央	月島駅駐輪場	186,209	24,309
		勝どき駅駐輪場	253,118	32,818
		築地駅駐輪場	156,179	20,479
	台東	元浅草駅駐輪場	27,720	4,020
	江東	森下駅駐輪場	105,533	14,133
		清澄駅駐輪場	218,183	28,083
	中野	東中野駅駐輪場	409,153	53,453
		中野坂上駅駐輪場	276,019	35,819
	杉並	新高円寺駐輪場	1,331	331
	豊島	池袋駅東駐輪場	225,430	53,530
	葛飾	亀有駅南口公園下駐輪場	238,384	32,884
江戸川	西葛西駅駐輪場	1,081,000	186,900	
平成11年度	中央	月島駅駐輪場	293,308	32,408
		勝どき駅駐輪場	344,638	38,138
		築地駅駐輪場	283,155	31,355
	台東	元浅草駅駐輪場	100,000	10,100

年度	区名	駐 車 場 名	交付対象経費	交付金額
平成11年度	江 東	森下駅駐輪場	311,998	37,798
		清澄駅駐輪場	365,574	43,974
	豊 島	池袋駅東駐輪場	236,590	47,790
	葛 飾	亀有駅南口公園下駐輪場	548,550	90,550
	江戸川	西葛西駅駐輪場	2,074,826	341,094
平成12年度	台 東	元浅草駐輪場	301,510	43,510
	江 東	住吉駅駐輪場	26,321	6,221
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	69,825	16,325
平成13年度	墨 田	錦糸町駅南口駐輪場	160,000	35,500
	江 東	住吉駅駐輪場	439,413	65,513
	品 川	天王洲アイル駅駐輪場	398,794	64,694
	足 立	青井駅駐輪場	185,000	27,500
	葛 飾	お花茶屋駅北口駐輪場	305,900	49,000
		江戸川	瑞江駅南駐輪場	435,400
		一之江駅西駐輪場	38,850	9,750
平成14年度	墨 田	錦糸町駅南口駐輪場	329,500	66,100
	江 東	住吉駅駐輪場	275,383	50,783
	品 川	天王洲アイル駅駐輪場	306,182	80,382
	足 立	青井駅駐輪場	216,300	42,300
	葛 飾	お花茶屋駅北口駐輪場	544,285	137,885
		江戸川	瑞江駅南駐輪場	404,216
		一之江駅西駐輪場	76,881	15,481
平成15年度	台 東	新浅草駅駐輪場	166,450	35,550
	足 立	青井駅駐輪場	534,407	136,307
		瑞江駅南駐輪場	746,400	205,300
	江戸川	一之江駅西駐輪場	687,330	180,430
葛西駅駐輪場		84,000	29,400	
平成16年度	台 東	新浅草駅駐輪場	480,000	95,800
	大 田	大岡山駅駐輪場	116,310	37,210
	荒 川	日暮里駅前駐輪場	20,000	3,500
	葛 飾	新小岩東北駐輪場	12,628	4,428
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	622,732	158,532
		一之江駅西駐輪場	785,178	201,378
葛西駅駐輪場		286,205	100,205	
平成17年度	台 東	新浅草駅駐輪場	1,034,017	265,817
	大 田	大岡山駅駐輪場	271,536	61,836
	荒 川	日暮里駅駐輪場	4,458	738
	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	36,410	11,810
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	633,538	184,338
		葛西駅駐輪場	1,517,340	405,040
平成18年度	荒 川	日暮里駅駐輪場	355,641	35,066
	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	25,488	5,188
	江戸川	葛西駅駐輪場	2,374,750	285,750
平成19年度	荒 川	日暮里駅駐輪場	846,741	112,271
	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	763,484	185,184
	江戸川	葛西駅駐輪場	2,430,249	503,649
平成20年度	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	318,414	76,614
	江戸川	葛西駅駐輪場	274,271	66,071
平成21年度	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	276,445	71,045

年度	区名	駐 車 場 名	交付対象経費	交付金額
平成22年度	練 馬	平和台駅地下自転車駐車場	24,785	8,685
平成23年度	なし			
平成24年度	練 馬	平和台駅地下自転車駐車場	379,220	131,220
平成25年度	江 東	豊洲駅自転車駐車場	1,007,518	208,536
	中 野	東中野駅前広場地下自転車駐車場	113,000	19,800
	練 馬	平和台駅地下自転車駐車場	266,050	56,067
平成26年度	江 東	豊洲駅自転車駐車場	2,136,073	444,583
	中 野	東中野駅前広場地下自転車駐車場	95,042	16,621
	練 馬	平和台駅地下自転車駐車場	745,112	259,812
計				7,103,885

<参考> 特別区財政調整交付金

(東京都総務局行政部区政課都区財政調整担当所管)

1 根 拠

法律 地方自治法第282条

条例 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例

2 趣 旨

都は、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、都が課税・徴収している市町村税のうち、固定資産税、市町村民税法人分及び特別土地保有税の三税の一定割合を交付金として特別区に対して交付する。

3 交付額(普通交付金)

基準財政需要額－基準財政収入額＝普通交付金

(基準財政収入額が基準財政需要額を超えるときは不交付)

基準財政需要額の中に、自転車駐車場に関する経費を算定している。

4 自転車に関する事項の基準財政需要額への算定額

	算 定 内 容	算 定 額		
		24年度	25年度	26年度
経常的経費	自転車駐車場の維持・管理(当該年度分)	2,270,018 (101.5)	1,116,748 (49.2)	1,188,275 (106.4)
	放置自転車対策(当該年度分)	1,569,129 (99.9)	2,409,865 (153.6)	2,430,715 (100.9)
投資的経費	自転車駐車場の整備(前年度実績)	505,026 (74.1)	549,165 (108.7)	808,537 (147.2)

[上段:需要額ベース、千円 下段:対前年比、%]

7 市町村土木費補助事業(都支出金) (建設局道路管理部安全施設課施設設計画係所管)

(1) 対象等

自転車駐車場補助率 二分の一 ※ただし、補助の対象は 事業費の二十五%とする。	一. 自転車を無秩序に放置してあるため、道路通行に支障を来している箇所、特に駅周辺、公共施設付近を対象とする。 なお、原則として道路敷地内および道路敷に接する区間 二. 用地を確保するために買収する場合は、原則として多額の用地費を要しないもの 三. 施設は状況に応じて次にあげるものを設置する。 (1)金網柵等 (2)簡易な舗装 (3)置台 (サイクルパーク、サイクルラック等) (4)マーキング (5)表示版 (6)照明 (7)その他、自転車駐車場として必要な施設
--	--

東京都土木費補助（交通安全施設等整備事業）採択基準より（平成11年度補助率見直し）

(2) 採択基準

前年度の6月頃までに所管課へ所定の手続を行う。

(3) 実績

年 度	市町村数	箇所数	規 模		事業費 (千円)	補助金 (千円)	設 置 場 所
			面 積 (㎡)	台 数 (台)			
昭和48年度	5	7	1,897	1,320	33,132	16,297.5	小平市（一ツ橋学園駅前、鷹の台駅前）、東大和市（青梅橋駅前）、東久留米市（東久留米駅前）、田無市（田無駅前）、府中市（東府中駅前、府中駅前）
昭和49年度	4	6	2,303	1,092	12,092	6,042.5	小平市（鷹の台駅前、新小平駅前、花小金井駅前）、府中市（分倍河原駅前）、三鷹市（三鷹台駅前）、多摩市（聖蹟桜ヶ丘駅前）
昭和50年度	5	5	1,348	798	6,316	3,158.0	立川市（立川駅前）、府中市（武蔵野台駅前）、小平市（小平駅前）、東大和市（青梅橋駅前）、東久留米市（東久留米駅前）
昭和51年度	7	9	2,106	1,564	12,745	6,372.5	秋川市（西秋留駅前）、日野市（豊田駅前）、立川市（立川駅前）、府中市（中河原駅前3ヶ所）、調布市（西調布駅前）、小平市（小川駅前）、東久留米市（東久留米駅前）
昭和52年度	5	8	2,843	2,506	15,290	7,645.0	青梅市（河辺駅前）、多摩市（聖蹟桜ヶ丘駅前2ヶ所）、府中市（武蔵野台駅前、北多摩駅前、多磨墓地駅前）、小平市（一ツ橋学園駅前）、国分寺市（西国分寺駅前）
昭和53年度	1	1	178	150	2,000	1,000.0	五日市町
昭和54～58年度	0	0	0	0	0	0.0	要望なし
昭和59年度	1	1	854	700	10,000	1,250.0	新島村（羽伏浦）
計	28	37	11,529	8,130	91,575	41,765.5	

※ 60年度以降実績なし

8 (一財)日本自転車普及協会による自転車駐車場設置事業

本会が実施する自転車駐車場設置事業の要点は、下記のとおりである。

記

- 1 設置要望申請の資格
地方自治体で、設置対象駅の周辺に現在、概ね300台以上の放置自転車がある〔または将来にわたり見込まれる〕こと。
- 2 設置要望申請の方法
自転車駐車場の設置要望については、次に定める書類を添えて本会まで申請するものとする。
 - (1) 自転車駐車場の設置に関する要望書
 - (2) 設置予定地の登記簿謄本および地積図、借地の場合は、この他に土地の使用貸借契約書
 - (3) 設置予定の自転車駐車場の配置図、平面図（各階別）及び立面図（2方向以上）
 - (4) 工事工程表
 - (5) 関連法規等抜粋の写 —— 自転車関連条例、入札執行規則、都市計画法等
 - (6) その他の関係書類（建設予定地周辺の放置状況写真、放置状況調書ほか）
- 3 自転車駐車場の設置の条件
 - (1) 自転車駐車場設置のため確保された用地は、8年以上使用可能であり、建物を建てることについて関係機関（地域住民を含む）と合意されていること。
 - (2) 自転車駐車場の収容台数は300台以上の規模とする。
 - (3) 建設事業主体は本会とする。但し、駐車場建設に関する業務については本会から当該自治体に委託（一部）して実施する。
- 4 自転車駐車場建設費の本会負担額
 - (1) 駐車場建設費の本会負担額は原則的に総事業費の2分の1とし、収容台数に応じ下記の限度額を設ける。
 - (2) 収容台数が300台以上600台未満の駐車場にあたっては、2,000万円を限度として建設費の2分の1に相当する金額
 - (3) 収容台数が600台以上1,000台未満の駐車場にあたっては、3,000万円を限度として建設費の2分の1に相当する金額
 - (4) 収容台数が1,000台以上1,500台未満の駐車場にあたっては、4,000万円を限度として建設費の2分の1に相当する金額
 - (5) 収容台数が1,500台以上の駐車場にあたっては、5,000万円を限度として建設費の2分の1に相当する金額
 - (6) 本会負担額を上回る費用については全て当該自治体の負担とする。
 - (7) 建設費には土地買収費や整地造園・モニュメント等装飾的構築物等に要する費用を含まない。
- 5 自転車駐車場の引渡し及び貸与、譲渡
自転車駐車場は、「使用貸借契約」締結後、6年間無償で当該自治体に貸与し、貸与期間満了後は無償で当該自治体に譲渡する。
- 6 自転車駐車場の管理
貸与された自転車駐車場の管理は当該自治体が行うものとし、維持管理費は当該自治体の負担とする。
- 7 設置要望の受付期間
平成28年度設置要望の受付は行っていません。
- 8 その他
添付資料の準備等に伴う「要望書」提出期限の猶予等本会との調整事項、その他不明の点については下記まで問い合わせること。
- 9 問い合わせ先
〒141-0021 東京都品川区上大崎3丁目3番1号 自転車総合ビル
一般財団法人 日本自転車普及協会 事業課
TEL 03-4334-7952
FAX 03-4334-7957

自転車駐車場年度別設置状況(東京都内)

平成27年11月末現在

年 度	区市町村名	設 置 場 所 名	収納台数 (台)	備 考
昭和47年度	江戸川区	J R 総武線小岩駅高架下	434	
昭和49年度	足立区	J R 常磐線綾瀬駅高架下	1,424	
		東武線竹ノ塚駅前	1,138	
	町田市	東急田園都市線つくしの駅前	85	
		〃 すすかけ台駅前	149	
昭和50年度	八王子市	J R 中央線西八王子駅前	508	
	※世田谷区	世田谷区北烏山団地 A	96	東京都住宅供給公社を通じて 団地に設置
		〃 B	48	
昭和53年度	小金井市	J R 中央線武蔵小金井駅前	114	
昭和54年度	練馬区	西武池袋線大泉学園駅北口	565	
昭和55年度	小平市	西武新宿線小平駅前	292	
昭和57年度	小金井市	J R 中央線武蔵小金井駅前	629	
昭和58年度	葛飾区	京成本線京成高砂駅前	363	
	世田谷区	東急新玉川線駒沢大学駅前	541	
昭和59年度	調布市	京王相模原線京王多摩川駅前	417	
昭和62年度	杉並区	西武新宿線下井草駅前	467	
平成5年度	練馬区	西武池袋線石神井公園駅前	1,289	
平成10年度	東村山市	J R 武蔵野線新秋津駅前	1,104	
		西武池袋線秋津駅前	1,051	
平成11年度	昭島市	J R 青梅線中神駅前	459	
合 計	6区・7市 1公社	20箇所	11,173	

9 (公財)自転車駐車場整備センターによる自転車駐車場設置事業

公益財団法人自転車駐車場整備センター（以下「センター」という。）は、昭和54年4月16日建設大臣の許可を受けて財団法人として設立され、その後、公益法人改革により、内閣総理大臣の認定を受け平成25年4月1日から公益財団法人となりました。この間、地方公共団体等の要望にこたえ、平成26年度末までに1,222か所の自転車駐車場を建設するとともに、自転車駐車場の管理運営を行っている。以下がセンターの主な事業である。

1 自転車駐車場等の建設事業

センターは、地方公共団体又は鉄道事業者等からの要望を受けて、自転車駐車場及びミニバイク駐車場等の建設を行っている。駐車場の用地は要望者から提供してもらう（借地も可）。なお、建設事業は補助金等の種別及び有無により次の三つに大別される。

(1) 補助事業

(公財)JK Aの補助金の交付を受けて、主に三大都市圏（首都・近畿・中部）内の鉄道駅周辺において、主として通勤通学用の自転車の放置が概ね500台程度以上ある箇所自転車駐車場を建設する事業

(2) 助成事業

(一財)日本宝くじ協会の助成金の交付を受けて、主としてミニバイク（50cc以下）用の駐車場を建設する事業。箇所等については、当面、(1)に準ずる。

(3) 単独事業

整備が緊急を要する場合、(1)、(2)の事業を補完する場合等において、上記(1)の補助金、(2)の助成金の交付を受けずに、自転車駐車場又はミニバイク用の駐車場を建設する事業。

前記事業を実施する場合にあっては、国の交付金等が利用できる場合がある。また、(株)日本政策投資銀行から低利の資金の貸付を受けて実施することもある。

(申込みについて)

センター事業による自転車駐車場等の整備を希望する場合は、(1)の補助事業及び(2)の宝くじ事業については前年度の8月末までに、所定の要望書をセンターに提出すること（毎年5月、センターから案内文書を送付）。(3)の単独事業については特に申込み期限はないが、できるだけ前年度の2月末までに申し出ること。

なお、(1)及び(2)の事業については、補助金等の枠などの関係で要望どおり実施できない場合もある。

(負担金について)

地方公共団体が設置を希望する場合には、当該団体は事業費の一部を負担することとなるが、その負担額は、施設の規模、構造、グレード、立地条件、駐車料金、管理運営の方法等によって異なるので、当該団体との協議によって定めることとなっている。

2 自転車駐車場の直営及び貸与事業

センターが建設した自転車駐車場及びミニバイク駐車場は、センターが一定期間直接管理運営（直営）するか、或いは当該設置要望者に有償で貸与する。

(1) 直営について

地方公共団体からの要望により設置した駐車場で補助事業により建設したものはすべてセンターの直営に助成事業と単独事業により建設したものは原則としてセンターの直営とする。直営の期間は当該施設を地方公共団体等に譲渡するまでの期間で施設の構造等によって異なる。概ね15年ないし30年の期間を予定している。

なお、利用料金及び管理運営方式については当該地方公共団体とあらかじめ協議する。

(2) 貸与について

鉄道事業者等からの要望により建設した自転車駐車場等は、原則として当該鉄道事業者等に有償貸与する。貸与の期間は、当該施設を鉄道事業者等に譲渡するまでの期間で施設の構造等によって異なるが、概ね10年である。

なお、貸与の金額は、所定の係数によって算出されるが、補助金等が導入されているので、一般のリース料金に比べかなり低廉な金額となっている。

(3) 施設の譲渡について

運営の施設については、直営期間の終了後、当該施設の事業費の一部を負担した地方公共団体に、また、貸与施設については貸与期間終了後、貸与を受けた者に無償で譲渡される。

3 調査研究

センターは公益法人として、自転車駐車場改善に関する研究及び自転車駐車場整備に関する調査研究指導を行っている。地方公共団体からの申し出があれば、自転車駐車場整備の地域プラン等の作成について協力する。

4 公営自転車駐車場の管理受託業務等

センターは、公益法人として、地方公共団体が実施する放置自転車解消のための各種施策に協力するため、地方公共団体からの委託を受けて次のような事業を行っている。

(1) 公営自転車駐車場の管理受託業務等

センターは、現在649か所の自転車駐車場を直営で管理運営しているが、そこでの経験とノウハウを活かし、地方公共団体が設置した自転車駐車場の管理運営を当該地方公共団体の委託を受けて行っている。現在、その数は2市、9か所である。また、平成15年9月に公の施設の管理について指定管理者制度が導入されたところであるが、現在、7市2特別区128か所において指定管理者の指定を受けている。利用申し込みの受け付けから、利用料金の徴収と納入、自転車駐車場の整理整頓などの業務を行っている。

(2) 駅周辺放置自転車の保管返還業務

地方公共団体から委託を受けて駅周辺に放置された自転車の保管及び返還などの業務を行っている。現在5市から委託を受けている。

5 広報

また、地方公共団体と協力して、放置自転車解消のためのクリーンキャンペーン及び自転車等駐車場利用促進等の広報活動を行っている。

6 撤去自転車の海外供与

センターは、地方公共団体が、撤去・保管している自転車で引き取り手のないものについて、無償譲渡を受け、これを海外の発展途上国に無償で供与する事業を行っている。

以上、詳細につきましては、下記にお問い合わせください。

公益財団法人自転車駐車場整備センター
 本部 東京都中央区日本橋本石町4-6-7
 TEL 03-6262-5320

自転車駐車場設置状況(東京都地域分)

平成27年11月19日現在

年 度	区市町村名	設 置 場 所	構 造	収納台数 (台)
昭和56年度	町田市	小田急玉川学園前	立体自走式	671
昭和57年度	八王子市	J R 西八王子駅北口第一	〃	1,599
	〃	〃 北口第二	平面式	105
	練馬区	赤塚光が丘団地内	〃	300
	町田市	J R 町田駅森野第二	〃	368
	武蔵野市	J R 吉祥寺駅御殿山	立体自走式	965
昭和58年度	調布市	京王調布駅南口第一	〃	1,529
	〃	〃 南口第二、三	平面式	217
	町田市	J R 町田駅森野第一	立体自走式	1,916
	〃	〃 森野第一バイク	平面式	520
	〃	〃 南口バイク	〃	480
	大田区	J R 大森駅東口	立体自走式	1,067
	府中市	京王武蔵野台駅	〃	650
日野市	京王高幡不動駅前	平面式	262	

年 度	区市町村名	設 置 場 所	構 造	収納台数 (台)
昭和59年度	八王子市	J R 高尾駅前	平面式	515
	〃	J R 西八王子駅南	〃	190
	町田市	J R 町田駅森野第二バイク	〃	158
	〃	〃 森野第一バイク (増設)	〃	116
	足立区	東武竹の塚駅東A棟	立体自走式	1,636
	〃	〃 東B棟	〃	1,345
	〃	〃 西、南	平面式	1,379
	八王子市	京王長沼駅前	〃	153
	立川市	J R 立川駅前	〃	1,584
	武蔵野市	J R 吉祥寺駅御殿山バイク	〃	260
	〃	J R 三鷹駅北口	立体自走式	785
	府中市	J R 府中本町駅	〃	848
昭和60年度	多摩市	京王聖蹟桜ヶ丘駅	〃	1,070
	府中市	京王中河原駅北	〃	900
	〃	〃 東	〃	626
	〃	〃 西一、二	平面式	540
	大田区	J R 蒲田駅南	立体自走式	1,130
	〃	J R 蒲田駅御園	平面式	188
	品川区	J R 大森駅	〃	116
	〃	J R 西大井駅	立体自走式	500
昭和61年度	日野市	J R 豊田駅前	平面式	452
	大田区	J R 蒲田駅東	立体自走式	484
	調布市	京王調布駅北口	〃	1,315
昭和62年度	日野市	京王平山城福祉公園駅	平面式	301
	府中市	京王分倍河原駅北	立体自走式	791
昭和63年度	日野市	J R 豊田駅北口第二	平面式	209
	調布市	京王つつじヶ丘駅バイク	〃	97
	品川区	東急荏原町駅	立体自走式	504
	町田市	J R 町田駅森野第一バイク	〃	1,000
平成元年度	日野市	J R 豊田駅第五	平面式	263
	調布市	京王調布駅北口 (増設)	〃	190
	大田区	J R 蒲田駅生活センター横	立体自走式	311
	〃	〃 東口環八脇	〃	1,014
	田無市	西武田無駅	〃	2,157
	府中市	京王多磨霊園駅	〃	1,367
平成2年度	大田区	東急池上駅	〃	671
	品川区	J R 大井駅バイク	〃	525
	町田市	J R 町田駅森野第三	平面式	568
平成3年度	青梅市	J R 青梅駅	立体自走式	1,300
	〃	〃 南バイク	平面式	127
	三鷹市	J R 三鷹駅南口	立体自走式	654
	八王子市	京王北野駅西	平面式	711
	田無市	西武田無駅南	立体自走式	2,279
平成4年度	品川区	京浜急行青物横丁駅	平面式	430
	八王子市	J R 八王子駅北口旭町バイク	〃	507
	〃	〃 南口子安町	〃	1,412

年 度	区市町村名	設 置 場 所	構 造	収納台数 (台)
平成4年度	八王子市	八王子駅 南口	平面式	335
	〃	〃 北口旭町	立体自走式	2,606
	〃	〃 北口東	〃	1,100
	〃	京王北野駅東	〃	1,763
	府中市	京王府中駅東	〃	1,040
平成5年度	八王子市	京王南大沢駅第一	平面式	470
	〃	〃 第二	立体自走式	631
	〃	〃 第三	〃	512
	〃	〃 第四	平面式	532
	〃	J R 高尾駅北口	〃	662
	〃	J R 八王子駅南口第二	〃	373
	武蔵野市	J R 吉祥寺駅南口	立体自走式	1,364
	〃	〃 御殿山	〃	1,211
	品川区	京浜急行立会川駅	平面式	431
	小平市	西武花小金井駅南	立体自走式	2,104
	府中市	京王府中駅東バイク	平面式	93
	立川市	J R 立川駅北口 (増設)	〃	90
	平成6年度	武蔵野市	J R 吉祥寺駅本町二丁目	立体自走式
小平市		西武花小金井駅北	平面式	2,014
〃		〃 東一、二	〃	604
〃		〃 東三	〃	398
八王子市		京王堀之内駅	〃	1,540
〃		〃 南	〃	324
〃		J R 高尾駅北口 (増設)	〃	44
〃		J R 西八王子駅北口西	立体自走式	963
平成7年度	小平市	西武小平駅北	平面式	1,538
	〃	〃 東	〃	961
	〃	西武鷹の台駅南	〃	998
	田無市	西武田無駅北口第二	立体自走式	999
	新宿区	J R 新大久保駅	平面式	500
	武蔵野市	J R 吉祥寺駅西三条通り第二	〃	273
	小平市	西武花小金井駅北口駅前	〃	480
	府中市	J R 北府中駅	立体自走式	1,250
平成8年度	新宿区	J R 大久保駅北	平面式	156
	多摩市	京王永山駅 (複合施設)	立体自走式	1,733
	〃	〃 高架下	〃	1,190
	〃	〃 プラザバイク	平面式	90
	〃	京王多摩センター駅暫定施設	〃	500
	〃	〃 東	立体自走式	1,425
	〃	京王多摩センター駅西	立地自走式	1,957
	八王子市	J R 高尾駅南口	立地自走式	1,109
	〃	J R 西八王子駅南	平面式	600
平成9年度	多摩市	京王多摩センター駅多摩そごう	〃	544
	〃	〃 東 (増設)	立体自走式	103
	八王子市	J R 高尾駅南口ミニバイク	平面式	195
	〃	〃 北口第二	〃	491

年 度	区市町村名	設 置 場 所	構 造	収納台数 (台)
平成9年度	八王子市	J R 片倉駅北口	立体自走式	1,115
	〃	〃 ミニバイク	平面式	230
	町田市	京王多摩境駅南側	立体自走式	603
	〃	小田急町田駅	〃	927
	福生市	J R 福生駅東口第一	平面式	1,105
	〃	〃 東口第二	〃	1,220
	〃	〃 西口	〃	518
	〃	J R 牛浜駅東	〃	590
	〃	〃 西	〃	558
	〃	J R 拝島駅北口	立体自走式	386
〃	J R 熊川駅東	平面式	80	
平成10年度	八王子市	J R 八王子駅南口	〃	809
	〃	〃 北口	立体自走式	1,080
	〃	〃 〃 南	〃	2,012
	〃	〃 〃 中央	〃	298
	〃	〃 〃 東	〃	477
	日野市	J R 豊田駅北第五	平面式	403
平成11年度	八王子市	J R 八王子駅北口東	立体自走式	1,382
	〃	〃 旭町バイク	〃	1,385
	武蔵野市	J R 吉祥寺駅吉祥寺大通り東	〃	700
	保谷市	西武保谷駅北口バイク	平面式	290
	〃	西武ひばりが丘駅北口	〃	1,200
	〃	〃 北口第二	立体自走式	300
	〃	〃 南口第一	平面式	1,528
	〃	〃 南口第二	〃	300
	稲城市	京王若葉台駅前	立体自走式	428
	日野市	京王高幡不動駅前	平面式	168
	〃	京王高幡不動駅南第二	〃	246
	〃	〃 南第三	〃	90
	〃	〃 北第五	〃	426
	町田市	J R 成瀬駅南口	立体自走式	559
平成12年度	江東区	亀戸駅北口第1	平面式	149
	〃	〃 北口第2	〃	175
	〃	〃 北口第3	〃	425
	〃	〃 東口第1	立体自走式	1,047
	品川区	J R 大森駅水神口	平面式	245
	練馬区	西武練馬駅東	〃	945
	〃	西武練馬駅西	立体自走式	846
	〃	西武桜台駅東	平面式	163
	〃	〃 西	立体自走式	498
	青梅市	J R 河辺駅北口	〃	2,593
	〃	〃 南口	平面式	899
	保谷市	西武保谷駅北口あらやしき	立体自走式	2,544
	〃	〃 北口第2	〃	2,423
	〃	西武東伏見駅北口第1	〃	377
〃	〃 北口第2	〃	415	

年 度	区市町村名	設 置 場 所	構 造	収納台数 (台)
平成12年度	保谷市	西武東伏見駅 南口第1	〃	920
	〃	〃 南口第2	〃	107
	田無市	西武田無駅北口第3	〃	437
	清瀬市	西武清瀬駅南口	立体自走式	860
	日野市	J R 日野駅北	〃	986
	〃	〃 北バイク	平面式	155
	〃	〃 東3	〃	110
平成13年度	江東区	J R 亀戸駅東口第2	〃	350
	〃	〃 東 (増設)	立体自走式	678
	〃	〃 北3 (増設)	平面式	245
	〃	森下駅第1	〃	69
	〃	〃 第2	〃	15
	大田区	J R 蒲田駅西口御園 (増設)	〃	159
	調布市	京王多摩川駅	立体自走式	608
	町田市	京王多摩境駅北	平面式	254
	小平市	西武小平駅北第1	〃	609
	日野市	J R 豊田駅北第6	〃	403
	〃	J R 日野駅東2	〃	228
	〃	高幡不動南第4	〃	171
	西東京市	西武東伏見駅北口第1 B	〃	96
	〃	西武柳沢駅北口第1	立体自走式	1,257
	〃	〃 北口第1-2	平面式	217
	〃	〃 北口第2	〃	243
	練馬区	富士見台駅東	〃	501
	〃	〃 西	〃	384
	〃	中村橋駅西	〃	1,508
平成14年度	〃	練馬駅西 (増設)	〃	427
	港区	品川駅高輪口	立体自走式	489
	江東区	東大島駅	平面式	700
	〃	〃 前	〃	330
	〃	西大島駅	立体自走式	590
	〃	〃 第2	平面式	54
	〃	越中島駅	〃	300
	町田市	多摩境駅北 (増設)	〃	273
	〃	町田駅森野第3バイク	〃	60
	〃	つくし野駅	立体自走式	430
	福生市	拝島駅南口 (臨時)	平面式	168
	西東京市	西武柳沢駅南口臨時	〃	236
	〃	ひばりヶ丘駅南口谷戸	〃	500
	八王子市	西八王子駅南口第1 (改築)	〃	69
	〃	〃 南口第2 (改築)	〃	95
	調布市	つつじヶ丘駅南口	〃	1,500
	平成15年度	練馬区	中村橋駅東	〃
武蔵野市		吉祥寺駅大通り東2	〃	91

年 度	区市町村名	設 置 場 所	構 造	収納台数 (台)
平成15年度	武蔵野市	吉祥寺駅大通り 東	平面式	203
	〃	〃 末広通り 2	〃	107
	〃	武蔵境駅北口一時利用	〃	146
	〃	吉祥寺駅北	〃	366
	町田市	町田駅森野第 1 (増設)	〃	83
	〃	町田駅森野第 1 バイク (増設)	〃	168
	小平市	東部市民センター北 (仮設)	〃	583
平成16年度	江東区	東大島駅東	〃	45
	〃	門前仲町駅	〃	1,196
	〃	〃 第 2	〃	300
	〃	〃 黒船橋	〃	99
	〃	東陽町駅	〃	472
	〃	〃 第 2	〃	448
	〃	〃 第 4	〃	52
	〃	豊洲 3 丁目	立体自走式	1,960
	八王子市	京王八王子駅中央第 2	平面式	76
	〃	J R 八王子駅南口臨時第 2	〃	329
	〃	めじろ台駅	地 下 式	828
	武蔵野市	武蔵境駅南	平面式	401
	府中市	府中本町駅前第 2	〃	100
	〃	中河原駅西口第 3	〃	335
	〃	分倍河原駅南	立体自走式	756
福生市	福生駅東口地下	地 下 式	2,351	
平成17年度	武蔵野市	吉祥寺駅御殿山第 3	平面式	325
	八王子市	めじろ台駅バイク	〃	144
平成18年度	江東区	東陽町第 3	〃	135
	練馬区	練馬駅西口仮置場	〃	559
	〃	練馬駅西口 (増設)	立体自走式	747
	八王子市	南大沢駅バイク	平面式	27
	府中市	府中本町駅第 2	〃	112
	〃	府中駅南臨時原動機付用	〃	28
	〃	分倍河原駅北第 2	〃	842
	〃	多磨駅東口	〃	245
平成19年度	調布市	仙川駅東 (仮設)	平面式	1,057
	町田市	鶴川駅西	立体自走式	1,200
	西東京市	保谷駅南口第 1	平面式	180
	〃	保谷駅南口第 2	〃	195
	練馬区	練馬駅西臨時	〃	260
	府中市	多磨駅西口	〃	288
	稲城市	矢野口駅西	〃	700
	武蔵野市	吉祥寺駅末広通り第 3	〃	202
	〃	吉祥寺大通り東第 4	〃	118
	八王子市	南大沢駅第 1 バイク	〃	11
	〃	八王子駅南口仮設第 1	〃	450
	〃	八王子駅南口臨時第 2 (仮設)	〃	281
	〃	高尾駅北口臨時第 2	〃	328
〃	八王子駅北口東 (屋外バイク) 他	〃	68	

年 度	区市町村名	設 置 場 所	構 造	収納台数 (台)
平成19年度	八王子市	八王子駅北口駅前駐輪帯	〃	78
	府中市	中河原駅北口広場一時	〃	62
	江東区	豊洲二丁目	〃	417
	〃	亀戸駅北口第二	〃	67
	調布市	つつじヶ丘駅北口	〃	41
	〃	仙川駅東	立体自走式	3,098
	清瀬市	清瀬駅南口第2	〃	921
平成20年度	江東区	亀戸駅北口第1 (増設)	〃	720
	練馬区	光が丘ふれあいの径	平面式	1,401
	〃	光が丘IMA	〃	1,937
	八王子市	西八サイクルパーク50	〃	130
	〃	八王子駅南口臨時第3 (仮設)	〃	506
	武蔵野市	武蔵境駅南	立体自走式	1,050
	〃	吉祥寺大正通北	〃	460
	稲城市	稲城駅北口バイク	〃	55
	西東京市	ひばりヶ丘駅南口	〃	908
	〃	東伏見駅北口	平面式	129
	八王子市	八王子みなみ野駅東口	〃	292
	〃	西八王子駅北口第3	立体自走式	944
	町田市	町田駅森野第1増設	平面式	221
平成21年度	八王子市	八王子みなみ野駅西口駅前広場下	〃	1100
	〃	八王子みなみ野駅西側(仮設)	〃	1,352
	〃	八王子みなみ野駅東臨時バイク	〃	111
	〃	南大沢駅北自転車駐輪帯	〃	133
	武蔵野市	三鷹駅武蔵野タワーズ地下	地 下 式	1500
	〃	吉祥寺パーキングプラザ	立体自走式	1271
	日野市	豊田駅北3	〃	490
	〃	豊田駅北(仮設)	平面式	468
	足立区	綾瀬袋橋暫定	〃	916
平成21年度	足立区	綾瀬ふげんじ	平面式	180
	〃	綾瀬西	〃	978
	八王子市	堀之内駅(増設)	〃	199
平成22年度	江東区	東大島駅(増設)	〃	60
	武蔵野市	吉祥寺大通り北	立体自走式	733
	〃	三鷹駅北口2	平面式	320
	〃	武蔵境駅西高架下暫定	〃	1721
	〃	〃 東高架下暫定	〃	357
	西東京市	保谷駅南口	立体自走式	474
	練馬区	光が丘IMA(増設)	平面式	22
平成23年度	武蔵野市	三鷹駅北口3	〃	242
	〃	吉祥寺駅東暫定一時利用 1	〃	294
	〃	〃 2	〃	194
	〃	武蔵境駅北口3	〃	116
	〃	武蔵境駅東	〃	465
	〃	吉祥寺駅北(増設改良)	〃	393
	〃	三鷹駅中町第1仮設	〃	289
	〃	武蔵境駅南第2	〃	985
〃	吉祥寺駅末広通り第4	〃	303	

年 度	区市町村名	設 置 場 所	構 造	収納台数 (台)
平成23年度	武蔵野市	三鷹駅北口中町第2 (仮設)	平面式	327
	〃	三鷹駅北口中町第2	〃	1,775
	〃	三鷹駅北口中町第2バイク	〃	83
	〃	三鷹駅北口中町第1	〃	1,514
	〃	武蔵境駅北口一時利用(増設)	〃	109
	江東区	亀戸北口第2(増設)	〃	14
平成24年度	〃	東大島駅前(増設)	平面式	139
	〃	門前仲町駅黒船橋(増設)	〃	64
	武蔵野市	三鷹駅中央大通り	〃	1,086
	〃	武蔵境駅西高架下 (改良)	〃	684
	〃	武蔵境駅みずき通り	〃	762
	〃	三鷹駅中央大通り	〃	1,086
	〃	武蔵境駅西中央高架下	〃	987
	〃	三鷹駅北口(増設)	〃	196
	〃	武蔵境駅南第2	〃	985
	調布市	調布駅北第2	立体自走式	1,616
	町田市	成瀬駅南口	〃	540
	〃	成瀬駅南口臨時(仮設)	平面式	408
	〃	成瀬駅南口臨時バイク	〃	61
	西東京市	保谷駅南口第1	〃	135
平成25年度	小金井市	武蔵小金井駅西高架下	〃	1,992
	調布市	調布駅北1	立体自走式	2,051
平成26年度	武蔵野市	武蔵境駅東高架下	平面式	734
	〃	武蔵境駅五宿東	〃	483
	府中市	分倍河原駅南第2	〃	167
	〃	武蔵野台駅南口	立体自走式	583
	〃	西府駅北第2	平面式	136
平成27年度	武蔵野市	武蔵境駅北口第2	立体自走式	1,604
	小金井市	武蔵小金井駅南第1	〃	938
	多摩市	聖蹟桜ヶ丘駅南	〃	1,130
	〃	聖蹟桜ヶ丘駅東	〃	542
合 計	7区 18市 322箇所 (増設を含め)			209,925

第4 参 考

1 自転車等の保有・登録・生産状況

- (1) 自転車保有状況
- (2) 原動機付自転車保有状況
- (3) 自転車防犯登録台数
- (4) 自転車生産実績（全国）

2 自転車関係団体

- (1) (一財) 自転車産業振興協会
- (2) (一社) 自転車協会
- (3) (一財) 日本自転車普及協会
- (4) (公財) 日本サイクリング協会
- (5) (公財) 自転車駐車場整備センター
- (6) (公財) 東京都道路整備保全公社
- (7) 東京都自転車商協同組合
- (8) 全国自転車問題自治体連絡協議会（全自連）
- (9) 再生自転車海外譲与自治体連絡会（ムコーバ）

3 関係法令

- (1) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
- (2) 自転車・自動車の駐車場に関する主な法規制
- (3) 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

第4 参 考

1 自転車等の保有・登録・生産状況

(1) 自転車保有状況

ア 保有台数の推移(全国)

(単位：千台)

年 別	保 有 台 数	備 考	年 別	保 有 台 数	備 考
昭和18年	8,613	内務省調査	昭和54年	49,541	通産省生産動態統計等による推算
昭和19年	8,556		昭和55年	51,230	
昭和20年	5,686		昭和56年	52,325	
昭和21年	6,276		昭和57年	53,630	
昭和22年	6,939		昭和58年	55,155	
昭和23年	8,013	昭和26年及び28年自治庁、課税台数資料による推算	昭和59年	56,305	
昭和24年	9,192		昭和60年	57,291	
昭和25年	10,859		昭和61年	58,178	
昭和26年	11,693		昭和62年	60,664	
昭和27年	12,406		昭和63年	63,465	
昭和28年	13,270		平成元年	66,385	
昭和29年	13,667		平成2年	69,002	
昭和30年	13,928		平成3年	71,124	
昭和31年	15,647		平成4年	73,200	
昭和32年	16,005		平成5年	74,962	
昭和33年	16,815	通産省生産動態統計等による推算	平成6年	76,637	
昭和34年	18,158		平成7年	74,935	
昭和35年	19,559		平成8年	77,022	
昭和36年	20,785		平成9年	78,954	
昭和37年	21,952		平成10年	80,867	
昭和38年	22,931		平成11年	82,780	
昭和39年	23,765		平成12年	84,815	
昭和40年	24,377		平成13年	85,170	
昭和41年	25,430		平成14年	85,549	
昭和42年	26,375		平成15年	85,933	
昭和43年	27,330		平成12年度自転車産業振興協会の調査による人的推算	平成16年	86,324
昭和44年	28,241			平成17年	86,647
昭和45年	29,291			平成18年	67,225
昭和46年	30,497			平成19年	67,820
昭和47年	33,542			平成20年	68,387
昭和48年	39,087	平成21年		68,921	
昭和49年	42,151	平成22年		69,883	
昭和50年	43,930	平成23年		70,141	
昭和51年	45,555	平成24年		70,472	
昭和52年	46,855	平成25年		71,551	
昭和53年	48,007	平成26年	71,854		
		平成24年度自転車産業振興協会の調査による人的推算			

注：(一財)自転車産業振興協会資料による。

- ・平成12年度の調査は全国の2人以上世帯を対象として、住民基本台帳から無作為に4,500世帯を抽出し、郵送により行い、標本数は3,053世帯である。
- ・平成24年度の調査は全国の単身世帯を含む世帯を対象として、インターネット調査会社保有の160万人のモニターに対してインターネットにより行い、回収した標本数は22,931世帯であった。

イ 都道府県別保有台数の推移

(保有台数の単位:千台)

都道府県別	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成25年
1 北海道	2,525	2,472	2,511	2,409	2,523	2,802	2,769	2,762	2,683	2,834	2,872
2 青森	632	559	557	642	713	542	616	656	618	601	672
3 岩手	597	591	679	560	600	542	530	564	556	541	722
4 宮城	989	946	976	991	1,040	958	959	1,070	1,009	791	1,216
5 秋田	585	590	546	622	582	580	547	545	472	456	587
6 山形	606	541	583	560	525	583	516	572	566	536	604
7 福島	918	920	993	766	896	851	975	893	865	794	959
8 茨城	1,569	1,479	1,461	1,478	1,490	1,439	1,580	1,530	1,468	1,242	1,564
9 栃木	979	1,032	1,149	981	1,079	1,039	1,066	979	1,052	928	1,194
10 群馬	837	917	1,030	1,014	908	720	837	806	882	889	1,083
11 埼玉	4,547	4,522	4,469	4,448	4,961	4,773	5,011	5,562	5,417	5,436	4,927
12 千葉	3,303	3,326	3,405	3,523	3,750	3,731	3,937	4,085	4,099	3,763	3,711
13 東京	6,944	7,073	7,332	7,406	8,358	8,178	8,362	8,789	8,648	8,999	8,553
14 神奈川	3,881	3,804	3,929	4,244	4,571	4,757	4,894	5,260	5,112	5,315	4,553
15 新潟	1,306	1,258	1,139	1,111	1,121	1,206	1,118	1,243	1,052	1,121	1,117
16 富山	516	549	544	526	513	578	524	523	540	459	574
17 石川	505	465	499	429	542	427	467	525	464	493	537
18 福井	389	407	422	348	448	388	351	374	372	394	397
19 山梨	349	336	305	274	303	291	316	398	396	374	401
20 長野	940	954	811	766	1,013	845	937	870	967	830	1,035
21 岐阜	1,109	924	984	945	1,079	906	992	1,045	988	857	1,091
22 静岡	1,644	1,736	1,834	1,738	1,954	1,790	1,916	1,746	1,835	1,709	1,917
23 愛知	3,989	3,717	4,270	4,074	4,236	4,260	4,088	4,292	4,035	4,084	4,197
24 三重	869	906	901	817	917	870	936	976	936	1,039	981
25 滋賀	753	736	811	760	817	858	824	750	838	817	923
26 京都	1,490	1,359	1,432	1,522	1,567	1,534	1,563	1,664	1,505	1,656	1,682
27 大阪	5,936	5,762	6,084	6,135	6,289	6,602	6,713	7,256	6,593	6,515	6,488
28 兵庫	2,951	2,778	2,984	3,076	3,034	3,283	3,279	3,265	3,071	3,390	3,245
29 奈良	734	658	676	701	749	808	818	827	749	772	732
30 和歌山	605	553	596	577	551	603	535	528	458	584	535
31 鳥取	3	261	276	330	309	309	322	286	274	307	279
32 島根	312	290	306	293	305	329	301	322	297	307	338
33 岡山	928	991	1,018	949	1,085	984	890	1,105	1,027	1,035	1,139
34 広島	1,511	1,332	1,308	1,433	1,474	1,412	1,209	1,452	1,465	1,404	1,592
35 山口	703	702	678	665	666	633	675	639	723	679	661
36 徳島	377	417	412	377	416	417	442	430	391	443	503
37 香川	641	560	632	574	576	631	598	659	633	606	638
38 愛媛	854	789	834	805	767	870	871	820	798	771	805
39 高知	381	314	365	391	387	371	388	376	415	412	442
40 福岡	2,284	2,209	2,075	2,050	2,143	2,007	1,900	2,111	1,958	1,870	2,430
41 佐賀	398	392	323	340	412	348	459	393	411	380	367
42 長崎	331	333	239	276	382	243	359	276	284	319	361
43 熊本	727	824	890	761	827	821	777	783	908	741	906
44 大分	470	450	499	480	404	483	445	577	500	523	522
45 宮崎	441	509	492	460	522	540	452	490	460	418	507
46 鹿児島	480	619	551	548	600	512	605	543	567	435	604
47 沖縄	176	175	222	210	187	295	212	248	226	230	386
計	64,014	63,037	65,032	64,385	68,591	67,949	68,881	71,865	69,583	69,100	71,551

- (注) ① 平成20年までは、自転車の国内市場動向調査<(一社)自転車協会>より抜粋
 ② 平成25年は、自転車統計要覧(一般財団法人自転車産業振興協会)より抜粋
 ③ 平成21年～平成24年、平成26年・平成27年は、自転車統計要覧(一般財団法人自転車産業振興協会)に掲載なし。
 ④ 保有台数を推計する基礎となる世帯数(国勢調査結果)に基づく人的推計値である。(単身世帯は除く)

ウ 世界の保有台数

国名	年	保有台数 (万台)	保有率 (人口/台)
日本	2013	7,155	1.8
中国	2013	37,000	3.7
韓国	2014	1,000	5.0
インドネシア	1996	2,000	9.6
インド	1990	3,080	24.4
フランス	2000	2,300	2.6
ベルギー	1995	520	0.8
オランダ	2013	2,230	1.1
ドイツ	2014	7,200	1.2
イタリア	1996	2,650	2.2
イギリス	2002	2,300	2.6
デンマーク	2001	420	1.3
スペイン	1995	695	5.7
ノルウェー	1995	300	1.4
スウェーデン	1995	600	1.4
フィンランド	1995	325	1.5
スイス	2001	380	1.9
オーストリア	2002	330	2.4
ロシア	1987	4,000	7.0
ハンガリー	1995	350	3.1
ルーマニア	1999	550	4.1
アメリカ	1998	12,000	2.6
カナダ	1998	1,250	2.7
メキシコ	1995	800	13.2
ブラジル	1996	4,000	4.0

(注) 一般財団法人自転車産業振興協会「自転車統計要覧」第49版による。

(2) 原動機付自転車保有状況

ア 保有台数の推移(全国、都)

		17 年	18 年	19 年	20 年	21 年	
全 国	原動機付自転車 (50cc以下)	8,566,613	8,345,225	8,134,692	8,739,686	7,694,009	
	原付二種 (50ccを超125cc以下)	1,353,732	1,378,714	1,397,085	1,341,088	1,479,588	
	計	9,920,345	9,723,939	9,531,777	10,244,447	9,173,597	
都	原動機付自転車 (50cc以下)	606,945	596,638	582,395	625,525	531,516	
	原付二種	90cc以下	71,190	69,021	76,708	62,783	60,651
		125cc以下	99,980	108,427	85,268	115,339	126,660
	計	778,115	774,086	760,517	787,501	718,827	

		22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	
全 国	原動機付自転車 (50cc以下)	7,448,862	7,448,862	6,899,459	6,661,807	6,438,002	
	原付二種 (50ccを超125cc以下)	1,511,440	1,511,440	1,582,925	1,626,094	1,674,884	
	計	8,960,302	8,960,302	8,482,384	8,287,901	8,112,886	
都	原動機付自転車 (50cc以下)	509,688	486,232	463,661	442,874	416,616	
	原付二種	90cc以下	57,578	53,515	49,878	46,571	42,807
		125cc以下	133,097	140,002	145,166	151,204	157,812
	計	700,363	679,749	658,705	640,649	617,235	

注：警視庁交通年鑑平成26年版による。

全国の原付自転車には、ミニカーを含む。

イ 都道府県別保有台数

平成26年4月1日現在

都道府県		原付二種	原付自転車 (ミニカーを含む)	都道府県	原付二種	原付自転車 (ミニカーを含む)		
総 数		1,674,884	6,438,002					
北海道		20,029	78,527					
東北	青森	7,661	47,319	近畿	滋賀	13,754	81,476	
	岩手	10,952	57,831		京都	71,006	245,302	
	宮城	19,031	96,957		大阪	158,328	606,324	
	秋田	5,106	29,934		兵庫	97,655	367,378	
	山形	7,743	42,232		奈良	19,951	134,131	
	福島	15,281	73,893		和歌山	31,026	141,384	
東京(警視庁)		200,226	411,533	中国	鳥取	3,897	17,415	
関東	茨城	23,879	128,115		島根	5,495	30,575	
	栃木	17,119	83,006		岡山	30,192	113,252	
	群馬	19,496	75,601	広島	53,933	226,576		
	埼玉	88,031	297,671	山口	14,901	67,541		
	千葉	62,273	267,258	四国	徳島	12,465	53,320	
	神奈川	187,327	485,513		香川	20,184	72,932	
	新潟	17,821	100,499		愛媛	35,406	151,655	
	山梨	山梨	9,642	71,935	高知	17,633	72,026	
		長野	21,049	105,246	九州	福岡	52,796	242,125
静岡		60,990	241,270	佐賀		8,412	37,289	
中部		富山	5,376	24,495		長崎	29,626	94,274
		石川	5,707	32,504		熊本	20,795	127,433
		福井	3,255	21,502		大分	12,548	72,094
		岐阜	12,292	61,201		宮崎	9,721	60,989
		愛知	57,516	263,872		鹿児島	19,765	128,784
三重	17,975	109,792	沖縄	39,618		86,021		

注：警視庁交通年鑑平成26年版による。

ウ 区市町村別保有台数

平成26年4月1日現在

区市町村	原付二種		原付自転車	区市町村	原付二種		原付自転車	
	125cc以下	90cc以下	50cc以下		125cc以下	90cc以下	50cc以下	
総 数	157,812	42,807	416,706					
計	107,361	27,341	239,527	市部	町田市	6,480	1,371	27,186
千代田区	489	278	1,959		小金井市	985	266	2,819
中央区	1,153	325	3,504		小平市	1,942	502	5,529
港区	2,225	698	5,378		日野市	2,265	686	8,099
新宿区	3,206	973	8,329		東村山市	1,633	465	4,827
文京区	1,730	645	4,840		国分寺市	926	274	2,778
台東区	1,918	617	4,636		国立市	587	209	1,684
墨田区	3,211	835	7,098		福生市	549	241	2,130
江東区	5,785	1,201	11,843		狛江市	1,104	277	2,661
品川区	4,706	1,088	10,283		東大和市	1,111	379	3,414
目黒区	2,629	724	6,147		清瀬市	900	210	3,231
大田区	9,899	2,293	18,875		東久留米市	1,661	458	5,161
世田谷区	9,212	2,268	20,218		武蔵村山市	1,174	456	3,899
渋谷区	2,216	875	5,425		多摩市	1,933	415	7,235
中野区	3,363	915	7,505		稲城市	1,234	229	3,749
杉並区	4,920	1,423	10,838		羽村市	582	262	2,001
豊島区	2,406	738	4,886		あきる野市	1,074	662	3,919
北区	3,600	908	8,494		西東京市	2,169	577	5,925
荒川区	2,108	601	4,721		計	763	425	3,139
板橋区	7,717	1,832	16,337		瑞穂町	462	240	1,722
練馬区	8,823	2,215	20,352		日の出町	212	129	918
足立区	10,793	2,383	24,446		奥多摩町	61	37	362
葛飾区	5,833	1,412	12,413	檜原村	28	19	137	
江戸川区	9,419	2,094	21,000	計	407	206	3,248	
計	49,281	14,835	170,792	大島町	103	69	639	
市部	八王子市	8,086	2,762	34,268	利島村	1	1	26
	立川市	1,768	694	5,549	新島村	33	34	349
	武蔵野市	892	322	2,800	神津島村	71	25	667
	三鷹市	1,964	526	5,140	三宅村	32	9	179
	青梅市	1,685	854	6,843	御蔵島村	8	2	53
	府中市	2,882	668	9,031	八丈町	62	33	593
	昭島市	1,132	456	4,164	青ヶ島村	1	3	15
	調布市	2,563	614	6,750	小笠原村	96	30	727

注：警視庁交通年鑑平成26年版による。

(4) 自転車生産実績(全国)

(単位：千台)

年	軽快車	電動アシスト車	子供車・幼児車	ミニサイクル	マウンテンバイク	特殊車	スポーツ車	実用車	計
昭和57年	700		1,607	2,810		79	1,252	85	6,533
昭和58年	860		1,510	2,932		131	1,546	61	7,040
昭和59年	916		1,322	2,871		181	1,465	57	6,812
昭和60年	1,017		1,360	2,753		308	1,304	42	6,784
昭和61年	1,339		1,268	2,687		254	999	37	6,584
昭和62年	2,296		1,316	2,570		275	883	38	7,378
昭和63年	2,893		1,327	2,192		301	761	35	7,509
平成元年	3,486		1,290	2,065		350	562	38	7,791
平成2年	3,694		1,315	1,822		602	501	35	7,969
平成3年	3,511		1,224	1,426		855	405	27	7,448
平成4年	3,641		1,227	1,197		746	451	24	7,286
平成5年	3,544		1,099	991		773	428	23	6,858
平成6年	3,789		1,045	970		647	230	21	6,702
平成7年	3,956		967	1,022		506	108	21	6,580
平成8年	3,979		841	864	168	215	70		6,137
平成9年	3,951	230	628	840	120	151	60		5,980
平成10年	4,066	213	608	748	103	149	42		5,929
平成11年	3,822	141	619	731	93	185			5,591
平成12年	3,223	147	532	572	63	142			4,679
平成13年	3,013	207	347	474	27	115			4,183
平成14年	2,205	227	220	354	15	55			3,076
平成15年	1,786	209	180	286	11	48			2,520
平成16年	1,688	233	201	255	18	59			2,455
平成17年	1,325	224	108	177	29	65			1,926
平成18年	876	236	52	82	24	65			1,335
平成19年	720	248	39	78	5	46			1,136
平成20年	647	274	46	77	4	46			1,095
平成21年	567	311	52	66	6	47			1,049
平成22年	563	336	49	60	6	44			1,057
平成23年	553	403		145					1,102
平成24年	492	383		137					1,012
平成25年	392	444		130					966
平成26年	346	479		126					952

平成十一年一月以降、特殊車は、
特殊車十一年一月以降、スポーツ車は、
平成八年一月以降、実用車は、
含まれることになった。

注：(一財)自転車産業振興協会資料による

千台未満の端数については四捨五入している。

2 自転車関係団体

(1) 一般財団法人自転車産業振興協会

◇代表者	会長 野澤 隆寛
◇所在地	
本部	〒141-0021 東京都品川区上大崎3-3-1 電話(03)(6409)6920 ファクシミリ(03)(6409)6868
技術研究所	〒590-0948 大阪府堺市堺区戎之町西1丁3-3
◇設立	昭和33年9月15日(平成25年4月1日 一般財団法人に移行)
◇目的	自転車及び車いす並びにこれらの部品、附属品の生産、貿易、流通及び消費の増進並びに改善を図り、もって我が国自転車産業の振興と国民生活の向上に寄与する。

◇事業

- ①技術及び製品の開発、評価、試験、検査
- ②国内外における規格標準化の推進
- ③組立整備に係る技術の向上、普及
- ④国内外の展示会への出展支援
- ⑤国内外情報の収集及び整備並びに提供
- ⑥国内外の調査及び研究
- ⑦講演会、講習会及びイベント等の開催
- ⑧広報及び出版物の発行
- ⑨資金の融資及び助成
- ⑩前号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業
(一財)自転車産業振興協会発行「自転車統計要覧」による)

(2) 一般社団法人自転車協会

◇代表者	理事長 渡辺 恵次
◇所在地	〒141-0021 東京都品川区上大崎3-3-1 電話(03)(5791)3203 ファクシミリ(03)(5420)2211
◇設立	昭和23年2月19日(平成24年4月1日 一般社団法人に移行)
◇目的	安全・安心で環境に優しい自転車の製造、供給、販売を製販一体となって強力に推進することと相俟って、メンテナンスの重要性、交通ルールやマナーの遵守、更には自転車走行空間の確保等を広く訴えることで、自転車が持つ本源的な価値である利便性、健康性、環境性が十分に発揮できるような社会を目指す。

◇事業

- ①安全・安心で環境に優しい自転車普及に係る事業の推進
- ②自転車等に関する安全性向上のための規格の作成及び標準化
- ③自転車の安全・安心な利用促進に係る諸事業
- ④自転車等に関する資源有効活用に係る調査研究
- ⑤自転車等に関する生産、流通、貿易及び消費に係る調査研究
- ⑥自転車等に関する技術開発及び利用推進に係る調査研究
- ⑦自転車等に関する広報活動及び出版物の発行
- ⑧自転車等に関する情報の収集及び提供
- ⑨自転車等に関するデザイン保全のための審査及び登録
- ⑩前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

◇会員

- ①正会員 100名(平成27年3月末現在)
 - ②賛助会員 220名
- (一財)自転車産業振興協会発行「自転車統計要覧」による)

(3) 一般財団法人日本自転車普及協会

◇代表者	会長 石黒 克巳
◇所在地	〒141-0021 東京都品川区上大崎3-3-1 電話(03)(4334)7950 ファクシミリ(03)(4334)7957 自転車文化センター 〒141-0021 東京都品川区上大崎3-3-1 電話(03)(4334)7955 ファクシミリ(03)(4334)7958
◇設立	昭和46年3月26日(平成24年10月1日 一般財団法人に移行)
◇目的	自転車利用の健全な普及を図り、もって自転車産業の発展と国民生活の向上に寄与する。

◇事業

- ①自転車の利用等に関する調査、研究及び普及の推進
- ②自転車競技大会、自転車月間事業及び各種行事の開催並びに出版物の編集事業
- ③自転車部品等の品質性能の改善及び円滑な供給
- ④自転車及び自転車競技用関係機器の普及
- ⑤自転車競技の近代化促進及び自転車利用の促進に関する情報提供施設の設置及び運営
- ⑥自転車に関する紛争等の解決に必要な事業
- ⑦前各号に関する啓発、広報活動並びに自転車利用に関する理解促進
- ⑧前各号に掲げるものの他、この法人の目的を達成するために必要な事業
(一財)自転車産業振興協会発行「自転車統計要覧」による)

(4) 公益財団法人日本サイクリング協会

◇代表者	会長 谷 垣 禎 一
◇所在地	〒141-8663 東京都品川区上大崎3-3-1 電話(03)(5793)3190 ファクシミリ(03)(5793)3199
◇設立	昭和39年5月22日(平成25年4月1日 公益財団法人に移行)
◇目的	生涯スポーツとしてのサイクリングの普及と振興、サイクリング環境の整備及びサイクリングに関する総合的な事業を行い、その健全なる発達に努めるとともに、サイクリングに関連する調査研究により理論及び技術の向上を図り、我が国における質の高い余暇活動、生涯学習の場としてのサイクリングの提唱と自転車を取り巻く社会環境の整備推進にあたる。もって円滑な交通社会の実現に寄与するとともに、国民の健康増進と生活環境の向上に資する。

◇事業

- ①サイクリングの普及奨励
- ②サイクリング指導者の育成
- ③サイクリング大会及びサイクルスポーツ大会の開催
- ④サイクリングによる国民の健康維持と体力増強及び青少年の健全育成
- ⑤サイクリング、サイクリング用自転車、サイクリング関連施設、及び道路交通に関する調査研究
- ⑥サイクリングに関する刊行物の発行及び情報の発信
- ⑦サイクリング愛好者の交流と安心、安全の確保
- ⑧関係諸機関との連携や協力及び関係諸団体との交流
- ⑨その他この法人の目的を達成するために必要な事業

◇会員

賛助会員 14,000名(平成25年度)

(一財)自転車産業振興協会発行「自転車統計要覧」による)

(5) 公益財団法人自転車駐車場整備センター

◇所在地	
本部	〒103-0025 東京都中央区日本橋本石町4-6-7 日本橋日銀通りビル4階 電話(03)(6262)5320 ファクシミリ(03)(6262)5330
大阪事務所	大阪府大阪市西区京町堀1-6-2 肥後橋ルーセントビル10階 電話(06)(6449)0991 ファクシミリ(06)(6449)0994
名古屋事務所	愛知県名古屋市中村区名駅4-2-7 丸森パークビル3 電話(052)(586)6841 ファクシミリ(052)(586)6855
◇設立	昭和54年4月16日
◇目的	自転車、原動機付自転車及び自動二輪車(以下「自転車等」という。)の利用者の利便の増進並びに道路交通の安全と円滑化を図るため、自転車等駐車場の整備に関する事業等を行い、もって地域社会の健全な発展に寄与する。

◇事業

- ①自転車等駐車場の設置及び運営
- ②自転車等駐車場施設の貸与及び譲渡
- ③自転車等駐車場改善に関する研究及び指導
- ④自転車等駐車場需要に関する調査研究
- ⑤自転車等駐車場整備推進のための広報活動
- ⑥地方公共団体等の委託に基づく、自転車等駐車場の設置及び管理
- ⑦全各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

(6) 公益財団法人東京都道路整備保全公社(旧名称 財団法人東京都駐車場公社)

◇所在地 〒163-0720 東京都西新宿二丁目7番1号 小田急第一生命ビル20階
電話(03)(5381)3361 ファクシミリ(03)(5381)3355
◇設立 昭和35年3月19日
◇目的 安全快適な道路環境の創出と駐車対策の推進等を通じて都市再生及び都市機能の維持増進に貢献する。

◇事業

- ①道路及び公有地に関する整備、施設管理及び普及啓発
- ②駐車場に関する利用促進及び普及啓発
- ③その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- ④上記事業の推進に資するために行う収益事業等

(7) 東京都自転車商協同組合

◇所在地 〒101-0021 東京都千代田区外神田3-1-8
電話(03)(3251)8446-7 ファクシミリ(03)(5256)6820
◇設立 昭和30年8月24日
◇目的 組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図る。

◇事業

- ①組合員の取扱う自転車の共同購買
- ②共同売り出し、広報宣伝などの市場対策事業
- ③不要自転車回収などを柱とした自転車環境事業
- ④組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- ⑤組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- ⑥組合員の福利厚生に関する事業
- ⑦労災保険法第4章の規定による労災保険事務組合としての業務
- ⑧組合員のためにする自転車損害賠償保障法に基づく保険代理業務
- ⑨前各号の事業の付帯する事業

(8) 全国自転車問題自治体連絡協議会(略称「全自連」)

◇所在地 〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6-12-1
練馬区環境まちづくり事業本部土木部交通安全課内
電話(03)(3993)1111内線8315 ファクシミリ(03)(3993)6557
◇設立 平成4年2月13日
◇目的 総合交通体系における自転車の位置づけを明確にしながら計画的な自転車対策を推進するという理念のもと設立

◇活動 自治体相互の連携を深め、自転車に係わる諸問題の解決を図るとともに、積極的かつ円滑な自転車対策を推進する。

◇会員 (1)正会員 126団体(平成26年9月現在)
(2)賛助会員 8団体
(3)協力団体 内閣府、国土交通省、東京都ほか

(9) 再生自転車海外譲与自治体連絡会 英文表記「MCCOBA(ムコーバ)」

◇所在地 〒170-8422 東京都豊島区東池袋1-18-11
豊島区土木部交通対策課内
電話(03)(3981)4847 ファクシミリ(03)(3981)4844
◇設立 平成元年10月
◇目的 撤去された放置自転車のうち、引取り手のない良質車の有効利用対策として、これらの自転車をさらに点検整備し、再生自転車としてアジア、アフリカ、中南米等の開発途上国に無償譲与し、看護師、保健師等の交通手段として利用してもらうことにより、これらの国や地域での福祉の向上・増進を図り、国際協力に寄与する。

◇活動実績 再生自転車74,745台を91ヶ国へ譲与(平成25年度末現在)
◇加盟団体 12自治体及び公益財団法人ジョイセフ

3 関係法令

(1) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

〔 昭和55年11月25日 〕
〔 法律 第 8 7 号 〕

改正 平成5年12月22日法律第97号

(目的)

第1条 この法律は、自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的推進等に関し必要な措置を定め、もって自転車の交通に係る事故の防止と交通の円滑化並びに駅前広場等の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止を図り、あわせて自転車等の利用者の利便の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- 二 自転車等 自転車又は原動機付自転車（道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。）をいう。
- 三 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- 四 道路 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。
- 五 道路管理者 道路法第18条第1項に規定する道路管理者をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、第1条の目的を達成するため、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する全般的な施策が有効かつ適切に実施されるよう必要な配慮をしなければならない。

(良好な自転車交通網の形成)

第4条 道路管理者は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車道、自転車歩行者道等の整備に関する事業を推進するものとする。

- 2 都道府県公安委員会は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため、自転車の通行することのできる路側帯、自転車専用車両通行帯及び自転車横断帯の設置等の交通規制を適切に実施するものとする。
- 3 道路管理者、都道府県警察等は、自転車交通網の形成と併せて適正な道路利用の促進を図るため、相互に協力して、自転車の通行する道路における放置物件の排除等に努めるものとする。

(自転車等の駐車対策の総合的推進)

第5条 地方公共団体又は道路管理者は、通勤、通学、買物等のための自転車等の利用の増大に伴い、自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域においては、一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に努めるものとする。

- 2 鉄道事業者は、鉄道の駅の周辺における前項の自転車等駐車場の設置が円滑に行われるように、地方公共団体又は道路管理者との協力体制の整備に努めるとともに、地方公共団体又は道路管理者から同項の自転車等駐車場の設置に協力を求められたときは、その事業との調整に努め、鉄道用地の譲渡、貸付けその他の措置を講ずることにより、当該自転車等駐車場の設置に積極的に協力しなければならない。ただし、鉄道事業者が自ら旅客の利便に供するため、自転車等駐車場を設置する場合は、この限りでない。
- 3 官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、周辺の土地利用状況を勘案し、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車場を、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するように努めなければならない。
- 4 地方公共団体は、商業地域、近隣商業地域その他自転車等の駐車需要の著しい地域内で条例で定める区域内において百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設で条例で定めるものを新築し、又は増築しようとする者に対し、条例で、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に自転車等駐車場を設置しなければならない旨を定めることができる。
- 5 都道府県公安委員会は、自転車等駐車場の整備と相まって、歩行者及び自転車利用者の通行の安全を確保するための計画的な交通規制の実施を図るものとする。

6 地方公共団体、道路管理者、都道府県警察、鉄道事業者等は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため、必要があると認めるときは、法令の規定に基づき、相互に協力して、道路に駐車中の自転車等の整理、放置自転車等（自転車等駐車場以外の場所に置かれている自転車等であって、当該自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態にあるものをいう。以下同じ。）の撤去等に努めるものとする。

第6条 市町村長は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認めるところにおいて条例で定めるところにより放置自転車等を撤去したときは、条例で定めるところにより、その撤去した自転車等を保管しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、条例で定めるところによりその旨を公示しなければならない。この場合において、市町村長は、当該自転車等を利用者に返還するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市町村長は、第1項の規定により保管した自転車等につき、前項前段の規定による公示の日から相当の期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、条例で定めるところにより、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市町村長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。

4 第2項前段の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお第1項の規定により保管した自転車等（前項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市町村に帰属する。

5 第1項の条例で定めるところによる放置自転車等の撤去及び同項から第3項までの規定による自転車等の保管、公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用は、当該自転車等の利用者の負担とすることができる。この場合において、負担すべき金額は、当該費用につき実費を勘案して条例でその額を定めるときは、その定められた額とする。

6 都道府県警察は、市町村から、第1項の条例で定めるところにより撤去した自転車等に関する資料の提供を求められたときは、速やかに協力するものとする。

（総合計画）

第7条 市町村は、第5条第1項に規定する地域において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の駐車対策に関する総合計画（以下「総合計画」という。）を定めることができる。

2 総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合計画の対象とする区域

二 総合計画の目標及び期間

三 自転車等駐車場の整備の目標量及び主要な自転車等駐車場の配置、規模、設置主体等その他整備に関する事業の概要

四 第5条第2項の規定により自転車等駐車場の設置に協力すべき鉄道事業者（以下「設置協力鉄道事業者」という。）の講ずる措置

五 放置自転車等の整理、撤去等及び撤去した自転車等の保管、処分等の実施方針

六 自転車等の正しい駐車方法の啓発に関する事項

七 自転車等駐車場の利用の調整に関する措置その他自転車等の駐車対策について必要な事項

3 総合計画は、都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村は、総合計画を定めるに当たっては、第2項第3号に掲げる事項のうち主要な自転車等駐車場の整備に関する事業の概要については当該自転車等駐車場の設置主体となる者（第5条第4項の規定に基づく条例で定めるところにより自転車等駐車場の設置主体となる者を除く。）と、第2項第4号に掲げる事項については当該事項に係る設置協力鉄道事業者となる者と協議しなければならない。

5 市町村は、総合計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前各項の規定は、総合計画の変更について準用する。

7 総合計画において第2項第3号の主要な自転車等駐車場の設置主体となった者及び同項第4号の設置協力鉄道事業者となった者は、総合計画に従って必要な措置を講じなければならない。

（自転車等駐車対策協議会）

第8条 市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。

2 協議会は、自転車等の駐車対策に関する重要事項について、市町村長に意見を述べることができる。

3 協議会は、道路管理者、都道府県警察及び鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する者のうちから、市町村長が指定する者で組織する。

4 前項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市町村の条例で定める。

(自転車等駐車場の構造及び設備の基準)

第9条 一般公共の用に供される自転車等駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、周辺の土地利用状況及び自転車等の駐車需要に適切に対応したものでなければならない。

2 国は、前項の自転車等駐車場の安全性を確保するため、その構造及び設備に関して必要な技術指針を定めることができる。

(都市計画等における配慮)

第10条 道路、都市高速鉄道、駐車場その他駅前広場の整備に関連する都市施設に関する都市計画その他の都市環境の整備に関する計画は、当該地域における自転車等の利用状況を適切に配慮して定めなければならない。

(交通安全活動の推進)

第11条 国及び地方公共団体は、関係機関及び関係団体の協力の下に、自転車の安全な利用の方法に関する交通安全教育の充実を図るとともに、自転車の利用者に対する交通安全思想の普及に努めるものとする。

(自転車等の利用者の責務)

第12条 自転車を利用する者は、道路交通法その他の法令を遵守する等により歩行者に危害を及ぼさないようにする等自転車の安全な利用に努めなければならない。

2 自転車等を利用する者は、自転車等駐車場以外の場所に自転車等を放置することのないように努めなければならない。

3 自転車を利用する者は、その利用する自転車について、国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録（以下「防犯登録」という。）を受けなければならない。

(自転車の安全性の確保)

第13条 国は、自転車について、その利用者等の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の基準を整備することなどにより、その安全性を確保するための措置を講ずるものとする。

(自転車製造業者等の責務)

第14条 自転車の製造（組立を含む。以下同じ。）を業とする者は、その製造する自転車について、前条に定める基準の遵守その他の措置を講ずるとともに、欠陥による損害のてん補の円滑な実施に必要な措置を講ずる等安全性及び利便性の向上に努めなければならない。

2 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車の取扱方法、定期的な点検の必要性等の自転車の安全利用のための十分な情報を提供するとともに、防犯登録の勧奨並びに自転車の点検及び修理業務の充実に努めなければならない。

3 国は、自転車の製造を業とする者及び自転車の小売を業とする者に対し、前2項の規定の施行に必要な指導及び助言その他の措置を講じなければならない。

(国の助成措置等)

第15条 国は、予算の範囲内において、地方公共団体が都市計画事業として行う自転車駐車場の設置に要する費用のうち、施設の整備に要する費用及び用地の取得に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、地方公共団体が一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

3 国は、前2項に定めるもののほか、地方公共団体が実施する自転車に係る道路交通環境の整備、交通安全活動の推進その他自転車の安全利用に関する施策及び自転車等駐車場の整備に関する施策が円滑に実施されるよう助成その他必要な配慮をするものとする。

4 国及び地方公共団体は、民営自転車等駐車場事業の育成を図るため、当該事業を行う者が必要と認めるものに対し、資金のあっせんその他必要な措置を講ずるものとする。

5 国は、地方公共団体が設置する一般公共の用に供される自転車等駐車場の用に供するため必要があると認めるときは、当該地方公共団体に対し、国有財産法（昭和23年法律第73号）及び道路法で定めるところにより、普通財産を無償で貸し付け、又は譲与することができる。

附 則（昭和55、11、25法87）

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成5、12、22法97）

1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 改正後の第12条第3項の規定は、この法律の施行の日以後に新たに利用する自転車について適用し、この法律の施行の前日から利用している自転車については、なお従前の例による。

- 3 国家公安委員会規則で定める種類の自転車及び都道府県公安委員会の指定する市町村の区域以外の地域において利用する自転車に係る防犯登録については、改正後の第12条第3項の規定にかかわらず、改正前の第9条第3項の規定の例による。

(2) 自転車・自動車の駐車場に関する主な法規制

ア 建築基準法関係

項目	自転車駐車場	
大規模建築物 (法21条)	①高さが13m又は軒の高さが9mを超える建築物で、一定の主要構造部に木材等を用いる場合は、原則として耐火構造等としなければならない ②延べ面積が3,000㎡を超える建築物で、一定の主要構造部に木材等を用いる場合は、原則として耐火構造等としなければならない	
防火壁 (法26条)	耐火建築物又は準耐火建築物以外の建築物で延べ面積1,000㎡を超えるものは、原則として1,000㎡以内ごとに防火上有効な構造の防火壁で区画しなくてはならない	
内装制限 (法35条の2) (令128条の4)	平屋は延べ面積3,000㎡、2階建は1,000㎡、3階以上は500㎡を超える場合、原則として内装制限を受ける	
接道義務 (法43条) (条例4条)	①接道長さ2m以上 ②建築物全体の延べ面積1,000㎡を超え2,000㎡以下のものは接道長さ6m以上、2,000㎡を超え3,000㎡以下のものは8m以上、3,000㎡を超えるものは10m以上	
屋根 (法22条) (令109条の6)	法22条地域において、建築物の屋根の構造は、火の粉により防火上有害な発炎をしないこと及び屋内に達する損傷を生じないこととする。 ※法22条地域(8.4.1 都告示354)：防火地域及び準防火地域を除くほぼ東京全域	
用途地域	第一種低層 住居専用地域 及び 第二種低層 住居専用地域	・住宅等に附属するものは規制なし ・単独建築は不可
	第一種中高層 住居専用地域	同上
	第二種中高層 住居専用地域	・住宅等に附属するものは規制なし ・単独のものは、2階以下で床面積の合計が1,500㎡以下
	第一種 住居地域	・床面積3,000㎡以下
防火地域 (法61条)	階数が3以上又は延べ面積が100㎡を超える建築物は耐火建築物とし、その他は耐火建築物又は準耐火建築物とする。ただし、延べ面積が50㎡以内の平家建附属建築物の外壁・軒先を防火構造としたもの等はこの限りでない	

項目	自転車駐車場
準防火地域 (法62条)	原則、地階を除く階数が4以上又は延べ面積が1,500㎡を超える建築物は耐火建築物とし、延べ面積が500㎡を超え1,500㎡以下の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物とする。地階を除く階数が3の建築物は、耐火建築物、準耐火建築物又は外壁の開口部の構造及び面積、主要構造部の防火の措置等、防火上必要な技術的基準に適合する建築物とする
容積率制限における床面積の控除(令2条)	各階の床面積の合計の5分の1を限度として控除される

(注)

法：建築基準法 令：建築基準法施行令 条例：東京都建築安全条例

- 1 屋根のない駐車場については、規制対象とならない。ただし、自動車・バイク駐車場については、危険物の規制に関する政令の適用を受ける場合がある。
- 2 路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の場合駐車場法施行令及び届出(駐車料金を徴収する場合)の適用を受ける。

<参考>東京都駐車場条例の一部改正について (都市整備局市街地建築部建築企画課)

新築時等における特別区の大規模事務所及び共同住宅並びに既存建築物について駐車施設の附置義務台数の見直しを行うとともに、特別区又は市が条例で、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく駐車機能集約区域における駐車施設に関する事項を定めた場合の特例を設けます。(平成26年4月1日施行)

(1) 新築時等における附置義務台数の算定基準の見直し

ア 特別区の大規模事務所(床面積6千㎡超)について附置義務台数の算定基準(面積調整率)を緩和します。

(例) 床面積の区分 6千㎡超1万㎡以下の部分

(現行) 1.0 → (改正後) 0.8

イ 特別区の共同住宅について、附置義務台数の算定基準を緩和します。

(現行) 床面積300㎡ごとに1台 → (改正後) 床面積350㎡ごとに1台

(2) 既存建築物における取扱いの見直し

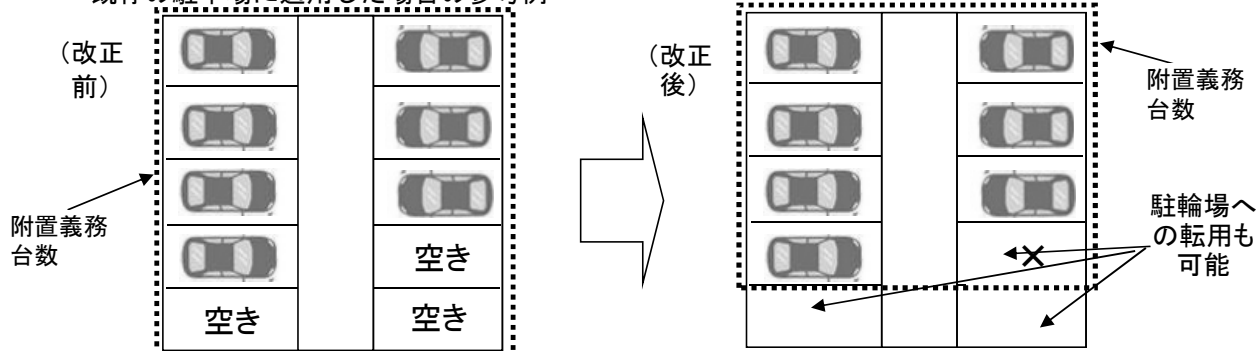
特別区及び市において、駐車施設の台数を条例で必要とされる台数まで減じ、又は条例で必要とされる台数を確保した上で駐車施設の位置の変更ができることとします。

→ 他の建築関係法令に適合する範囲で、自転車置場への転用も可能となります。

(3) 駐車機能集約区域に係る特例

特別区又は市が、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく駐車機能集約区域内において附置すべき駐車施設等に関する条例を定めた場合における本条例の適用除外に係る規定を設けます。

既存の駐車場に適用した場合の参考例



イ 主な消防法関係

項 目	自 転 車 駐 車 場	自 動 車 駐 車 場	
防火対象物の指定 (令6条)	令別表第1、15項「その他の事業場(主たる用途に機能的に従属するものを除く。)」	令別表第1、13項イ「自動車車庫又は駐車場(主たる用途に機能的に従属するものを除く。)」	
防火管理者 (法8条) (条例55条の3)	収容人員50人以上	①収容人員50人以上 ②収容台数50台以上の屋内駐車場 (条例)	
消 防 用 設 備 等	消火器 (令10条)	①延面積300㎡以上 ②地階、無窓階、3階以上の階で床面積50㎡以上	①延面積150㎡以上 ②地階、無窓階、3階以上の階で床面積50㎡以上
	屋内消火栓設備 (令11条) (条例38条)	①延面積1,000㎡以上(2・3倍読み規定あり) ②地階、無窓階、4階以上の階で床面積200㎡以上(2・3倍読み規定あり) ③地階を除く階数が5以上(5階以上の階の床面積合計150㎡以下又は150㎡以内ごとに防火区画された場合を除く。2倍読み規定あり-条例)	地階を除く階数が5以上(5階以上の階の床面積合計150㎡以下又は150㎡以内ごとに防火区画された場合を除く。2倍読み規定あり-条例)
	スプリンクラー設備 (令12条) (条例39条)	①11階以上の階 ②地下4階以下の階で当該地下4階以下の階の床面積合計2,000㎡以上(条例) ③地盤面からの高さ31mを超える階(条例)	同 左
	水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 (令13条) (条例40条)	規制なし	※1 ①駐車のために供される部分で次に掲げるもの ア 当該部分の存する階における当該部分の床面積が(ア)地階、2階以上の階で面積200㎡以上(イ)1階で面積500㎡以上 ウ 屋上で床面積300㎡以上 イ 昇降機等の機械装置によるもので収容台数10台以上 ②延面積700㎡以上(駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができるものを除く-条例) ③吹き抜け部分を共有する2以上の階で駐車のために供する部分の床面積合計200㎡以上(条例)
	自動火災報知設備 (令21条)	①延面積1,000㎡以上 ②地階、無窓階、3階以上の階で床面積300㎡以上 ③11階以上の階	①延面積500㎡以上 ②地階、無窓階、3階以上の階で床面積300㎡以上 ※1 ③地階、2階以上の階のうち駐車のために供する部分の存する階(駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる階を除く)で当該床面積200㎡以上 ④11階以上の階
	漏電火災警報器 (令22条)	①延面積1,000㎡以上 ②契約電流50A超過 (①、②いずれも間柱、根太、野縁、下地などを準不燃材料以外で造った鉄網入り壁、床天井を有する場合に限る。)	規制なし
	消防機関へ通報する火災報知設備 (令23条)	延面積1,000㎡以上 (消防機関に常時通報することができる電話を設置した場合を除く。)	同 左

項 目		自 転 車 駐 車 場	自 動 車 駐 車 場
消 防 用 設 備 等	非常ベル、 自動式サイ レン又は 放送設備	①収容人員50人以上 ②地階、無窓階で収容人員20人以上	同 左
	非常ベル及 び放送設備 (令24 条)	①地階を除く階数11以上 ②地階の階数 3 以上	同 左
	避難器具 (令25条) (条例44条)	① 3 階以上の無窓階、地階で収容人員100人 以上 ② 3 階以上の有窓階で収容人員150人以上 ※2 ③ 3 階以上の階のうち直通階段が 1 以下で 収容人員10人以上 ④ 6 階以上の階で収容人員30人以上 (条例)	※2 ① 3 階以上の階のうち直通階段が 1 以下で 収容人員10人以上 ② 6 階以上の階で収容人員30人以上 (条例)
	誘導標識 (令26条)	全 部	同 左
	誘導灯 (令26条)	地階、無窓階、11階以上の部分	同 左
	排煙設備 (令28条) (条例45条の2)	規制なし	①地階、無窓階で床面積 1,000㎡以上 ※1 ②地下 4 階以下の階で駐車のために供する部分 の床面積 1,000㎡以上 (条例)
	連結散水設備 (令28条の2)	地階の床面積合計 700㎡以上	同 左
	連結送水管 (令29条) (条例46条)	①地階を除く階数 7 以上 ②地階を除く階数 5 以上で延面積6,000㎡以上	①地階を除く階数 7 以上 ②地階を除く階数 5 以上で延面積6,000㎡以上 ③地階、無窓階(1、2階を除く)で床面積 1,000㎡以上(条例) ※1 ④屋上で自動車駐 車場の用途に供するもの (条例)
	非常コンセント 設備 (令29条の2) (条例46条の2)	①地階を除く階数11以上 ②地下 4 階以下の階で当該地下 4 階以下の階 の床面積合計 1,000㎡以上 (条例)	同 左
	無線通信補助 設備 (条例46条の3)	地下の階数が 4 以上で、かつ、地階の床面積 合計 3,000㎡以上 (条例)	同 左

〈注〉

法：消防法 令：消防法施行令 条例：火災予防条例

- 1 主たる用途に機能的に従属するものとして、令別表第 1、13 項イから除かれるものに対しても適用される規制事項
- 2 当該階は、区画された部分ごとに 1 階段の判断を行う。
- 3 複合用途防火対象物の一部として存する場合には、16 項としての規制事項が適用される場合がある。

(3) 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

〔平成25年3月29日
条例第14号〕

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、自転車の利用に関し、基本理念を定め、及び東京都（以下「都」という。）、自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）、事業者、都民その他の関係者の責務を明らかにするとともに、都の基本的な施策、関係者が講じるべき措置等を定めることにより、自転車の安全で適正な利用を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- 二 自転車道 自転車道の整備等に関する法律（昭和45年法律第16号）第2条第3項に規定する自転車道をいう。
- 三 事業者 事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- 四 自転車使用事業者 事業者のうち、人の移動、貨物の運送等の手段として自転車を事業の用に供する者をいう。
- 五 都民等 都民、自転車利用者及び事業者をいう。
- 六 自転車貨物運送事業 他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して貨物を運送する事業（請負その他の方法により当該貨物の運送を他の者に行わせる事業を含む。）をいう。
- 七 自転車旅客運送事業 他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して旅客を運送する事業（請負その他の方法により当該旅客の運送を他の者に行わせる事業を含む。）をいう。
- 八 自転車貸付事業 自転車を有償で貸し付ける事業をいう。

(基本理念)

第3条 自転車は、都民及び事業者にとって高い利便性を有し、都民生活及び事業活動に極めて重要な役割を果たす一方で、自転車に係る交通事故の多発、道路への放置等の不適正な利用により、都民の安全な生活の妨げとなっていることに鑑み、都、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）並びに都民等の相互の連携により、その安全で適正な利用が促進されなければならない。

(都の責務)

第4条 都は、区市町村及び都民等と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するための施策（以下「自転車安全利用促進施策」という。）を総合的に実施するものとする。

- 2 都は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、都民等に対し必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。
- 3 都は、区市町村が実施する自転車安全利用促進施策に対し、情報の提供、技術的支援その他の必要な協力を行うものとする。

(自転車利用者の責務)

第5条 自転車利用者は、自転車が車両（道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。）であることを認識して同法その他の関係法令を遵守し、これを安全で適正に利用するものとする。

- 2 自転車利用者は、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車使用事業者等の責務)

第6条 自転車使用事業者は、従業者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、必要な措置を講じるとともに、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 自転車の小売を業とする者（以下「自転車小売業者」という。）、自転車の製造若しくは組立て又は整備を業とする者、自転車駐車場を利用させることを業とする者（第13条において「自転車駐車場業者」という。）その他の自転車に関する事業を行う者は、自転車が安全で適正に利用されるよう、事業の実施に関し必要な措置を講じるとともに、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

(都民及び事業者の責務)

第7条 都民及び事業者（前条に規定する事業者を除く。）は、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 自転車安全利用推進計画

(自転車安全利用推進計画)

第8条 知事は、都が実施する自転車安全利用促進施策及び都民等の取組を総合的に推進するための計画（以下この条において「自転車安全利用推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 知事は、自転車安全利用推進計画の策定に当たっては、都民等の意見を反映することができるよう、適切な措置を講じるものとする。
- 3 知事は、自転車安全利用推進計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、自転車安全利用推進計画の変更について準用する。

第3章 自転車の安全で適正な利用のための技能及び知識の普及

(都による自転車の安全で適正な利用のための技能及び知識の普及)

第9条 都は、自転車利用者が自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識の習得するための機会の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(自転車安全利用指針)

第10条 知事は、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識が適切に習得され、並びにそれらの普及が効果的に行われるよう、次に掲げる事項を内容とする自転車の安全で適正な利用に関する指針を作成し、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

- 一 自転車の安全で適正な利用に必要な技能に関する事項
- 二 自転車の安全で適正な利用に必要な知識に関する事項
- 三 前2号に掲げるもののほか、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識の効果的な普及のために必要な事項

(自転車利用者の技能及び知識の習得)

第11条 自転車利用者は、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識の習得に努めなければならない。

(従業者の技能及び知識の習得)

第12条 自転車使用事業者は、従業者に対し、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じることにより、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得させるよう努めなければならない。

(自転車小売業者等による啓発)

第13条 自転車小売業者、自転車の組立てを業とする者（第23条第2項及び第37条において「自転車組立業者」という。）、自転車の整備を業とする者（第22条、第23条第2項及び第37条において「自転車整備業者」という。）及び自転車駐車場業者は、自転車利用者又は自転車使用事業者 に対して、自転車の販売等の機会を通じ、自転車を安全で適正に利用するための啓発を行うよう努めなければならない。

(事業者による自転車の安全で適正な利用に係る研修の実施等)

第14条 事業者（就業規則その他これに準じるものにより従業者の自転車を利用した通勤を禁じている事業者を除く。第30条において「特定事業者」という。）は、自転車を利用して通勤する従業者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じよう努めなければならない。

(児童の技能及び知識の習得)

第15条 父母その他の保護者は、その保護する児童（18歳未満の者をいう。次条において同じ。）に対し、指導、助言その他の必要な措置を講じることにより、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得させるよう努めなければならない。

(児童の教育又は育成に携わる者による指導等)

第16条 児童の教育又は育成に携わる者は、当該児童が自転車を安全で適正に利用することができるよう、指導、助言その他の必要な措置を講じよう努めなければならない。

第4章 安全な自転車の普及

(安全な自転車の利用)

第17条 自転車利用者は、東京都規則（以下「規則」という。）で定める自転車の安全性に関する基準に適合する自転車（次条において「基準適合自転車」という。）を利用するよう努めなければならない。

2 前項の規定は、自転車使用事業者について準用する。

(安全な自転車の製造、販売等)

第18条 自転車の製造又は販売を業とする者は、基準適合自転車の製造又は販売及び安全性の高い自転車の開発又は普及に努めなければならない。

(安全に資する器具の利用)

第19条 自転車利用者は、反射材、乗車用ヘルメットその他の交通事故を防止し、又は交通事故の被害を軽減する器具を利用するよう努めるものとする。

(自転車点検整備指針)

第20条 知事は、自転車の安全で適正な利用の促進のため、自転車の点検又は整備（以下この条から第22条までにおいて「点検整備」という。）が効果的かつ適切に行われるよう、次に掲げる事項を内容とする自転車の点検整備に関する指針（次条及び第22条において「自転車点検整備指針」という。）を作成し、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

- 一 日常的に点検すべき事項及び点検の方法
- 二 定期的に点検すべき事項及び点検の方法
- 三 整備の方法及び確保すべき性能
- 四 前3号に掲げるもののほか、点検整備を効果的かつ適切に行うために必要な事項

(点検整備の実施)

第21条 自転車利用者は、その利用する自転車について、自転車点検整備指針を踏まえ、点検整備を行うよう努めなければならない。

2 前項の規定は、自転車使用事業者について準用する。

(自転車整備業者による点検整備)

第22条 自転車整備業者は、自転車利用者又は自転車使用事業者の求めに応じて点検整備を行うときは、自転車点検整備指針を踏まえ、点検整備を行うよう努めなければならない。

(違法な利用となる自転車の販売等の禁止)

第23条 自転車小売業者は、自転車の利用が道路交通法その他の自転車の交通又は安全性に関する法令の規定に違反することとなることを知って自転車を販売してはならない。

2 自転車組立業者又は自転車整備業者は、自転車の利用が道路交通法その他の自転車の交通又は安全性に関する法令の規定に違反することとなることを知って他人の求めに応じて自転車を組み立て、又は改造してはならない。

第5章 自転車利用環境の整備等

(自転車道の整備等)

第24条 都は、自転車道、自転車駐車場その他の自転車の安全で適正な利用のための環境の整備に資する事業が効果的かつ適切に実施されるよう、区市町村その他の関係者と連携して必要な措置を講じるものとする。

(自転車利用環境整備協議会)

第25条 都は、自転車の安全で適正な利用のための環境の整備に資すると認めるときは、規則で定めるところにより、自転車利用環境整備協議会を置くことができる。

(自転車等駐車対策協議会等に対する都の協力)

第26条 都は、区市町村が自転車等駐車対策協議会(自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第8条第1項の自転車等駐車対策協議会をいう。)を置いたときは、当該区市町村の申出等により、必要な協力を行うものとする。区市町村が自転車道の整備等について関係者との協議の場を設けたときも、同様とする。

第6章 自転車利用者等による保険等への加入等

(自転車損害賠償保険等への加入等)

第27条 自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の生命、身体又は財産の損害を賠償することができるよう、当該損害を填補するための保険又は共済(次条において「自転車損害賠償保険等」という。)への加入その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 前項の規定は、自転車使用事業者について準用する。

(自転車損害賠償保険等の普及等)

第28条 自転車損害賠償保険等を引き受ける保険者は、自転車損害賠償保険等の普及に努めなければならない。

2 自転車小売業者は、自転車の購入者に対し、前条第一項に規定する自転車損害賠償保険等への加入その他の必要な措置に関する情報の提供に努めなければならない。

第7章 自転車駐車場の利用の推進

(自転車の駐車需要を生じさせる事業者による適正な駐車場の促進)

第29条 事業の実施により自転車の駐車需要を生じさせる者は、顧客、従業者等による自転車の駐車が道路交通法の規定に違反しないよう、自転車の駐車場所の確保、自転車駐車場の利用の啓発その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(通勤に利用する自転車の駐車場所の確保又は確認)

第30条 特定事業者は、従業者の通勤における自転車の駐車について、規則で定めるところにより、当該駐車に必要な場所を確保し、又は従業者が当該駐車に必要な場所を確保していることを確認しなければならない。

第8章 自転車貨物運送事業者等の自転車の安全で適正な利用に関する登録等

(自転車貨物運送事業者の登録等)

第31条 自転車貨物運送事業を営む者は、当該自転車貨物運送事業が規則で定める自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについて、都の登録を受けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、同項の登録(以下この条から第34条までにおいて「登録」という。)を受けることができない。

一 第33条第1項(第35条第2項及び第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定により登録を抹消された日から3年を経過しない者

二 第34条(第35条第2項及び第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反したことにより第39条第1項の公表をされた日から2年を経過しない者

三 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

五 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

六 登録を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

3 登録を受けようとする者(登録の更新を受けようとする者を含む。)は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

4 知事は、前項の申請に係る事業が第1項の基準に適合すると認めるときは、規則で定めるところにより、申請者を登録簿に登録し、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

5 登録の有効期間は、登録の日から3年とする。

(登録に係る事項の変更等)

- 第32条 登録を受けた者は、登録に係る事項に変更があったとき又は登録に係る事業を廃止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の届出があったときは、届出があった事項について登録簿の当該事項を変更し、又は登録を抹消するとともに、その旨を同項の届出をした者に通知しなければならない。

(登録の抹消等)

- 第33条 登録を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、知事は、当該登録を受けた者の登録を抹消するものとする。
- 一 第31条第2項各号に該当することとなったとき。
- 二 不正の手段により登録を受けたとき。
- 三 正当な理由がなく登録に係る事業についての第38条の勧告に従わないとき。
- 2 登録を受けた者は、規則で定めるところにより、知事に登録の抹消を申請することができる。
- 3 前2項の規定により登録を抹消したときは、知事は、その旨を登録を抹消された者に通知しなければならない。

(表示の制限)

- 第34条 登録を受けていない者は、その営む事業について登録を受けている旨の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

(自転車旅客運送事業の登録等)

- 第35条 自転車旅客運送事業を営む者は、当該自転車旅客運送事業が規則で定める自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについて、都の登録を受けることができる。
- 2 第31条第2項から第5項まで及び第32条から前条までの規定は、前項の登録について準用する。

(自転車貸付事業の登録等)

- 第36条 自転車貸付事業を営む者は、当該自転車貸付事業が規則で定める自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについて、都の登録を受けることができる。
- 2 第31条第2項から第5項まで及び第32条から第34条までの規定は、前項の登録について準用する。

第9章 雑則

(報告及び調査)

- 第37条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、自転車小売業者、自転車組立業者、自転車整備業者、第31条第1項、第35条第1項若しくは前条第1項の登録を受けた者、第34条（第35条第2項又は前条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反しているおそれがあると認める者その他の関係者から必要な報告を求め、又はその職員にこれらの者の事業所その他の場所に立ち入り、調査させることができる。
- 2 前項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

- 第38条 知事は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に掲げる措置その他の必要な措置を講じるよう勧告をすることができる。
- 一 第23条各項の規定に違反する行為をした者当該違反する行為を中止すること。
- 二 第31条第1項の登録を受けた者であって、当該登録に係る事業が同項の基準に適合しなくなったと認めるもの当該基準に適合させること。
- 三 第32条第1項（第35条第2項又は第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしていない者当該届出をすること。
- 四 第34条（第35条第2項又は第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反する行為をした者当該違反する行為を中止すること。
- 五 第35条第1項の登録を受けた者であって、当該登録に係る事業が同項の基準に適合しなくなったと認めるもの当該基準に適合させること。
- 六 第36条第1項の登録を受けた者であって、当該登録に係る事業が同項の基準に適合しなくなったと認めるもの当該基準に適合させること。

(公表)

- 第39条 知事は、前条第1号又は第4号の勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨の公表をすることができる。
- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

- 第40条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(4) 東京都自転車安全利用推進計画

第1 はじめに

1 自転車事故等の現況

都内では、平成27年中に1万1千件を超える自転車に関係した交通事故（以下「自転車事故」といいます。）が発生し、自転車乗用中に交通事故で亡くなられた方は、33人に上ります。全ての交通事故に占める自転車事故の割合（以下「自転車関与率」といいます。）は3割を超え、全国平均の約2割と比べても高い状況となっています。

また、都内の駅周辺における放置自転車は、統計上は減少傾向にあるものの、依然として歩行者等の通行の著しい妨げとなっているとともに、区市町村においては、その対策費として年間150億円以上もの予算が投じられている状況です。

2 東京都自転車安全利用推進計画の策定

こうした自転車を巡る諸課題を踏まえ、東京都は「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（平成25年東京都条例第14号。以下「東京都自転車安全利用条例」といいます。）を制定し、平成25年7月1日から施行しました。

東京都自転車安全利用条例では、自転車利用者だけでなく、行政、事業者等の自転車に関わる全ての主体に対して、その社会的責任に応じた義務等を課していますが、そうした義務等を各主体が確実に果たすためには、具体的な取組を明確にすることが必要です。そこで、東京都は、自転車に関わる様々な団体の代表者や公募で選ばれた都民等を委員とした「東京都自転車安全利用推進計画協議会」を設置し、計画案について協議するとともに、都民等からも広く意見を募集しました。

東京都は、これらの結果も踏まえ、東京都自転車安全利用条例第8条第1項の規定に基づき、自転車の安全で適正な利用（以下「安全利用」といいます。）の促進に向けた東京都の施策及び自転車利用者、事業者等の取組を総合的に推進するため、平成26年1月、東京都自転車安全利用推進計画（以下「当初計画」といいます。）を策定しました。

3 当初計画の成果と課題

当初計画では、全ての主体の取組の総合的な結果として目指す数値目標（平成27年中）を設定し、その達成状況は次のとおりでした。

項目	当初計画数値目標	平成27年の数値
自転車乗用中死者数	25人以下	33人
自転車事故発生件数	13,000件以下	11,060件
駅前放置自転車台数	30,000台以下	33,830台

「自転車事故発生件数」については、平成26年に前倒しで達成し、平成27年も目標を達成したものの、「自転車乗用中死者数」及び「駅前放置自転車台数」については目標の達成には至りませんでした。

目標の達成状況を分析すると、以下の3点の課題が浮かび上がりました。

1点目は、事故件数は着実に減少しているものの、死者数については、大幅な増加に転じた年もあるなど、一層の削減が必要なことです。死者のうち5割近くが高齢者であるほか、近年はスポーツタイプの自転車利用者の死亡事故も多く発生しています。

2点目は、減少傾向にあるものの、いまだ多くの自転車事故が発生していることです。自転車利用者に何らかの違反行為があった事故の割合は減少しており、ルール・マナーが一定程度向上していることはうかがえますが、自転車関与率は全国平均と比べ、いまだ高い水準にあります。

3点目は、減少傾向にあるものの、いまだ多くの放置自転車が発生していることです。駐輪場が整備されているにもかかわらず、自転車を放置する利用者も多い状況にあります。

4 計画改定の経緯

当初計画は、平成27年度で計画期間を終了することから、先述の課題に対応し、平成28年度以降も自転車の安全利用を推進していくために、東京都は、「東京都自転車安全利用推進計画」を改定することとしました。

改定にあたっては、自転車に関わる様々な団体の代表者や公募で選ばれた都民等を委員とした「東京都自転車安全利用推進計画協議会」において、当初計画策定後の各主体の取組状況や今後想定される都内における自転車利用環境等の変化などを踏まえ、先述の課題への対応等について協議するとともに、都民等からも広く意見を募集しました。

<今後想定される都内における自転車利用環境等の変化>

- ・ 自転車推奨ルートの設定等による自転車が走行しやすい空間の整備拡大
- ・ シェアサイクルの広域的な展開
- ・ スポーツタイプの自転車利用者、外国人利用者の拡大

第2 理念

自転車は、高い利便性を有した乗り物であり、都民生活や事業活動に重要な役割を果たしています。一方で、先に述べたとおり、自転車事故の多発や道路への放置等の問題があり、都民の安全な生活を妨げています。

自転車が安全で適正に利用されるためには、まず自転車を利用する人自身が、自転車は車両であるとの認識の下、自転車を放置しないことも含め、交通ルールを遵守し、交通マナーを実践することが必要不可欠です。その一方で、自転車は、運転免許が不要であることなどから、幅広い年齢層の利用者があらゆる場面で利用しているとともに、交通ルールの遵守といった安全意識の面等では、徒歩と比べて速度が高い車両であるにもかかわらず、徒歩での移動と同じ感覚で利用される傾向にあります。したがって、その安全利用を社会全体に浸透させるためには、自転車利用者だけでなく、行政、事業者等の自転車に関わる全ての主体が丸となって取組を推進することが必要です。

そこで、この計画では、『社会全体で自転車の安全利用に取り組み、自転車事故がなく、自転車の交通秩序が確立された社会を実現する』ことを理念として掲げ、究極的には自転車事故や放置自転車がない社会を目指します。

第3 計画期間

都内における交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として、第10次東京都交通安全計画（平成28年度東京都交通安全対策会議策定）があります。同計画は平成28年度から32年度までを計画期間とし、その内容には、自転車の安全利用を推進するための様々な取組も盛り込まれています。

この計画は、第10次東京都交通安全計画で記載された自転車の安全利用に関する取組をより具体化するものであり、同計画と相互に連携するものであるため、計画期間は、第10次東京都交通安全計画に合わせて、平成28年度から平成32年度末までとします。

なお、平成33年度以降は、新たな東京都交通安全計画の策定に合わせて、この計画も改定することとします。

第4 数値目標

自転車に関わる全ての主体が一丸となり、この計画の理念を実現するため、全ての主体の取組の総合的な結果として目指す数値目標（平成32年中）は、次のとおりとします。

- ・ 自転車乗用中死者数 20人以下
- ・ 自転車事故発生件数 8,000件以下
- ・ 駅前放置自転車台数 20,000台以下

【数値目標の考え方】

数値目標として掲げる項目は、この計画の理念として掲げた「社会全体で自転車の安全利用に取り組み、自転車事故がなく、自転車の交通秩序が確立された社会」にどの程度近づいているかを知ることができるよう、最も基本的なものであり、かつ、第10次東京都交通安全計画の目標（平成32年中の道路交通事故死者数125人以下）とも整合するものである必要があります。

そこで、まず、自転車事故によって人命が失われないようにするとともに、交通事故のない社会を目指すべく引き続き「自転車乗用中死者数」及び「自転車事故発生件数」を項目としました。また、“交通秩序の確立”の観点から「駅前放置自転車台数」も項目としました。

その上で、それぞれの目標数値は、過去の減少率を踏まえ、より一層のペースで減少させる数値を設定しました。

なお、自転車乗用中死者数については、死者数1人の増減により数%の変動が生じることとなるため、具体的な数値を目標とすることは適当ではないという考えもありますが、死者数は最も重要な指標であることに鑑み、数値目標を設定しました。

（参考：平成27年の各数値）

- ・ 自転車乗用中死者数 33人
- ・ 自転車事故発生件数 11,060件
- ・ 駅前放置自転車台数 33,830台

第5 安全利用に関する各主体の役割等

第2に掲げたとおり、自転車の安全利用を推進するためには、社会全体で取り組む必要があります。

自転車に関わる主体である行政（東京都、警視庁、国及び区市町村）、自転車利用者、事業者、保護者、子供の教育・育成に携わる者その他関係者には、それぞれ次のような観点から、安全利用の推進の担い手となることが求められます。

○ 行政

行政は、自転車の安全利用を推進するために必要な施策を自ら実施するとともに、自転車に関わる様々な主体による安全利用の取組が社会全体で効果的に行われるよう必要な支援をします。

特に東京都は、この計画の策定主体として、また、広域的自治体として、自転車に関わる様々な主体によるこの計画を踏まえた取組を促進するためのけん引役となります。

○ 自転車利用者

自転車利用者は、自転車を安全で適正に利用すべきであることを自覚し、自転車を放置しないことも含め、交通ルール・マナーを習得し、実践します。

○ 事業者

事業者は、業務上の自転車の利用、従業員による通勤での自転車の利用、自転車の製造・販売等といった自らの事業活動と自転車の関わりの内容・程度に応じて、事業者自身にも自転車の安全利用に関する責任があることを自覚し、必要な取組を実施します。

○ 保護者及び子供の教育・育成に携わる者

保護者及び子供の教育・育成に携わる者は、子供が交通ルール・マナーを習得できるよう指導するとともに、子供の交通ルール・マナーに関する規範意識を醸成します。また、保護者は、子供の模範となるように自転車を安全で適正に利用します。

○ その他関係者

地域の団体、交通ボランティア等は、行政、自転車利用者等と連携しつつ、自転車の安全利用に関する自主的な取組を推進するよう努めます。

そこで、各主体がそれぞれの役割を適切に果たすとともに、互いの役割を十分理解した上で、相互に協力しながら、より効果的な取組が行われるようにするため、第6の実施事項においては、道路交通法（昭和35年法律第105号）、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「自転車法」といいます。）、東京都自転車安全利用条例等に規定された自転車の安全利用に関する事項等を踏まえ、都として、行政、自転車利用者、事業者等がそれぞれ果たすべきと考える具体的な取組を示しました。

自転車に関わる各主体は、この計画の趣旨を踏まえ、自転車の安全利用が社会全体で取り組まれるよう、不断の努力をしていくことが重要です。

第6 実施事項

自転車に関わる各主体は、次の取組を実施します。

- 1 自転車の安全利用の実践
- 2 自転車の安全利用に関する教育の推進
- 3 放置自転車の削減
- 4 安全な自転車利用環境の整備等
- 5 安全性の高い自転車の普及
- 6 自転車事故に備えた措置
- 7 悪質・危険な自転車利用者に対する対処

1 自転車の安全利用の実践

(1) 自転車の利用に関する心構え

自転車は、都市における移動手段として、コスト面を含め利便性が高い一方で、徒歩と比べて速度が高い車両であることから、ひとたび事故が起こると、被害者になるだけでなく、加害者にもなりかねないものです。

また、自転車の放置は、歩行者等の通行の著しい妨げとなるとともに、区市町村においては、放置された自転車の撤去・保管等に要する経費として年間150億円以上もの予算が投じられているなど、多大なコストを生じさせています。

したがって、自転車利用者は、交通社会の一員として、自転車を放置しないことも含めた交通ルールを遵守することはもちろん、保険の加入等の応分の経済的負担も含め、自動車と同様の車両を利用している者としての自覚と責任をもって行動しなければなりません。

(2) 自転車利用者等による安全利用の実践

ア 自転車利用者による安全利用の実践

自転車利用者は、次のような基本的な交通ルール・マナーの遵守を始めとして、安全利用を実践します。

- ・ 信号を遵守する。
- ・ 交差点で一時停止をするなど、周囲の安全を確認する。
- ・ 携帯電話での通話やスマートフォンの画面の注視、イヤホンの使用、傘差し運転、並進等の危険な運転をしない。
- ・ 車道は左側を通行する。
- ・ 道路標識等により歩道を通行することができることとされている場合、子供や高齢者等が自転車を利用する場合、車道又は交通の状況に照らして自転車の通行の安全を確保するためやむを得ない場合において、歩道を通行する際には、歩行者優先で車道寄りを通行し、歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止する。
- ・ 駐停車車両を追い越す際には、後方などの安全確認を行う。
- ・ 夜間はライトを点灯する。
- ・ 自転車を放置せず、駐輪場等を利用する。

- ・ 大人も子供もヘルメットを着用する。
- ・ 夕方や夜間は、反射材を着用するなど目立つ服装をする。
- ・ こまめに点検整備をする。
- ・ 自転車事故に遭った場合は、警察への通報、被害者の救護等を行う。

イ 事業者による安全利用の実践

業務で自転車を使用する事業者は、従業者による基本的な交通ルール・マナーの遵守を始めとして、自転車の安全利用を実践します。

また、特に、自転車を利用すること自体が事業である自転車貨物運送事業者（自転車便）、自転車旅客運送事業者（自転車タクシー）及び自転車貸付事業者（レンタサイクル・コミュニティサイクル・シェアサイクル）は、東京都自転車安全利用条例に規定する登録を積極的に受け、自転車の安全利用を実践するとともに、他の自転車利用者の模範となるようにします。

2 自転車の安全利用に関する教育の推進

(1) 自転車利用者による取組

ア 主体的な学習

自転車利用者は、自転車の安全利用を実践できるよう、東京都自転車安全利用指針（以下「安全利用指針」といいます。）、東京都自転車点検整備指針（以下「点検整備指針」といいます。）、自転車の安全利用に関するリーフレットやウェブサイト等を活用して、交通ルール・マナーを積極的に習得します。

イ 安全教室等の受講

自転車利用者は、学校、事業所、商業施設等における自転車の安全利用に関する教育（以下「教育」といいます。）の実施状況について、行政の広報誌やウェブサイト等を通じて把握し、積極的に自転車安全教室（以下「安全教室」といいます。）等を受講します。

(2) 様々な主体による教育の推進

ア 保護者による教育

(ア) 保護者による教育

保護者は、安全利用指針、点検整備指針、自転車の安全利用に関するリーフレットやウェブサイト等を活用して、子供に対し、交通ルール・マナーを教えます。

(イ) 子供の模範となる自転車利用

保護者は、安全利用指針、点検整備指針、自転車の安全利用に関するリーフレットやウェブサイト等を活用して、自ら正しい交通ルール・マナーを習得・実践することにより、自転車の安全利用について子供の模範となります。

(ウ) 保護者への支援

行政は、自転車の安全利用に関する保護者向けのリーフレットを配布することなどにより、保護者が子供に対して容易に教育を行うことができるようにします。

また、行政及び学校等の子供の教育・育成に携わる者は、主に子供を対象とした安全教室等を

開催する際に、保護者の参加も呼び掛けることなどにより、保護者も交通ルール・マナーを習得できる機会を提供できるようにします。

イ 学校における教育

(ア) 学校における教育

学校においては、幼児・児童・生徒・学生が交通ルール・マナーを正しく習得し、実践できるよう、それぞれの発達の段階に配慮しつつ、交通安全を含む安全教育を総合的・体系的に推進することを目的とした「安全教育プログラム」（東京都教育委員会作成）等を参考として、次のような参加・体験・実践型の安全教室を行政と連携して開催するなど、効果的な教育を推進します。

- ・ スタントマンが自転車事故の現場を再現することで、事故の恐怖を体感させるスケアード・ストレイト方式による安全教室
- ・ 街中での自転車の運転を模擬的に体験できる自転車シミュレータを活用した安全教室
- ・ 基本的な交通ルール等を学ぶ座学と実技指導を受講する自転車免許証交通安全教室

特に、自転車通学者に対しては、並走・二人乗りや傘差し運転といった違反行為を行わないよう指導するほか、ヘルメットの着用について指導等に努めます。

(イ) 学校への支援

行政は、学校における教育が推進されるよう、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、交通事故の発生状況等の情報提供、学校と連携した安全教室の開催等を行います。

警視庁は、学校における教育が推進されるよう、各警察署において、警視庁スクールサポーター等を通じ、交通事故の発生状況や自転車指導警告カード・自転車安全マナーカードの交付状況等を踏まえた助言等を行います。

ウ 事業者による教育

(ア) 事業者による教育

事業者は、従業者が自転車を安全で適正に利用できるよう、自転車安全利用に係る責任者や教育担当者の選任、人事異動期等に合わせた定期的な教育機会の確保、安全利用指針を踏まえた教育マニュアルの作成等を行い、従業者の自転車の利用形態に応じた適切な教育を行います。

また、業務で自転車を利用する従業者や自転車通勤をする従業者に対して、朝礼、会社の電子掲示板等を活用して、自転車の安全利用や交通事故に関する情報を速やかに共有できるようにします。

(イ) 事業者への支援

行政は、事業者による従業者への教育が適切に実施されるよう、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、交通事故の発生状況等の情報提供、事業者と連携した安全教室の開催等を行います。

東京都は、事業者による従業者への教育が適切に実施されるよう、自転車安全利用TOKYOセミナーなどの安全教室を開催するなど、事業所内における自転車安全利用に係る責任者等の人材育成を行います。また、警視庁と連携し、自転車の安全利用に取り組む事業者の拡大を図りま

す。

警視庁は、自転車の安全利用に積極的に取り組む企業を、「自転車安全利用モデル企業」に指定し、安全利用管理者に対して講習を実施するとともに、ホームページで公表することにより、従業員の交通安全意識の高揚と自転車の安全管理に努める事業者の拡大を図ります。

各業界団体は、傘下事業者における効果的な教育の実施事例や自転車事故の事例等を広報誌や機関誌で取り上げるなどして、傘下事業者における取組を促すよう努めます。

エ 地域の団体等による教育

(ア) 地域の団体等による教育

町会・自治会、PTA、老人クラブ、交通ボランティア等は、団体の加入者等が自転車を安全で適正に利用できるよう、教育の実施、団体の広報誌や機関誌への交通ルール・マナーの掲載等に努めます。

(イ) 地域の団体等への支援

行政は、地域の団体等による教育が適切に実施されるよう、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、地域の団体等と連携した安全教室の開催等を行います。

オ 自転車関連事業者による教育

(ア) 自転車関連事業者による教育

自転車小売業者、自転車貸付事業者、駐輪場の運営等を行う事業者を始めとした自転車関連事業者による顧客に対する自転車の販売・貸出等の機会を捉えた教育は、自転車を利用しようとしている者に働き掛けるものであり、教育の効果を大きくすることが期待できます。

このため、自転車関連事業者は、自転車の安全利用に関するリーフレットの配布、ポスターの掲示、顧客への説明等により、交通ルール・マナーやヘルメット着用の必要性の周知等を実施するとともに、従業員が顧客に対して正確な情報を説明できるように、従業員に対して自転車の交通ルール・マナー等について教育します。また、自転車製造業者は、自転車の取扱説明書に交通ルール・マナーを記載するなどし、交通ルール・マナーを周知します。

(イ) 自転車関連事業者への支援

行政は、自転車関連事業者による顧客に対する教育が適切に実施されるよう、自転車の安全利用に関するリーフレットや顧客向けの交通ルール・マナーのチェック様式の提供、自転車関連事業者と連携した安全教室の開催等を行います。

カ 行政による取組

(ア) 自らが自転車を利用する主体としての取組

業務で自転車を利用する行政職員は、他の自転車利用者の模範となるように自転車を安全で適正に利用します。

(イ) 様々な主体と連携した取組

行政は、安全利用指針により教育の方法等を示すほか、保護者、事業者、地域の団体等と連携し、自転車シミュレータを活用した安全教室、スケアード・ストレイト方式による安全教室、自転車免許証交通安全教室等を行います。

東京都は、自転車安全利用PRサポーターである「東京交通少年団」と連携し、子供の視点から自転車の安全利用を訴えかけるなど、効果的な啓発活動を行います。また、区市町村の取組を促進するため、安全利用に関する先進的な事例の紹介や情報提供、区市町村による安全利用計画の策定を促進していきます。

警視庁は、自動車運転免許の更新時講習や処分者講習、安全運転管理者講習等の機会を捉え、自転車に関する交通ルール・マナーを併せて教えるとともに、自転車シミュレータ、自転車交通安全教育資機材（「チャーリー巡査の自転車安全教室」）等の各種教育資機材を活用した出前型の交通安全教育の実施、交通安全教育センター等における自転車交通安全教室及びファミリー自転車教室の開催等により、自転車安全利用意識の向上を図ります。また、自転車安全利用指導啓発隊（BEEEMS）やモデルサイクリスト等の活動を通じ、効果的な啓発活動を行います。

(ウ) 都内一斉での啓発の実施

行政は、全国交通安全運動、自転車安全利用TOKYOキャンペーン、駅前放置自転車クリーンキャンペーン、TOKYO交通安全キャンペーン等の中で、交通ルール・マナーの周知を都内一斉に行うことにより、効果的な啓発活動を行います。

(3) 対象に応じた適切な教育の推進

ア 保護者の監督下で自転車を利用する者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

保護者の監督下で自転車を利用する子供に対しては、座学だけでなく、実際に自転車を利用しながら、保護者が交通ルール・マナー、自転車の利用に潜む危険とその回避方法等を具体的に指導します。

(イ) 保護者の監督下で自転車を利用する者に対する教育の実施への支援

行政は、保護者向けの自転車の安全利用に関するリーフレットの配布、保護者も対象とした安全教室の開催等により保護者の交通ルール・マナーの知識の向上を図ることで、保護者による家庭での教育を支援します。

イ 一般利用者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

成人を含め、保護者の監督下を離れて自転車を一人で利用する者（以下「一般利用者」といいます。）に対しては、行政、家庭、学校、事業者、地域の団体等が、様々な機会に、自身の身を守る方法だけでなく、他者に配慮した自転車の利用方法も含めた教育を行います。

行政は、自転車関連のイベントや地域の行事等に合わせて、自転車の安全利用に関するリーフレットの配布、自転車シミュレータ教室の開催等を行うとともに、新たな広報媒体やテレビ等のマスメディアも活用し、幅広い年齢層が教育を受けられるようにします。

警視庁は、ホームページを通じて自転車交通ルール、自転車交通事故発生状況、自転車交通事故再現映像、「PC・スマホ版けいしちよう自転車安全教室」等の自転車の交通事故防止に関する情報を広く周知し、自転車安全利用意識の向上を図ります。

(イ) 一般利用者に対する教育の実施への支援

行政は、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、商業施設や自転車販売店等における安全教室の開催等により、一般利用者に対する教育を支援します。

ウ 高齢者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

高齢者に対しては、身近にいる家族等が、日常生活の中で視聴覚、認知機能、バランス感覚等の身体機能の変化を察知し、高齢者自身にその変化を自覚させることにより、より安全な自転車利用を促します。また、自転車事故による死者のうち高齢者の占める割合が高いことを踏まえ、自転車利用時のヘルメットや反射材の着用を促します。

行政は、老人クラブ、シルバー人材センター等と連携するなどし、高齢者向けの安全教室を開催して高齢者の積極的な参加を求め、加齢による身体機能の変化を自覚させるとともに、自転車の安全利用に関する知識・技能を身に付けさせます。

(イ) 高齢者に対する教育の実施への支援

行政は、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、老人クラブ、シルバー人材センター等と連携した安全教室の開催等により、高齢者に対する教育を支援します。

エ 従業者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

業務で自転車を利用する従業者に対しては、事業者が、その業務の特性、自転車を利用する地域の状況等を踏まえ、自転車利用に伴う危険とその回避方法を具体的に教育します。また、自転車通勤をする従業者に対しては、事業者が、自転車の安全利用に関するリーフレット、ウェブサイト等を紹介するなどして、従業者が安全に自転車通勤をするとともに、自転車を放置しないように教育します。

行政は、交通ボランティア、地域の団体等と連携し、自転車の走行が多い通勤時間帯を中心に、自転車利用者に対する街頭指導及び広報啓発を推進します。

(イ) 従業者に対する教育の実施への支援

行政は、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、事業者と連携した安全教室の開催等により、従業者に対する教育を支援します。

各種業界団体は、傘下事業者における効果的な教育の実施事例や自転車事故の事例等を広報誌や機関誌で取り上げるなどして、傘下事業者における取組を促します。

オ スポーツタイプの自転車の利用者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

スポーツタイプの自転車（ロードバイク、クロスバイク等）の利用者に対しては、自転車小売店等が、その特性、自転車を利用する地域の状況等を踏まえ、自転車利用に伴う危険とその回避方法、ヘルメット着用の必要性等を具体的に教育します。

また、行政は、自転車イベントや自転車専門誌等を通じ、自転車に関する交通ルール・マナーやヘルメット着用の必要性等について周知し、スポーツタイプの自転車利用者が自転車を安全に利用するよう啓発します。

(イ) スポーツタイプの自転車利用者に対する教育の実施への支援

行政は、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、自転車小売店等と連携した安全教室の開催等により、スポーツタイプの自転車の利用者に対する教育を支援します。

カ レンタサイクル、シェアサイクル等の利用者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

レンタサイクル、シェアサイクル等の利用者に対しては、自転車貸付事業者や行政等が、安全教室の開催や、会員申込時や貸出時に、自転車に関する交通ルール・マナーやヘルメット着用の必要性等について周知し、利用者が自転車を安全に利用するよう啓発します。

(イ) レンタサイクル、シェアサイクル等の利用者に対する教育の実施への支援

行政は、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、自転車貸付事業者と連携した安全教室の開催等により、レンタサイクル、シェアサイクル等の利用者に対する教育を支援します。

キ 外国人の自転車利用者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

業務で自転車を利用する外国人従業者や自転車通勤をする外国人従業者に対しては、事業者が、英語等で、その業務の特性、自転車を利用する地域の状況等を踏まえ、自転車利用に伴う危険とその回避方法等を具体的に教育します。

観光等でレンタサイクル、シェアサイクル等を利用する外国人に対しては、自転車貸付事業者や行政等が、会員申込時や貸出時に、英語等で、自転車に関する交通ルール・マナー等について周知し、利用者が自転車を安全に利用するよう啓発します。

(イ) 外国人の自転車利用者に対する教育の実施への支援

行政は、英語その他の外国語を活用した交通安全に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、事業者と連携した安全教室の開催等により、外国人の自転車利用者に対する教育を支援します。

ク 安全教室等の受講を促進するための創意工夫

教育を行う各主体は、次のようなインセンティブを付与するなどして、自転車利用者が自ら積極的に安全教室等を受講するよう、創意工夫します。

- ・ 受講者に対する駐輪場の優先利用
- ・ 会場における自転車の無料の点検整備
- ・ 様々な年齢層に合わせたイベントとの同時開催
- ・ 安全教室の受講成績が優秀な者や他の自転車利用者の模範となる者に対する表彰

東京都は、自転車シミュレータを活用した交通安全教室の受講者等に、「自転車安全利用宣言証」を交付し、自転車利用者が自覚して行動する気運を醸成するとともに、交付を受けた者に対して、協賛企業の特典を付与し、安全教室等の受講を促進します。

3 放置自転車の削減

(1) 自転車利用者による取組

自転車利用者は、道路における自転車の放置が道路交通法に違反する行為であること、また、放置自転車は歩行者等の通行の著しい妨げとなるとともに、その撤去・保管等に多大なコストが生じていることを認識し、自転車を決して放置せず、あらかじめ目的地周辺の駐輪場をインターネット等で確認するなどして、駐輪場等を利用します。

(2) 駐輪場等の整備の推進

ア 行政による整備等

(ア) 駐輪場の整備

行政は、地域の実情を踏まえ、自転車の駐輪需要に応じた駐輪場の整備を推進します。また、状況に応じて、駐輪場用地の提供、道路占用許可、補助金の交付といった適切な手法も活用します。

(イ) 駐輪場の整備に関する支援・協力

東京都は、駐輪場の用地確保に関し、鉄道事業者や道路管理者等との連絡調整をするなど、区市町村に対する支援・協力を行います。

また、鉄道事業者は、行政から駐輪場の設置に協力を求められたときは、自転車法に基づき積極的に協力します。

イ 小売業者、鉄道事業者等による整備等

(ア) 駐輪場の整備

区市町村が定めた駐輪場の附置義務条例や大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の適用を受ける小売業者等は、それらの法令に基づき、顧客等の駐輪需要を満たす適正な規模の駐輪場を整備します。その際、商店街の各店舗など、個々の店舗の敷地内に駐輪場所を確保することが難しい場合は、共同での駐輪場の設置、休業日を設けている店舗の敷地の活用等、創意工夫を凝らして駐輪場所の確保に努めます。

また、小売業者、鉄道事業者等は、東京都自転車安全利用条例に基づき、土地の利用状況等を踏まえ、可能な限り、顧客等の駐輪需要を満たす適正な規模の駐輪場を整備します。

(イ) 駐輪場の整備に関する支援

東京都は、各種業界団体等を通じて、東京都自転車安全利用条例を始めとした関係法令の周知、駐輪場の整備に関する助言、効果的な事例の紹介等を行い、小売業者、鉄道事業者等による駐輪場の整備を促します。

ウ 一般事業者による整備等

(ア) 駐輪場所の確保

事業者は、敷地内における駐輪場所の確保のほか、自動車駐車場の転用、ビルの屋上や荷物置き場等のデッドスペースの活用、業務用スペースへの自転車の持込み等の創意工夫を凝らしつつ、東京都自転車安全利用条例に基づき、自転車通勤をする従業者等のための駐輪場所の確保を推進します。

(イ) ビル所有者等による協力

オフィスビル、商業ビル等の所有者は、テナント事業者が東京都自転車安全利用条例の駐輪場所の確保等の義務を果たすことができるよう、敷地内における駐輪場所の確保、オフィスフロアへの自転車の持込み許可等の協力を努めます。

(ウ) 行政による働き掛け

東京都は、業界団体を通じるなどして、事業者に対し、東京都自転車安全利用条例に基づく事業者の義務を周知し、事業者による主体的な駐輪場所の確保を促進します。

(3) 適正な駐輪の啓発

ア 行政による啓発

(ア) 駐輪場情報の提供

東京都は、インターネット等で地図情報を提供している事業者に都内の駐輪場の情報を提供することにより、自転車利用者による駐輪場の利用を促進します。

(イ) キャンペーン等の実施

行政、鉄道事業者及び関係機関・団体は、一体となって「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を広域的に実施するなど、自転車の放置が道路交通法に違反する行為であることやその撤去・保管等に多大なコストが生じていることの周知を含めて、自転車の放置防止と駐輪場利用促進の啓発活動を行い、自転車の駐輪秩序の確立を図ります。

東京都は、放置自転車削減を一層効果的に推進するため、インターネット、デジタルサイネージ等の広報手法も活用し、キャンペーンの周知を行います。

(ウ) 関係者による連携の促進

行政は、鉄道事業者、地元商工会等の関係者による協議会を設置するなどして、関係者による取組を促し、放置自転車対策を推進します。

東京都は、効果的な放置自転車対策を推進するため、都心の放置自転車が集中する区等の関係者による会議を開催する等して、情報交換、先進的な取組の紹介等を行います。

(エ) 放置自転車、駐輪場の整備等に関する情報提供

東京都は、区市町村、駐輪場整備業者等に対して、放置自転車に関する規制、撤去、処分や駐輪場の整備等について情報提供します。

イ 小売業者、鉄道事業者等における啓発

(ア) 分かりやすい駐輪場の案内

自転車での来客が多い小売業者、鉄道事業者等は、顧客や鉄道利用者等による駐輪場の利用を促進するため、看板、ホームページ等を活用して、駐輪場を分かりやすく案内します。

(イ) 他の交通手段の利用案内

自転車での来客が多い小売業者、鉄道事業者等は、駐輪場の収容能力以上の自転車利用者の来客が見込まれる場合は、公共交通機関の利用や徒歩での来店を案内するなど、顧客や鉄道利用者等の自転車が違法に放置されないように案内を行います。

ウ 一般事業者による啓発

(ア) 自転車通勤をする従業者に対する駐輪場所の確保・確認

事業者は、東京都自転車安全利用条例に基づき、自転車通勤をする従業者のための駐輪場所を確保し、又は従業者が駐輪場所を確保していることを確認することにより、通勤途中の駅周辺等も含めて従業者が通勤自転車を違法に放置しないようにします。また、通勤自転車が放置されていることが分かった場合は、従業者に対して違法に放置しないように指導します。

(イ) 自転車での来客等への啓発

事業者は、顧客等が自転車を違法に放置しないよう、事業所の周辺の駐輪場や公共交通機関の利用等を案内します。

(4) 放置自転車の撤去等

ア より効果的・効率的な放置自転車の撤去

区市町村は、自転車法に基づき、次のような方法によるなどして、より効果的かつ効率的に放置自転車を撤去することにより、放置自転車を抑止し、安全な通行環境を確保します。

- ・ 放置自転車が歩行者の通行に著しい支障を生じさせている地区等を、駐輪場の整備状況にかかわらず、直ちに放置自転車を撤去できる区域として指定すること。
- ・ 撤去する地区や時間帯をランダムに変えること。
- ・ 撤去自転車の所有者に対する通知を省略すること。
- ・ 撤去自転車の保管場所の確保等のため、撤去自転車の売却までの期間を短縮すること。

イ 撤去に要した費用の確実な徴収等による放置自転車の抑止

区市町村は、放置自転車の撤去・保管等に実際に要した費用に見合う額の手数料を設定した上で、撤去自転車の引取りの有無にかかわらず、その手数料を徴収するよう努め、自転車利用者に対し、自らの放置について確実に経済的負担をさせることにより、放置自転車を抑止します。

ウ 区市町村による撤去に対する支援

東京都は、放置自転車の撤去がより効果的かつ効率的に行われるよう、区市町村に対して、放置自転車対策の効果的な事例等の情報提供を行います。

(5) 各主体が連携した放置自転車の削減

行政、鉄道事業者、小売業者等は、放置自転車の解消に向け、それぞれの役割や取組内容を具体的に協議・決定する会議を設置することなどにより、連携して駐輪場の整備、近隣の駐輪場の利用啓発等を推進します。

4 安全な自転車利用環境の整備等

(1) 自転車利用環境の整備

ア 適切な整備手法の選定による自転車利用環境の整備

道路管理者及び警視庁は、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（平成24年11月国土交通省道路局・警察庁交通局。以下「ガイドライン」といいます。）も参考にして、道路の構造や利用状況等を踏まえ、自転車道、自転車レーン（普通自転車専用通行帯）、車道混在（自転車ナビマー

ク・自転車ナビライン等)、自転車歩行者道における自転車の通行部分の指定等の適切な手法を選定した上で、歩行者、自転車、自動車それぞれが安全に通行できる環境を整備します。特に、バス停留所、タクシー乗り場、横断歩道橋の昇降口、地下横断歩道の地上出入口、パーキング・メーターの周辺等、自転車と他の交通主体との交錯の危険性の高い箇所においては、歩行者、バスやタクシーの乗降客、自転車、自動車等のそれぞれの安全確保に一層配慮して整備します。

イ 自転車通行の整序化

警視庁は、自転車通行の整序化を図り交通事故の削減を進めるため、自転車の通行位置や進行方向を示す自転車ナビマーク、自転車ナビラインを幹線道路に設置する「自転車ナビルート設置計画」及び駅周辺の自転車利用の多い道路に設置する「駅周辺における自転車ネットワーク計画」を推進します。

ウ 生活道路における自動車の流入抑止等のための幹線道路の整備

道路管理者は、自転車利用者、歩行者等の安全を確保するため、幹線道路の整備を推進し、生活道路に入り込む自動車を排除します。

エ 効果的な交通規制の実施

警視庁及び道路管理者は、道路の構造や利用状況等を踏まえ、生活道路における通行区分を明確にするための路側帯のカラー舗装化、区域を決めて自動車の走行速度を30km/h以下に抑制する“ゾーン30”の整備、交差点における自動車による自転車の巻き込みを防止するための信号制御や自転車の停止位置の前出し等の適切な手法を選定した上で、歩行者、自転車、自動車それぞれが安全に通行できる環境を整備します。

オ 関係者の連携促進

東京都は、道路管理者や警視庁、バスやタクシー事業者を始めとした運送事業者、沿道の小売業者等による協議会を設置するなどして、関係者の連携を促し、安全な自転車利用環境が整備されるように促します。

(2) 自転車利用環境のネットワーク化の推進

ア 自転車利用環境の連続性・統一性の確保

道路管理者及び警視庁は、ガイドラインも参考にして、自転車ネットワーク計画の策定・実施に向け、互いに連携・協力するとともに、自転車利用環境を整備する際に関係する道路管理者と路面表示の色や形状等について協議することなどにより、都内における自転車利用環境が、歩行者、自転車、自動車それぞれにとって安全で分かりやすく、連続性・統一性のあるものとなるように検討します。

東京都は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の会場や主要な観光地の周辺7地区において、自転車がより安全に回遊できるよう、国道、都道、区市道等の自転車が走行しやすい空間を連続させ、ネットワーク化を図る自転車推奨ルートを東京2020大会開催までに国や区市等と整備します。

イ 複数の区市町村にまたがる自転車利用環境の整備における調整

東京都は、道路管理者や警視庁を始めとした関係者による協議会を設置し、複数の区市町村等の連携を促すなどして、連続した安全な自転車利用環境が確保されるように促します。

(3) 自転車の車道通行に対する自動車利用者の理解の促進

ア 自動車運転者に対する説明

行政は、自動車運転者を参加者に含む交通安全教室等において、自転車の通行ルールや自転車の特性等について説明するなどして、自転車が車両の一つであり、車道においてはお互いの安全に配慮した運転をしなければならないことを理解させます。

イ 自動車運転免許に関する講習、教習所等での指導

警視庁は、自動車運転免許の更新時講習や処分者講習、安全運転管理者講習等の機会を捉え、自動車等の運転者が車道を走行する自転車の安全に配慮した運転を心掛けるよう、運転者が遵守すべき事項の教育を行います。

ウ 違法駐車車両の排除

警視庁は、自転車の車道走行を妨害する駐車違反に対し、取締りを強化します。また、駐車監視員等が重点的に活動する場所、時間帯等を定めた「取締り活動ガイドライン」を見直す際には、自転車レーン等を設置した路線を重点路線等に指定するなど、自転車の安全な車道走行の確保を視野に入れて行います。

5 安全性の高い自転車の普及

(1) 自転車の点検整備の推進

ア 自転車利用者等による日常的な点検整備の実施

(ア) 自転車利用者等による点検整備

自転車利用者及び業務で自転車を使用する事業者は、点検整備指針を踏まえ、日常的な点検整備の方法を習得し、自分自身で日常的な点検を行います。また、年に一回程度は、自転車店を活用するなどして、定期的な点検整備を行います。

(イ) 点検整備の普及・啓発

東京都は、自転車利用者等による点検整備が行われるよう、点検整備指針で示した日常的な点検整備の方法等を分かりやすく示した教材を公表します。また、定期的な点検整備について、関係団体等と連携し、普及啓発を図ります。

イ 自転車関連事業者による定期的な点検整備の啓発・実施

(ア) 自転車小売業者等による啓発

自転車小売業者は、自転車を販売する際に点検整備の必要性について購入者に説明し、適切に点検整備を行うように啓発します。また、行政等が行う安全教室に参加するなどして、点検整備の方法等の周知に努めます。

自転車の点検整備を行っている自転車小売業者等は、その旨を分かりやすく表示するとともに、点検整備を求められたときは、点検整備指針を踏まえて点検整備を実施します。

(イ) 自転車の取扱説明書への記載

自転車製造業者は、製造する自転車の取扱説明書に日常的な点検整備のポイント及び定期的な点検整備を受ける必要があることなどを記載し、自転車利用者による点検整備を促します。

(2) 安定性の高い自転車の開発・普及

ア 自転車製造業者による取組

自転車製造業者は、幼児二人同乗用自転車、高齢者向けの三輪自転車等の自転車利用者の利用形態、特性等に配慮したより安定性が高く、転倒しにくい自転車の開発や普及を図ります。

イ 自転車小売業者による取組

自転車小売業者は、自転車利用者の特性、自転車の利用形態等に配慮し、適切な自転車を紹介するなど、自転車利用者がより安全に自転車を利用できるようにします。

(3) ウィンカー等の開発・普及

自転車製造事業者等は、電池の高性能化やLED電球による省電力化等を踏まえ、ウィンカー、テールランプ、オートライト、サイドミラー等の自転車の安全利用に役立つ器具を備えた自転車の開発や普及を図ります。

東京都、自転車小売業者等は、ウィンカー、テールランプ、オートライト、サイドミラー等が普及するよう、広報啓発等を行います。

6 自転車事故に備えた措置

(1) ヘルメットの着用

行政、自転車小売業者等は、自転車利用者に対して、ヘルメット等の着用効果を分かりやすく説明するほか、安全教室等におけるヘルメットの展示、割引販売の実施、自らの率先した利用等により、ヘルメット等の着用を促進します。

行政は、ヘルメット着用による頭部保護の必要性について、人口当たりの事故発生件数の多い高校生や事故による死者数の多い高齢者をはじめとした自転車利用者、広報啓発等を行い、社会全体でのヘルメット着用の気運醸成を図ります。

警視庁は、安全教育、各種指導・取締り、自転車安全利用指導啓発隊（BEEMS）の活動を通じ、ヘルメット着用の重要性を啓発します。

(2) 反射材等の利用

行政、自転車小売業者等は、自転車利用者に対して反射材の利用効果をわかりやすく説明するほか、地域のイベントや交通安全教室等で反射材の効果を体験できるツール等を用いた啓発や反射材の配布等を行い、普及を図ります。

(3) 自転車損害賠償保険への加入

ア 自転車利用者等による保険加入

自転車利用者及び業務で自転車を使用する事業者は、自らが加入している各種保険（火災保険や自動車保険、それらの特約や付帯保険等）が、自転車事故により他人に与えた損害の賠償を補償する保険（以下「自転車損害賠償保険」といいます。）であるか確認し、加入していない場合には、加入します。

イ 自転車損害賠償保険への加入啓発

(ア) 自転車利用者に対する説明

各種保険の特約、付帯保険等として自転車損害賠償保険を販売している保険会社は、保険加入者に対し、補償内容に自転車損害賠償保険が含まれているか説明します。

(イ) 保険加入に関する情報提供等

行政、保険会社、自転車小売業者等は、自転車利用者等に対し、自転車損害賠償保険に関する情報提供等を行います。

(4) 自転車事故に遭った場合の対処方法や応急手当に関する知識の普及

行政、自転車小売業者等は、自転車事故が起きた場合の基本的な対処手順（他の交通の妨げにならない場所への自転車の移動、被害者の救護、警察への通報等）や応急手当の方法を記載したリーフレットを配布するなどして、自転車利用者が自転車事故に遭った際に適切な対処を行える知識を普及します。

7 悪質・危険な自転車利用者に対する対処

(1) 自転車利用者による悪質・危険な行為の指導・取締り

ア 効果的な街頭指導の実施

警視庁は、各警察署において、自転車の通行実態、自転車事故の発生状況、自転車利用環境の整備状況等を勘案した上で、自転車に対する街頭指導活動を重点的に実施する地区・路線（自転車対策重点地区・路線）を選定し、その地区・路線において、通勤・通学時間帯に指導を行うなど、指導の効果が上がる街頭指導を行います。なお、同地区・路線において、自転車の通行台数及び自転車利用者の交通ルール遵守状況を調査し、その結果を安全対策に活用するとともに、ホームページで公開します。また、毎月の交通安全日に、同地区・路線において、「管下一斉自転車指導警告・取締り活動」による集中的かつ重点的な指導警告・取締り活動を行います。

東京都は、警視庁等と連携し、「自転車安全利用指導員（仮称）」による街頭における効果的な啓発・指導を行います。

イ 指導警告カードの活用

警視庁は、交通ルール・マナーを守らない自転車走行に対しては自転車指導警告カード及び自転車安全マナーカードを活用した街頭指導を強化します。

ウ 悪質・危険な違反者に対する取締りの実施

警視庁は、信号無視やブレーキのない自転車の運転を始めとする悪質・危険な違反者に対しては交通切符による取締りを実施します。

(2) 悪質・危険な行為を繰り返す自転車利用者に対する講習の実施

警視庁は、道路交通法の改正により、平成27年6月から施行された、自転車の運転により交通の危険を生じさせるおそれのある一定の行為を3年以内に反復して行った者に対して公安委員会が3か月を超えない範囲で期間を定めて自転車運転者講習の受講を命令する制度（自転車運転者講習制度）の周知及び適切な運用により、悪質・危険な自転車利用者を減らし、自転車の安全利用推進を図ります。

第7 総括

1 各主体の連携による取組

第6で示した実施事項において主体として明示された行政機関、事業者等は、自転車の安全利用に関す

る自らの社会的責任を自覚した上で、その役割を適切に果たす必要があります。その上で、各主体による取組の効果をより一層高めるため、例えば次のように各主体が相互に連携して必要な取組を実施することが重要です。

- ・ 交通ルール・マナー、自転車の車体、自転車損害賠償保険等に関する専門的な知識を有する主体が連携した安全教室を開催するなどして、教育内容の充実を図る。
- ・ 区市町村が行う放置自転車の撤去活動と併せて、周辺の小売業者、鉄道事業者、一般事業者等が、自ら管理・運営している駐輪場の利用を啓発したり、駐輪場を利用している間に不良箇所の整備を受けられるようにしたりするなど、自転車利用者による駐輪場の利用を一層促進する。
- ・ 行政が、安全教室を受講した者に対して受講証や宣言証などを発行し、事業者は、その受講証や宣言証などを提示した自転車利用者に対し、駐輪場の優先利用や利用料金の割引、安全性の高い自転車等の販売価格の割引、施設利用料の割引等を行うことなどにより、積極的な安全教室の受講を促進する。

2 民間活力の有効利用

自転車の安全利用に関する事業者の取組は、その事業者に直接経済的利益をもたらすものでないものであっても、それぞれの社会的責任に鑑み実施すべきものです。しかし、例えば事業者による安全教室や駐輪場の整備、安全性の高い自転車の製造等が採算に合う事業として成立する場合には、事業者の創意工夫や競争が促進され、一層効果的な取組になることが期待できます。

一方で、こうした取組が採算に合う事業として成立するためには、自転車利用者や事業で自転車を使用する事業者等が、「自転車の利用により利便性等のメリットを享受するためには、自転車を利用する際に安全教室等の受講による交通ルール・マナーの習得や駐輪場の利用といった一定の手間やコストを負担しなければならない」といった認識を持つ必要があります。

そこで、行政は、自転車利用者や事業で自転車を使用する事業者等に対して、自転車利用に伴う社会的責任やコスト負担の必要性を含め、この計画に記載された取組を求めるなど、民間活力が有効に利用されるための意識を醸成します。また、自転車に関する物・サービスを提供する側の自転車製造業者、自転車小売業者、駐輪場事業者等は、提供している物・サービスについて創意工夫をすることで、物・サービスの利用を促し、安全利用に関する取組の拡大につなげます。

3 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることに伴い、国内外から多くの観客が東京を訪れることとなります。東京都では、事故の危険性が高い区間等における自転車走行空間の優先的な整備や、東京都自転車安全利用条例の制定などに取り組んできましたが、東京2020大会開催を契機に、より充実した自転車利用環境の整備が求められています。

第6で示した実施事項は、自転車の安全利用を推進するための基礎的かつ普遍的なものです。そのため、東京2020大会開催を一つの目標として捉え、自転車に関わる全ての主体が、第6で示した実施事項に一体となって取り組むことで、東京が世界に誇る“誰もが安全で安心できる道路交通”を実現することができます。

おわりに

自転車は、高い利便性を有した乗り物であり、都民生活や事業活動に重要な役割を果たしています。しかし、運転免許が不要であり容易に利用できることなどから、自転車は徒歩と比べて速度が高い車両であるにもかかわらず、交通ルールの遵守といった安全意識の面等では、徒歩での移動と同じ感覚で利用される傾向にあります。

そこで、自転車に対する意識を抜本的に転換し、「自転車は車両であり、その利用には車両の利用者としての責任が伴う」という意識を社会全体に更に浸透させ、全ての者に適切な行動を促すことが重要です。

現在は、自転車の安全利用に対する社会的関心が高まっており、安全教育の推進、安全な自転車利用環境の整備等によって自転車の安全利用に対する意識を広く浸透させる絶好の機会です。

この計画の理念である「社会全体で自転車の安全利用に取り組み、自転車事故がなく、自転車の交通秩序が確立された社会を実現する」ため、自転車に関わる全ての者には、自らの責任を認識し、期待される役割を果たしていくことが強く求められています。

平成28年4月発行

登録番号(28)04

駅前放置自転車等の現況と対策 平成27年度調査

編集・発行 東京都青少年・治安対策本部
総合対策部交通安全課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03(5388)3124

印刷所 昭和商事株式会社
東京都豊島区巢鴨三丁目24番11号
電話 03(3910)5921



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。